

阿見町議会会議録

平成28年第2回定例会

(平成28年6月14日～6月28日)

阿見町議会

平成28年第2回阿見町議会定例会会議録目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| ◎招集告示 | 27 |
| ◎会期日程 | 28 |
| ◎第1号(6月14日) | 31 |
| ○出席, 欠席議員 | 31 |
| ○出席説明員及び会議書記 | 31 |
| ○議事日程第1号 | 33 |
| ○開 会 | 35 |
| ・ 会議録署名議員の指名 | 35 |
| ・ 会期の決定 | 35 |
| ・ 諸般の報告 | 36 |
| ・ 議案第60号から議案第61号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決) | 38 |
| ・ 議案第62号から議案第64号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託) | 46 |
| ・ 議案第65号から議案第71号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託) | 47 |
| ・ 議案第72号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託) | 57 |
| ・ 議案第73号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託) | 58 |
| ・ 議案第74号から議案第75号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託) | 59 |
| ・ 議案第76号から議案第78号(上程, 説明, 採決) | 60 |
| ・ 議案第79号(上程, 説明, 採決) | 61 |
| ・ 請願第2号(上程, 委員会付託) | 62 |
| ○散 会 | 62 |
| ◎第2号(6月15日) | 63 |
| ○出席, 欠席議員 | 63 |
| ○出席説明員及び会議書記 | 63 |
| ○議事日程第2号 | 65 |
| ○一般質問通告事項一覧 | 66 |
| ○開 議 | 68 |
| ・ 一般質問 | 68 |
| 久保谷 充 | 68 |
| 栗原 宜行 | 99 |

| | |
|------------------------------------|-------|
| 海野 隆 | 1 2 0 |
| 佐藤 幸明 | 1 4 6 |
| 永井 義一 | 1 5 4 |
| ○散 会 | 1 6 8 |
| ◎第 3 号（6 月 1 6 日） | 1 6 9 |
| ○出席，欠席議員 | 1 6 9 |
| ○出席説明員及び会議書記 | 1 6 9 |
| ○議事日程第 3 号 | 1 7 1 |
| ○一般質問通告事項一覧 | 1 7 2 |
| ○開 議 | 1 7 3 |
| ・一般質問 | 1 7 3 |
| 高野 好央 | 1 7 3 |
| 柴原 成一 | 1 7 7 |
| 倉持 松雄 | 1 8 6 |
| 難波 千香子 | 1 9 2 |
| 川畑 秀慈 | 2 2 1 |
| ・休会の件 | 2 3 7 |
| ○散 会 | 2 3 7 |
| ◎第 4 号（6 月 2 8 日） | 2 3 9 |
| ○出席，欠席議員 | 2 3 9 |
| ○出席説明員及び会議書記 | 2 3 9 |
| ○議事日程第 4 号 | 2 4 1 |
| ○開 議 | 2 4 2 |
| ・行政報告 | 2 4 2 |
| ・議案第 6 2 号から議案第 6 4 号（委員長報告，討論，採決） | 2 4 2 |
| ・議案第 6 5 号から議案第 7 1 号（委員長報告，討論，採決） | 2 4 5 |
| ・議案第 7 2 号（委員長報告，討論，採決） | 2 5 0 |
| ・議案第 7 3 号（委員長報告，討論，採決） | 2 5 1 |
| ・議案第 7 4 号から議案第 7 5 号（委員長報告，討論，採決） | 2 5 2 |
| ・請願第 2 号（委員長報告，討論，採決） | 2 5 4 |

| | |
|------------------------------------------------|-----|
| ・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 | 260 |
| ○閉 会..... | 261 |

第 2 回 定例会

阿見町告示第175号

平成28年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月3日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成28年6月14日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成28年第2回阿見町議会定例会会期日程

| 日次 | 月日 | 曜日 | 開議時刻 | 種別 | 内 容 |
|------|-------|-----|-------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1日 | 6月14日 | (火) | 午前10時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託 |
| 第2日 | 6月15日 | (水) | 午前10時 | 本会議 | ・一般質問（5名） |
| 第3日 | 6月16日 | (木) | 午前10時 | 本会議 | ・一般質問（5名） |
| 第4日 | 6月17日 | (金) | 午前10時 | 委員会 | ・総務（議案審査） |
| | | | 午後2時 | 委員会 | ・民生教育（議案審査） |
| 第5日 | 6月18日 | (土) | 休 会 | | ・議案調査 |
| 第6日 | 6月19日 | (日) | 休 会 | | ・議案調査 |
| 第7日 | 6月20日 | (月) | 午前10時 | 委員会 | ・産業建設（議案審査） |
| 第8日 | 6月21日 | (火) | 休 会 | | ・議案調査 |
| 第9日 | 6月22日 | (水) | 休 会 | | ・議案調査 |
| 第10日 | 6月23日 | (木) | 休 会 | | ・議案調査 |

| 日次 | 月日 | 曜日 | 開議時刻 | 種別 | 内容 |
|------|-------|-----|-------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第11日 | 6月24日 | (金) | 休 | 会 | ・議案調査 |
| 第12日 | 6月25日 | (土) | 休 | 会 | ・議案調査 |
| 第13日 | 6月26日 | (日) | 休 | 会 | ・議案調査 |
| 第14日 | 6月27日 | (月) | 休 | 会 | ・議案調査 |
| 第15日 | 6月28日 | (火) | 午前10時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会 |

第 1 号

[6 月 14 日]

平成28年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成28年6月14日（第1日）

○出席議員

| | |
|-----|--------|
| 1番 | 紙井和美君 |
| 2番 | 石引大介君 |
| 3番 | 井田真一君 |
| 4番 | 高野好央君 |
| 5番 | 樋口達哉君 |
| 6番 | 栗原宜行君 |
| 7番 | 野口雅弘君 |
| 8番 | 永井義一君 |
| 9番 | 海野隆君 |
| 10番 | 平岡博君 |
| 11番 | 久保谷充君 |
| 12番 | 川畑秀慈君 |
| 13番 | 難波千香子君 |
| 14番 | 柴原成一君 |
| 15番 | 久保谷実君 |
| 16番 | 吉田憲市君 |
| 17番 | 倉持松雄君 |
| 18番 | 佐藤幸明君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

| | |
|-------|--------|
| 町長 | 天田富司男君 |
| 教育長 | 菅谷道生君 |
| 町民公室長 | 篠崎慎一君 |
| 総務部長 | 小口勝美君 |

| | |
|---------------------|-------|
| 町民生活部長 | 篠原尚彦君 |
| 保健福祉部長 | 飯野利明君 |
| 産業建設部長 | 湯原幸徳君 |
| 教育委員会教育次長 | 大野利明君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤吉一君 |
| 政策秘書課長 | 佐藤哲朗君 |
| 総務課長 | 青山公雄君 |
| 財政課長 | 大塚芳夫君 |
| 管財課長 | 飯村弘一君 |
| 高齢福祉課長兼 福祉センター所長 | 湯原勝行君 |
| 上下水道課長 | 坪田博君 |
| 学校教育課長兼 新小学校準備室長 | 朝日良一君 |
| 生涯学習課長兼 中央公民館長 | 松本道雄君 |

○議会事務局出席者

| | |
|------|-----|
| 事務局長 | 吉田衛 |
| 書記 | 大竹久 |

平成28年第2回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成28年6月14日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第5 議案第62号 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第63号 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第64号 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第65号 平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第72号 町民体育館耐震改修工事請負契約について
- 日程第8 議案第73号 役場庁舎増築棟給排水設備改修工事請負契約について
- 日程第9 議案第74号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 議案第75号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について

て

- 日程第10 議案第76号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第77号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第78号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第79号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 請願第2号 所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書

午前10時00分開会

○議長（紙井和美君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成28年第2回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（紙井和美君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

10番 平岡 博 君

11番 久保谷 充 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にいたします。

本件については、去る6月7日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成28年第2回定例会につきまして、去る6月7日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から6月28日までの15日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、6月15日は午前10時から本会議で一般質問。静かにお願いします。

3日目、6月16日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

4日目、6月17日は委員会で午前10時から総務常任委員会。午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、6月20日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、6月28日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたします。報告いたします。

○議長（紙井和美君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月28日までの15日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月28日までの15日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（紙井和美君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

何か初夏の季節になったなという、また入梅という、そういう状況だなという、そういう感じがします。そういう中、平成28年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方にはお忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

報告事項であります。1点目、皆さん御存じのとおり、阿見町との裁判が行われ、28年6月8日に判決書言い渡しがありました。これは平成26年（ワ）第187号損害賠償請求事件であります。原告は藤井孝幸氏、そして被告は柴原成一氏、また、被告、阿見町であります。

主文であります。原告の請求をいずれも棄却する。訴訟の費用は原告の負担とする、こういう形で、まず判決がありました。今後は、藤井孝幸氏にこの文が行き、その次の日から14日間控訴の期間になります。この控訴の期間の28日までには大体決着がつくんじゃないかなと。

28日にもしもそういう状況であるならば、また、皆様に報告をさせていただきたいと思います。

平成27年度の繰越明許について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたします。

平成27年度の事業施行に当たり、諸般の事情により年度内に事業完成並びに支出が困難となったため、予算の定めるところにより平成28年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成27年度繰越明許費、繰越計算書のとおりであります。

次に、平成27年度事故繰越について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告をいたします。

平成27年度の事業施行に当たり、避けがたい事項により年度内に事業完成並びに支出が困難となったため平成28年度に事故繰越した事業は、お手元に配付いたしました平成27年度事故繰越計算書のとおりであります。

その内容としましては、一般会計では道路新設改良費で、工事路線内に埋設されている美浦村送水管の撤去について、工法の見直し等不測の日数を要したため年度内の完了が困難となったことから繰り越すものであります。また学校管理費で、新設小学校建設工事实施設設計業務において、建築確認審査機関との調整に不測の日数を要し、約1カ月のおくれを生じたため、年度内の完了が困難となったことから繰り越すものであります。

公共下水道事業特別会計では、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金の額の確定がおくれたため、年度内の支出が困難となったことから繰り越すものであります。

次に、平成27年度水道事業予算の繰越について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告をいたします。

平成27年度の水道事業執行に当たり、諸般の事情により、年度内での事業完成並びに支出が困難となったため、平成28年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成27年度水道事業予算繰越計算書のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（紙井和美君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第60号から議案第79号のほか、所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書、以上21件であります。

次に、監査委員から平成28年3月分から平成28年4月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付いたしました参考資料

のとおりです。

次に、平成28年度普通建設等事業進捗状況、契約状況報告について、6月13日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、平成27年度阿見町土地開発公社決算書及び平成28年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので報告いたします。

次に、阿見町国民保護計画の一部変更の報告について、6月2日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第4、議案第60号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）、議案第61号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第60号及び第61号の損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は平成27年12月23日午前8時50分ごろ、阿見町大字廻戸372番地、福祉センターまほろばにおいて、当該施設の管理業務を委託しているシルバー人材センターの会員である相手方2名が、施設の清掃のため固形の消毒剤を処分しようとしてごみ袋への詰め替え作業を行った際、消毒剤の一部が融解したことにより発生したガスを吸い込み、塩素ガス中毒による障害を負わせたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定め、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） まほろばでね、事故というかな、事故ですね。事故があつて、シルバー人材センターの会員が塩素ガス中毒によって障害を負ったということで、大変ね、大変だったなというふうに思います。

ちょっとね、原則的なことを聞いておきたいのですが、町がですね、損害賠償ということで、金額が13万9,630円ですけれども、支払うと、責任を負うということについての根拠をお聞きしたいと思います。

通常、道路の管理が悪くてですね、車が突っ込んでしまって、それに対するその賠償の責任を負うであるとか、例えばまほろばでね、やっぱりこれも管理が悪くて利用者が事故に遭ったとか、こういう場合は、これは町に責任がありますので、損害賠償を支払うということになると思いますね。ただ、今回の場合は、そのシルバー人材センターですね、その管理業務を受託して、その会員がその業務、作業をしている中で起きた事故なんですね。そうすると、一義的には、シルバー人材センターに何らかの賠償であるとか、労災であるかもしれないし、そういった類いの責任が生じるのではないかなど。それがその阿見町がその損害賠償の責任を負うということについて、ちょっと原則的な話で申しわけないんですけど、まずそこを聞かせてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） おはようございます。それではお答えいたします。

町が賠償責任を負う根拠ということでございます。

まず、今回の事故に対する損害賠償につきましては、御承知のように、町が加入している全国町村会の総合賠償保険のほうから支払いを行ってございます。この賠償責任保険、町が払っている保険なんですけれども、これは町村等が住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失、毀損、もしくは汚損した場合におきまして、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しまして保険金を支払うというものでございます。町村等の業務遂行に起因する偶発的な事故が保険の対象となっております。この町村等の業務の中には、町村等施設の保守、管理業務、これも含まれております。

当該福祉センターまほろばの施設管理業務につきましては、阿見町シルバー人材センターに業務の委託を、御承知のようにしているというところでございます。

今回の事故におきましては、町から業務の委託を受けたシルバー人材センターの会員の方が、施設内にあった現在使用していない浴槽用の固形の消毒剤を処分しようとした際に、偶発的に発生したものでございます。したがって、町村等の業務遂行に起因する偶然な事故に当た

ると判断されるため、保険の支払いの対象になったということでございます。

損害賠償保険における行政事務の今の委託の話でございますけれども、この外部委託の取り扱いにつきましては、基本的扱いといたしましては、議員がおっしゃるとおり、町村等の業務の一部を住民や地域団体あるいは法人等に委託した場合、その委託者の当該業務上の過失による賠償責任は、第一義的には受託者が負う者と考えられるというところでございますけれども、町村等も受託者とともに賠償責任を負うことが相当であると認められる場合には、町村等の責任部分につきまして損害賠償保険の対象になるというふうに定められてございます。

外部委託における町村等の賠償責任は、当該委託業務の公共性、それから委託に当たっての町村等の関与と事故発生原因との関係などを総合的に検討して、具体的に判断するということになってございます。今回の支払いの有無、それから賠償金額につきましては、全国町村会が加入市町村を被保険者として団体保険契約を締結しております損害保険会社のほうに事故報告した上で決定されたというものでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） わかりました。このシルバー人材センターと会員の関係は、なかなか関係が難しいというか、雇用形態にあるわけではないということで、事故に遭ったときかな、それをどう損害補償してやろうかということが、多少課題になっているんだと思うんですね。そこはわかりましたので。

今度はずいぶん、今回、不幸にして偶発的な事故だったのかどうか私はわかりませんが、町のですね、そういった消毒剤かな、消毒剤をどう管理して、それを廃棄すると。使わないものは廃棄すると。そういう一連の管理というのが十分に行われなくて、その処分をお聞きするところによると、年末の大掃除のときにね、それを処分しようということでその事故が起きたということになるようなんですけれども、その管理とか処分、これについて何かやっぱり町としてというのかな、これは。まほろばというところで福祉センター業務をやっている町として問題がなかったのかどうか。今後、今後ですね、同じような事故が起こる可能性はやっぱりありますね。そうすると、それに対する予防措置というか、そういうことをですね、どう予防していくかということについて、対策は当然練られていると思いますので、そのことについてお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） お答えいたします。まず、委託をしているわけなんですけれども、その委託業務の中にはシルバー人材センターの管理業務というのが含まれております。

で、受託者のシルバー人材センターのほうでの作業規定といいますか、安全規程というのを、シルバーのほうでも当然ながら定めておりまして、会員の方がですね就業するというときには、安全衛生基準を定めておりますので、この基準を遵守して、あらゆる事故の発生防止に努めなければならないというふうに規定をされているところでもあります。

例えば、当然のことですけれども、作業は安全を最優先すること。それから、服装、履物は作業に合った動きやすいものを着用すること。必要な防護服は正しく着用すること。危険物を取り扱う際は火気厳禁のこと等々細かく定められております。

そのほか、今回まほろばの管理業務につきましては、管理係ということで職員のほうをお願いしてるんですけども、管理係の対応マニュアル、これも作成しております。この管理マニュアルにおきまして、浴槽等の管理の要綱、それから塩素設備の塩素消毒の実施の手順、塩素水の補充手順、それから注意事項が定められてございます。そのほか浴槽の塩素水も含めて、主な在庫品につきましては、品名、保管場所、それから在庫数を現在は在庫表により適正に管理をしているというところでございます。

ただ、今回の事故につきましては、かなり古い在庫でありまして、現在、今回の事故は塩素剤なんですけれども、固形の塩素剤20キロかな、複数入っております。よくお風呂に入れる入浴剤のようなものをイメージしていただければよろしいかと思うんですけど、あれがたくさん入っているやつがビニールの袋に密封されております。それがダンボールに入っております。これは、本当は在庫表とかがあるのできちんと管理できるはずなんですけど、ちょっと経過がよくわからないんですけれども、かなり古かったものということで劣化していたものでありまして、そこら辺については管理がきちんとできていなかったというふうに思われます。

事故の概要としましては、それを処分しようとした際に、ダンボールをあけて、ビニールの袋、これをカッターで開封したときに、たまたま中に発生していた塩素ガスを吸い込んだために事故に遭われてしまったと、中毒になってしまったということでございます。事故後、消防隊のほうが来まして、塩素ガスを測定していただいたんですけども、塩素ガスの発生は全く認められないということで、たまたま中にあったものをあけた瞬間に吸い込んでしまった偶発的な事故だったのかなと、本当に会員の方には申しわけないことをしてしまったなという思いでございます。

現在は、そういうふうに在庫の管理もきちんと適正になってございます。今後はですね、さらにそういうことのないように努めてまいります。危険物の管理体制の確立ということで、取り扱い責任者を明確に指定して、それから危険物の有無の確認、それから管理を確実に実施するという、それから危険物の適正な管理及び取り扱いの教育の実施ということで、危険物に対する、塩素剤に対する認識もちょっと甘かったのではないかなというふうに反省をして

おります。

町としましても、シルバー人材センターのほうと打ち合わせをさせていただいて、そこはきちんと徹底をして、現在危険物に関しましても全て点検をいたしまして、現在そういったものはないし、現在の浴槽については、塩素剤は液体のほうでやっております。その管理もきちんとやっているということで、今後、さらに徹底をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、処分の方法ですけども、処分につきましては、基本的には専門業者に処分ということなんですけれども、当日は、こちらだごみ袋にということで書いてありますけれども、可燃のごみとして処分するというのではなくて、不可燃物として燃えないごみ袋に入れ替え作業をしている最中に事故が発生したということでございます。事故当日に専門業者のほうに連絡しまして、翌日、専門業者により廃棄処分をしているという状況でございます。

薬剤の管理につきましても、そういった何分にもちょっと古いものであったために十分な管理ができていなかったということでございますので、その管理、それから取り扱い要領も含めまして、今後さらに徹底して二度とこういうことのないようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（海野隆君） 了解しました。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） ただいまの件なんですけど、大変ですね、賠償額13万9,000円という話でですね、発生した塩素ガスで塩素ガス中毒になったということはですね、大変お気の毒だと思うんですね。それで、今お話聞いていますと、この方はもう既に、今後ですね、影響もないような話をしているんですけど、後遺障害とかそういうのは大丈夫なんでしょうか。それが1点。

それとですね、町の責任として後遺障害が発生する事態になった場合の町の責任というのはどの辺までとれるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を行います。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 2名の方が被害に遭われております。1名の方が直接あけたときに吸い込んだ方ということで、のどの痛み等がありましたので、この方は当日すぐに救急車で協同病院のほうに搬送されました。2名一緒なんですけれども。1名の方が入院が3週間、その後、通院がですね、3日間でございます。もう1名の方は、当日と翌日、通院が2日間ということでございました。現在、後遺症は全くなく、2月中、1名の方は1月から、もう1名

の方も、たしか2月中だと思ったんですけども、職場に復帰して現在も作業をしていただいているということでございます。

それから、後遺障害等があった場合でございますけれども、これも加入している保険のほうで、後遺障害があった場合にも保険の対象になってございます。

賠償責任保険の身体賠償といたしましては、現在、町のほうで保険で加入しているのが、1名2億円までの保険に加入をしてございますので、万が一そういった後遺障害が発生したという場合には、基本的に総合賠償保険のほうを通じてお支払いをさせていただくということになるかと思えます。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） シルバー人材センターの会員に仕事を頼むときに、もし、まほろばではガス中毒があったということなんですけれども、個人の家で頼んで、もし農作業かなんかを頼んで、畑にたまたま鎌が落ちていたと。そこへ、運悪くつまづいて転んでけがをしたというときには、どのような責任になるんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） お答えさせていただきます。

まず、シルバー人材センターの働き方になるんですけども、シルバーの仕組みとしましては、議員がおっしゃられたように、家庭ですとか、それから企業、公共団体からの臨時的、それから短期的、またはその他軽易な作業、農作業というところら辺に該当するかと思うんですけども、それに対して会員の中から適任者を選任して、その仕事を行うということになります。

発注者、頼んだほうですね、頼まれた方と、それから就業する会員の方の間には、当然雇用関係はございませんし、シルバー人材センターとの間でも雇用関係は発生しないということなので、基本的には労災の対象にはならないということになります。

センターでの働き方は、生きがいを得るための就業、これを目的としておりますので、一定した収入の当然、保証というわけではないんですけども、まず、ご本人がけがをされた場合、結論的には、シルバー人材センターのほうで団体傷害保険というのに加入をしてございます。シルバー人材センターは発注者との間に雇用関係がございませんので、労災のほうは適用になりません。このため、シルバー人材センターといたしましては、会員の皆様が安心して就業できるように、万が一、仕事中に会員が傷害を受けたり、あるいは発注者等に損害を与えた場合に備えて、民間の団体障害保険、それから損害賠償保険に加入をしてございます。

この団体傷害保険、大体全国で同じような形式を取ってございますけれども、これは会員が仕事中に被った障害事故、要は会員ご本人がけがをされた場合に対して、1日当たり定額が給付されます。どちらかというに見舞金的なものでございます。現在加入しているのが、1日通院2,000円とか、入院3,000円とか、そういった団体障害保険のほうに加入しております。

一方、賠償保険というのは、会員が従事した事故により発生した事故によって、他人の身体、財物に損害を与え、法律上の損害賠償が生じた場合に、その障害を補填するというので、これは会員本人には適用されません。よくあるケースとしては、除草作業をしていた際に小石が跳ねて自動車に損害を与えてしまったとか、そういった他人に対して損害を与えた場合です。これは賠償保険を適用するというようなことになってございます。

なので、基本的に会員の方が就業中に事故に遭われた場合、この賠償保険ですか、団体障害保険のほうから給付を受けるということになります。それから、治療の場合は、健康保険、これの適用になります。

平成25年の10月1日から健康保険も適用になるようになりました。以前は、シルバー人材センターの方が就業した場合には、会員は原則として雇用関係がないので労災保険に該当しないということで、労災は適用を受けられませんでした。そして、25年10月1日以前の健康保険法では、業務外の事由による負傷を対象としている、業務外の事故の場合、健康保険の対象としているということでございました。そのため、シルバー人材センターの方が行っている業務につきましても、これは業務に当たるということで、健康保険からの給付も受けられないという制度上の谷間があったんですね。作業していてけがをしたけれども、それは当然、雇用関係がないので労災の適用にはなりません、しかし、健康保険法も業務上の障害なんで適用になりませんということで、どこからも給付が受けられないという問題がありました。

この問題のそういう谷間を救うために、健康保険法が25年の10月1日から改正されて、業務災害以外の事由による負傷があった場合には、健康保険でカバーできると。要は労災保険の適用がされない場合には健康保険の適用になるということになりましたので、現在は、そういったけがをされた場合には、まずは基本的にご自身で加入している健康保険のほう適用を受けてですね、受診をしていただく。なおかつ、センターの皆様が安心して働けるように団体障害保険に加入しておりますので、こちらは見舞金的な性格として、シルバー人材センターで加入している団体障害保険からの給付を受けていただくというような形になります。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） はい。17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 団体障害保険というのは、1日2,000円とかそこら辺の補償だけであって、治療については全然無関係ということなんですか。それからシルバー人材センターの

会員は、入会金、登録金というのを3,000円取っているそうですが、その3,000円はそういうところには使われていないんですか。お尋ねします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 今回、町のほうで払う損害賠償保険は、入院とか治療とかに要した、要は実費分の保険の対象となっている。要は損害を与えた損害賠償保険でありますので、それで自己負担した分全額を、今回補償させていただいたところでございます。シルバー人材センターのほうで加入している損害賠償保険は、相手に損害を与えた場合にそれが対象になるんですが、団体障害保険というのはですね、実費分というわけではなくて、通常入っている保険と同じで、通院、それから入院とかに応じまして金額が定められておりますので、その定められた金額の範囲の中で支給をするというもので、実費を保障するというものではございません。

それから、この保険金、会員からいただいた登録等についてなんですが、基本的にシルバー人材センターとして事務手数料とかもいただいております。シルバー全体の予算の中で、この団体保険、それから損害賠償保険のほうの金額も捻出しているということでございますので、その3,000円いただいている3,000円が全てそちらに充てられているというわけではないのかなと思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 簡単に言えば、団体保険は治療については一銭も出さないと。だから、入っている国民健康保険で勝手に治せ、ということじゃちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、自分で治せということなんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 要は、会員の皆様とシルバー人材センターとの間に、要は雇用関係がございませんので、基本的には御自身で加入している健康保険のほうで対処していただくというのが原則でございます。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第61号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより、討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第60号から議案第61号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第61号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第62号 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について

議案第63号 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

議案第64号 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第5、議案第62号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第63号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第64号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第62号から議案第64号までの条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第62号の阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する

る条例の一部改正について申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則の改正に伴い、主任介護支援専門員の研修制度について、所要の改正を行うものであります。

議案第63号の阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、関係省令の改正に伴い、当町における指定地域密着型通所介護事業に関する基準を追加する等、所要の改正をするものであります。

次に、議案第64号の阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、関係省令の改正に伴い、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等があわせて従業することができる敷地内の介護関係施設等に、指定地域密着型通所介護事業所を追加する等、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案3件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お謀りいたします。ただいま議題となっております議案第62号から議案第64号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託案のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

| | |
|--------|--------------------------------|
| 議案第65号 | 平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号） |
| 議案第66号 | 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第67号 | 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第68号 | 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |

- 議案第69号 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第70号 平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第71号 平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第6、議案第65号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第66号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第67号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第68号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第69号、平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第70号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第71号、平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第65号から第71号までの、補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第65号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億2,698万円を追加し、歳入歳出それぞれ170億2,198万円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入から申し上げます。

第15款国庫支出金で、地域再生計画策定事業の財源に平成27年度地方創生加速化交付金が決定したことを受け、本年度予算に同時計上している地域再生戦略交付金を皆減。

第19款繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額。

第21款諸収入では、本郷小学校へのスクールライフサポーターの配置に係る受託事業収入を新規計上するほか、雑入で、自治総合センターより助成決定を受けたコミュニティ事業助成金を新規計上。

第22款町債では、親水施設設備に係る霞ヶ浦湖岸親水施設整備事業債を新規計上。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで、人事異動等に伴う職員給与関係経費の補正があるほか、第2款総務費では、町民活動推進費でコミュニティ事業助成金を財源とし、青宿区の公会堂備品整備に係るコミュニティ事業補助金を新規計上。

第3款民生費では、社会福祉総務費で、地域再生計画策定事業について、平成27年度地方創生加速化交付金事業として採択を受けたことから、本年度予算に同時計上している当該事業費

を皆減。

第4款衛生費では、予防費で、本年10月のB型肝炎ワクチンの定期接種化に伴い、不足が見込まれる予防接種委託料を増額。

第7款土木費では、道路維持費で、大室地内親水施設整備に係る堤脚水路改修等工事費を新規計上。住宅管理費で、曙町営住宅の一部用途廃止に伴う移転補償金を増額。

第8款消費費では、非常備消防費で、コミュニティ事業助成金を財源とし、阿見町女性消防団の活動に必要な視聴覚資器材購入費を新規計上するほか、全国消防操法大会の会場視察等に係る経費を増額。

第9款教育費では、事務局費で、複式学級を導入している吉原小学校の教育環境の充実を図るため、ティームティーチング講師に係る報酬を増額。教育振興費で、県から受託する本郷小学校へのスクールライフサポーターの配置に係る講師謝礼を新規計上。保健体育事業費で、当町でのいきいき茨城ゆめ国体セーリング競技の成功に向け、今年度の開催地等をより多角的に視察するため、特別旅費を増額するものであります。

次に、5ページの第2表、地方債補正について、霞ヶ浦湖岸親水施設整備事業を追加するものであります。

次に、議案第66号から70号までにつきまして、それぞれの特別会計において、主に人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するもので、議案第66号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に617万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ61億8,917万3,000円とし、その財源調整のため、一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第67号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に363万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億7,963万9,000円とするものであります。その主な内容としましては、職員給与関係経費を補正するほか、下水道料金改定実施支援業務に係る水道事業会計への負担金を新規計上するもので、その財源調整のため一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第68号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に36万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億7,436万8,000円とし、その財源調整のため、一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第69号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に28万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ30億328万3,000円とし、その財源調整のため事務費等一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第70号、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に2万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億8,402万5,000円とし、その財源調整のため職員給与費等繰

入金を増額するものであります。

次に、議案第71号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ797万9,000円を増額するものであります。

その主な内容としましては、上下水道料金改定実施支援業務の追加に伴う委託料を増額するものであります。また、水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出については、2億95万2,000円を増額するものであります。その内容としましては、福田配水場整備に伴う実施設計委託料及び工事請負費を増額するものであります。

なお、増額により不足する資本的収入の財源については、企業債を1億円増額し、過年度分損益勘定留保資金から残り1億95万2,000円を補填いたします。

また、債務負担行為につきましては、上下水道料金改定実施支援業務及び福田配水場整備工事を平成28年度、29年度の2カ年事業として円滑に進められるよう、期間と限度額を設定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 1点だけちょっとお伺いします。ページ、10ページ。

○議長（紙井和美君） 何号ですか。

○8番（永井義一君） ごめんなさい、65号の一般会計補正予算。

○議長（紙井和美君） 65号。

○8番（永井義一君） はい。10ページです。この中で総務関係でかなり人数の変動がいろいろな部署であるみたいなんですけれども、ちょっと1つだけお聞きしたいのが、秘書費ですね、これが8人ということなんですけど、これ予算では6人だったかと思うんですよ。秘書費で2人増えるのはちょっと珍しいなと思って、この増えた内容をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） お答えいたします。人件費の予算につきましては、予算編成の時期がですね、前年度なものですから、その当時の人員で実施いたします。ですので、おっしゃるとおり6人なんですけれども、今年度機構改革等がありまして、これは秘書費となってい

ますけれども、中身は政策秘書課の7名ですね、それと私、町長公室長1名ということで、8名の人件費がここに計上されております。そういったことから2名分の増額ということでございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ということは、予算編成はかなり前なんで、その後に機構がいろいろ変わったということで、今6名から8名になるということなんですけれども、そうなる、ほかのいろいろ、財政管理費、会計管理費、いろいろ人数が変わっていますけれども、それも同じような結果でこうなったとっていいわけですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を行います。

総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） お答えいたします。これに関しましてはですね、今、公室長から答弁がありましたとおり、機構改革に伴うもの、特に前年度と比較して人数が大きく動いているものについては、機構改革による増減というふうに捉えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 一般会計補正予算の21ページね、一番上なんだけれども、賃金として保健師の賃金を229万6,000円削ってね、看護師の賃金、同じ金額をつけたということなので、保健師ではなくて看護師に、本来保健師がやる仕事を、保健師の人員が確保できなくて看護師になったのかどうかわかりませんが、なぜ、保健師の賃金を削って看護師の賃金にしたのか。当初の予算ではね、全額が保健師の賃金というふうになっていたと思いますけれども、このことについて説明をしてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） お答えさせていただきます。議員御指摘のとおり、基本的には当初、保健師を予定してございましたが、保健師が確保できなかったために看護師で対応するというので、この予算上の振り替えをさせていただいたところでございます。当初、じゃあ最初から看護師で大丈夫だったんじゃないかなということにもなろうかと思うんですけれども、業務内容といたしましては、健康診断とか各種検診等、総合福社会館とかでやっているんですけれども、その際の保健相談等業務、その他いろいろな業務、保健師ですと新生児の訪問もやったりですね、いろいろな業務、そういったことも含めて、現在、保健師がちょっと欠員になっているという状況もございます。現在、約2名くらい欠員になっております。そういう

ことで、保健師の賃金ということで当初予定しておりました。ただ、なかなか応募がなくてですね、ちょっと業務に支障が出てしまうということで、保健師で応募があったために保健師のほうを採用させていただきました。

保健師と看護師、どこが違うのかといいますと、健康相談業務、保健師ですと健康相談、保健の指導ができます。ただ、看護師ではそれができないということになりますので、保健相談業務以外の部分についてですね、看護師のほうで対応させていただいているということでございます。

業務の内容も、総合保健福祉会館の保健師の業務は多岐にわたっておりますので、その中ですみ分けをしまして、保健師じゃないとできない、例えば新生児の訪問、これは生後28日まで、そういうところで訪問指導、そういったところは保健師で行って、それ以降、生後28日以降、4カ月前までにお宅に訪問するときには看護師のほうで大丈夫ですので、そういったところで、これは「こんにちは赤ちゃん」事業とか言っているんですけども、そういうことで体重測定をしたり、そういった業務、業務の内容でちょっと振り分けをすることによって、業務が支障のないように体制を取らせていただいた、そのために予算上の振り分けを行ったということでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 先日ね、阿見町が町の職員を採用するのに、統一ではなくてね、青田買いなんで書いてありましたけれども、保健師だけ特別に採用、募集をすると、そういうことがあって、本来、町として保健師は何名くらい必要で——2名欠員になっているって言ったんだけれども、何名必要で今2名欠員になっているんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） ちょっと今手元に資料がないんですけども、基本的に今現在、保健師が8名います。年度の途中でちょっと、今年度ですね、早期に退職をされた方等もいたので補充ができなかったということもございます。

今後、当然、保健師の業務といいますと、本当に赤ちゃんからお年寄りの方まで、非常に幅広い方の健康指導、そういったものを多岐にわたって行ってございます。業務もかなり広いということになります。まずはその欠員部分は補充させていただきたいというのと、あとは、やはりこれから健康長寿ということで、あるいは医療費の削減、そういったところにも力を入れていかないといけないということで、国民健康保険のほうでも、今年度から保健のデータベースのほうを作成しながら、より重度化しないように、そういうリスクの高い方のアプローチとともに、ポピュレーションアプローチも含めて、幅広い観点で実際の医療費を分析しながら、

きめ細かな指導を行っていきたい。そういったことによって、より重症化しない、医療費のかからないような体制を築いていくことが必要だと思っておりますので、そういったところにも保健師のほうを配置をさせていただきたいというふうに考えてございますので。

昨年、視察に委員会のほうで行かせていただきました。長野市あたりですと、人口当たりに対するとかなり数が多いということでございますので、基本的に今後、当面は欠員の方、それから新たに保健予防のほうを重点的に進めたいということで、とりあえず当面は3名は必要かなと思っております。それ以降につきまして、また今後、計画的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 飯野部長にお任せしておけば阿見町の保健行政は大丈夫かなというふうに思いますが、今回ね、補正になった賃金ですよ。そうすると、プロパー職員というのかな、阿見町の保健師としての職員を確保すれば、じゃあこの保健師ではなくて看護師に今回のように変わることがないということになりますか。賃金というのは、言ってみると臨時的に雇用するような方々ですよ。それはまたちょっと違う要因というか、そういうのがあるのではないかなと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 保健師、それから看護師、たくさんの方が臨時職員で現在働いていらっしゃいます。例えば、健診時、いろいろ健診も総合的な健診とか1歳半とかいろいろな健診があるんですけれども、その都度、時間単位で来ていただいている方、保健師以外にも歯科衛生士の方ですとか、栄養士の方ですとか、これ全部を職員でカバーするとなるとなかなか大変なんで、スポット的にお願いをしている方が何人もいらっしゃいます。

そのほか、今回上げさせていただいたのは、そういったことも含めまして、全体的にですね、1日7.75時間で243日分ということでとらせていただきました。こちらの方については、ある程度常勤的に対応ができる方ということでお願いをしております。それ以外に短時間の方がたくさんいらっしゃいます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） いずれにしてもね、保健師というのはやっぱり保健衛生のキーマンになる人なのでね、ぜひこういう形ではなくて、しっかりと本来の保健師が確保できるようにまた頑張ってください。先ほどから飯野部長の話の聞いていると、阿見町、非常に保健衛生がよくなるようなイメージがありますので、頑張ってくださいと思います。

以上でございます。

もう一点いいですか。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ごめんなさい。その点はそれで終わりにしたいと思います。

もう一点はですね、32ページ、先ほど説明がなかったと思うんですが、センター館長の報酬ということで減額になっているんですが、今回センター長になられた方というのは、もとね、町の職員の方がなられたと思うんですが、この減額の要因というのは何ですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） お答え申し上げます。

議員御指摘のとおりですね、かすみ公民館と本郷ふれあいセンター、そもそも非常勤特別職という採用を当初予算で計上してございました。それが、再任用という制度ができてございますので、職員2名が再任をされた。それぞれかすみ公民館、本郷ふれあいセンターにそれぞれ勤務している。その減額でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 補正予算のですね、65号、ページ数が27ページ、土木費でですね、住宅管理費とあるんですが、先ほど町長の説明ですと、曙でですね、曙住宅の一部廃止ですか、それに伴う計画の変更による費用というふうに聞いたんですが、それで間違いはないでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） そのとおりでございます。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） この問題はですね、かつての全協で説明がございました。その全協の中でですね、事細かに計画年度が出ていまして、完成年度も短期間で施工するんだというような結果になっていたようなんですが、その後ですね、私のほうにもいろいろ役場のほうから情報がありましてね、それで説明会を開きたいとか、そういうのがあったんですが、なかなか契約の問題とかですね、今後の移転補償の問題とか家賃の格差の問題とか、いろいろ諸条件がありますのでなかなか難しいのかなというふうに思うんですが、今現在の状況というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 4月に全員協議会の中で皆さんに御説明をさせていただきました。基本的には30年までにできればその9戸について取り壊しをしたいというのが町の考えですけれども、非常に相手がございますので、その辺の交渉をしていかなければならないというふうなことです。

今回、補償金について補正予算を上げさせていただきました。これはこの前も説明をいたしましたとおり、茨城県の用地対策連絡協議会の損失補償算定基準に基づいて、茨城県ですとか住宅管理センターとも協議をして、今回の補正予算、この辺が妥当だろうというようなことで9戸分の補償を計上させていただいたわけでございます。

ただ、議員御指摘のように、9軒の人につきましては、非常に住宅に住んでいる方の収入ですとか、あるいは実情がまちまちの状況でございます。町としましては当初は9戸の方を集めて説明会を開こうというようなことも考えたんですけれども、まず、いろいろ実情によって、ほとんどの方が出てこないんじゃないかというふうなことで、県、住宅管理センターともいろいろ、今までの他の市町村等の実例等もいろいろ話を聞いた中で、やっぱり戸別に訪問して、その家の方の実情をまず聞いてから交渉に入っていくほうが得策だろうというふうなことで考えてございます。

ですので、今回の補正が通りました段階で、まずはその住んでいる方の実情、そういったものを、今回の計画についてどういうふうな考え方を持っているかからやっぱり入っていかないとまずいだろうと、そういった中で進めていこうかなというふうに考えております。今までも行政区の区長さんともいろいろ相談をしまして、そういった全体説明会というのはなかなか難しいだろうという判断となりましたので、戸別に対応していかざるを得ないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） そうしますとですね、当初、平成30年にですね、行うんだと、完了するんだという話なんですけど、これは現実的にはほとんど無理というふうに考えていいですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） やっぱり相手がありますので、町はやはり方向性としてはここまでの間にはできれば努力したいというふうに、30年までは努力したいというような考えがございます。もし、できなかつたらどうするのかということでございますけれども、地域の防災拠点となる公園の整備についてもやはりつくっていかねばならないというふうにも考えていますので、なるべく努力はいたしますけれども、ただ何年度までにやるからどうのこうの

というのをその入居者に最初から押しつけるということはなかなか難しいだろうというふうに思っております。そういった中で、進捗度合いの中で、ある程度、政策判断は変えざるを得ないのかなというふうには思っております。ただし、さっき言ったように30年までには努力していくというふうなスタンスには変わりございません。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） この間、全協でもね、私は説明したんですが、なかなか地域の区長さん、東区、南区の区長さんもですね、何回も協力を求められているんですね。いろんな事業において求める。町長のおかげでですね、子供の遊び場、広場もですね、完成はしたんです。皆さんで整備をし、草刈りもやっているんですが、実際問題、子供が遊んでないんですよ。というのはですね、その周りに住宅がありまして、その方の名前は言えませんが、一軒の方が、子供が遊んでうるさいと子供を脅すもんですから、子供がですね、一切遊べないんですよ。それで草ぼうぼうになったところを、ただ単に地域の皆さんで草刈りをしているというような特殊な現状がありますんでね。

平成30年までに何とか努力するという役場の気持ちは十二分にわかります。しかし、これはですね、ある程度強行に出ていかないと、最終的には強行に出ていかないとならない事業のかなと思うんですが、その辺の強行規定といいますか、そこら辺は今考えているかどうかをお聞きします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 先ほども答弁しましたとおり、これから一軒一軒あたってきますので、その中で今の段階で強行に行きますよというふうな答弁よりも、まずは理解をいただくような努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） それはもっともなんですよ。最初からね、「この野郎」という話じゃないんですよ。話の中で、今後ですね、30年を目標に努力していくということなんで、これはですね、その都度ですね、地域の区長さん、それから地域の役員の方にもですね、その都度、要するに訪問した結果とかですね、どのような進捗状況になっているのか、どのような見通しがあるのかということとはですね、やはり報告していただきたいというふうに要望して終わります。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号から議案第71号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は、午前11時25分といたします。

午前11時14分休憩

午前11時25分再開

議案第72号 町民体育館耐震改修工事請負契約について

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第7、議案第72号、町民体育館耐震改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第72号、町民体育館耐震改修工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、町民体育館の耐震改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成29年1月31日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第73号 役場庁舎増築棟給排水設備改修工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第8、議案第73号、役場庁舎増築棟給排水設備改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第73号の役場庁舎増築棟給排水設備改修工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、役場庁舎増築棟の給排水設備改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成29年3月31日であります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号については、会議規則第39条第1

項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第74号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

議案第75号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更に伴う財産処分について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第9、議案第74号、稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について、議案第75号、稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更に伴う財産処分について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第74号の稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について、議案第75号の稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更に伴う財産処分について、関連しますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、稲敷地方広域市町村圏事務組合が運営する養護老人ホーム及び老人福祉センターの廃止、民営化に伴い、地方自治法第286条第1項及び第289条の規定に基づき組合理約の変更及び財産処分の協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号から議案第75条については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第76号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第77号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第78号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（紙井和美君） 次に、日程第10、議案第76号、阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第77号、阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第78号、阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第76号から議案第78号の、阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項の規定により、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任することとされており、委員の任期は3年であります。

瀬尾房雄君、鴨目秀夫氏は、平成25年6月に就任され、本年6月23日に任期が満了いたしますが、専門的知識を有し、人格、識見ともにすぐれており適任であることから、引き続き選任したいと考えております。

また、野口静男氏は、専門的知識を有する町民で、人格、識見ともにすぐれており適任であることから、新たに選任したいと考えております。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案3件について、質疑、委員会の付託及び討論を省略し、直ちに採決

したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案3件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第78号までの3件は、原案どおり同意することに決しました。

議案第79号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（紙井和美君） 次に、日程第11、議案第79号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第79号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、欠員となっております教育委員会の委員に、阿見町中郷在住の中島雅巳氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、人格、識見ともにすぐれ、また地域住民からの信頼も厚く、児童生徒の保護者でもあることから、委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号については、原案どおり

同意することに決しました。

請願第2号 所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書

○議長（紙井和美君） 次に、日程第12、請願第2号、所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午前 11時37分散会

第 2 号

[6 月 15 日]

平成28年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成28年6月15日（第2日）

○出席議員

| | |
|-----|--------|
| 1番 | 紙井和美君 |
| 2番 | 石引大介君 |
| 3番 | 井田真一君 |
| 4番 | 高野好央君 |
| 5番 | 樋口達哉君 |
| 6番 | 栗原宜行君 |
| 7番 | 野口雅弘君 |
| 8番 | 永井義一君 |
| 9番 | 海野隆君 |
| 10番 | 平岡博君 |
| 11番 | 久保谷充君 |
| 12番 | 川畑秀慈君 |
| 13番 | 難波千香子君 |
| 14番 | 柴原成一君 |
| 15番 | 久保谷実君 |
| 16番 | 吉田憲市君 |
| 17番 | 倉持松雄君 |
| 18番 | 佐藤幸明君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

| | |
|-------|--------|
| 町長 | 天田富司男君 |
| 教育長 | 菅谷道生君 |
| 町長公室長 | 篠崎慎一君 |
| 総務部長 | 小口勝美君 |

| | |
|-------------------------|--------|
| 町民生活部長 | 篠原尚彦君 |
| 保健福祉部長 | 飯野利明君 |
| 産業建設部長 | 湯原幸徳君 |
| 教育委員会教育次長 | 大野利明君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤吉一君 |
| 政策秘書課長 | 佐藤哲朗君 |
| 総務課長 | 青山公雄君 |
| 財政課長 | 大塚芳夫君 |
| 国体推進室長 | 建石智久君 |
| 管財課長 | 飯村弘一君 |
| 町民課長 | 飯山裕見子君 |
| 交通防災課長 | 白石幸也君 |
| 廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長 | 石神和喜君 |
| 社会福祉課長 | 煙川 栄君 |
| 子ども家庭課長兼 児童館長 | 青山広美君 |
| 都市計画課長 | 林田克己君 |
| 道路公園課長 | 大塚康夫君 |
| 商工観光課長兼 消費生活センター所長 | 岡野 栄君 |
| 上下水道課長 | 坪田 博君 |
| 学校教育課長兼 新小学校準備室長 | 朝日良一君 |

○議会事務局出席者

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 吉田 衛 |
| 書記 | 大竹 久 |

平成28年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成28年6月15日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成28年第2回定例会

一般質問1日目（平成28年6月15日）

| 発 言 者 | 質 問 の 趣 旨 | 答 弁 者 |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 久保谷 充 | 1. 2019国体セーリング競技開催までについて 2. し尿処理料金体系及び下水道未整備地区の問題について 3. マイナンバーカード対応について | 町 長 町 長 町 長 |
| 2. 栗原 宣行 | 1. 防災・減災対策について 2. ふるさと納税について 3. 防犯について 4. 不法投棄対策について 5. 27年度教育行政の総括と課題について | 町 長 町 長 町 長 町 長 教 育 長 |
| 3. 海野 隆 | 1. 自治体間の災害時相互支援協定締結を進めるべきではないか 2. 原子力災害に伴う広域避難計画及び受入れ計画策定の必要性について 3. ふるさと納税に積極的に取組むことが地域特産物を支援し道の駅を成功に導くと考えるが、態勢は整ったか 4. 中小企業振興対策について 5. 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領策定について | 町 長 町 長 町 長 町 長 町 長 |
| 4. 佐藤 幸明 | 1. 災害時の業務継続計画について 2. 障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の設置について 3. 町営住宅解体後の管理規則は | 町 長 町 長 町 長 |

| | | |
|----------|-------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5. 永井 義一 | 1. 公会堂へのAEDの設置について 2. 町の民間保育行政について 3. 再度, 町道の不法占有について | 町 長 町 長 町 長 |
|----------|-------------------------------------------------------------|-------------------|

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（紙井和美君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、11番久保谷充君の一般質問を行います。

11番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔11番久保谷充君登壇〕

○11番（久保谷充君） 皆さん、おはようございます。

さきの選挙では、町民の皆様の大きな期待をいただきました。選挙を通じて、町民の皆様からいただいた町政に対する要望や御意見をいただき、また、議会への苦言等をしっかりと受けとめて、阿見町の発展と住民の福祉向上に全力を尽くしていきたいと思っております。

そこで、通告により、2019年国体セーリング競技開催について伺います。

私は、今から5年前になる平成23年12月議会で、2019年第74回国民体育大会茨城大会で阿見町にセーリング競技を誘致しようと提言をいたしました。今から42年前、1974年に茨城で開催された前回の国民体育大会では、残念ながら阿見町での競技開催はありませんでした。前回の茨城国体のテーマは「水と緑のまごころ国体」でした。今回は「いきいき茨城ゆめ国体」という名称で行われます。阿見町を全国にアピールする絶好の機会、交流人口を増加し、町経済活性化にも大きく寄与するということを主張させていただきました。

しかし、会場整備問題が確定しないまま、国体本番1年前に実施されるプレ国体が2年先というところまで迫ってきました。それまでには会場を整備し、町民全体で国体セーリング競技

を成功させるよう、さまざまな準備を行わなければなりません。時間は限られてきましたので、国体問題がいつまでも会場整備問題に終始するのではなく、具体的な大会成功に向けた議論に移れるよう決断すべきだと思います。

私は、国体セーリング会場は、つくって壊して9億円となってしまう陸上自衛隊武器学校内に整備するのではなく、大室地区への整備を行い、国体終了後も国体の遺産として競技愛好者や町民のセーリングスポーツを振興し、観光スポットとして利活用できるようすべきだと考えています。

そのため、平成27年9月議会では、陸上自衛隊武器学校内での会場整備を前提とした競技基本計画策定委託料の補正予算を削除した修正案を提出し、方針変更を求めました。残念ながら、議会では僅差で否決されましたが、今日に至るまで予算が執行されていません。私たちの修正案が提出は正しかったと考えております。

そこで、2019年に迫った国体セーリング競技について、以下4点について伺います。

1、3月議会で示された霞ヶ浦高等学校グラウンド計画地への競技変更の可能性はどうなっているのか。

2、陸上自衛隊武器学校施設内に整備する基本計画策定の進捗状況と施設内整備に伴う費用について。

3、2年後のプレ国体及び国体開催までの日程と現在までの進捗状況について。

4、全体の予算と県補助金並びに町の負担費用について。

以上4点について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

最初の議長のお話でありました、阿見町議会基本条例に係る反問権の付与についてということで、阿見町議会基本条例第5条第1項第3号に規定する反問権についてということで、反問権が付与されたということは、非常に執行部にとっても、議会にとってもいい状況になるのではないかと。議論が深まるんじゃないかなと。今度は私が反問権を使ったら、町長それはできないよという、そういう話はなくなったということで、非常に私も喜んでおります。

それでは、2019年国体セーリング競技開催までについてお答えいたします。

今回の質問については、6月6日の全員協議会で議員の皆様にご説明しておりますので、答弁が全員協議会の説明内容と同様となりますことを御了承ください。

1点目の、3月議会で示された霞ヶ浦高等学校グラウンド予定地への競技会場変更の可能性

はどうなっているのかについてであります。

霞ヶ浦高等学校グラウンドの開発行為が6月1日に許可されたことで、地権者から霞ヶ浦高等学校への土地の所有権移転等の手続が可能となり、グラウンドの造成工事が実施できるようになりましたので、工事完了後に、霞ヶ浦高等学校からグラウンドの一部を借用して、国体セーリング会場を設置することといたしました。

2点目の、陸上自衛隊武器学校施設内に整備する基本計画策定の進捗状況と施設内整備に伴う費用についてであります。

基本計画策定の進捗状況については、会場地が霞ヶ浦高等学校グラウンド予定地に変更になったことで、霞ヶ浦高等学校グラウンドを会場とした基本計画を発注済みであり、7月末には策定できる予定です。

会場整備に伴う費用については、基本計画が進捗する中で、概算事業費が算出されることとなります。

3点目の、2年後のプレ国体及び国体開催までの工程と現在の進捗状況についてであります。

施設面では、大まかに御説明いたしますと、3年前となりますので、本年度が基本計画と実施設計業務及び艇置場を予定している場所の堤脚水路改修と盛り土工事、2年前の29年度から30年度前半にかけては会場設置の土木工事、1年前の30年度と大会年度の31年度はリースを含む建築工事等となります。

体制面では、国体業務は昨年度までは生涯学習課に国体準備係を置いておりましたが、今年度4月から町長公室に国体推進室を設置いたしました。先月には庁内推進組織である、庁内推進本部及び幹事会を立ち上げ、国体開催を全庁体制で取り組むことといたしました。

また、議員の皆様にも御案内させていただきましたが、6月30日には町内各界各層からなるいきいき茨城ゆめ国体阿見町準備委員会を設立し、茨城国体の正式決定を待って、準備委員会から実行委員会へ改組し、開催に向けて準備を進めてまいります。

さらに、29年度には大会実施本部を設置し、30年度のリハーサル大会、31年度の本大会に向けての体制づくりをしてまいります。

4点目の、全体予算と県補助金及び町の負担費用についてです。

全体予算については、基本計画の策定に伴い概算事業費が、詳細については実施設計の段階で算出されることとなります。

県補助金については、施設整備補助率は、仮設施設については10分の10ですが、知事の認める額となっており、上限が設けられるため、満額の支給とはなりません。既に県担当者も交えて協議、調整に入っております。

また、大会運営に要する経費については、県内全競技の事業費が確定した上で、今年度末に

は補助率が示される予定となっております。

今後は、進捗状況に合わせ情報発信を積極的に行い、全町一丸となっておもてなしでつくる大会の成功を目指してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） まず最初に、今まで私が提案してから、そして今まで私が、今回でそれを含め5回目の一般質問になるんですが、で、会場変更問題も、ずっとこのところね、あれしながら、言いながら、また、浅野前議員さんも、その会場問題で、また、この前の3月の一般質問では海野議員の質問の中にも、やはり会場問題がありました。この経過について、執行部は何の、変更、ただなりましたっていうことの話であって、何の、今までの経過のあれがないんですが、その辺のところを、きちんとちょっと説明をいただければというふうに思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） それでは、国体会場の選定の経過について御説明いたします。

6月の6日の全協のときにですね、競技会場選定経緯というような資料を添付させていただきましたので、その内容でですね、概要のみを時系列で御説明させていただきます。

まずですね、国体全体につきましては、平成22年度に知事及び県議会が招致に動き出しており、翌年度には本県開催ということで内々定をいただいております。

当町に関係するものとしましては、内々定となった平成23年度に、県セーリング連盟から当町に対しまして、開催の誘致をしたらどうかというような、そういった打診がございました。これが実質的に当町の国体のスタートとなります。

その後、開催地としまして武器学校ですとか、それから防衛省の技術研究所等々をですね、模索しておりましたが、平成24年9月に武器学校から会場としてよいというような内諾をいただいております。そういったことから、正式に開催地としまして、茨城県に対しまして阿見町が立候補したというようなことでございます。この時点で、まだ霞ヶ浦高校のグラウンド整備とか、そういったものは上がっておりませんでした。

その後、武器学校を開催地としまして、補助施設としまして、隣接します廻戸近隣公園、それから土浦港ですね、ラクスマリーナ等での分散開催で調整を図っておりましたが、平成25年の12月に、中央の競技団体であります日本セーリング連盟からの、分散開催の課題指摘を受けまして、再度、もう一度その開催場所の検討、模索をしたものでございます。ちょうどこの時期にですね、霞ヶ浦高校のグラウンド整備が計画が持ち上がっておりまして、開発行為としまして事前協議がスタートしたというようなことでございます。

平成26年10月になりまして、分散開催の指摘を受けまして、マリーナ——そのヨット会場で

すね、そういった、の新設を含めまして、会場を候補地を3地区選定しまして、そこを評価する委託調査を発注しました。この一部につきましては、全協でお示ししたとおりでございます。

評価の結果でございますが、霞ヶ浦高校のグラウンドであります大室ストックヤード跡地、これが最適地としたものでございます。理由としましては、3地区としましては、まず武器学校が、土地につきましては借地、それから施設につきましても借用というような形。もう1つ、大室地区の船だまりの東側ですね、そこにつきましては、用地につきましては、これは全く新設の取得——買収ですね。それから施設についても新設というような形。それともう1つ、その折衷案としまして、大室ストックヤード跡地、ちょうど霞ヶ浦高校のグラウンドの整備の話が上がっていたその地区につきましては、用地を取得しまして、設備が新設というような形で、そういったことで候補地を絞りまして、評価をした結果ですね、申しましたように、議員がこれまで何回も御提案されていますように、やはり税金で整備したものは、やはり将来に残す施設となったほうがいいだろうというような、そういったことからですね、大室のストックヤード跡地であれば、土地を借地して、なおかつ施設が整備が図れて、将来に残せるという、そういったことから、一番最適地というような、そういったことに結果等はなったものでございます。

ただし、そういった霞ヶ浦高校の開発行為等の諸事情がございまして、その辺につきましては、開発行為のですね、ちょうど申請をしているときにですね、町が横から、終わった後に国体として用地を借りるといような、そういった手続の最中に横やりを入れるようなことがありますと、開発行為の担当者等に要らぬ誤解を招きまして、許認可に悪影響を及ぼすといような、そういったことがですね、いろいろ協議をしますと判明したものですから、これは霞ヶ浦高校のですね、開発行為を最優先としまして、このストックヤード跡地については、町のほうとしましては、封印といいますか、その辺は、とりあえず最優先として、諦めようといような形でしたものでございまして、結果的には、大室地区が最優先となりましたけども、武器学校を、内諾いただいておりますので、借地として、そこを開催地として決定した。これが平成27年の2月でございます。

それで、武器学校で決まりかと思っていたんですが、27年、昨年9月ですね、ちょうど議会が終わったところにですね、霞ヶ浦高校の開発行為の進展がございました。開発行為の本申請が阿見町を経由をして県に申請しようといような手続が入ったものですから、これはまた可能性が出てきたといようなことが判明したものですから、少しその状況を注視してきたものでございます。

その結果ですね、今年の6月1日に開発行為の許可がございましたので、おおむね工事が1年程度で完了するといふふうに聞いておりますので、その後に土地をお借りしまして会場とする

ことが可能となったものですから、武器学校からですね、正式には霞ヶ浦高校のグラウンドを借用した大室ストックヤード跡地というようなことに、土地を会場を選定したというようなこととございます。

以上が経緯でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 事細かく説明をしていただきありがとうございました。私はね、そういうことを聞いていたわけじゃないんですが、やはり、陸上自衛隊武器学校の中から、今回こういうような形に変わって、私たちがいろいろな提案した中で、町として何か話することはないんですかっていうことなんですよ。お願いします。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほど部長が言われたとおり、やはり霞ヶ浦高等学校という相手がいるのに、これはこうだっていうね、そういう結論づけたことは、やはり農転がきちんと決まり、そして地権者にお金が払われ、そして開発工事ができると。そういう状況じゃなければ、できるものもできないと。こういうことがどンドンどンドン、何だかわからないうちに前に進んでいったら、何をやってるんだという、そういう状況になって、もしもできなかったという状況もあり得るとい、そういう思いをしました。

ただ、その点においてはね、全て皆さんに、こういうことだっていうことを、なかなか報告はできないというのが現状だと、私は思います。ただただ、本当に、こういう状況の中で、6月1日に開発行為がおりたというね、阿見町にとっては、非常に恵まれてるなど、私は思います。そして、霞ヶ浦高等学校、前々から言っているとおり、土地を買って町がやるという、そういうものはやらないよということは、前々から言っておりました。霞ヶ浦高等学校が、そういう形で阿見町と一緒に、いろんな面で協力していただけるという、そういう状況ができて、本当に私はよかったなど、そう思っています。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 私が言ってることは、あんまり、まあね、理解してはいただけないのかなというふうに思いますが、平成26年の、この中央競技団体セーリング連盟がですね、候補地を視察したときに、3会場の分散は課題だということで指摘された中で、そのときにですね、この中に、3会場分散というのは、自衛隊の中で開催した場合の話ですよ。それは課題があるんだという中で、そのとき、じゃあ2会場とか1会場にするようなことは、どういうふうに考えていたんですか。自衛隊の中で開催した場合のことでは。お願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 日本セーリング連盟がですね、視察して、その課題としまして

は、武器学校でやる場合にはですね、そういった、なかなかそのグラウンドがとれないといえますか、会場がとれないということから、プレー自体は武器学校のスロープを使いまして、そこからスタートできますけれども、本部ですとかそういったものですね、大きな広場がないということで、廻戸の近隣公園を使うと。それから、いろいろ計測とかボートとかの発進につきましては、土浦港、ラクスマリーナを使うというようなことで、そういった分散になっていたものですから、こういった分散開催についてのいろいろ指摘をいただきまして、それをなるべく1カ所というように、今、議員がおっしゃったような、そういった形で、ほかの2カ所をですね、選定して評価をしたものでございます。

2カ所というのが、先ほど申しましたように、大室地区のうち船だまりの北側、そこを水田をですね、2ヘクタールほど買収しまして、そこにそういった会場本部を設置して、そこからスタートできるというような、そういったその1会場でできるような、1カ所でできるような施設。そこについては、用地の取得とか、そういった買収、それから法的な手続ですね、転用ですとかそういったものが必要だというようなことも、そういった踏まえての評価でございます。

それともう1つは、土地を借地——買収ではなくて借地できるということで、霞ヶ浦高校のグラウンドの工事が終わった後に借地できないかというような、そういった考えから、ストックヤード跡地に、あそこは700ヘクタールぐらいありますので、全部ではなくても二、三ヘクタールお借りして本部を設置して、そこからマリーナをつくりまして、スロープですね、それから栈橋等をつくって、1カ所で開催できるだろうというような、そういったことで設定したものでございます。

ですから、武器学校が分散、それから、あとの2カ所は1カ所開催ということでやりました。違いは、申しましたように、土地の取得ですとか、それから整備の新設か借用か、そういったことでございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そういうことは私わかっているんですが、やはり、自衛隊の中で、武器学校の中で開催ってということで、ずっと町のほうは言ってきたわけですよね。それは、3カ所に分散するからだめですよってということで言われたのに、そのやつがずっと今まで、変わるまでね、なぜ、だめなところを会場として選定してたのか、よくわからないので、説明してくださいということを言っているんです。お願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 日本セーリング連盟は、だめだとは言っておりません。こういった課題があるというようなことで、いろいろな課題を出していただいたというようなことで

ございます。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もしもですね、大室下のあの地区でできなかつたら、これはもう、3カ所で分散でも、これは町がやる。これは当たり前の話です、それはね。ただ、ようやくこういう形になって、前向きになったのに、今、後ろ向きのお話をするといいじゃなくてね、前向きな形で、今もう大室下でやるんだよ。それに対して全町一丸で、やっぱり2019年に向けて成功裏におさめようという、そういう意識で前向きな話ならいいけど、もうそういう面ではね、決まった話です。そして、もしもそこでできなかつたら、これは3カ所で、どうのこうの言っても、これは阿見町がセーリング会場としてやると言った以上は、きちんとその視点でね、やっぱりここがだめだ、それをクリアしてやるという、これは当たり前の話だと思いますよ。もしも大室のね、場所がなかつたら、これは武器学校でやるの当たり前ですよ。だけど、こういう形になって、非常に私は安心した。大室下でできるっていうことは、先ほども言ったとおり、1つでもね、セーリングができる、そういう、はしけでも何でも残るよと。まして、駐車場とかそういうところもきちんと、堤脚水路もきちんとするし、また、湖まちづくりで桜堤、そしてまた、この28年、29年度でね、そういう施設もできてくると、掛馬下に。そういう面では、非常にいい方向に行ってるなど、私は思っております。

今回は、本当に霞ヶ浦高等学校さんには、非常に感謝しなけりゃいけないなど、そういう思いです。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 町長ね、それ、後ろ向きとかどうのこうのじゃなくて、それは前向きのお話は後からしますよ。やはり、前のことを検証しないでね、全然何のね、今までのやつもね、そういうことも説明もなしにね、そういう形で、今もやっているわけですよ。実際に、これ27年の9月の議会でね、いろいろと、この課題を指摘された時点でね、私が言った段階で、そういう課題、また指摘されたときに、議会のほうにね、やはりきちんとこういうもの、こういうやつで指摘されて、こうなってるんですよという説明が1つも今までなかったでしょうよ。そういうことについて、本当に、どのように執行部は考えているのか、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） ちょっと反問権を使わせていただきたいんですけど。

○議長（紙井和美君） すいません、反問権に関する根拠を確認させていただきたい。

○町長（天田富司男君） 根拠はですね、今、どういう経過でどうのこうのって言いましたよね。ほら、もう9月にはそういう経過、全然ないわけですよ。まだ霞ヶ浦高等学校の場所が使えるっていう経過がないのに、それをその時点でいろんなことで説明しろっていう話では、や

っぱりこれはおかしいと思うんですよね。ようやく3月にそういう形のものができてきて、それで今こういう形になっているわけだから、今の話だと、そういう検証しなくてどうだと言うけど、やっぱり相手がいることでね、それを表に出したときにどういう状況になるかというのは、やっぱりわかってもらわないと困ると思いますよ。農転にしても何にしても、じゃ、その時点で、いや霞ヶ浦高等学校の土地を使いますよって言ったときに、じゃ、農転の問題、これ大きな問題ですよ。農転が、何だそれおかしいんじゃないかと。前、吉田議員も、前にも、ちょっと質問されましたけど、要するに、これに使うんだなんていう話の、転用だ、いろいろな問題が出てきたときに、じゃ、その手続がどんどんどんどんおくれたときには、そこは使えなくなってしまうんですよ。そうでしょ。これぎりぎりの始点だと、私は思いますよ。この霞ヶ浦高等学校の農転にしても、やはり開発行為にしても、これがぎりぎりの始点の中で、でき上がった、つくり上げられた。これは本当に阿見町にとってはね、非常にうれしいことだし、ああ、これで久保谷議員が言ってるとおり、土地は買わなくても、きちんとしたものが残るなどという。これはもう本当に素晴らしいことじゃないですか。

○議長（紙井和美君） 町長に申し上げます。ただいま、反問権に関しては、議員が聞いた質問に対する根拠に対する質問ですので、よろしくをお願いします。

11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 議会のほうに説明がなかったということの話ですがね。この25年の12月に指摘された、こういうことの経過を、議会のほうにこの時点で説明していただければね、また別な議論もできたのかなと、私は考えて、今、言ってるんですよ。それはやはり、例えばね、陸上自衛隊の武器学校の中でこういうことがあって、こういうふうな指摘されてるんだと。また、大室地区ではどうの。また、霞ヶ浦高等学校のグラウンド予定地のところでね、そういう形で、その中で町のほうもね、やっぱり議会のほうの、じゃあ、グラウンド予定地のところもね、町とやはり霞ヶ浦高等学校も、やっぱりそういうふうであればね、きちんと残せるように、まあ、町が買わないつつってるんだから、買うような形でではなくて、借りるような形でね、そういう交渉を進めながら現在に至ってきて、それで許可がおりるような形がとられたのかなというふうに私は考えているんですよ。だから、その辺のところを、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども言ったとおり、武器学校では3カ所っていうのは、もうずっと説明し切ってるわけでしょ。あともう1点もそうです。3カ所の説明は、阿見町ではずっとしてきていますよ。それをまたどうのこうのではないんじゃないですか。その時点で、先ほども言ったとおり、霞ヶ浦高等学校をどうのこうのって言ったときに、どういう波紋が……。あなたにも言ったじゃないですか。霞ヶ浦高等学校の場所でやるべきだって、自分はチラシで

やったでしょ。あのとき、これをもしもね、やられて、返答もない話の中でね、県のほうに行って、これはおかしいんじゃないかなんて言われたときに、それはやっぱり非常にマイナス面になるんだと。それは理事長とね、校長さん来て、あなたも来ていただきまして、やっぱりそういう問題があるから、やはりきちんとした形になったときじゃなければ、話はやっぱりできないじゃないですか。阿見町はそれだけ責任を持ってやるほかないんですから。やっぱり言ったからには、この国体をどうやったら成功裏におさめるかということ、職員も私も考えて、こういう状況であるならば、やはりここでいろんな話が出てしまったらおかしい状況になってしまうだろうという、そういう危惧をみんな持ってるから、やはりあのときも、あなたにもそういう話をしたわけです。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 今のね、そういう霞ヶ浦高等学校の理事長と校長先生を、何か来てくれっていうことで、町長が呼んだらしいですが、町長から言われれば、それなりに来て言うのかなという、私は思います。これは幾ら言ってもわからないというふうに思いますので、次の質問をします。

それでは、平成27年の9月のときの陸上自衛隊武器学校の中での開催の基本計画委託料の件なんですけど、これ、今、答弁書ではですね、進捗状況の中で、開催地が霞ヶ浦グラウンド予定地に変更になったことや、霞ヶ浦高校グラウンドを会場にした基本計画を発注済みであり、9月末には策定ができる予定ですとありますが、これも、最初は、自衛隊の中でやる策定委託料だったのが、議会に何の説明も来ない。それで、これは、本来は9月に補正予算を組んで、緊急を要するから補正予算を組んだわけですよ。それで、12月、私が聞いたときも、それはまだやってない。それで、3月ので、今度は4月にですか、今度、予算の段階で繰越明許費になって、そして、そのやつが今度はいつの間にか説明もなくグラウンドの予定地のほうで基本計画に変わったということ、今まで、こういう繰越明許費になった予算がね、変わったことあるんですか。その辺のところを聞きます。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 9月に補正予算で議決いただきましたのは、確かにおっしゃるとおりですね、武器学校での基本計画を策定するためでございます。で、いただいた後にですね、そういったことで、霞ヶ浦高校の可能性が出てまいりましたので、その評価した中では霞ヶ浦高校が一番ということでございますから、町もその可能性にかけてですね、その状況を注視していたところでございます。で、いろいろですね、開発行為の事務上がございますので、そこに対して行政が、私学ですので、私立ですので、そこに対して行政がどうのこうのと言うことはできませんので、それをですね、注視していた中で、大分時間がかかったということ

ございます。そういった中で、そういった可能性といたしますか、確実にですね、許可、それから農地転用がおりるような方向がなっただけで、3月の議会にはですね、町長のほうからですね、海野議員の一般質問ですが、会場用地というような問題につきまして、その辺のところをですね、可能性が出てきたと。ただし、まだ予断っていいですか、状況がわからないので、注視していきたいと。それで、しかるべき時期になったら、その辺のところを話すというような、町長が答弁されたかと思えます。

そういうようなことで、なかなかですね、大変申しわけないんですけども、そういった開発行為、民間の開発行為の状況をですね、私ども行政がですね、公表することというのは、許可がおりれば別ですけども、その辺ができなかったものですから、議会の皆様方には、その辺は御説明ができなかったということは、大変心苦しいところなんですけども、そういった状況で、霞ヶ浦高校の開発行為を最優先としていたということでございます。そういう段階的にはですね、町長の答弁と違ってということで、はっきりはなかなか申せなかったんですけども、状況につきましては、できる範囲では説明していたかと思えます。

そういったことで、結果的には、補正予算で金額としましては議決いただきましたけれども、内容について、場所が変更になったものですから、当初の武器学校から、最終的には、今のこのストックヤード跡地というようなところを会場としましたところに発注したということでございます。

過去にこういったことがあるかということにつきましては、ちょっと私が今まで経験の中では、何て言うんですかね、この辺については記憶にないということでございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） やはり、補正予算を組んどいて、そのやつが執行されないで、翌年また繰越明許になって、それ議会に説明もしなくね、この前もですよ、これ。この前、全協でもこんなの説明してないでしょ、だって。そういうことを私言ってるんです。だから、そこに誠意とかそういうことを感じられないので、どうなんですかと、私はさっきから再々言ってるのはそういうことなんですよ。

やはり、こういうことを、やっぱり議会と相談しながらいろいろね、協議しながらやってくるのが、やはり執行部と議会だと、私は思いますよ。そのところをやはりきちんと、何にも精査しないでね、やってる事態はどうなんですかと、私は言ってるんですよ。その辺のところをもう一度、答弁お願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、おっしゃるとおりですね、執行部のほうがですね、議会のほうに説明不足だということは、これは確かにミスだと考えております。

ただし、やはり事業としまして、町益を考えた中で、その事業として最善を考えておりますので、その中で、どうしても議員の皆様方には言えない部分というのが出てまいります。

○議長（紙井和美君） 私語は慎んでください。

○町長公室長（篠崎慎一君） ということですので、交渉とかそういったものについても、当然、経緯を御説明することもできませんので、その辺のところは御理解いただきたいと思えます。

そういった中で、目的がですね、国体のための基本計画ですので、これは確かに場所は変わりましたけども、目的を達するためにですね、最善の方向というような形で、発注といいますか執行したものでございますので、確かに場所は違いますけども、そういった形では、行政としましては最善を尽くしたというふうに思っております。

説明につきましては、そういったことで、皆様方に言えない状況であったということを御理解いただきたいと思えます。何回も申し上げますように、霞ヶ浦高校のストックヤードにつきましては、阿見町としまして十数年来のですね、懸案事項でございました。それがですね、やっと解決しようというときにですね、自ら横やりを入れてですね、だめにするというようなことはできませんので、これは、そういったことですね、何とか成功したい。そういったことで最優先としていたということでございますので、御理解のほうお願いしたいと思えます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 室長ね、この前の全協でも説明なかったってことを、私、言ってるんですよ。ね。そんなの、これ決まってからの話でしょうよ、全部出て。この前、説明したときに、こういう説明もしとけばよかった話でしょ。なぜ説明しなかったかっていうことですよ。やはり、これだけ不誠実だと私は考えているんですよ、こういうことで。

やはり、これからはやはり、議会とね、執行部がやってく中で、やっぱりその辺のところはね、説明できる場所ではきちんと説明してかないから、私は今、聞いてるんです。室長、どうなんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。私のほうで6月6日の全協の折にですね、今、議員もお手元にお持ちかと思えますが、こちらの資料をもとに御説明をさせていただきました。先ほど公室長が御説明したとおり、概要のほうを御説明させていただいた上で、その折にですね、口頭で、その基本計画の部分は発注をさせていただいておりますというようなことで御説明はさせていただいております。ただ、紙面上では、確かにお示しはしてなかったところがございますが、そのような形で御報告はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 執行部のほうも、やはりこういうことも含めね、いろいろと私は丁寧に説明をしていただきたいというふうに思います。まして、先ほどね、やっぱり開発業者にどうのこうのって話をしてしておりますが、そこにみんな、表に出ちゃまずいということの中で、みんな説明を持ってっているようですがね、そういう中で、セーリング競技大会の上の事前調査の段階で、成果品が出たときに、やはり、さっき、県の予算は、まだ確定してないっていうか、そういう中で、わからないっていうことでなっておりますが、これもやはり県の予算とかね、あるいは国の予算とか、国の補助金とかね、やはりそういうことを協議・検討したことはあるのか、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、26年のですね、3会場の評価の中でしてございます。その中で、ざっと運営費まで含めまして9億円というようなことで算定はしてございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 県の補助金等はわかっているんですよ。だから、国の補助金のことは、やはり検討は、またしたことはあるのかって聞いているんです。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、あくまでも国体につきましては、県を通しまして市町村に配分されますので、それは県が主体となります。それで、今、既にですね、基本計画の段階で、県のほうからですね、協議には私どもと職員とそれからコンサルが協議しますけども、そこに、もう県の職員が入りまして、一緒に協議しているというようなことでございます。県のほうも、そういったことですね、全会場にですね、建築それから土木それから許認可関係の職員を配置しまして、協議があるたびに必ず加わって、それで協議それからアドバイス等をお聞きながら進めてるというようなことでございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 要は、だから、国の補助金とかそういうやつで、出るのかどうかという検討も何もしてなかったちゅうことですよね。それ、あくまで県だつてますが、私ちょっと確認しましたが、鹿嶋市では、サッカーのね、成年男子と少年男子のサッカーやるような形になって、会場を改修工事あるんですよ。その中で12億円の大体予算がかかるそうです。そういう中で、国がね3億円、県が3億円ということで、やはりこれ補助金がもらえるように、やっぱりいろいろと努力してきてるんですよ。やはりこういう中で、今、県を通してという話をしていますが、早くこういう会場選定もしながら、いろいろ検討すれば、こんな国からの補助金等も、やっぱり検討できたんじゃないですか。その辺のところ、よろしくお願

ます。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 既存の施設でありますサッカーの改修と新設のマリーナっていうのを、これを比較することはできないと思います。それは、国体の補助以外の別での補助っていうのもありますので、それは、その鹿嶋市の考えと、それからいろんな補助金をもらってやっていると。これも1つの、茨城県の、あくまでもそのアドバイス等によって、そういったことが可能といいますか、そういう補助をもらうというふうに言っていると思います。これ、本当に45年に1度の事業でして、誰も前回かかわってませんので、これはやはり茨城県と密に連絡とりながらやっているとこのマリーナにつきましては、そういった形で、茨城県を通して、国から茨城県を通して来るというようなことで県のほうからは話を聞いております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そうすると、国から補助金をもらえるようなことは、全然ないっちゃうことですね。私も後で調べてみますけど。今の説明では。そうですね。確認します。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 全然ないという話ではございません。茨城県を通して協議をさせていただいているというようなことでございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） いや、だからね、そういうことを検討したのかと、私はさっきから聞いてんだ。だから、全然今のところは何の検討もしてないっちゃう話でしょ、だから。じゃないですか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 既存のメニューでですね、例えば今おっしゃいましたように、サッカー会場のグラウンドですとか、それからスタンドの改修ですとか、そういったものがあればですね、そういったことで改修して、なおかつ国の補助金をもらって改修して、なおかつ国体の費用でっていうような、そういったことは考えられますけども、この新設のマリーナっていうのは補助金がないんですね。ほかのこれまで開催してきました過去のですね、開催地にも、当然、確認しまして、当然、そこの開催費用ですとか、そういった経費、それから財源内訳を全部調べた中で、阿見町として何かそういった、なるべく補助金をもらって町の支出を抑えることはできないかっていうのは、それは当然、調査はしております。そういった中で、なかなかないということですので、これははっきりと、これからのというふうには言えません。茨城県と協議して、もしかしたら、国がですね、景気対策等で、そういったまた新しいメニューが来るかわかりませんが、今の段階では、協議をさせていただいた中で、そういった

話は持ち上がってきてないということでございます。これはマリーナ施設というような限定でございまして。ほかの施設等は調べてないのでわかりません。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） はい、わかりました。それではですね、霞ヶ浦高等学校のグラウンド予定地のところなんです、これ、そこでやった場合に、やっぱり、この前の説明というか、今も説明あったかというふうに思いますが、国体開催後は、堤内地側が高校のグラウンドとなることから、堤内地は借用地として利用し、国体後は返却することのため、阿見町の拠点づくりの活用範囲は決められるということなんです、これ、今から残すっていうか、セーリングの会場っちゃうか、やる霞ヶ浦のやつの整備した部分は残るというふうに思いますが、その他の施設を、今後どのように霞ヶ浦高等学校と協議をしながら、どういう形で町が利活用できるのか、していくのかね、その辺のところをちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 会場となりますところは、大まかに分けて2カ所ございます。1つは、霞ヶ浦である国有地ですね。これは、堤防から霞ヶ浦側につきましては国有地ですので、これは占用となります。ここにつきましては、占用許可をもらいまして、町がコンクリートのスロープですとか、それから栈橋を設置してまいります。それと、今、今回の補正で計上させていただきました堤脚水路を敷設替えして盛り土するというようなところでございますが、それを、今、陥入道路と高さと同じにしますので、将来的には、艇置き場ですとか駐車場にできます。ここは町で今回整備しますので、最終的に残ってまいります。あとは、もう1つ、その堤脚水路から内側っていいですか、霞ヶ浦高校のグラウンド用地です。こちらにつきましては、将来的にグラウンドになりますので、一時借用しまして、本部ですとかそういったものをつくらせていただいた後に撤去になろうかと思っております。ただ、どうしてもやはり、一回つくったものを、プレ大会、それから本番の本大会という形で、2カ年で壊すというのもあるんです、その辺はいろいろ協議しながら、県も入っていただいて、壊すのも当然お金がかかるわけですから、なるべく経費節減できるような形で、残していくのが一番かと思っておりますけども、その辺はこれからの協議になろうかと思っております。当然、県と町だけではなくて、霞ヶ浦高校の将来的なレイアウトなども含めた中で協議をさせていって、本当に3者がですね、一番いい方向になればというように考えております。

それとですね、その跡地利用につきましては、今、霞ヶ浦高校さんとですね、連携協定を締結しておりますので、そういった中でですね、管理ですとか、それから、今、従来でもヨットスクール等をやっておりますので、そういった中で、今後その拠点にしまして、霞ヶ浦に対してですね、より魅力を高めるような活動をできればと考えております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 本当に霞ヶ浦高等学校とですね、本当に残せるような形でね、必ず残せるような協議をしてね、本当に今後ね、町のほうで、やっぱりいろいろなマリナー施設を利活用しながらね、で、セーリング競技、またマリンスポーツ等の湖畔を利用し、またアウトレットからの入場者、また予科練記念館の来館者、道の駅などからの交流人口を呼び込むような形で、本当に今までの、つくって壊して9億円から、つくって残して利活用ということで、どうしても残せるような形で、施設を残してもらいたいということで、切にお願いして、この問題は終わります。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それでは、第2問目を質問をいたします。

し尿処理料金体系及び下水道未整備地区の問題について伺います。

この問題については、選挙を通じ強く要望されたものです。阿見町の下水道処理は、1、市街化を中心とする公共下水道、2、市街化調整区域では合併処理浄化槽による個別処理、3番目、農村地区での農村集落排水事業による、大きく3つに分かれて処理をされています。また、処理をしないでくみ取りをしている家もあるかというふうに思います。この中で、未処理でくみ取りをしているお宅及び合併処理浄化槽による個別処理をしているお宅では、し尿処理業者によるくみ取りが必要となっております。

こうした経緯から見ると、下水処理は地域の良好な公共水域及び地下水の良質を守るために行われている行政サービスの一面もあります。しかし、現在、阿見町でのし尿処理問題については、幾つかの問題があると思われまます。問題解決に向けて提言を交えて質問をいたします。

- 1、し尿処理の区割りについて。
- 2、し尿処理の許可業者及び許可条件について。
- 3、町内及び龍ヶ崎衛生組合自治体での料金体系の比較について。
- 4、区割り及び料金体系の町の関与について。

地区内の自由競争は考えられないのか。

- 6、合併処理浄化槽の補助金について。
- 7、下水整備計画の拡大を検討すべきではないか。

以上7点について伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

○町長（天田富司男君） それでは、し尿処理料金体系及び下水道未整備地区の問題について、1点目の、し尿処理の地区割りについてであります。

一般廃棄物の収集運搬業の許可は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法第7条第11項の規定により、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定めることができるとされております。そのようなことから、当町では、町内を2地区に分けて、1地区につき1業者に、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業と浄化槽清掃業の許可を出しております。

2点目の、し尿処理の許可業者及び許可条件についてであります。

許可業者は、町内業者である黄金開発商事株式会社及びカスミ衛生浄化槽設備株式会社の2業者に区域ごとの許可を出して、し尿処理を行っております。また、農業集落排水施設からの汚泥については、脱水汚泥であり町内業者では対応できないため、有限会社鬼澤商事に許可を出して処理を行っている状況です。

許可条件については、廃棄物処理法や浄化槽法等の関係法令を遵守することや営業区域等を定めております。

3点目の、町内及び龍ヶ崎衛生組合加盟自治体での料金体系の比較についてであります。

町内の料金体系は、全て税込価格で申し上げますと、くみ取り料金について、黄金開発商事株式会社が126リットル以下は1,900円、126リットルを超える場合は18リットルにつき300円が加算され、カスミ衛生浄化槽設備株式会社が144リットル以下は2,160円、144リットルを超える場合は36リットルにつき540円が加算されております。

浄化槽清掃料金については、黄金開発商事株式会社が1,000リットルまで1万5,500円、1,000リットルを超える場合は100リットルにつき1,500円が加算され、カスミ衛生浄化槽設備株式会社が2,000リットルまで2万1,600円、2,000リットルを超える場合は1,000リットルにつき1万800円換算の料金が加算されます。

龍ヶ崎衛生組合加盟自治体での料金体系の比較ですが、し尿処理は許可方式と委託方式があり、採用している方式が市町村により異なっていることに加え、市町村が処理料金に関与していないケースが多いため、一概に比較することができない状況であります。

4点目、地区割り及び料金体系の町の関与についてであります。

地区割りにつきましては、これまでの経緯を踏まえた上で、町内の2業者に対して区域ごとの許可を出しております。

料金体系につきましては、原価や利潤を踏まえて算出した従量制になっており、許可業者がそれぞれ設定をしております。

5点目の、地区内の自由競争は考えられないかについてであります。

平成26年に出された最高裁判決の中で「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていないものといえる」——要するに、自由競争にはそぐわないということですね、という見解が示されており、これを踏まえて、国

より法律の適正な運用の徹底についての通知が同年10月になされています。そのようなことから、現在は区内を自由競争にする考えはございません。

6点目の、合併浄化槽の補助金についてであります。

当町では、公共下水道認可区域または農業集落排水事業実施区域を除く地域において、高度処理型浄化槽を住宅に設置する補助対象者に対して、浄化槽設置事業費補助金を交付しております。補助金につきましては、国・県・町において、それぞれ3分の1の割合で負担しております。近年の補助実績としましては、平成25年度が73基、平成26年度が77基、平成27年度が79基となっており、今年度につきましては77基で約5,400万円の予算を計上しております。

なお、近年につきましては、当初予算の範囲内で、おおむね全ての補助要望者への補助金の交付ができていた状況であり、来年度以降につきましても今年度と同規模での補助金を交付していきたいと考えております。

7点目の、下水道整備計画の拡大を検討すべきではないかについてであります。

当町では、既成市街地の下水道整備はほぼ完了しており、現在は荒川本郷地区の下水道整備を進めております。今後は、さらに荒川本郷地区の整備を進めるとともに、追原・福田の両工業団地など、市街化区域内の下水道整備を進める方針です。

よって、現段階では市街化調整区域へ下水道整備計画を拡大する考えはございませんが、市街化調整区域でも一団となった住宅地が形成されており、住民の接続同意が得られるような場合は、考慮する必要があると考えております。

なお、市街化調整区域においても、前面道路に接続可能な下水道管が埋設されている場所であれば、工事費用の個人負担や分担金の納付など、一定の条件を満たすことによって下水道に接続することは可能となっております。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時15分からといたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久保谷充君の一般質問を続けます。

11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） まず、じゃあ、区割りはいつごろできたのか、その経緯について伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。書類上で確認ができない状況なので定かではないんですけれども、今の区割りができたというのは昭和54年から56年くらいの時期だと思われま。西暦でいうと1979年から1981年ごろということだと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 下水道未整備の地区の、やっぱりし尿処理の区割りは、やはりいろいろな部分で規制緩和の観点からもね、住民の皆さんが処理業者を自由に選んで頼めるべきだというふうに思いますがね、この件に対して、何か町のほうでは不都合とか何かあるんですか、これ。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） し尿とか浄化槽汚泥の収集運搬については、廃棄物処理法に基づいて行われているわけでごさいます、町長答弁の中でも申し上げましたとおり、自由競争に委ねられるべき性格の事業ではないということがあります。これは、許可業者が乱立——考え方ですね、乱立してしまうと、し尿とか浄化槽の汚泥というのは、もう人口が決まっていれば排出される量というのは、ある程度一定の量だということがありますので、その乱立することによって、事業の適正な運営ということが阻害されるというようなことが一般的には言われているわけです。衛生面とか環境面を保全していくためには、そういった措置が必要だというような考え方が、廃棄物処理法の中では、そういったことが考え方としてあります。継続的で安定的で事業の運営が行われるようにということからすれば、今の地区割りというのは必要であるというふうに、町としては考えているところです。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） この答弁の中にですね、平成26年の最高裁の判決ということなんです、これで、国より法律の適正な運用の徹底についての通知が同年10月になされていますということなんです、適正なということは、どういうことなのか、ちょっと御説明をお願いします。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） この通知があった趣旨としましては、その最高裁の判決の内容の中に、この裁判の争われた要素の1つとして、やはり今の阿見町と同じように、ある市ですけれども、その市も地区割りをして、そこに1者ずつの業者を区割りしていたと。そういった中で、以前から継続的に営業していた会社がやっている地区に対して、後から参入してきた業者さんがいたわけですね。そのときに、市は許可を出したわけです。その地区は複数の業者

が許可を得たというような状況になったわけですけれども、そのことによって、以前からやっていた会社のほうが、後から出した許可の処分の取り消しを求めるといった内容が含まれています。そういった内容のことに對して、最高裁がいろいろ見解を出しているわけですけれども、その中で、こういう事業は極めて公共性が高く、自由競争に委ねられるという性格のものではないということが言えるという見解を示しています。

それとですね、もう1つは、そのことによって損害があったということで、損害賠償についても、その裁判の中身としては争われている要素があります。損害賠償については、名古屋高裁の判決を破棄して差し戻すと。つまり、高裁のほうでは、損害賠償を認めなかったんですけれども、最高裁のほうでは、そうではないという判断が出されてると。

そういった裁判なんですけれども、それを踏まえて、環境省のほうで、そういう市町村長が許可を与える場合には、そういったことも十分配慮して許可業務を行うようにというふうな、そういう国からの通知でした。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 区割りの件での、いろいろな、何ですか、これは町だか市だかと業者の話だというふうに思いますがね、この中で、やはり、じゃあ、町民なり市民なりが、この料金で不利益をこうむってもいいという判決とは、また違いますよね。違いますよね。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） そういうことではありません。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではですね、茨城県の中で、自由競争っていうか、そういうのをしている市町村はあるのかどうか伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） ございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それはどこです、つくば市ですか。いや、じゃあですね、つくば市は自由競争でっていうことになると、それはこれにそぐわないというふうに思うんですが、その辺のところはどうなっているんですか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） 余り推測で物を言ってしまうといけないんですけれども、つくば市さんの場合には、たしか市内全域が1つのエリアで、複数業者さんに許可を出しているという状況かと思いますが、市町村によってそれぞれの事情とか状況っていうのがあるかと思

われます。で、そういった方法であっても、安定的、継続的に運営ができるということであれば、そういう選択をするところがあっても、それは法上だめだということではないというふうに考えています、思っています。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） この自由競争の中で、さっきね、裁判のね、最高裁の判決の話出て来て、そういう話と整合性が、私はないというふうに思うんですね。だから、やはりこれは、料金とかそういうことも含め、やはり自由競争っていうか、そういう部分が、やはりこれから町のほうも検討していくほかないのかなというふうに思うのと、やはり、阿見町はね、これ市町村合併がなかったからね、いろいろなそういう業者の問題とか、そういうことがなかったというふうに思いますがね、やはり市町村合併とかそういうことがあったところは、やはりそういうことで、今まで検討してきたというふうに、私は思うんですが、その辺のところは、どのように思っているんですか、町のほうは。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） 阿見町としては、これまでの経緯の中で、そういったあたりを検討してこなかったのかというようなことかなと思う、そういう御質問かなと思いますけれども、町として、その料金のことに関しては、許可業者さんのほうに委ねてきたというような経緯で、ある意味、結構長い期間、そういう状況で、多少の、何て言うんですかね、課題っていうのはあったりしたこともあったかとは思いますが、少なくとも、ずっとそういう状態で今までやってきたというのも、1つの実績というか、考え方としては、やってこれてきたという事実は現実としてありますので、そういったことは踏まえて考えていかなくちやいけなかなというふうには考えています。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そうすると、町は料金にはかかわってないっちゃうことですよ。そうですね。そしたらですね、許可条件の中で、処理料金にかかわる指導を厳守するっていうことは、これはどのようなことを言っているんですか、これ。町が許可して、厳守しなければ許可証の話になるんでしょ、これ。そしたら、このね、言ってることと、この許可証の問題は、やはり違うというふうに思うんですが、その辺はどのように考えているんですかね。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） 今、久保谷議員さんが言われるように、許可条件の中で料金のこともうたわれています。で、具体的にこうする、ああするというようなことは記載はしていません。で、どういったときにその部分が活用されるかといえば、先ほど来、同じ言葉を引用してしまって恐縮ですが、継続的、安定的に事業が運営されていくということは必要最低限

の話ですので、料金の体系が、そういったことに影響を及ぼすようなことがあった場合には、町として、その料金のことについて、いわゆる助言、指導というようなことが必要になってくる場合があるというふうに考えています。そういったときのことを想定して、その条件を1つ加えてあるというふうに解釈しています。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 結局ね、みんな、町民の皆さんが言ってるのは、料金が、一長一短あるらしいんですけどね、ありますよね、この書いてあることね。そうすると、やはりトン当たりの、例えば2トンとか3トンとか、そういう形になると、やはり何万単位で変わってくるということになれば、やはり、町民の方は、その辺のところを含め、話をしているわけですよ。だからやはり、この辺のところは、やはりきちっと町のね、だからこういう形で、料金の問題とかさ、そういう区割りのことで、今まで業者さんとは、町を交えながら、そういう協議とか、そういうことをした経緯っちゅうのはあるんですかね。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） 私が知ってる——知ってるっても、4月からの配置替えで担当になったというのもあるので、あんまり知ったかぶっては言えないんですけど、知ってる範囲では、そういう協議をしたことっていうのは、ないかと思います。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではですね、今、話ししましたが、料金が、体系もそうだし、料金が違うということなんですけど、その辺のところは、町は今後どのように対処、考えていくのか、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） 今の話は、あれですかね、料金が適正な料金というような考え方っていうのもあるん……。あ、すいません。反問権じゃありません。失礼しました。

料金のことに関していえばですね、現状、ちょっと、先ほど町長答弁の中にでも申し上げたところですけども、これ、同じ基準で設定がされているわけではないということがありまして、じゃあ、どっちがどうなのかっていったときには、一概には言えないっていうのが、料金体系上からは読み取ることができる。で、し尿くみ取りのほうでいえば、スタートの料金とかね、浄化槽でもそうなんですけれども、スタートの料金が違って、加算する料金も違うというようなことがあるので、し尿くみ取りのほうでいいますと、従量制ですね、量によって料金が加算していくと。そのときに、A者が安かったところが、A者のほうが高くなったり、またA者が安くなったり高くなったりっていうような、そういう、その幅もそんな多いわけじゃないんですね。し尿くみ取りの場合は。そういったことがあるんで、押しなべていうと、大体均

衡がとれてるかなというふうには考えています。

一方、浄化槽のほうなんですけども、浄化槽ですと、今、平成13年からは、阿見町の地域は合併浄化槽を設置しなければいけないようになっていまして、それ以前の単独浄化槽っていうのも、実際にはありまして、その大きさ、容量がちょっと違うっていうようなことがありますので、汚泥くみ取りの量がですね、1,000リットルなのか2,000リットルなのかっていうことで料金が決まってくるわけですけども、恐らく単独の浄化槽の場合ですと、比較的少ないだろうと。そういったところだと、A者のほうが高くなるとか、逆に量が増えてくるとA者のほうが安くなるとか。料金の体系上、片方の業者さんのほう、加算額に500円の違いがあるので、量が増えれば増えるほど差は生まれてしまうっていうような料金体系にはなっておりますけれども、現実問題としては、一般の家庭ですと、合併浄化槽で考えれば、5人槽か7人槽といったところで、そのメーカーによっても、汚泥をくむ必要のある容量というのは、メーカーによっても違いがあるようなんですけれども、5人槽か7人槽ぐらいのレベルの範囲だと。そうすると、計算上は無限にいけば無限に格差は広がっていくんですけども、現実的には一定の範囲のあたりの料金のやりとりに、現実はなっているだろうというふうには考えています。

じゃあ、現実として、どの辺の料金の世帯が多くて、例えば安い料金の設定に該当する世帯がどのくらいあるとか、ちょっと割高になってしまうようなところがどのくらいの世帯数あるとか、そういった数字っていうのは、今、町のほうで正確には押さえてないんですね。ですので、これから、その辺の実態をきちんと把握をさせていただいて、それで、いろいろ考えさせていただけたらいいかなというふうには、今、この時点では、そういうふうには思います。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） ある程度っていうか、2トンなら2トンをね、比較すると、2万1千幾らですか、600円と、3万幾らになっちゃうわけですよ。そうするとやはり、必然と、誰が考えても、2トンの人は、もう不利益をこうむっているわけだよね。やはりこういうやつも、本来は、区割りなんかなくしてあれすれば、またいろいろなね、業者さんとの付き合い等々ある人もいるというふうには思うんですよ。そういうことからすれば、つくば市でやっているわけですから、その辺は幾らでも考慮をしたり何だかんだ、私はできるのかなというふうに思います。

その辺のところをね、今後検討できるのかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） 今の阿見町の現状を考えれば、区割りを撤廃するっていうのは、ちょっと難しいかと思えます。で、そのことと料金の問題とは、ちょっと区別をさせていただいて、で、ちょっと実態の把握に努めさせていただけたらというふうに考えます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 料金のことはね、ちょっと今、いろいろ検討してもらえるとこの話ですよね。違う。ま、いいや、町長いいや。で、やはりそういうね、町が関与できないこのこうのっていうのはあるかというふうに思いますけどね。だから、その辺のところは、やはり、例えばね、稲敷市なんかは、もう一定の料金で、やっぱり廃棄物対策課ですか、これ値段決めてるわけだよね。だから、そういうことからすれば、みんな同じような形で処理できるというふうに思いますけどね。だから、その辺のところ、やはり、業者さんも、町のほうもね、どの部分がいいのかどうかを、やはり、私は検討の余地だというふうに思いますが、今後、町はどのようにね、考えてるのか、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう昔からのテリトリーが決まって、今これを崩すっていうこと自体が、もうこれ、できない。そういう状況ですよ。裁判になったら必ず負けるわけですから。そういう中でね、これを現状は今のまま続けていくっていうこと。

あと、料金に対しても、先ほど言ったとおり従量制だから、1トンで1万5,500円か。それぞれ従量によって、それぞれいいところ悪いところがあるから、そこら辺は、もうちょっと業者と一緒に話し合いながら、どういう形がいいのかってことは話し合いはするけど、ただ、あくまでも、阿見町がこうしろってことはできない。ただ、そういう話し合いはできると思います。ただ、テリトリーがもう決まって、それを自由競争にきなさいっていう、その話には、これは今は無理ですって話です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） だからね、やはり料金の問題はね、やっぱりこれね、町民の人がね、自分の懐から出しているわけですから、町がね、処理のこの収集についてはね、自己負担でやってるわけですから、やはりその辺のところは、やっぱり同じような状況にならなければ、私はおかしいというふうに思いますんでね。業者さんがどうのこうの言っても、その辺のところはやっぱり、ここに、町がね、処理料金にもかかわるって書いてあるんですから、その辺のところは、私はできるというふうに思います。だから、その辺のところ含めね、早急にね、私は、区割りが設けたから、今ね、町長言ってるか知らないですけど、最高裁の判決があれしてるんでね、おかしいというふうに言ってますが、そういうことは、やはり、そういう町民の人が不利益ならないようにね、やっぱり今後お願いしたいというふうに思いますので、早急にやっぱり検討してもらいたいというふうに思います。

それではですね、公共下水道のね、拡張というか、その部分は、やはりもうちょっとね、調整区域のところで、隣接するんですが、その辺のところ、やっぱりもうちょっと拡張をしても

raitaiというふうに思うんですが、まあ、水道については、町長もね、接続率っていうか、それが少ないのでね、今、一生懸命やっておりますが、下水道のほうもね、やっぱりその辺のところは、なかなか要望が、私もたくさん聞いているんですが、特にさわやかセンターの同じ並びとかね、そういうところの町民の人は、さわやかセンターまで来てて、あそこから先、接続できんじゃないのとかっていう話をされるわけですよ。だから、その辺からすれば、もうちょっと、その辺の、例えば交番の手前までとか、いろいろな部分で、ちょっと拡張してもらいたいというふうに思うんですが、その辺のところはどのように考えてるのか、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。考え方としては、町長が答弁したとおりでございます。現段階では、市街化区域を優先してやっていくというふうなことでございます。今、町の処理の方式については、下水道整備と、あと農業集落排水と、高度処理型合併浄化槽の補助金の事業をやっているわけです。そういったことで、農業集落排水については、平成8年から23年までで4地区を設置したわけなんですけれども、なかなかその農村環境の改善は、進めるといっても、なかなか接続率が上がらない地区もございまして。そういった意味で、町としては、調整区域については、基本的には高度処理型合併浄化槽で行くというふうなことで進めておりますので、基本的には、市街化区域の中を優先して整備をしていかなければならないと思います。ただし、先ほども町長が言われたとおり、平成26年に区域外流入という制度を条例化しております。これは、道路の中に下水道管が入って、そこにつなぎ込みができる道路上の調整区域の境界ですね、の部分の人については、それは分担金それと整備費等については自己負担していただければ、加入しても大丈夫でしょうというふうな条例を変更しておりますので、その中で対処していきたいなというふうに思います。ただ、行政区単位というか、さっき町長が説明したとおり、一団の団地等が形成されてて、しかも市街化調整区域に隣接して、それで、その行政区単位の中で、一団の団地ですね、接続するというふうな同意が得られれば、それはまた考慮してもいいのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 下水道もね、し尿処理の件も、やっぱり公共料金っちゃうか、料金、公共性が高いところの部分だというふうに思いますので、今後やはり区割り、また料金も含め、また下水道の件も含め、調査研究していただいて、そして町民の方が不利益にならないように、ひとつよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） じゃあ、それでは、マイナンバーカードについて伺います。

国では、公平・公正な社会実現，行政の効率化，国民の利便性の向上などを目的に，個人番号制度を導入し，社会保障と税・災害対策の行政手続においてマイナンバーが必要となりました。

昨年，一人ひとりのマイナンバーを記載した通知カードが交付が行われ，その後，マイナンバーカードの申請が受け付けられ，平成28年1月からマイナンバーカードの交付が始まりました。

マイナンバーカードは，公共機関が発行する写真つきのものであることから，本人確認が必要な行政機関や金融機関などの窓口において身分証明書としても活用することができます。また，個人番号を保管できる事業者は，行政機関や雇用主など法令に規定されたものに限定されており，法令に規定されていない事業者などは，個人番号が記載されているマイナンバーカードの裏面のコピーをしたり保管することは禁じられております。このように，マイナンバーカードの取り扱いは，個人情報の保護という観点からも慎重に扱わなければならないものです。

阿見町では，役場1階に特設コーナーを開設しておりますが，マイナンバーカードのシステムは，住基本台帳ネットワークとの総合端末であり，住基ネットワーク端末を操作することは，個人情報の漏えい防止という観点からも慎重な取り扱いが必要ですが，現在のマイナンバーカードの交付体制に問題はないのか。

また，マイナンバーカードを利用した証明書発行サービスも全国に広がっております。県内では，土浦市，つくば市，龍ヶ崎市，稲敷市，かすみがうら市など，13の市町で，コンビニで，住民票，印鑑証明書等の発行が始まっております。稲敷市では，4月25日から，セブンイレブン，ローソン，ファミリーマートなど全国のコンビニで，朝6時30分から夜11時まで，住民票，印鑑証明書，所得証明書などの交付が可能になっております。コンビニでの発行は，キオスク端末を利用して行われるわけですから，阿見町も速やかにコンビニで発行できるようにすべきであります。

そこで，5点について伺います。

マイナンバーカード通知で返却された件数はどの程度あったのか。その処理はどのようになったのか。

2，高齢者等で通知を紛失した等の相談はどの程度あったのか。また，その対応はどのようになっているのか。

3，マイナンバーカード発行申請は何件で，どの程度あるのか。そのうち発行済みの件数はどの程度か。その後の発行計画はどのようになっているのか。

窓口対応は、スムーズにされているのか。システム改修が行われているというが、正常に稼働しているのか。

5、今後のカード利活用計画はどのようになっているのか。早急にコンビニで利活用を考慮すべきではないか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、マイナンバーカード対応について、1点目の、マイナンバー通知で返却された件数はどの程度あったか。その処理はどのようになったのかについてであります。

当初返却されたマイナンバー通知カードの件数は、1,801件であります。

これは、転送不要の簡易書留郵便で送付されたため、住所不明で返却されたものや、配達時不在のため郵便局に持ち帰った通知カードの保管期間が切れたものが、役場に返却されたものであります。

その後の処理としましては、届いていない方へのお知らせとして、12月にホームページ上に、返却された通知カードの受け取り方法について掲示し、また広報あみ1月号のインフォメーション欄に、役場に返却されている場合があるのでお問い合わせいただけるようにとの記事を掲載いたしました。その結果、5月末日現在、未交付の返却された通知カードは569件となっております。

2点目の、高齢者等で通知を紛失した等の相談はどの程度あったか。またその対応はどのようにしているかについてであります。

通知カードを紛失した等の相談の具体的なデータはとっておりませんが、5月末日現在で99件の通知カードの再発行申請を受けております。

相談があった場合は、警察に遺失届を行った後、役場に紛失届を提出し、通知カードの再発行申請またはマイナンバーカードの申請をしていただくよう案内しております。

3点目の、マイナンバーカード発行申請は何件程度あるか。そのうち発行済みの件数はどの程度か。今後の発行計画はどのようになっているかについてであります。

5月末日時点でマイナンバーカードの発行申請件数は4,308件で、そのうち交付済み件数は2,933件となっております。

5月末日現在、交付前設定が終わり、交付できる状態のカードの案内はがきは、全て発送済みとなっております。

また、5月から月に2回、日曜交付を始めたことにより、まだ受け取っていない方への案内通知を順次発送しているところであります。

4点目の、窓口対応はスムーズに処理されているか。システム改修が行われているというのが正常に稼働しているのかについてであります。

4月から、1階ホールにマイナンバーカードの交付専用のブースを設置し、受け付けと交付を分けて行っております。内容の説明と暗証番号の記入を先に行うことにより、効率的に交付しているところであります。

一時期、システムの不具合により、システムが使用できなくなることもありましたが、現在はスムーズに処理ができております。

5点目の、カードの利活用計画はどのようになっているか。早急にコンビニでの利活用を考慮すべきではないかについてであります。

コンビニでの住民票、印鑑証明書、課税証明書、非課税証明書等の交付について、5月末日現在、県内で既に導入している市町村及び今後導入予定が決定している市町村は、合わせて25市町村となっております。

導入一時経費、例年経費、市町村負担金、コンビニ利用委託料等の予算措置が必要となりますが、なるべく早い時期に実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 役場1階で特設コーナーで開設をして、そして発行しているということなんですが、これはどのような体制でやっているのか、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） 体制、まず、機材等の配置の関係でいいますと、ブースを設けた中に、端末機を置いて、交付事務はそのブースの中で行います。その前に、個人番号カードを発行するに当たって、暗証番号の設定ですとか、いろいろ説明事項等、注意事項等、伝達するという事もあわせて行っていますので、その部分をブースの中で一括してやってしまうと、いろいろ混乱を生じたり、効率がよくなってしまったりということがあるので、受け付けの部分と交付の部分に分けて交付事務を行っています。

人員体制としては、端末機2台ありますので、臨時職員なんですけれども2名、それから、受け付けのところに1名、これも臨時職員です。ただし、もう1台CS端末が町民課のカウンターのところにも1台設置してありまして、そこに正職員を置いています。正職員が、そのブースや受け付けの状況を常時監督しながら進めているというような体制で行っています。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そうするとですね、4名体制でいつもいるってことですね、じゃ。じゃあですね、これね、臨時職員が3名ということなんですが、やはりその部分で、これ法令上、正職員が対応するということには、なっていますよね。なっていないですか。それ

でまあ、結局、マイナンバーカードが、結局ね、やはり個人情報の漏えい防止ということの中で、全然問題はないということなんですか、伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えします。原則は正職員が対応することが一番望ましいことかというふうには考えています。ただし、このマイナンバーカード、全国一斉に始まりまして、交付件数がかかなり多くて、この事務がかかなり膨大だということで、総務省のほうの見解としまして、正職員の監視監督のもとに臨時の職員、非常勤の職員を配置することは差し支えないという見解が出ております。今、こういった混乱——混乱という言葉が、ちょっと適当ではないかもしれませんが、要は、一時的にわっと量が増えたというようなことに対して対応していかなくちゃならないという状況を鑑みて、そういう考え方が総務省のほうから示されましたので、それを阿見町としては活用させていただいているという状況でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではですね、マイナンバーカードに対する、全職員と、また担当の職員は、どのような研修を行ったかについて伺います。また、まあ結局、どのような指導とか、そういう説明をするようにという話は、みんなにやっているのかどうか伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） 今の話は、マイナンバーカードの交付事務ということだけでいえば、町民課の職員の中で研修をして、実際に交付事務に携わっているところですが、多分、今言われたお話というのは、もっと幅の広い、枠の広いお話をされたのかなと思うんですけども、その話になりますと、実は、ここでそんなこと言ってもあれなんですけど、所管がちょっと違うというところもあるんですが、この機会ですので、お話しさせていただけば、それなりの研修は、やって、今年の1月から実際に利用がされ、個人番号が利用開始になったというようなこともありまして、いろいろな面で個人番号を使うことが現実に出てきてますから、それに関しては研修をしております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） この前、ちょっとね、窓口でちょっと聞いたんですが、今、大体どのくらい来てんのつつたら、1日20人ぐらいの話をちょっとしてたんですが、そういう中で、私も牛久のところのをちょっと見たりしてきたんですが、牛久なんか、今、来てる人いなかったですけどね、そのときは。で、総合窓口の脇にあって、それで、端末を置いてあってね、その中でやってるような形だったんで、やっぱり、その辺のところもね、もう大体一段落ちちゃうか、それなりの形になったので、やはり、4名配置じゃなくてね、例えば正職員がちゃんと交付できるような形でね、今後は変えてったほうがいいのかないかなというふうに、私は思うし、ま

た、昨日もちよっとね、土浦の人と話をしたんですが、やはり土浦市なんかでは正職員が対応してますよっていう話ししてたのでね、その辺も含めね、やっぱり漏えい防止の観点からもね、もうある程度の、そういう1日の人数もそれなりになってきた時点では、少し考えたほうがいいのかなというふうに私は思いますので、その辺のところをちよっと伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。1日当たり20人というのは、多分、結構前の話かなと思うんです。交付し始めたころは、ちよつとなれないという面もあって、1日の交付件数ですよ。そのくらいからだんだん始めたんですけど、今、申請件数が4,000件くらいあるんですね。で、4,000件のうち交付したのが68%くらいなので、まだまだ交付し切れてない状況があるのと、これ、1カ月当たり1,000前後の数で申し込みが増えてきた経緯があるんですね。なので、これからどのくらいのペースで増えていくかっていうことも、ちよつとまだ読めないところがあるんですけども、今までのペースのまま伸びていくようだと、今の体制は堅持していかなくちゃいけないというふうに思いますし、仮に減っていく方向に移行していくようであれば、今、久保谷議員さん言われたようなことを十分配慮させていただきたいと思います。

それから、ちよつとセキュリティーの関係で、ちよつと参考までに申し上げたいんですが、端末機をいじれる職員というのは限定されていて、生体認証——手をこうかざして、その人じゃなければ動かせないってというような、そういう体制でやっていますので、その辺は十分配慮をしてやっているところです。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あとですね、町のほうで、マイナンバーを提示を求めている課はあるのか。また、今後ね、どのような形で、そのマイナンバーを町の中で利用してくっていうことを考えているのか、ちよつと伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） お答えします。今は、マイナンバーカードの交付が中心になっているので、どうしてもそちらのほうに目が行きがちですが、将来的には、いろいろな場面で使われることが想定されてます。年金の分野ですとか、労働の分野ですとか、福祉医療とか、税の分野っていうふうに、かなり広い範囲で使われることが想定されています。で、平成29年の1月から、国のほうは、国の機関の中での情報連携ということが始まると。これから、今度の1月ということですけども。その半年後の29年の7月に、今度、国と地方との情報連携っていうのが始まると。予定なので、予定どおり進めば、そういった時期にそういったことになってくるんですけども、そういったことになると、その使われ方っていうのが、かなり違っ

てくると。今の段階でいえば、法上、個人番号法が施行になってますから、個人番号を提示してもらってというようなことが必要な手続ってというのは、かなり出てきているかなと思います。そのときに、皆さんのところに簡易書留でお送りさせていただいたカードを提示していただくという方法もありますし、個人番号カードを交付した方にとっては、その通知カードは回収させていただいてますので、そういったときには個人番号カードを提示していただくとか、あるいは、個人の本人確認というようなときに、すいません、長くて、本人確認というときに、個人番号カードですと、写真も入っていますので、そういった使われ方っていうのも、今の段階では、そういったことが考えられます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そういうことで聞いたわけじゃないんだけど、今、町では、マイナンバーをどういうことに利用しているのかね、端的に言うとな。また、窓口で提示を求めている課があるらしいんですが、どのようなことで求めているんですかっていうことを、ちょっと伺おうと思ったんです。

○議長（紙井和美君） 町民課長飯山裕見子君。

○町民課長（飯山裕見子君） お答えします。町民課に関してだけなんですけど、住所異動で転入のときとか、あと転出のとき、カードを持ってる方は、特例転出とか特例転入という、データで受けたり送信したりしたやり方で、転出証明書が出ない方法でやらせていただいているので、そういうときには提示いただいています。あとまた、通知カードも同じなんですけど、住所が変わった場合には、裏書きさせていただくので提示していただいています。そのほかの課のことになると、ちょっとこちらでは把握しておりません。申しわけございません。

○議長（紙井和美君） 久保谷充君。あと45秒になりましたので、端的におまとめください。

○11番（久保谷充君） ちょっとね、深呼吸して……。はい。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 今のことでね、説明が、なぜ提示されてかわからないという人がいるので、今、聞いたんです。あと、コンビニでの利用なんですけど、予算措置がっていうことなんですけど、今後、予算は幾らぐらいかかるのか。また、いつからコンビニ対応ができるのか、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、大変ざっくりな数字で恐縮ですが、初期投資で約三百六、七十万、それから、年間の経費として百数十万というような費用が必要になるかと思えます。これはいろいろ内部的な手続も必要ですし、いろいろ手続が必要なので、ちょっと今、いつからというようなことは申し上げられないんですが、なるべく早く実現できたらというふう

に考えています。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 今ね、やはり、利用からすれば、やっぱりコンビニで交付してね、先ほど言いましたが、6時半からね、朝6時半から11時ということで、やっぱりそういうことでね、町の中の負担も少なくなるというふうに思いますのでね、その辺のところを含め、やはり早急に、そういうところのできるような形をお願いします。よろしくお願いします。

○議長（紙井和美君） これで11番久保谷充君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。よろしくお願いいたします。

午後 0時11分休憩

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま16番吉田憲市、17番倉持松雄君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

それでは、6番栗原宜行君の一般質問を行います。

6番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔6番栗原宜行君登壇〕

○6番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。栗原でございます。よろしくお願いいたします。

まずですね、質問に先立ちまして、4月の14日に発生しました熊本・大分地震で被災された皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興をお祈り申し上げます。

さて、阿見町におきましても、5月16日以降、茨城県南部を震源地として発生した地震が2度ありました。住民の皆さんにも不安な日々が続いていると思います。阿見町の第6次計画では、住みよい安全・安心なまちづくりを策定しておりますので、今回は、地震の発生と相まって、安全・安心のまちづくりに関する質問を中心にいたします。

まず、防災と減災対策についてお伺いいたします。

1点目、5月16日に茨城県を震源地として発生した地震の阿見町における被害状況についてお伺いします。

2点目、東日本大震災後の取り組みについてお伺いいたします。

3点目、災害時応援協定の締結状況についてお伺いします。

4点目、自主防災の組織づくりと啓発活動についてお伺いします。

5点目、避難所の設置及び運営についてお伺いします。

6点目、高齢者、障害者の方の要支援者対策についてお伺いします。

以上6点、こちらの答弁をよろしく願います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、栗原議員の質問にお答えしたいと思います。非常に、新人議員になられてからの、5人のうち最初の質問ということで、非常に気持ちが上がっていたのかなど、そういう感じがしましたが、真摯な形で答弁をさせていただきたいと思います。

防災・減災対策についてお答えします。

1点目の、5月16日の茨城県を震源地として発生した地震の阿見町における被害状況についてであります。

最大震度は小美玉市で震度5弱が観測されました。当町では震度4を観測し、地震時の非常配備基準に基づき警戒配備体制をとり、災害発生に備えましたが、幸いにも町内における被害はありませんでした。

2点目の、東日本大震災後の取り組みについてであります。

東日本大震災の反省と教訓、そして災害対策基本法の大幅な改正を踏まえ、阿見町地域防災計画を平成24年度から2カ年をかけて修正を進めまして、平成26年3月に全面的な改定を行ったところであります。

また、全庁的な防災対応力を高めるために、職員の業務別初動マニュアル及び町職員の災害初期の行動手順を整理した、職員用の災害初動マニュアルを作成し、有事の際に職員が機能的に動ける体制を整えました。

さらに、改定した地域防災計画に基づき、震災以降延期しておりました総合防災訓練を、平成26年度より中学校区単位で実施しており、今年度は11月6日に竹来中学校において実施する予定です。

ハード面の取り組みとしましては、町全域に即時かつ一斉に災害等の情報を伝達する手段として防災行政無線の整備を行い、平成27年4月より運用を開始しております。また、災害発生時には、防災行政無線のほか、あみメール、緊急速報メール、ホームページから情報を配信することで、二重三重の情報伝達に取り組んでいるところです。

このほか、町内の指定避難所へ防災備蓄倉庫を配備し、災害用食料、飲料水、日用品、資機材等を保管しております。さらに、生活用水を確保するために、小中学校へ防災井戸を整備し

ました。

今後も防災関係機関との連携をとりながら、さらなる防災体制の強化を図ってまいります。

3点目の、災害時応援協定の締結状況についてであります。

県内市町村と災害時等の相互応援に関する協定を締結しているほか、防災関係機関3カ所及び民間企業24カ所と、避難場所の提供や物資の供給、応急対策業務等の災害協定を締結しております。

今後も、積極的に民間企業等との協定締結に取り組んでまいります。

4点目の、自主防災の組織づくりと啓発活動についてであります。

町では、自主防災組織の活動育成を図るため、地区防災訓練の実施や資機材等の整備に要する費用の一部を補助しております。しかし、66行政区の全地区に自主防災組織が結成されているものの、その活動状況に温度差が生じているのが現状です。

防災・減災のかなめとなるのは自助と共助です。自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという隣保協同の精神に基づき、地域の方々が自発的に防災活動を行う重要な組織であることから、平成25年度から3年間にわたり、防災リーダーの育成を目的とした地域防災力パワーアップ研修を中学校区単位で実施し、地域防災リーダーとしてのスキルアップを図ってまいりました。

また、今年度からは、自主防災組織の新たな育成事業としまして、土砂災害警戒区域の指定地域の中からモデル地区を選定し、地区防災計画の策定支援を行う地区防災計画ワークショップ、及び地域の防災活動の牽引役となる人材の育成を行う防災リーダー育成講座を進めてまいります。

地区防災計画を作成することで、自主防災組織が計画に基づいた自発的な活動ができるよう、自主防災組織の育成強化を図ってまいります。

5点目の、避難所の設置及び運営についてであります。

町では、一般避難所を17カ所、福祉避難所を5カ所指定しております。

また、円滑な避難所の運営を行うための手引きとして、阿見町避難所運営マニュアルを平成26年9月に策定しました。

避難所の開設におきましては、災害発生時に避難所へ直行する職員をあらかじめ指名しておき、震度5強以上の地震が発生した場合は、直行職員が担当の避難所を開設することとしております。一昨年から実施しております総合防災訓練では、避難所運営マニュアルに基づき、自主防災組織、学校教職員、町職員が一堂に会して、避難所の開設運営訓練を実施しているところです。

さらに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を対象とした福祉避難所の設置・

運営に関わるマニュアルの作成について、福祉部門の担当者とともに現在取り組んでいるところ です。

避難所の設置運営に関しましては、災害発生時に必要となる基本的な対応をマニュアルで整理し、関係者で共有するとともに、訓練等でその実行性を検証していきたいと考えております。

6点目の、高齢者、障害者の方の要援護者対策についてであります。

町では、平成22年3月に、阿見町災害時要援護者避難支援プラン全体計画を作成し、現在は随時登録受け付けを行っております。平成28年5月1日現在で、高齢者の方や障害のある方など1,273名の方の台帳登録をしております。その情報は、平常時から警察機関、民生委員児童委員、行政区長、自主防災組織等と共有を図っております。災害発生時には、支援プラン個別計画に基づき、あらかじめ定めておいた避難支援者が、避難所へ誘導することとしております。

今後においても、関係機関と連携を図り、災害発生時における避難行動要支援者への、迅速で適切な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。しっかりした対策がとられていて、安心いたしました。

そこで、確認の意味でですね、3点ほど再質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。答弁にはですね、警戒配備体制ということで、これがとられているということでございましたけれども、阿見町の消防は広域消防ということに移管をしまして、現在、担当部署については交通防災課だと思います。この5月16日以降ですね、2回の地震に対して、不都合がなかったのか。どういう形でそれをされたのかということについて、まずお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。警戒配備体制に対する消防署の体制ということでよろしいかと思えます。5月16日の震度4のときの消防署の対応としましては、発災後ですね、約30分ほどしましてから、我々、警戒配備体制のほうに、阿見消防署のほうから連絡が入りました。状況の確認ということでございます。その後、警戒配備体制としては、11時20分に警戒配備体制を解いたわけでございますが、その解いたときにですね、これで警戒配備体制を解きますという形で、我々のほうから阿見消防署のほうに連絡をした次第でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。その時点ですね、不都合等はございません

でしたか。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。その時点での対応について、消防署との間に不都合は特にございませんでした。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。では、5点目でございます。避難所の設置の運営のどこなんですけれども、福祉避難所5カ所があるということで御答弁いただきました。福祉避難所の1つとしてさわやかセンターがあるということで認識しておりますけれども、それ以外の部分について、指定場所はどういうところが指定されているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。福祉避難所としましては、議員御指摘のさわやかセンターのほかには、町としましては、民間の施設でございます、町内にはございます特別養護老人ホーム、それから介護保険施設、その施設と福祉避難所の提携をしております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。それに関連しましてですね、6点目、高齢者、障害者の方の要支援者対策なんですけれども、現在、1,273名の方が台帳登録をされているということでございます。この中でですね、支援プラン個別計画ということで答弁がありましたけれども、この個別計画についてですね、詳しく御説明いただきたいと思っております。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。支援プラン個別計画につきましては、基本的に、要するにですね、今回の要支援になった方に対して、まず最初に誰が支援に行くかですとか、その方の緊急連絡先ですとか、あとは体の状態ですとか、そういったものまで、それから、災害時にどこの避難場所に誘導していったらいいのかとか、そういったところまで、個別の情報まで入ったものが個別支援プランということで、支援者の方がより速やかに迅速に、そして安全に、要支援者の方を避難誘導するという意味で個別に作成をしているという状況でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。そうしますとですね、先ほどの5番で確認しました福祉避難所、さわやかセンター以外の民間の施設も含めて、登録されている1,273名の方は、この個別計画に基づいて、支援者がお連れするという格好で整備をされているんでしょ

うか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 福祉避難所，まず総合保健福祉会館，福祉避難所ということでなっております。基本的に，まず第一場面には，まず身近な避難所，それぞれの住まいの地区によって，最寄りの小中学校等，避難所は定まっておりますので，まずは，第一義的にはそちらの避難所に行ってください。そして，その避難所の中で，実際に福祉的な避難が必要だというような方に対しては，二次的に福祉避難所のほうに避難をしていただくというような流れになっております。それで，先ほどの老人ホームとか介護保険施設のほうは，災害の協定をしております，最初からそちらが福祉避難所というわけではなくて，本当に大規模な災害が生じた場合に，町の指定しているさわやかセンターだけでは対応し切れないといった場合いですね，施設のほうの受け入れ状況等も確認をして，対応が可能であるといった場合に，町のほうから支援の協定に基づいて，援護が必要な方をそちらのほうに避難をさせていただきという，災害協定に基づく福祉避難所という位置づけでございます。

なので，まずは，より安全に迅速に，最寄りの避難所に行ってください。その上で，その避難所では，一般の通常の健常者の方も一緒でございますので，そういった上で不都合が生じるとか，あるいは使い勝手が悪いということで福祉避難所が必要な方については，そこから福祉避難所のほうに御移動をしていただくというような流れになろうかと思いますが，福祉避難所のマニュアルにつきましては，今年度ですね，具体的に，まだ策定を進めているという段階でございますので，そこについては，策定を進める中でですね，いろいろ課題等もあろうかと思っておりますので，そういったものをクリアしながらですね，防災部局と共同して，福祉避難所の運営マニュアルを策定していきたいというふうに思っております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） るるですね，丁寧な御説明ありがとうございました。今，伺いました部分をですね，実効性のあるものとして，体制のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

1問につきましては，以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 次にですね，ふるさと納税について伺います。

平成20年に創設されたふるさと納税，これは1年目の寄附額がですね，全国で81億3,957万円，寄附件数については約5万4,000件でした。それから8年がたちまして，昨日ですね，総務省から27年度の実績について発表がありました。その内容につきましてはですね，寄附総額で1,652億9,102万円，寄附件数では約726万件。平成20年度，立ち上がりの年度の対比でございますけれども，額で20.3倍，件数では134.4倍とですね，非常に多くの方に認識されるよう

に、ふるさと納税については、なったということでございます。

しかしですね、その反面、返礼品のヒートアップや金券、家電などの換金性の高い特産品の出品、また返礼品の転売、また勝ち組や負け組などの多くの問題が表面化しています。また、1,650億円を超える寄附がある中ですね、寄附金額が0という自治体が12もあるということも事実でございます。

東日本大震災以降ですね、被災地への義援金、これはふるさと納税制度によって、被災された方に届くと、新たな機能も注目されるようになってまいりました。注目が高いこの制度でございます。その対応とお考えについて伺います。

まず1点目、ふるさと納税の現在の対応と考え方についてお伺いします。

2点目、ふるさと納税の件数と納税額について、直近の実績と推移についてお伺いします。なお、納税額については、寄附額と読みかえていただいて御答弁のほうをよろしく願いいたします。

3点目、ふるさと納税制度の機能、災害支援等の機能についての活用についてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、ふるさと納税について、1点目の、ふるさと納税の現在の対応、考え方についてであります。

当町では、寄附をされた方の意向に沿って、各種基金への積立や事業に役立てております。特典につきましては、予科練平和記念館の招待券をお贈りしておりますが、返礼品として特産品等を用意し、町外からの寄附を促す取り組みについては、継続して調査研究しているところです。

こうした調査を踏まえますと、安易に拡大して取り組むものではないと考えております。ふるさと納税に関する取り組みを拡大して始めるには、財源確保のためではなく、地域振興を目的とする上で、3つの条件がそろふ必要があると考えております。

まず、既に過熱した市場に後発参入する勝算があること。そのためには相当数の魅力的な、また個性的な商品がそろえられること。

次に、事務処理を行うことのできる体制確保がなされること。これについては、地域内の資金還流による地域振興を目指すのであれば、安易に町外業者へ委託することは避けるべきと考えております。

最後に、寄附金を充てようとする事業が多くの方々より支持が得られること。当町では予科練平和記念館の建設、運営に対しては多くの寄附をいただいております。このように多数の方に御賛同いただける事業を提示することも寄附を集める上では大切と考えております。

しかし、道の駅整備を控えている当町においては、商品開発が大きな課題であると認識しております。これを進める一方策として、開業前から運営事業者とともに、ふるさと納税に取り組むことも考えられます。運営事業者が今年度末には決定する予定ですので、協議の上、実施をしていきたいと考えております。今年度はその準備として、商品の掘り起こしに着手してまいります。

2点目の、ふるさと納税の件数と納税額について直近の実績と推移についてであります。

納税額については把握が困難でありますので、先ほど栗原議員が言われたとおり寄附額をもって御説明いたします。

過去3年の件数と額について順に申し上げます。平成25年度は11件、約27万7,000円。平成26年度は3件、32万円。平成27年度は14件、63万1,000円となっております。

一方、阿見町から他自治体への寄附額については、例年4月に前年分を集計しております。平成26年度の集計では141万1,000円、平成27年度の集計では517万8,000円、平成28年度集計では2,538万3,000円となっております。

3点目の、ふるさと納税サイトの機能、災害支援等への活用についてであります。

平成28年熊本地震直後において、被災地における寄附の受け入れ支援を目的に、ふるさと納税サイトを活用した境町の取り組みに注目が集まりました。平成27年9月関東・東北豪雨の被災経験から、こうした取り組みを企画し、実施されたことに敬意を持っております。ふるさと納税サイトにおいては、このほか、相互の商品を返礼品として扱う等、他市町村との具体的な連携を図る事例も見られます。

ふるさと納税のサイトには、多様な活用可能性があると思われれます。町でふるさと納税を拡大して取り組むこととなった場合には、費用対効果を踏まえつつ、さまざまな活用策を検討すべきと考えております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。今、御答弁いただきました部分に対してですね、再質問をさせていただきます。

これは再確認ということでございますけれども、ふるさと納税の制度概要についてお伺いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） それでは、ふるさと納税の概要について簡単に御説明いたします。

都市と地方の格差是正を視野に入れまして、生まれ育った故郷に貢献したりですとか、それから、自分が応援したい自治体に寄附したりとか、そういったことで創設されたものでして、

納税という言葉がついておりますが、実際は地方自治体への寄附というようなことでございます。それで、自分の選んだ自治体に寄附、ふるさと納税を行った場合に、寄附額のうち2,000円、これ2,000円が自己負担となるわけなんです、2,000円を超える部分について、一定の上限はありますが、所得税それから住民税から、原則的に全額が控除されるというような、そういった制度でございます。で、近年でございますが、議員がおっしゃるとおりですね、返礼品等に過熱しております、そういったことで批判的な御意見もあるっていうようなのが実情でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 一応、概要については、今、部長が言われたとおりでございます。

まずですね、その中でですね、だんだん増えてきた……。日本です、市区町村が1,741団体ありますけれども、その中でですね、やってるところについては、約1,000ぐらいだろうというふうに言われておりますが、阿見町においてですね、このふるさと納税の収支について、今どのようになっておりますでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 収支というような定義でございますけれども、本来ですと、町に寄附された寄附額から、返礼品とかそういう必要経費を除いて、純然たる収入、これを収入としまして、あと、支出につきましては、本来、町に税額、本来、町に納めるべき税額ですか、その額を差し引いたものが収支ということだと思いますけれども、厳密にですね、納税額を計算することが、今の現行のシステムではできませんので、あくまでもわかりやすいように、納税された金額と、それから町のほうから、町民が町外の自治体に寄附した額ということで申しますと、町長が答弁されましたように、大幅な赤字というようなことになっております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） そうしますとですね、なかなか、その赤字の部分で続けていく、または、やっていくという部分が、かなり難しい面もあると思うんですけれども、全国におけるですね、収支の状況について御確認はされておりますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 今言いましたように、先ほど答弁しましたように、現行では、本来納付すべき税額というのが計算できない状況ですので、そういったことで、その額というのは、どこの自治体も出てないかと思えます。

総務省としましても、ふるさと納税額の総額と、それから返礼品に幾ら使ったか、そういった経費的なものは出てますけれども、その実際の納税額は出てないというような、そういったこ

とでございますが、一部マスコミでございますね、独自に調査した結果が、この4月に報道されてます。その報道によりますと、2014年、平成26年の状況なんですけど、寄附の受け入れ額から減税額——この減税額というのは、ちょっと計算できないですけども、独自に調査したということで、ちょっとその数字が不明な点はあるんですけども、その減税額を差し引いた収支を集計しましたところ、全国1,741団体のうち、黒字が1,271団体で、黒字額は330億円というようなことございまして、その黒字の上位10団体が、その330億の24%——4分の1ですね、これを占めていると。上位100団体では、その黒字の70%を占めているという。ですから、ベスト100の中に、ほとんどその黒字が占めているというような、そういった状況というふうには報道がありました。

ただ、この数字自体がですね、ちょっと税務サイドのほうとしましても、この減税額というのがどのようにとられたかというのがわからないというようなことになっておりますので、ちょっとその辺は、私ども行政としましては、全てにおいて納得できるものではございません。

ただ、やはり、本来の収入といいますと、先ほどの町の例で申し上げましたように、純然たる収入の中から返礼品等といった必要経費を除いたものが収入となるものですから、その辺が、ここには、このマスコミには入っておりませんでしたので、それを入れますと、大体、返礼品の率が約50%ですか、そういったことになりますから、そうなりますと、返礼品それから送料、あと委託料等に多額の経費がかかっておりますので、これだけの実際に黒字になっているとは、ちょっと思えないというような状況でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 部長の御答弁ですと、利益、黒字になっているところが、大体100そこそこだということであればですね、なかなか踏み込んで対応はしていくということがなかなか難しい感じはするわけですけども、実際、この制度としてですね、このふるさと納税制度について、総務省が音頭をとってるわけですけども、これを拒否すること自体、というのは、単純にできるんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） これは、法律ですね、地方税法で、そういったことで基づいて実際やっておりますので、国の法律ですから、阿見町が幾ら嫌だと言っても、これは拒否できない、そういった状況でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） これ、今、まさしくですね、法律で決まっている制度ですので、当然、拒否ができないわけですよ。拒否ができないということになってくると、阿見町としても、何らかのPRの部分をしていかなきゃならない、アピールしていかなければならないわけです。

けれども、ふるさと納税の効果として、PR効果が、サイトをすると、比較的安易にできるということに、サイト側は上げているわけですがけれども、先ほどの熊本地震で、最初の義援金の代理受け付けをした境町と、あと市川市がですね、全国的に知名度をアップしたということで、こういうアピールの方法としてですね、何かをやっていかないと、独自の部分だけでは、なかなか知名度が上がっていかないということが、安易にわかるわけですが、このアピール方法としてですね、シティプロモーションというのがありますが、阿見町において、そのシティプロモーションの取り組みについて、今、実際、どのような状況になっているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） まだ、阿見町ではシティプロモーションというのは実施はしていないんですけれども、近隣ですと、土浦、つくば、龍ヶ崎あたりが実施しておりまして、ただ、阿見町としても、当町としましても、地方再生とかっていうような、人口減少時代になっておりますので、これから、その地方再生で定住促進とかっていうようなことを、今、積極的に、いろんな施策、国の支援をいただきながら実施しているところです。そういった中で、当然、今まで行政としてなかった営業という概念をですね、担当職員としましては、認識、理解してですね、そのシティプロモーションの必要性というのは十分認識しているところです。これから、やはり、魅力をですね、いかに発信して、町外の方々に阿見町を選んでいただくというような、そういったことになろうかと思っておりますので、これからめり張りつけてですね、魅力づくりですとか、そういった商品開発もそうですけども、そういったことを進めながら実施していければと考えております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 政府はですね、地方創生の取り組みをさらに加速化させていくためにですね、地方創生事業に対して、法人の寄附を促す制度を創設しております。地方創生応援税制の創設、いわゆる企業版ふるさと納税なんですけれども、この企業版ふるさと納税の概要とですね、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） では、企業版ふるさと納税の概要でございますけれども、こちらの目的は、個人のふるさと納税と同じでございます。地方自治体の地方創生プロジェクトに、事業に対して寄附するというようなことで、税金等の優遇措置が受けられるというようなことでございます。

個人との違いとなりますと、寄附する地方自治体ですね、阿見町が受けるとなりますと、地方再生計画という、国のそういった計画があるんですけど、そこを作成しまして、国から認定を、まず受ける。で、その中には、子育てですとか、そういった主要な再生計画事業ですね、

それを盛り込んできまして、その計画に合った事業に対して寄附することで、企業が優遇が受けられるということと、それから、企業の本社が立地している自治体ではだめだということですね。本社以外のところだということです。それから、寄附額の下限がですね、10万円ということになっておりまして、10万円以上が寄附、控除対象額だということでございます。

それで、その優遇措置、税控除とかの優遇措置につきましては、6割ということでございます。個人が2,000円に対してまして、企業は10万円を超えた中で、6割は税制等の優遇措置はありますけども、4割は負担だというような、そういったことでございます。そういったことで、結果的に、個人版と見ますと、企業としても4割の負担があるものですから、これがどのように魅力を引き出せるかっていうのはあるかと思えます。

今後の取り組みとしましては、その4割に見合ったメリットを自治体としてどれだけ出せるかというようなことになろうかと、鍵になってころうかと思えます。便宜供与というのは、禁じられてますので、どういうふうこれからやっていくかというのはですね、やはりこれから、企業とですね、いろいろヒアリング、アンケートなり、連携した中で進めていく必要があるかと思えます。ちょっと、そういった、なかなか企業としてハードルが高いものですから、すぐには着手するのは難しいかと思えます。これから企業と連携とりながらですね、検討していければと考えております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） いろいろ御説明いただきましてありがとうございました。今回、私です、先ほど冒頭で申し上げた、阿見町の安全・安心のまちづくりの中でですね、それに関するものを質問させていただきますということだったんですけども、今、ふるさと納税の部分でいきますとですね、先ほど御案内した境町、また市川市等の部分で、返礼品等がなくても、住民に対する共感を得ながらですね、この制度を使って寄附額を増やしていくという事例があって、例えば、阿見町が被災したときにですね、代理受け付けをしてもらうとか、そういった形の中でですね、支援をしていただけるということが、このふるさと納税の部分で明確になってきたという部分で、今回、取り上げさせていただきました。

総務省がですね、発表した平成28年度の地方財政白書によりますと、市町村民税の総額が全国で9兆5,594億円。このうち個人分として7兆1,143億円。これが今までの従来のふるさと納税の部分である。また、法人分につきましては2兆4,451億円となっています。ただ、この27年度の個人によるふるさと納税の納税額、寄附額ですね。先ほどから御案内しましたとおり、約1,653億円あります。これを率にしますと、個人分の部分で割り返すと、2.3%とまだまだ少ない状況でございます。実際に、京都とかですね、東京都も、今までの税収を、ほかの部分で振り替えられて減っているという状況がございますけれども、まだまだ2.3%に過ぎないとい

う格好です。このふるさと納税は、都市部に集中する税収の是正であり、税の再分配です。ふるさと納税をどういう目的で、どう取り組むか。ふるさと納税で何を残すか。それが重要になってきます。最善の方法を探りながらですね、御対応いただければ、ありがたいと思っています。要望であります。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それでは、3問目でございます。3問目は防犯についてでございます。

もう毎日と言っていいほどですね、悲惨な事件のニュースが報道されております。阿見町でこのような事件が起きないことを願うばかりでございます。

阿見町でボランティアで守っていただいている阿見町防犯協議会君原分科会の総会が、4月の22日にありまして、平岡議員、高野議員、石引議員の合計4人ですね、参加してまいりました。その際ですね、警察の方の講演とか、分科会の方の会員の方との意見交換をしてですね、そのときに出た内容についてですね、また今日、こういう形で御質問をさせていただきます。

1点目、犯罪の発生状況について。直近の刑法犯認知件数と推移についてお伺いします。

2点目、防犯対策についてお伺いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、防犯についてお答えいたします。

本当に、日夜ですね、地域で防犯協会とそういう会員の皆さんには大変お世話になっております。今回も、防犯連絡員ですか、非常に阿見町は25名が新しく入っていただいたと。牛久は5名でした。そういう面で、本当に阿見町は、そういう面でのボランティアというか、そういう意識が高い町だなと、そういう思いをして、非常に感謝してるところです。

それでは、1点目の、犯罪の発生状況について。直近の刑法犯認知件数と推移について、警察から発表されている当町の刑法犯認知件数を申し上げますと、平成23年では579件だったものが、平成27年には496件と、過去5年間においては、減少傾向にあります。しかしながら、犯罪率では県内市町村ワースト14位となっており、これまで以上に犯罪に対する予防、対策を推進していく必要があります。

その中で、特に、にせ電話詐欺については、茨城県での平成27年の被害額が約12億円と非常に多額であり、深刻なものとなっております。今年度も、町内にそれと思われる電話がかかってきており、県南地域では、4月6日、5月10日、6月6日に、にせ電話詐欺多発警報が発令されています。また、窃盗犯いわゆる空き巣や事務所荒らし、自動車盗などではありますが、昨年は403件で刑法犯総数の約8割を占めている状況となっております。

2点目の、防犯対策については、これら犯罪状況を踏まえると、やはり、一人ひとりが常日ごろから鍵をかけ、不審な電話には注意するなど、犯罪の予防、その対策、そして防犯意識の

向上が大変重要なことと考えられます。

町としては、防犯に対する周知活動として、防災行政無線及び青色防犯パトロール車による音声放送、広報あみや町ホームページへの掲載、あみメールの発信などにより、町民に対して啓発、情報提供を行うとともに、警察、防犯協会、地域の自警団等関連団体と連携し、青色防犯パトロール、防犯キャンペーン、防犯教室等の防犯活動を推進し、犯罪の抑止、被害防止に努めているところであります。

今後の防犯対策については、これらの活動を継続するとともに、防犯カメラの設置についても、関係部署と協議・検討し、阿見町防犯カメラ総合整備計画を策定して、より効果的な対策の推進に努め、犯罪の抑止につなげていきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。防犯につきましてもですね、再質問をさせていただきます。

阿見町防犯カメラ総合整備計画ということで策定をしているということでございますけれども、防犯カメラの設置状況についてお伺いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。防犯カメラの設置状況についてでございます。防犯カメラの設置状況につきましては、現在、小中学校、それから保育所、児童館、公民館、役場等26の施設、77基設置がされております。不法投棄の監視カメラにつきましても、町内の16カ所に17基設置されており、合計94基が設置をされている状況でございます。

既設のものにつきましては、これまで各施設の管理者にて整備をしておりますが、また管理もしてまいりましたが、今後、新たにですね、設置することについて、関係部署と今後、協議・検討してまいりまして、阿見町防犯カメラの総合整備計画を策定して、総合的な防犯対策の推進、犯罪抑止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御説明ありがとうございます。今、防犯カメラ等の部分で御説明いただきましたけれども、防犯灯のほうの設置状況と評価、また今後の設置計画についてお伺いします。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。防犯灯の設置状況につきましては、現在、5,465灯の防犯灯を町で管理しております。平成26年度に、行政区が所有して維持管理をしていた防犯灯につきまして、これを町の所有としまして、一括して、蛍光灯だったものをで

すね、LEDにかえる工事を実施しました。それとともに、電気料につきましても全て町の負担としたところでございます。

また、LED化する前とです、LED化した後の電気料金を比較しますと、約1,000万円の削減効果がありました。さらに、蛍光灯の寿命というものが、約2年であったことに対して、このLEDというのは、約10年から15年の長寿命ということでありまして、耐用年数の長期化が図られたことから、一定の効果があったのかなというふうに考えております。

今後の設置計画につきましては、前年度に全地区の区長さんから、新設の見込み調査、こういった調査を行いまして、今年度は、それに基づいて239基の防犯灯を設置する計画でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。防犯について、最後の再質問でございます。これは、昨年です、難波議員が質問されたことでございます。通称青パトの増車とです、夜間運用についてお尋ねだったと思うんですけども、その後の部分についてです、お伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。青色防犯パトロール車につきましては、この増車ということについて、現在2台の、町としての専用車両がございます。その2台につきまの運行状況それから回転率等を、今後考慮しながら、増車のほうは検討してまいりたいというふうに考えております。

昨年度の青色防犯パトロールの回数につきましては、合計で325回パトロールをしてございます。町の職員、それから防犯連絡員、自警団、青少年相談員等によりまして、パトロールのほうを御協力いただいているところでございますが、これは牛久市の例なんですけども、牛久市の場合は、青色防犯パトロールにつきまして、業務委託という形でやっております。阿見町のほうでは、その牛久市さんのような業務委託というような形では実施しておりませんので、こういった先ほど申し上げたボランティアの方々による活動であるために、今後はです、青色防犯パトロールの活動の回数を増やしていくための工夫が必要であるということは認識してございます。

また、夜間のパトロール車の運行につきましては、青少年相談員さんによるパトロールを、現在、実施しております。基本的には、夜間の運行は可能ですので、今後は、その夜間の運行のパトロールについて、増やすことについては、調査・検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） いろいろありがとうございました。防犯については、以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 4問目でございます。不法投棄対策についてお伺いいたします。

2019年度茨城国体が開催され、阿見町もセーリングの会場として多くの方が阿見町に来られます。阿見町をより知っていただく絶好のチャンスなので、おもてなしの心でお迎えをし、自然に囲まれた美しい阿見町を堪能して帰っていただきたいと思っております。

しかし、現実には、道路やですね、山林に、吸い殻やごみが捨てられている状況が、まだまだ散見されます。先日、子供たちの通学路を整備するため、自治会の下草刈りに参加しました。その折ですね、電子レンジや掃除機が捨てられていたことが、とても残念でございました。

そこで、不法投棄についてお伺いいたします。

1点目、不法投棄の現状についてお伺いいたします。

2点目、不法投棄対策についてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、不法投棄対策について、1点目の、不法投棄の現況についてであります。

本町を含む茨城県南地域においては、圏央道の開通により首都圏からのアクセスが容易になり、利便性が向上した結果、東京五輪・パラリンピックに向けた大型開発に伴う産業廃棄物や不適正な建設残土の流入が懸念されています。

本町では、近年、悪質な不法残土や産業廃棄物の不法投棄は減少傾向にありますが、人目のない道路やごみ集積所及びその付近に、家電品やタイヤ等の不法投棄は増加しております。

2点目ですが、不法投棄対策についてであります。

現在は、シルバー人材センター委託による不法投棄パトロールや茨城県警察OBを採用した環境保全監視員を配置するとともに、不法投棄が懸念される場所に不法投棄監視カメラを17基、不法投棄撲滅看板を64カ所に設置し、不法投棄防止対策の強化を図っております。

今後も県や警察等との各関係機関と連携しながら、監視活動などの不法投棄防止対策を継続して行ってまいりたいと思っております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。不法投棄対策についてもですね、再質問をさせていただきます。

全て、この不法投棄の部分はですね、規制によるもので解決するとは思えませんが、現在、阿見町においてですね、その規制する法令についてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。規制する法律は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律です。廃棄物処理法になります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） あと、条例等がございますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） すいません、確認しないと、明確に答えられないんですが、あると思っています。認識しています。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） ただいまの部長の御答弁について、ちょっと補足いたします。

阿見町ですね、環境美化条例ございまして、その中で、環境美化に対する、いわゆるポイ捨て等ですね、取り組みがございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それではですね、不法投棄の対策についてお伺いしたいと思います。

全国的にですね、環境省の部分でやられてる部分ですけれども、阿見町においてですね、対応についてお伺いします。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） ただいまの質問にお答えします。県が主体となりまして、県及び警察本部、所轄の警察署並びに関係団体ですね、茨城県産業廃棄物協会並びに県の環境保全協会、これらの諸団体と連携いたしまして、ちょうど年間で上期、ちょうど今月でございます、上期が6月、下期といたしまして、本年度11月、年度中に2回の不法廃棄防止強調月間ということで、各種の取り組み運動を予定している次第でございます。

主な内容といたしましては、県主催によりまして街頭キャンペーンや不法投棄撲滅キャンペーン、並びにですね、スカイパトロールと申しまして、県の防災ヘリを利用いたしまして、各市町村で特に懸念がある場所ですね、を、上空から、県の防災ヘリの上空からの監視等々の活動を展開する予定になってございます。

またですね、今月ちょうど月末の配布でございますが、後半日の7月後におきまして、廃棄

物、その関係のお知らせを当課が編集いたしまして、来月号で町民の皆様にお知らせする予定でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。続きましてですね、不法投棄の撲滅アクションプランについては、どのようになっていますでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの御質問にお答えいたします。議員御指摘の不法投棄アクションプランでございますが、具体的にそういう名称の運動はございませんので、先ほど申しました不法投棄撲滅強調月間等々の運動を通して、年間を通じて取り組む所存でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ではですね、御答弁のほうにもありましたけれども、圏央道の開通によってですね、当町のアクセスがかなり容易になったということで、近隣市町村とですね、その不法投棄についての連携について、どのような、今、されているのかお伺いします。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの御答弁についてお答えいたします。近隣市町村との連携でございますが、ただいま御指摘がありましたように、町内は圏央道の全面開通によりまして、2つのインターがございます。そうですね、東京オリンピック・パラリンピックにおきまして、町長の答弁にありましたように、今後、首都圏から不法残土等の流入が懸念される状況でございます。その点につきましては、県の廃棄物対策課が今年度中ですね、そのインターに監視カメラを新たに設置するという話を、既に報道もございましたが、現在、取り組みをしていると伺っている次第でございます。

またですね、現在はありませんが、そのような懸念がある場所につきましては、ドローンをですね、昨年度、県の廃棄物対策課で、ドローンを投入いたしましたが、今年度も新たに2機導入ということで、それらを活用した監視活動も行う予定でございます。

また、近隣町村との連携でございますが、それぞれ隣接している牛久、土浦、美浦さん等とですね、申しおくれましたが、先ほどの答弁にありましたように、不法投棄監視員、主にこれは現在2名任用しておりますが、それぞれ、警察の捜査部門長だったベテラン捜査員の経験がある方でございますので、それで、また近隣の町村にもOBがいらっしゃいます。それらのネットワークを活かしまして、情報を、連絡を密にとりながら、早期発見、早期防止に努めてい

る状況でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。それでは、不法投棄の部分、最後の質問になりますけれども、啓発活動についてですね、最後、お尋ねをしたいと思っております。

これは、5月23日に、NHKのニュースで、ニュースの番組内で紹介されたものなんですけれども、2011年に京都大学の研究室から生まれたベンチャー企業がございまして、そこが開発した画像認識技術、人工知能を利用したですね、スマホ用のアプリがあるということで、NHKのほうで紹介されました。この人工知能を用いた無料アプリによる、ごみ調査の活用について伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの質問についてお答えいたします。ただいま議員御指摘のアプリ、タカノメでございますか。既に報道等、一部NHKで報道等あったようでございますが、昨日ちょっと試してみたところ、ちょっとアプリで、まだ一般的に公開されていないということで、ちょっと一般が、まだアプリが入手できないという状況にあるようでございます。今後の推移を見守りながら、この先駆的な取り組みについて調査研究を重ねていきたいと思っております。

なお、1点ですね、この中で、ちょっとホームページ見まして、500メートル四方で費用が10万円という記載がございましたので、ちょっとその辺の費用対効果、ちょっと見きわめながら、今後も調査研究に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。国体の最中にですね、美しい阿見を見ていただいて、帰っていただく部分ですね、美しい阿見のためにですね、今後ともよろしく願いをしたいと思っております。

4問については、以上でございます。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時15分といたします。

午後 2時05分休憩

午後 2時15分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

栗原宜行君の一般質問を続けます。

6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それでは、5問目、最後の質問でございます。

27年度教育行政の総括と課題について伺います。

1点目、就任後8カ月が経過した総括と課題について伺います。

2点目、現在の児童数と将来推計について伺います。

3点目、本郷地区新小学校の建設並びに統合の進捗について伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 平成27年度教育行政の総括と課題についてお答えします。

1点目の、就任後8カ月が経過した総括と課題についてであります。

昨年10月の就任に当たり全員協議会において所信表明の機会をいただき、新しい教育委員会制度のあり方についてと、阿見町の特性を活かした教育の推進についての2点について述べさせていただきました。

1点目の、新しい教育委員会制度のあり方については、新しい教育委員会制度のもとでも、法のもとに機能的で有効な内容の充実が求められております。そこには責任ある地方教育行政の展開と教育内容や教職員人事等における政治的中立性の確保が引き続き重要であるという認識で職務を遂行してまいりました。

また、教育の地方分権が進む中、地方自治体には、地域の特性を活かした主体的な教育行政が求められていることから、現場主義の改革の重要性を意識した教育行政を展開しております。

教育委員会が学校をどう導いていくかということに関しては、学校現場がいかんして力を発揮できるかを第一に考え、それを後押ししていくことであるという認識を持っております。つまり、現場を中心に考えることがとても大切で、教育委員や指導室の指導主事はもちろん、学校教育課、生涯学習課等の事務局職員も同じスタンスで学校現場を支援していくことができる組織体をつくり、職務に当たることに努めてまいりました。

そのために、阿見町教育委員会のキャッチコピーを全職員で考えることを通し、その意識化を図りました。「現在（いま）をみる 未来をつくる 阿見町教育委員会」であります。

そのほか、教育委員会を組織体としてさらに機能させるため、必要な教育情報については、課内回覧を実施し、共通理解に立った共通実践や対応ができるよう取り組んでおります。

その結果、委員会内での縦割り行政の解消と、組織体としてのさらなる機能化につながりつつあります。

また、教育委員についても、今まで以上に委員としての自覚と役割を果たしてもらうため、教育委員会定例会等では、学校現場の状況や課題等の情報提供を行い、議論と検討を行っております。

さらに、平成27年4月1日から新しい教育委員会制度が発足したことに伴い、阿見町でも第1回教育総合会議の開催と大綱を作成し、平成25年3月策定の「学びあい 支えあい 共に輝く人づくり」を基本理念とする阿見町教育振興基本計画とあわせて、それらに基づく諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきております。

2つ目の、阿見町の特性を活かした教育の推進については、阿見町には、教育的な資源として恵まれた教育機関が存在するという現状を活かし、地域連携の観点から、さらに有機的に連携させることで、より教育的機能と教育効果を高めることにも努めてまいりました。

また、教育基本法第10条、家庭教育の項で、子供の教育について第一義的責任を有すると規定されているにもかかわらず、保護者・家庭の教育力の向上も課題であると捉えていたため、家庭教育の充実を目指した取り組みを展開してまいりました。

その切り口として、幼児教育に関する親のあり方について、生涯学習課では、新たに町の1歳6カ月健診時を利用して、子育てに関する資料を作成・配付することを通して、家庭の教育力の向上を図る施策として展開しております。

以上、常に現場感覚に立った発想と社会の変化への柔軟な対応とスピード感のある対応を基本に本気で取り組んでおります。

小中学校現場の課題は、先般の調査結果からも明らかなように、多忙化解消であり、教育委員会のフィルターを通すことで、今後も引き続き業務の精選化を図っていきたいと考えております。このことが学校教育の本質を守る上で重要なことであるとの認識であります。

また、教育委員会の大きな課題といたしましては、学校再編整備と本郷地区新小学校建設に伴う諸課題の解決であります。

2点目の、現在の児童数と将来推計についてであります。

平成28年5月1日現在の児童数は2,558人、生徒数が1,250人の計3,808人です。児童1学年当たりで426人となります。

将来推計につきましては、現在の0歳児から来年入学する5歳児までの住民基本台帳人口では、5歳児408人、4歳児397人、3歳児399人、2歳児386人、1歳児383人、0歳児356人と減少傾向で、6年後の児童数は2,311人と、現在から245人減の約11%減が見込まれております。

また、国立社会保障・人口問題研究所による平成25年3月時点の推計値でも、0歳から14歳人口で、2015年と比較して10年後には17%の減少、20年後には30%減少と見込まれております。

3点目の、本郷地区新小学校の建設並びに統合の進捗についてであります。

本郷地区新小学校の建設については、校舎及び屋内運動場等の建設工事の一般競争入札を5月27日に公告し、6月29日に入札の執行を行うよう事務手続を進めております。

学校再編については、吉原小学校では、6月2日に第1回の阿見小学校・吉原小学校統合準備委員会を開催しております。これから平成30年4月の再編統合に向けて、具体的な協議を行っていきたいと考えております。

実穀小学校、君原小学校、阿見第二小学校については、引き続き保護者や地域の皆様に丁寧な説明を行い、御理解をいただくよう進めて行きたいと考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。阿見町の教育行政は、この二、三年で大きな事業がめじろ押しでございます。阿見町の教育の発展と充実のため、引き続き御尽力を賜りますようによろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで6番栗原宜行君の質問を終わります。

次に、9番海野隆君の一般質問を行います。

9番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） 皆様、大変御苦労さまでございます。引き続き一般質問を行います。

私も今回の選挙を通じましてですね、町民の皆様からさまざまな御意見や御要望をいただきてまいりました。また、議会への注文もたくさんお聞きしてまいりました。選挙で訴えた政策もたくさんありますので、これから4年間、この任期を通じてですね、その政策の実現に努力をしていきたいと思っております。

平成29年4月から予定されていた消費税の10%増税は延期されることになりました。消費増税を見越して打ち出された福祉や介護、子育ての政策、地方財政にもですね、大きな影響があるものと思われまます。未来の世代、若い世代にですね、この負担のツケを回さないようにしなければいけないと思っております。

今日は、米百俵デーということでございます。当時の小泉純一郎首相が所信表明演説にですね、米百俵の例えを持ち出して有名になりましたけども、長岡藩、戊辰戦争で大変に疲弊しました。その長岡藩にですね、米百俵が贈られたんですけども、その米百俵をですね、藩士に配ることなく、この百俵を売ってですね、お金にして、学校をつくったということでございます。それが明治3年の今日の日だったということでございます。そこからですね、その学校から、阿見町にも縁の深い、武器学校にも銅像が建っておりますけれども、山本五十六を初め、

多くの有為の人材が輩出したということでございます。目先の利益にとらわれることなく、ずっと先、50年先、100年先を見据えて政治を行うという教えだと言われております。

阿見町は、先ほど教育長のね、答弁がありましたけれども、教育の阿見としてですね、茨城県における敗戦後の民主教育を牽引してきたという経過がございます。私も子供たちの未来に責任を持つ政治を実行するために努力をしたいと思います。

さて、これは栗原議員の質問とね、かぶりますけれども、4月14日に発生した熊本地震、震度7を2回記録するということが、大変大きな地震となりました。今なお地震が継続しております。一連の地震で、熊本県で合わせて49名の死亡が確認され、1人がまだ安否不明ということになっております。その大半はですね、倒壊した住宅の下敷きになって圧死をしたということでございます。阿見町でも、先ほども栗原さんがおっしゃられましたけれども、5月16日の夜に震度4の大きな地震を記録いたしました。また、12日の日曜日ね、県内で震度4、阿見町では震度3ということだったんですけども、幸い町内での被害はありませんでしたけれども、東日本大震災、熊本地震の記憶が呼び覚まされた町民の方々も多かったのではないかと思います。

私の第1の質問は、これに関連してですね、私の第1の質問は、自治体間の災害時相互支援協定締結を進めるべきではないかというものです。

具体的には、1、熊本地震災害における阿見町の支援対応について。

2、中央構造線上にある阿見町での大規模地震災害発生の可能性と、地域防災計画の想定震度見直しについて。

3、地域防災計画における災害時支援協定——民間と締結している、この災害時支援協定の実効性確保について。

4、木造民家住宅の耐震化促進のための助成制度を創設して災害に備えるべきではないか。

5、自治体間災害時相互支援協定の必要性についての5点について伺うものです。

残余の質問は質問席で行います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、自治体間の災害時相互支援協定締結を進めるべきではないかについてお答えをいたします。

1点目の、熊本地方地震災害における阿見町の支援対応についてですが、物的支援としましては、当初、町でも、被災者救援のため支援物資の提供について検討しておりました。しかし、被災した受け入れ市町村側での対応が困難な状態で、支援物資の受け入れが中断されるなどの

状況でもあったことから、支援物資の搬送は行いませんでしたが、災害義援金の受け付けを開始し、役場庁舎の窓口へ募金箱を設置いたしました。

人的支援としましては、熊本県から茨城県へ保健師の派遣要請があり、町へも協力依頼がありました。

また、全国町村会より、家屋の被害認定調査要員として職員派遣の依頼がありましたが、その時点における派遣は見合わせ、その後の状況により判断することとしました。

このほか、茨城県町村会において、熊本県町村会に対し、見舞金として100万円を贈呈しております。

2点目の、中央構造線上にある阿見町での大規模地震災害発生の可能性と地域防災計画の想定震度見直しについてですが、茨城県に影響を及ぼす地震としましては、茨城県南部地震、マグニチュード7.3が、国の中央防災会議により想定されており、阿見町では震度6弱から6強の揺れになることが予測され、これを地域防災計画では地震被害想定としております。

現在、国からは中央構造線に関連する情報はありますが、今後、災害対策基本法や、国の防災基本計画等の改正があった場合は、その内容に応じて地域防災計画の見直しを図ってまいります。

3点目の、地域防災計画における災害支援協定の実効性の確保についてですが、現在——先ほども栗原議員にもお答えしてありますが、24カ所の民間企業と、避難場所の提供や物資の供給、応急対策業務等の災害協定を締結しており、災害時に支援業務を円滑に遂行できるように、協定先の企業には、町の総合防災訓練へ参加をしていただき、連携を図っているところです。

今後も、相互の連絡体制を明確にし、連携を密にし、訓練等を通して協定の実効性を検証して問題点を解消するとともに、新たに必要な協定を導入するなど、災害時に備えてまいります。

4点目の、木造民家住宅の耐震化促進のための助成制度の創設について、災害に備えるべきではないかについてですが、議員御指摘の耐震化促進の助成制度の創設につきましては、平成26年12月定例会での答弁と同様の内容になりますが、町では、阿見町耐震改修促進計画に基づき、阿見町木造住宅耐震診断士派遣事業及び固定資産税額の減額措置を、耐震化の促進を図るための支援策として実施しているところです。

しかし、耐震化のための住宅改修につきましては、当該計画において、「建築物にかかわる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします。」としていることから、現時点では助成制度を導入する考えはございません。

5点目の、自治体間災害時相互支援協定の必要性についてですが、県内市町村と、災害時等の相互応援に関する協定の締結はあるものの、個別に県内外市町村等との相互支援協定は、現在締結しておりませんが、その必要性は十分認識しておりますので、なるべく早く、早い段階

で協定締結ができるよう取り組んでいきたいと思っております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） まず最初に、答弁の確認をしたいんですけども、まず1点目、熊本地震への人的支援は、依頼があったがしなかったということでもいいですか。そうであるならば、その原因は何ですか。

3点目、新たに必要な協定を導入するということですが、どのような協定が必要だと考えているんですか。

5点目、個別の県内外市町村との災害時相互支援協定について、その必要性は十分認識しておりますが、なるべく早く協定締結ができるよう取り組むとしていますが、これは地域防災計画に明記されています。どのような自治体と、具体的には締結しようとしているのか。一定の方針があるのかどうか。

まず、この3点について、答弁の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。まず1点目の、4月に起きました熊本地震におけます阿見町での人的支援についての件ですけども、熊本県のほうから茨城県内市町村に対しまして、まず保健師さんの派遣要請がございました。それにつきましては、答弁でも申し上げたとおり、阿見町では検討した結果、派遣は行わなかったというところでございます。

これにつきましては、現在、健康づくり課のほうで保健師さんは在職しているんですけども、その町に在職している保健師さんの数が、定員を3名欠員しているという状況でございます。また、ほかの在職している保健師さんにつきましても、育児休暇、育児時間休暇を取得している保健師さんがいらっしゃいまして、そういった職員の状況から、阿見町の保健師さんの職員の派遣は厳しいという状況の判断のもとに、人的支援の派遣は行わなかったというところでございます。

そのほかにですね、全国の町村会から茨城県の町村会に対しまして、それを通じて、職員の派遣要請も文書でございました。こちらにつきましても、阿見町の職員として町村会を通じて、人的な支援ということで、誰が行くとか、特定したところまでは上がらなかったところでございます。

1点目は以上でございます。

申しわけございません、2点目、もう一度確認したいです。

○9番（海野隆君） 3点目で、新たに必要な協定を導入するって書いてありますね。新たに必要な協定を導入するなど、災害時に備えてまいりますって書いてありますね。そうすると、今、いろいろ民間と協定で結んでいて、そのほかに新たな協定が必要なんじゃないかなという

ふうにしてらっしゃるのではないかと思うんですよ。それはどういう協定が必要だと思っているのかということを知りたいんです。すみません、……。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。答弁でも申し上げましたとおり、現在、民間企業とは24カ所と災害の支援協定を結んでおります。で、その内容につきましても、いろいろな分野で、物資の提供に関する事とか、応急対策業務、避難場所の提供、こういったところの関連の事業者さんと組んでおりますが、今後ですね、さらに幅広いジャンルで捉えて、民間事業者さんと協定のほうは広げていきたいと考えております。

それから、自治体間の災害総合支援協定の件ですけれども、こちらにつきましても、答弁の中で、なるべく早く協定が締結できるよう取り組んでまいりますという答弁を申し上げました。自治体間の災害時の総合支援協定ということで、答弁のとおり、阿見町では、県内の全市町村とは締結をしておりますが、個別に阿見町対どこという個々の締結は、まだいたしておりません。

ただ、5年前に発生した東日本大震災、また、今、話に出ている熊本地震、こういったところの状況を見ますと、この自治体間での阿見町対どこというところで特定したところの災害支援協定、これは必要であるというふうに十分認識をしているところでございます。

そこで、そういったほかの自治体と阿見町が災害時の支援協定を結ぶに際しまして、まず、何をきっかけに、何を動機づけにして相手方と話を進めていくのか、また、こういったカテゴリーをくくりにして取り組んでいくのか、こういったもろもろの課題もございまして。そういったところを検討しながら、また、ある意味では阿見町のほうで全国の市区町村が参加する研修会等があります。そちらの席でもですね、そういう協定の件に関しまして話が出ているようでもありますので、今後、そういった研修の場も通して、こういった災害時の支援協定、こういったことの働きかけをしていきたいというふうにも考えております。

また、いずれにしましても、災害支援協定を進めていく中では、これは町だけの考えではなくて、相手があることですので、こちらの考えだけでは進まない部分もあるかとは思いますが、この災害時の総合支援協定、これを結ぶことによりまして、お互いの住民同士が交流を図れるとか、また、お互いの地域の発展につながっていく、そういったことが、お互いのきずなが生まれてくるんじゃないかということで、支援の輪にも広がると思っておりますので、何とか早急に支援協定のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 地域防災計画、26年に見直したね、ここにも明確に書いてあるんですよ。で、その訓練もやっていると、こういうことが書いてあるのでね、これはやっぱりトップ

がやらないとだめです。だって、とっかかりがないんだから。例えばね、環境自治体会議だったら、これ一気に30市町村ぐらいね、同時に結べるわけですね、全国に。だけど、これ、非常にとっかかりがない中でね、これやっていくんだから、やっぱりトップがしっかりと、このことについて意を尽くしてやっていくということが必要だと思います。

答弁要らないです。すいませんね、はい、急いでるので。

それでね、私のね、再質問は、第4点目の、木造民家住宅の耐震化促進のためのね、助成制度について質問をしたいと思います。

これは、先ほど答弁でも言われましたけども、平成26年12月に質問しました。何度もね、質問するのは、平成7年、兵庫の地震、淡路・阪神大震災か、今回の熊本地震ね、これを見ているとね、民家住宅の耐震化を進める、これがやっぱりね、住民の命を守っていくと、こういうことにね、つながるということを明確に示しているからなんですね。平成19年からね、阿見町では、耐震診断についてはあるんですよ。ただ、その耐震改修工事の助成制度がありません。だから、ぜひともね、その補助制度をつくってくださいということなんですけども、県内自治体でね、今、土浦市で、この計画ね、耐震改修促進計画の見直しをやって、今、パブコメかけてます。そこでね、一番最初に出てくるのが、いわゆる住宅ですよ、民家住宅。このことをしっかりとやっていくんだということがね、今、書いてあるんですよ。ですから、これ、さっきの答弁いただいたのは、ちょっとね、熊本大震災のあの現状とか、それを見るとね、少しこの答弁ではね、ピンとずれてるよと言わざるを得ないんですけども、もう一度、この耐震改修工事についてですね、その補助制度、これをつくっていくかどうか、もう一回答弁してください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） お答えいたします。海野議員が言われましたとおり、26年の12月に同様の答弁をさせていただいてあるとおりです。県内の自治体でも、こういう耐震化のための助成制度、工事に対する助成制度、設計に対する助成制度については、今年の4月時点で23自治体が取り組んでいるというふうな状況でございます。

ただ、阿見町として木造住宅の耐震にかけられる費用ですか、の部分について、約150万から200万程度かかるというふうに言われております。そういった状況の中で、それを活用して取り組む人がどのくらいいるのかというふうなことも、やっぱり1つの判断材料にしなければならないというふうに思っております。

今回、調べて、近隣の市町村、土浦、それとつくば市、それから龍ヶ崎市も取り組んでいるわけですけれども、土浦市に限っては、耐震の改修に限っては、平成21年度がですね、1件、それと21、22が1件ずつ、23年が2件ずつで、25、26、27年が0件というふうなデータがあります。それから、つくば市に関しては、24年度からそういった制度が工事の部分に創設されて

て、25年度は5件あったんですけれども、24、26、27は1件ずつですね、ともに。それから、龍ヶ崎市さんもですね、23年度は5件あったんですが、それ以外は、21年度が1件、22年度が0件、24年度が2件、25年度が1件、26、27が0件ということで、非常にそういった金額がかかるというふうなことも含めて、なかなかその制度を活用できないというふうな状況もございます。

我々、木造住宅の耐震化の確保については、非常にその必要性は十分に理解しているところでございますけれども、そういった意味も含めて、耐震化の診断、それから固定資産税の減免については取り組んでいるわけですけれども、なかなか耐震工事の助成ということになりますと、そういったもろもろの活用が対象住宅に、何件あるのかというようなことも、やっぱり考えていかなければならないというふうなことでございます。ただ、そういった必要性は、非常に必要ですというふうに考えておりますので、まずは、そういった耐震化に向けた啓発ですとか、情報提供ですとか、そういったものを、さらに強力で押し進めていくということが、やはり必要なんではないかなというふうには考えておりますので、その創設については、今の段階では、ちょっとできないということですが、そういった情報提供ですとか、あるいは啓発等については、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 今ね、部長がね、土浦市の例を引いたんですけど、僕もちょっと調べたんですよ。そしたら、27年度でね、684件の、まず耐震診断申請があったと。そこからね、耐震工事計画をつくるんですね、まず。それがね7件。工事費の申請まで行ったのは5件だったというわけですよ。やっぱり、その金額ですね。多分、耐震工事やるのは、お年寄りというかな、ちょっとそういう方々のおうちが多いですよ。そうすると、どうしてもやっぱり金額で壁になってしまうと。それでもですよ、国はね、95%に設定してですね——今、阿見は85%、あと10%……。自然となくなられていく部分もあるかもしれないけれども、しかし10%あるの大変です、5年でね。ですから、これは、やっぱり早急に、これ必要ですから。必ず、命を守るためにもつくっていただきたいということをお願いして、この質問を終わりにしたいと思います。

答弁があれば、ちょっと答弁言ってください。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 26年のときの答弁の中で、住宅土地統計調査では、町の耐震診断率は5.6%、現在27年度の住宅土地統計調査では7.9%と上がっている部分もございます。それから、耐震化につきましては、85%が耐震化になっているというふうなことで、まだ2,700戸、15%、それを計算すると2,700程度は、まだ耐震化されてないんじゃないかなという

ふうには思っております。その中には貸し家住宅も含まれているんですけど。ただ、25年、26年度に比べれば、若干数値は上がっているということでございます。ただ、まだまだそういった必要性、住民の方の、地震とかそういったものに対する啓発というのは足りない部分がありますので、まずはそれから進めていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

原発の運転に関してはですね、2012年6月の原子炉等規制法の改正でね、40年ルールが定められて、稼働後40年が経過した原発は、原則的には廃炉になるということになっています。東海村にある東海第二原子力発電所、これは稼働後38年を経過しておりますので、老朽原発と言われているわけですが、ただ、その再稼働についてね、今、原子力規制委員会で審査が行われています。東電福島第一原発震災に伴ってですね、現在、原子力災害時における広域避難計画が全国の原発周辺の自治体で策定が進められています。茨城県でも、東海第二原発周辺、30キロメートル以内の自治体では、全て計画をつくるということになっています。

そこで、原子力災害に伴う広域避難計画及び受け入れ計画の必要性について、1、阿見町が避難民を受け入れる自治体とその人数について。

2、原子力災害に伴う広域避難計画及び受け入れ計画策定の必要性について伺いたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、原子力災害に伴う広域避難計画及び受け入れ計画策定の必要性についてお答えいたします。

1点目の、阿見町が避難民を受け入れる自治体とその人数についてであります。

ひたちなか市の住民7,957人を受け入れる予定となっております。

2点目の、原子力災害に伴う広域避難計画及び受け入れ計画策定の必要性についてであります。

広域避難計画は、国の防災基本計画に基づき、UPZ圏を含む地方公共団体が策定することとされておりますので、ひたちなか市が策定することとなります。

また、受け入れ計画は、避難先市町村となる町においても作成する必要があると認識しておりますが、現在ひたちなか市との協議が進行中であり、先月30日に、避難先となる県内12市町村とひたちなか市との第3回目の協議が行われたところですが、避難経路やスクリーニングの実施体制、複合災害への対応など、いまだ具体化していない状況です。今後、協議事項がまとまった時点で協定を締結することとなりますが、その時期については、現段階においては未定

であります。

受け入れ計画につきましては、広域避難計画との整合性も必要となりますので、ひたちなか市での広域避難計画の作成状況とその内容を注視しながら、町としての受け入れ計画を検討してまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） まず最初にね、答弁の確認をしたいと思います。

2点目、ひたちなか市との協議が進行中で、今後、協議事項がまとまった時点で協定を締結すると、こういうふうに書いてありますけども、どのような点について協議しているのか、これについて教えてください。

同じく2点目ね、受け入れ計画を作成する必要があると認識していると、原子力災害に備えた広域避難計画との整合性が必要となると答弁しておりますけれども、これはつまり、避難元、避難先、それぞれの計画がセットという形で考えていいのかどうか。実効性のね、ある受け入れ計画ができなければ、避難計画、避難元が幾らつくってもですね、それは完成しないということでもいいのかどうか。

この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。まず1点目の、ひたちなか市と阿見町との協議事項について、どういったところまでという御質問でございます。現在まで、避難元のひたちなか市さんと避難先である当阿見町の間におきまして、3回の協議を行っております。結論から申し上げますと、この数回の協議にもかかわらず、答弁でも申し上げたとおり、まだ具体的な協議事項が取りまとまっていないというところが現況でございます。

ただ、県も、県の原子力対策課も含めまして、現時点で方向性が出ているところ、こういったところをわかる範囲で述べたいと思います。

まず、避難の受け入れの基本的な考え方というところでございます。こちらにつきましては、ひたちなか市の避難所とあわせまして、こちら阿見町の受け入れ先、阿見町の指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ阿見町のほうで定めてある指定避難所、こちらにひたちなか市の方々が避難をするという想定でございます。また、県有施設につきましても、こちらは茨城県のほうが主体となって、ひたちなか市さんの避難者を受け入れるということになっております。

また、先ほど、他の議員さんからも御質問等あった中で、要支援者の方につきましては、バスでの移動、これが基本となります。で、必要に応じまして、避難先である阿見町のほうの福祉避難所に避難することとなりまして、その福祉避難所の開設につきましては、避難先と避難元の市町村が連携、協力し合っ受け入れるということになっております。

また、この避難計画の大前提としまして、複合災害については想定をしておりません。という県からの指示でございます。単独災害での、あくまでも単独災害のことでということでございます。複合災害については、今後ですね、県のほうで検討課題ということになっております。

また、避難につきましては、先ほど申し上げたとおり、自家用車での避難が基本ということになっております。

また、スクリーニングといたしまして、被ばくしているかどうかの検査ですね。こちらのスクリーニングをする場所においても、まだ特定できていないという状況でございます。

また、避難先の自治体の協力ということで、現在ですね、避難元のひたちなか市さんの職員数では、こちら避難所運営が手薄になることも想定されているため、避難所の初期運営並びに避難所移管後においても、県や避難先の市町村の協力を得たいということでございます。また、避難元の市町村におきましては、3日を目安にひたちなか市の職員を阿見町の避難所に派遣して、避難先市町村から避難所の運営の移管を、こういう日程をめどに完了したいということでございます。

また、実際に阿見町の避難所に避難してこられた方々、こちらについては、ひたちなか市さんのほうでは、その避難所の使用期間を、おおむね1カ月をめどとして、それ以降につきましては、ホテル、旅館等に移動できるよう考えていきたいというところでございます。

それから、広域避難計画との整合性ということで、議員のほうから、避難元の避難計画、それから避難先である当町の受け入れ計画、こういったところの関連性というところですが、こちらについても、まだ細部にわたる協議事項が、まだ固まっておりませんので、これが固まり次第ですね、そういったところも関連性を持たせていかなければならないところだと思いますが、ちょっと事務レベルのほうで、既にUPZ圏内の那珂市さんが、避難先ということで茨城県内の筑西市さんと桜川市さんと協定を結んだという情報がありましたので、実際にその避難元と避難先のほうに、この受け入れ計画等のことについて、ちょっと確認をとってみました。そのところ、避難元でございます那珂市さんのほうは、受け入れの避難計画の作成自体を、まだ具体的には要請はしていないと。なかなか、避難を受け入れてもらう立場ということで、避難先の筑西市さん、桜川市さんには、お願いする立場なので、ちょっと言いづらいという部分があるようです。同じく県内の東海村さんの状況等を見ると、受け入れ側の体制も計画は必要であろうかということでございます。

で、現在、県の、茨城県の計画に倣いまして、避難計画を作成しているところで、これとは別に、細かい、もっと細かいマニュアル、行動マニュアルを、そういったものが必要になってくるという認識でいらっしゃるということです。そのためには、受け入れしていただく市町村、こちらとの協議、調整がさらに必要ではないかということで、さらなる調整を図っていくとい

う考えでいるところということでございます。

一方、受け入れ側の筑西市さん、また桜川市さんの御意見はといたしますと、避難場所と人数の提示だけしか、受け入れ計画はうたわれていないと。で、受け入れ計画については、現在、作成はしていないが、おいおい調整する中で考えていきたいという御意見でございました。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 先日ね、東海村のね、広域避難計画を、住民説明会に行つてね、立派な避難計画案ができてたんですけどね、実は、東海村は、つくばみらい、それから守谷、取手、この3カ所に避難するんですけど、避難元はね、非常に立派なものをつくっているんですけど、避難先は全然知らないんですね。知らないっていうか、さっき言ったように、避難所の設定と、何人ぐらいっていう話しかね。このひたちなかはね、12市町村、県内、それから県外にも行くような形になって、なかなかたくさんところがあるので、どういう形になるか、複雑な形になるとは思いますけれども、しかし、この地域福祉計画の中にもね、広域避難の受け入れということで明確に書いてありますし、それで、私はこの答弁書読んでね、受け入れ計画必要だと、私もそういうふうに思っていましたので、町長初めとしてね、やっぱり計画必要だなというふうに思っているから、大変よかったなと思つてます。ですから、ぜひともね、セットで考えていただけるようお願いをしたいと思います。

それでね、さらにこのね、地震編の、被害軽減への備えということで、地震の27、これ地域防災計画ね、そこに、食料の備蓄目標値というのがあってね、東日本大震災で震度6以上を記録した宮城県内陸の市町村における避難所生活者の割合っていうのが7.5%だと書いてあるわけですね。人口の7.5%が避難所生活してくると。そうするとね、ですから、その人たちに対する食料の備蓄をしなくちゃいけないということで、21万5,000食を、阿見町では想定して、多分それに従つてやっていると思うんですよ。そうするとね、7.5%だということね、3,562人分なんですよ。ひたちなかから来るのはね、8,000人来るんですよ。8,000人。で、全員が来るかどうかはわからないけれどもね、ただ、計画としては8,000人来ると。多分、原子力災害ですから、ばんと来るんですね。があつとバスとか車で来る。駐車はどこにするんだと。そんな感じで、多分ね、資料の50にある、いわゆる緊急避難場所一覧があります。福祉避難所もあります。ここに、多分、2平米のね、やつを割り振つて、8,000人つてつくつたのかどうかかなと思いますけれども、通常ですとね、1坪、3.3平方メートルですよ。通路もつくらなくちゃなんないし。本当にね、この2メートルでいいのかっていう……。最大1カ月いるということですから、この避難所のね、避難生活のね、生活の質も考えなくちゃなんない。これについては、これからということかもしれないけれども、行政として、阿見町として、避難先の行政と

して、どういうふうを考えているのか、ちょっとここだけ、ちょっとコメントをください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。まず最初に、地域防災計画の27ページに示しております当町の食料の備蓄目標計画、数値でございます。議員御指摘のほうで、合計で目標量が21万5,000食ということでお話しされたかと思えます。これについては、21.5千食ということで表記してありますので、2万1,500食。はい、はい。その上で、この目標量を決めたときというのは、地域防災計画を修正かけているときの算式でございますので、この今回の広域避難計画、ひたちなか市さんのことを想定してはいない上での計画ですので、その点御了承いただきたいと思います。

また、あくまでもこの2万1,500食については、震災時の当町だけの備蓄目標量ということで、現在、やっこの数値は満たしているという状況なんですけど、ひたちなか市さんの人口を考えますと、到底、阿見町の人口よりもかなり多いというわけで、この食料分だけでは足りないということで、これは茨城県の備蓄食料、こちらも、今後どんどん増産していくということでございます。そちらもどんどん投入していきたいというふうには考えてございます。

また、実際の避難してくるひたちなか市さんのほうも、避難元ということで、それなりの備蓄は、当然、食料として持ってくるのかというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 先日ね、福島第一原発を、ちょっと現地視察してきたんですね。その際、いわき市でいろんな話を聞いたんですけども、やっぱり福島県でもですね、広域避難計画をつくっていて、いわき市の平、これがね、阿見町に避難先になっているんですね。これ初めて、私もね、そっちに行ってね、こんな計画あるんだなと思って、ま、考えてみれば当たり前の話なんだけれども、これについての、何か協議とかですね、これ県挟むから、県が間に入るんだらうけれども、いうことはやっているんですか。これ明確にね、いわき市のね、計画の中に入ってます。どうですか。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。議員御指摘のとおり、福島県のいわき市、こちら避難元の市町村ということで位置づけになっております。当阿見町につきましても、いわき市の平地区の方々を、避難を受け入れるという想定で、現在、進んでおります。阿見町は、今申し上げた平地区の方々10万4,100人のうち、阿見町は約6,600人を受け入れるという想定になってございます。いわき市と避難先の阿見町との間での協議ということで、今までにですね、茨城県が主催する説明会、それから、避難先だけの市町村を集めた協議、こういっ

たのが合計で4回開催されております。ただ、こちらの内容につきましても、先ほどのひたちなか市さんとの協議と同じようにですね、まだ協議事項、これが本当に細部まで決まっております。これもですね、ひたちなか市さんと同様、阿見町におきましても、こういったことで決定したということであれば、受け入れ先ということで、阿見町は県外ではございますけども、受け入れのほうを当然考えていきたいといふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） これね、何かあったときにはお互いですから、しっかりとね、その避難住民を受け入れると。しかもそれは、避難生活の質の充実も含めて、しっかりとした受け入れ計画をつくってですね、もし何かあったときにね、受け入れるようにね、そういう体制をつくってください。

次の質問に移ります。

○議長（紙井和美君） じゃあ、それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。

○9番（海野隆君） はい。

○議長（紙井和美君） 会議の再開は午後3時20分といたします。

午後 3時09分休憩

午後 3時20分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

海野隆君の一般質問を続けます。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それではですね、次の、ふるさと納税に積極的に取り組むことが地域特産物開発を支援し道の駅を成功に導くと考えるが、態勢は整ったかについて質問をいたします。

先ほどのね、栗原議員との執行部とのね、やりとりを聞いていますと、相変わらず検討中ということで、何年検討したら気が済むんだっていうことで、取り組まないというふうに受けとめました。残念と言うほかないと。平成25年3月議会では浅野栄子議員が熱心にね、取り組みなさいと提言されておりました。私も一昨年かな、議会でも同様の質問をして、取り組みするべきではないかと促してきたんですが、再三質問するようでね、まことに申しわけないんですけども、今回は、1、ふるさと納税の現状について。

2、これまで補助金によって開発した地域特産物はどのような場所で販売しているのか。売り上げ額はどのようになっているか。

3、今年度予算での補助金額の減少はどのような要因か。

4、ふるさと納税に積極的に取り組み、特産品の販路を確保し、特産品を育て上げるという

取り組みをすべきではないか。

以上の4点について伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、ふるさと納税に積極的に取り組むことが地域特産物開発を支援し道の駅を成功に導くと考えるが、態勢は整ったか、1点目の、ふるさと納税の現状については、栗原議員に答弁したとおりであります。

2点目の、これまで補助金によって開発した地域特産品はどのような場所で販売しているか。売り上げ額はどのようになっているかについてであります。

平成20年度には、当時、集客効果の高いアウトレットモールの出店や予科練平和記念館の開館が予定されていた中、阿見町の特産品開発を目的に、商工会が「予科練の街クッキー」を作製いたしました。

現在は、予科練平和記念館を初め、カスミ、タイヨー、土浦駅ビル、町内の和洋菓子店などで販売しております。売り上げ額は年間約240万円となっています。

平成24年度と25年度には、町と商工会、茨大農学部、JA、町内の和洋菓子店、パン屋、レストランなどが連携し、湯苺のスイーツフェアや阿見グリーンメロンのスイーツフェアを実施しております。これらのフェアは、それぞれの店舗がオリジナルの商品を開発し販売することで、消費者が店舗間を周遊し、消費喚起や町のPRにつなげようとするものであります。イチゴとメロンのスイーツフェアは商工会事業として継続して実施しており、各店舗の売り上げに貢献しております。

平成26年度には、ヤーコンドレッシングの開発を補助し、予科練平和記念館、セブンイレブン茨城阿見店、しのぶあん、阿見産直センター、JA常陸「土からのたより」で販売しており、売り上げ額は年間約80万円となっています。

平成27年度は、さつまいもタルトの開発を補助し、試作品は、町村合併60周年記念式典の招待者に無料配布するとともに、東京丸の内で開催された農産物直売イベントにおいても試食提供し、アンケート調査を行っております。今後は、アンケート結果をもとに、商品の改良及びパッケージの修正を行うとの報告を受けております。

その他、地域資源を活用した6次産業化の取り組みとして、試作段階ではありますが、南高梅を活用したジャムやゼリー、ヤーコンの葉と茎を使用したヤーコン茶、コシヒカリを原料とした煎餅などが作製されており、一部商品についてはイベントや店頭での販売を行っております。

3点目の、今年度予算での補助金額の減少はどのような要因かについてであります。

本年度予算については、直近3カ年の実績見合いに応じた額を計上いたしました。今回補正

予算に計上させていただいているとおり、新商品開発に取り組む団体があれば、必要に応じて随時補正対応する考えでございます。

4点目の、ふるさと納税に積極的に取り組み、特産品の販路を確保し、特産品を育て上げるという取り組みをすべきではないかについてであります。

ふるさと納税に関する今後の取り組みにつきましては、栗原議員への答弁のとおりとなりますが、現在行っている取り組みと合わせて行うことにより、道の駅において販売できる商品が生まれてくることを期待しております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） まず、答弁の確認をさせていただきます。

1点目についてはね、栗原議員と同じですよということでございますので、栗原議員のね、答弁についてお伺いしたいと思います。

1点目、既に過熱した市場ということをお述べておりますけれども、どのような意味ですか。

2点目、後発参入と述べていますが、後発参入となってしまったその原因、これはどこにありますか。

同じく、事務処理体制について、安易に町外業者に委託することは避けるべきと述べておりますが、では、事務処理にどのような体制をとるべきだと考えていますか。

同じく、道の駅開業前から運営事業者とともにふるさと納税に取り組むことも考えられる。協議の上、実施をしていきたいと述べておりますが、理解しがたい文章となっております。どのような意味でしょうか。

それから3点目ね、今度は私の質問に対する3点目。今年度予算で、なぜ前年度の半額となってしまったのか。その原因を聞いているんですけども、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、それではお答えいたします。まず1点目、栗原議員に答えました当初の答弁の中で、既に過熱した市場の意味と申しますか、どういう状態かというようなことでございます。これにつきましては、本来の目的とかけ離れたというような、マスコミ等の報道によりまして、当然、議員も御存じかと思っておりますけれども、返礼品等の自治体の競争が激化して、本来の目的から外れているというような、そういったことで、ふるさと納税がですね、特産品の通信販売化しているというような、そういった意味での過熱した市場というようなことでございます。

それから、後発参入と申しますのは、その通信販売市場に対して後から参入する、その原因ということでございますけど、確かに原因となりますのは、取り組みがしてなかったというよ

うな、それが原因でございまして、これはですね、いわば阿見町は、言うなれば、ふるさと納税の元祖といたしますか、平成22年に予科練平和記念館ですね、これにつきまして、多くの方々に趣旨を説明しまして、本当に多くの金額、浄財をいただいたわけでございます。これに対しましては、まさにその事業に対しまして御理解いただきまして、賛同を得て、御協力いただいたというような。本来の、今のふるさと納税の趣旨をまさしくそのものというふうに考えております。そういった中で、返礼品等につきましては、お返ししなかったというような、そういったございますので、そういったものを受けましてですね、手のひらを返すといえますか、その方たちのことを考えた中で、なかなか踏み切れなかったというような、そういった原因がありますんで、取り組みがおくれたというようなことでございます。

3番目の、処理体制ということでございますが、ほとんどがですね、中央の業者、ポータルサイト等に委託しまして、その委託料、それから中にはですね、発送それからその納税証明書等につきまして——寄附証明ですか、そういったもの全て委託しているというような、そういったことがあります。そういったことで、本来、地元で納税されるその額をですね、その業者に委託することによりまして、その地元から町外に流出してしまうというような、そういったことから、その中で、町内で還元する仕組みが必要だろうというようなことからの条件としまして、こういうことを述べているのでありまして、体制としましては、やはり本来であれば、商工会ですとか、それからJA、当然そういった自分たちの利益となる業界がやるのが一番理想かと思えます。そういったことで、理想としましては、JA、商工会がいう体制をここでは言っております。

最後に、5点目にですね、申し上げているのが、その体制が、なかなか商工会、JAでは難しいので、道の駅の運営事業者が決定しますので、その商品開発も含めた中で、その業者とですね、協議をしてできないかと、そこで体制をつくれないうような、そういったことでの、町としての1案としてお示したものでございます。

最後に、最後の、協議の上実施して何がしというのが、ちょっと文章に理解が苦しむというようなことでございますけども、まさにこのとおりでございまして、これから、そういった体制で協議をして進めていくというような方針をここで示しているでございます。そういうことで理解していただければというふうに思います。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 海野議員から、今年度の予算が商品開発事業の補助金が半分に減ってしまった、その理由というようなことでございますけれども、答弁書では、3カ年の平均というようなことございますが、この事業、阿見町商品開発支援事業補助金、町単独の事業として、平成26年から取り組んできているわけですが、26年、その前は24、25年度

については、阿見町活力ある元気な商店街支援事業補助金というふうな形で取り組んできたものでございます。名称が変わったと、26年。実は、24年度には、その実績としては、湯苺のスイーツフェア、3分の2なんですけれども、補助額が75万7,000円。25年度がグリーンメロンのスイーツフェアで72万9,592円。それから26年度がヤーコンドレッシングの作成、販売事業ということで、限度額いっぱい100万円使ったということ。で、27年度がサツマイモタルトの作成、販売促進事業というようなことで、これが非常に補助額が22万1,000円余りしかなかったというふうなことで、なかなか新商品を開発しようという団体が、なかなか出てこなかったと。当初、商工会を限定したんですけれども、そうもいかないということで、要綱も変えまして、個人の団体であれば、企業でも、それは構わないということで間口を広げてはきておるんですけれども、なかなかその辺の取り組みというか、その申請が上がってこなかったというふうなことで、予算はとりあえずですね、その半額、80万、それで、もしそういった取り組みの中で、ぜひやらしてもらいたいというふうな団体がいた場合には、補正予算で対応しましょうよというふうなことにしたというふうなことでございます。

ですので、今回補正予算の中で、レンコンパウダーを使用したしっとりパウンドケーキの開発をしたいというふうな団体、それから、レンコンを使用したヤーコンとレンコンの根末を活用した乾めんの開発について、4月からもう既に取りかかっている団体——これJAさんも含めてなんですが、おりまして、それがおおよそ120万程度かかるということで、40万ばかり補正予算に組まさせていただいたということですので、今後、そういう団体が出てきた場合には、随時補正等をさせていただいて、支援をしていくというふうなことにはしていこうかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 篠崎公室長の答弁いただいたんですが、よくわからないんですよ。やるのか、やらないのかもわからないし、じゃあ、その運営事業者と一緒にやるって、何でこれ運営事業者と一緒にやるんですか。ふるさと納税制度のやつを。これ町がやるんじゃないですか。何で運営事業者が入って、その人と協議しなくちゃいけないんですか。特産物開発じゃないですよ。まあ、私には、理解しがたい文章だなと思いますよ。うん。まあ、そうは言ってもね、執行部の皆さんは、非常に理解しがたくなないと、このとおりだというふうに言っていますので、あえてね、私は聞きませんが、非常に理解しがたい文章だと思いますよ。うん。やるのか、やらないのかもわからないんですよ。うん。

で、まあ、再質問をします。

4点目、表題にもなっておりますけれども、なぜふるさと納税制度に取り組むかということについてね、平成27年の3月の議会でね、いろいろと詳細にね、私、申し上げました。観光面の

寄与、経済効果、税外収の確保など、その詳細に提言をしております。栗原議員もおっしゃっておいりましたけれども、ふるさと納税制度っていうのは可能性を秘めた制度だというふうに思っています。特に地域産業、地場産業の育成、活性化にね、大きく寄与することが、皆さん、市町村でわかってきたんですね。で、特に平成26年度の——これ27年の3月の議会でも言ってますけども、26年度の税制改正を機会に、どの市町村も積極的に取り組み始めたんですよ。で、私、この総務省がね、出している表がありますよ。平成27年度までのね、20年度から27年度までの表があります。これ見ると、もうはっきりしてますね。26年度から急に増えてるんですよ。なぜ増えたのか。税制が変わったからですよ。2倍になったんですよ。これを機会に、25年3月にも、私も26年に、取り組むべきであるというふうにね、提言をしたんですよ。ところが、全く提言を取り上げないで、何も変わらないまま来ちゃったんですね。その結果どうなってるかっていうとですね、阿見町はね、平成23年度ね……。20年度、21年度あたりは、阿見は非常にいい成績でしたね。茨城県内でもトップテンぐらいに入っているのかな。それでね、23年度で阿見町はね、件数で16位。14件だったんですけどね。金額で29位、43万1,000円。これ少ないですけどね、29位であったりする。それでね、26年度、阿見町は件数で42位、金額で40位。27年度、件数で41位、金額で42位。こんな状態なんですよ。ですから、取り組んだところと取り組まなかったところ、これ大変な差が出てるんですよ。石岡がトップです。ここ何年かね、ずっと石岡がトップなんですよ。これ市長がかわりました。そのときにいち早くね、地域の農産物も含めて——商品開発するだけじゃないんですよ。地域にある、ここだってスイカもある、乾燥いももある、たくさんのレンコンもある。たくさんものがあるんですよ。その地域のいろんな農産物を見直して、それでもって、お礼ですよ、それをメニューをつけて、取り組んだんです。同時に商品開発もやったんですよ。それで石岡は、26年度で2億2,900万、件数で2万1,715件ですからね。27年度がね、件数で2万7,376件、金額で2億8,500万、約3億ですよ。こういうふうにね、なってるんですよ。なおかつ、さっきね、栗原さんもおっしゃってましたけども、収支ですよ、収支。収支も、平成——いや私もね、平成28年度でね、2,536万というのはね、ちょっと予想外だったですね。流れからすると、前回570万ぐらいだったから、1,000万超えるぐらいはね、やっぱり町から外へ出てるかなと思いました。2,500万も出てるんですよ。これ、みすみす、地域活性化のための制度をね、利用しないで、これ傍観しているっていうのが、今の阿見町の現状なんですよ。もう一回答弁してください。これね、だから、さっきのさ、答弁ではさ、運営事業者と協議して取り組むとか、取り組まないとかっていう形を言ってるようですが、取り組むことも考えられますって言ってんだな、考えられます。だから、これ明確に、阿見町として、地域活性化、それから地場産業の育成、それから交流人口の増大、これにプラスを見出して、それでこれに取り組むと、明確にもう一度答弁してください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えします。明確にといいますか、昨年の海野議員の質問に対しまして、いろいろな検討事項があるというような形で、そういった形でお答えして、検討さしていただきました。その結果がですね、先ほど町長から答弁がありましたように、3つの課題、条件ですね、これをクリアしていきたいというような、そういったことで方針を打ち出しています。そのためには、今ると述べたようなことでやっていきたいと。

しかしながら、議員がおっしゃいますように、道の駅の整備を控えているというようなことがありますので、これに対しましては、商品開発が大きな課題であると。で、議員も、このふるさと納税制度の商品開発をもって、道の駅の成功に導くというような、そういった御質問の趣旨でございますので、これに対しまして、当然、道の駅の商品開発については課題があるので、これについて、その道の駅の事業者と一緒に取り組んでいきたいというような、そういった方向づけをしたものでございます。で、今年度末に決まるので、協議の上、実施していきたいと。ただし、準備としましては、今年度から着手していきますというような、そういった方針でございます。で、ここでイエス・ノーではなくて、こういった方針を出して準備としては取りかかるというようなことでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） なかなかね、公室長もね、さっきの3条件からするとね、そもそもJAとか商工会って、勝手にここで名前出してね、そこがこの事務処理をやるべきだなんていうふうにね、考えられるべきだというふうに言うことがいいのかどうか、私はわかりませんよ。無理ですよ。さっき言ったでしょ、答弁でね。だから、それは無理なんですよ、それは、はっきり言って。無理です。できません。JAとか、今の阿見町の商工会とか、体制的に無理ですよ。無理だと思いますよ。ま、いや。いや、無理だと思いますよ。無理だと思います。

○議長（紙井和美君） ちょっとすいません。不規則発言はお控えください。

○9番（海野隆君） じゃあ、まあ、取り組むということで、受けとめていいのかな。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、方針は取り組むという方針です。で、準備は進めるということですよ。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それでなくても、まあ、おくれちゃってるわけだから、本当に地域のね、農産物も含めて、見直しして、メニューをつくって、それでもって早く取り組まれることを希望したいと思います。

次の中小企業振興対策について質問をします。

阿見町ではですね、工業団地が整備されてですね、既存の工場も含めて企業立地が進んでいます。雇用の場の確保、従業員の定着等を促進するために、さまざまなね、企業優遇政策、支援事業を行っています。しかし、その事業活動そのもの、それから企業活動そのものへのね、振興事業という面では、ほとんど手がつけられていないのが実情ではないかなと思います。今後ね、単に工場を誘致し雇用の場を確保するというだけにとどまらない、中小企業振興事業を視野に入れながら施策を展開する必要があると思われます。特にね、阿見町に本社を置く既存の中小企業や、今後阿見町で起業を考えている方々への支援をどのように行ったらよいかということが求められているのではないかなと思います。

そこで、1、阿見町における現行の中小企業への具体的な支援事業について。

2、中小企業支援の具体的政策について。

3、起業支援について。

4、地元業者育成についての4点について質問をいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、中小企業振興対策について、1点目の、阿見町における現行の中小企業への具体的な支援事業についてであります。

現在、町では、町商工会等と連携し、町内の中小企業に対するさまざまな支援を行っております。

まず、町商工会が実施するプレミアムつき商品券事業に対する支援であります。平成27年度は、発行総額2億4,000万円、プレミアム率20%という、町の消費拡大及び経済の活性化、町民の生活支援に資する、これまでにない規模の事業として支援しております。

また、中小企業金融支援事業として、茨城県信用保証協会、町内金融機関、町商工会と連携して、町内の中小企業に対して、経営安定化や設備投資の支援を目的とした低金利な自治金融制度を実施しております。

さらに、町商工会が実施する商工まつり、桜まつり、商工会の各専門部等への事業費支援や、地域資源を活用した新商品の開発に対する支援を実施しております。

2点目の、中小企業支援の具体的施策についてであります。

町では、中小企業支援策として、国や茨城県が実施している経営支援、金融支援、人材育成支援等、数多くのさまざまな施策をまとめ、町自治金融制度等とともにホームページ等で周知を図っております。また、必要に応じ、阿見町工業に関する懇談会へ加盟する町内企業に対しても施策を直接案内しております。

3点目の、起業支援についてであります。

町商工会では、創業セミナーや事業計画策定セミナーを実施しており、平成27年度において

は、創業相談4件のうち2件の創業を実現しております。

さらに、経営発達支援計画を策定し、平成28年度から創業に関する支援を含めた各種支援策を強化・拡充していく予定であります。町では、起業支援策として、国や茨城県が実施している支援策をまとめ、ホームページ等で周知を図っております。

今後は、町内での起業を促進するため、産業競争力強化法に基づく創業支援計画の策定及び認定に向け、商工会や金融機関等と連携を図りながら取り組んでまいります。

4点目の、地元業者育成についてであります。

公共工事等、町が行う公共調達においては、原則として、公正な入札制度によらなければならず、透明性・公正性・公平性・競争性の確保が重要であると考えております。

一方、町では、地元業者の受注機会を確保するため、建設工事について、指名競争入札では、町内に登録業者数の少ない業種を除き、地元業者を対象として実施しており、一般競争入札では、規模の大きな工事や特殊な工事を除き、地元業者が参加できるよう地域条件等を設定するなど、できる限り地元業者を対象とした発注に努めているところであります。

また、建設工事以外についても、地元業者で調達が可能なものは、地元業者を対象とした指名競争入札で実施しております。

今後も引き続き、品質管理の確保や適正な競争原理のもと、地元業者の育成・振興に取り組んでまいります。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 年初にですね、賀詞交歓会があつてですね、そこで町内の企業の方ともお話しする機会があります。そこでね、立ち話ですけれども——町は正式にね、連絡会があるから聞くんだろうけれども、立ち話でもね、いろんな話をしております。こちらが振るということもあるのかもしれませんが、やっぱり、具体的なね、ニーズというのはね、結構あると思いますので、丁寧に、これ以外にもですね、丁寧に、具体的なニーズを探っていただいて、それを把握してですね、なるべく企業立地だけじゃなくてね、企業活動そのものにも、例えばISOの認証取得とかですね、新製品ののための依頼試験の実施を支援する依頼試験実施事業とか、PR事業とか、産業財産権の、知的財産権ですね、の取得を支援するものとか、いろんなものがあると思いますが、そういったことをですね、丁寧に拾い上げて、中小企業というか、事業者をですね、助けてあげるというのも、阿見町の発展につながると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問はですね、4点目の、地元業者育成について再質問をします。

先ほどですね、これ栗原議員の学校の質問でですね、5月の27日に、本郷地区の新小学校建築工事、これの一般競争入札の公告があつたということで、それによればですね、この公告で

はですね、一括発注、参加資格は総合評価点数が建築一式工事で1,500点以上と、こういうふうになっています。お聞きしたいんですが、阿見町にこういう資格を有して入札に参加できる業者はありますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、評点1,500点以上の業者については、町内にはございません。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それでは、茨城県内ではいかがですか。茨城県内に1,500点以上の総合評価点数を持っている企業はありますか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。茨城県内にもございません。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうするとですね、これゼネコンですね。スーパーゼネコン。これ全国で何者ありますか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。阿見町に登録している業者でお答えしますと、25者程度です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 全国ではね、48者あるそうです。スーパーゼネコンですね、まさにね。東北の震災復興に行くとな、ずらっと並んでいるような、そういう会社ですが、それで、水戸市でね、最近、新庁舎の建設がありました。これは5社のJV、それでなおかつ分離方式でした。それから、最近では、河内町ね、河内町で小中一貫校のね、新築工事、これも分離発注でJVを組んだと。こういう方式でやられております。去年のね、9月だったかね、同僚議員がですね、この問題についてですね、執行部と質疑を交わしております。で、何て交わしてるかというとな、JV、分離発注方式、これを採用して、地元業者が入札に参加できるようにしてほしいと、地元業者を育成するためにね。そういうことを、同僚議員は執行部とやりとりをしております。この同僚議員の思いはね、全く伝わらなかったと、こういうことになりました。その過程の中で、建設工事入札等参加資格選定規定の中の審査会の話が出ておりました。発注方式を決めるのは、この審査会で決めるということになっています。審査会、そのときに審査会のメンバーが語られました。副町長がいないので、総務部長がトップになるのかな。で、各部長ということで、この審査会で、今回の一括発注、1,500点、スーパーゼネコンしか入札に参加できないような入札方法が決まった、この経緯についてですね、詳しく教えてください。

さい。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答えします。これまでの新小学校建設についてですね、その位置づけと検討の内容について、まず御説明申し上げます。

本郷地区新小学校は、町の最上位計画の阿見町第6次総合計画の重点施策の定住促進を図ります。それから、今後の町政発展に大きく影響力があるということは御案内のとおりかと思えます。また、平成35年には人口5万人を達成させる目的もあり、町として大きな重要施策の1つでもあります。さらに、基本計画第2章、人を育むまちづくり、施策番号2333の質の高い教育環境の整備を図ることがうたわれてございます。その質の高い教育環境の整備と質のよい安全な学校をつくることを基本にさまざまな視点から検討を加えて、単独一括発注としたものでございます。

その検討内容でございますが、まず1つは、工事費について、分離分割発注ごとに諸経費を積算すると、諸経費が割高になる。2つ目は、施工管理について、分離発注は発注者が業者間の工事管理、調整業務を行うため、一括発注よりも職員の負担が増加する。これは人件費に跳ね返る場合もございます。3つ目は、入札契約の事務手続について、分離発注は分離した工事ごとに工種ごとに手続を要するため一括発注より負担が増加する。これも人件費に跳ね返る場合もあります。4つ目は、地元業者の参入について、指名競争入札工事規模では、地元業者育成に配慮をしていますけれども、今回のような一般競争入札のような工事規模や内容では配慮できることがなかなかできなかったと。5つ目、県内市町村の同規模工事の入札状況を参考にしたということでございますが、ここが最終意思決定の最大の要因でございました。それは、つくば市の学校建築工事のJVが不調になってございました。それは平成27年に1件、平成28年には2件ございました。一括団体入札となった結果があります。それから、先ほど議員御指摘の水戸市庁舎の改築工事で、一番最初がJVで不調になったという情報がございまして、そのような結果になったわけでございます。

入札参加要件の決め方でございますが、町としては、今までにない最大規模の建設工事である。開校納期が決まっている。それから、技術力、品質管理、安全管理、工程管理、材料の調達、労働力の確保にすぐれた大手のゼネコンに発注させることで、先ほど申しあげました品質の高い学校を建設するための条件として設定したわけでございます。今回の入札条件も、先ほど議員御指摘の審査会のほうで審議の上、決定したということでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） その場その場でね、いろんなね、理由つけてね、発注方法変えてるんで

すよ。例えばね、給食センターはね、分離発注したんですよ。それでも不調になりましたね。なりました。だからね、一括発注だったら不調にならないなんてことはね、ちっともわからないわけですよ。やっぱりね、地元業者育成、やっぱりこれ大事ですよ。同僚議員はね、こういうことも言ってました。50年後までね、やっぱり身近に自分たちが地元の業者がつくった学校があつて、それをね、見守ると、維持管理できると。そういうことを、というのは、その地元業者の誇りでもあるわけですね。これにね、入札すら参加させないっていうのはね、これはちよっとね、町のね、入札方法は間違ってますよ、これ。間違ってます。

その場その場でね、教育次長もね、本当に、いや、本当になって言ったら失礼かもしれないな。そういうふうに議論したんでしょ。で、反対した人もいなかったんでしょ。全会一致で決まったんでしょ。もし議事録があれば見してほしいぐらいだけれども、議事録公開しないでしょから、そうすると、私はね、給食センターのように、やっぱり分離発注する、あるいは河内町のようにJVを組ませて、それでもって入札に、せめて参加させると。そこに乗らないとね、これ最初からだめなんだから、だって。阿見町だけじゃなくて茨城県に1者もないんですよ。そんな、学校って、物すごく難しいんですか、つくるのに。難しくないでしょう。茨城県のゼネコンだったら十分できるんじゃないんですか。河内町、これみんな県内の業者です。だからね、こんなことをやっていたらね、地元の業者はね、干上がっちゃいますよ、これ。何でやらないんですか。もう一回、同じ答えになるかもしれないけれども、なぜ今回、県内にも業者がない。で、JVでもない。それから分離発注でもない。こういう入札方法をとったんですか。もう一回答えてください。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。ほぼ同じような回答になるかと思えますけども、町としては、過去最大の建設工事であったと。開校も決まってる。技術的にもすぐれた学校をつくってもらいたいと。品質管理・安全管理も適切にやっていただきたい。それから、工期が決まっていますので、工程管理もきちんとしてもらいたい。それから、資材の調達なんですけども、これは非常に多岐にわたって、場合によっては日本全国から、あるいは場合によっては世界からという材料調達もあるかもしれませんので、そういうことも加味したと。それから、労働力が確保されるということでございます。そういうようなことで、団体一括発注としたわけなんですけども、先ほど申し上げてはいませんけども、分離発注やJVの全てを否定するわけではございません。先ほど申し上げましたように、6次総でうたわれている品質のよい学校をつくってもらいたい、ただそれだけでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 苦しい答弁に聞こえますが、最終的にはね、この審査会というのは町長が決裁する仕組みのようですね。地元業者を育成する、受注機会を確保する。こういう観点からですね、さまざまな形態がとられます。全くこの逆の結果でね、いや本当に驚いてますよ。驚いてます。この結論に至ったね、町長、その町長の考え方を聞かしてください。最後に、この問題。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども教育次長が言ったとおり、これはもう阿見町にとっては生命線の建物になるだろうと。そこの建物を、やっぱり大手の企業にやっていただくことによって、非常に品質の高い、そういう小学校。あの小学校の設計を見たときに、やはり、ああ、今までにない、2階建て、1階建てっていうような形の中で、すばらしいものができるなという、そういう思いをしております。町とも非常にマッチした小学校ができるなという、そういうことだと思います。

そして、私にとってみれば、本当にこれはもう、こんだけの事業っていうのは、今からなかなかないと考えております。そこで、この事業によって、あの地域が、本当に活性化される、そういう事業であるということで、私は、十分これはいい方向に行くのではないかなと、そう思っております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうやってね、執行部がね、いい品質だ、いい品質だ。じゃあ、県内の業者じゃできないんですか。学校。ほとんど県内の業者がつくってるんですよ、これ。JV組んだり、一括のやつもあるけども。そういうことを言ったらね、県内の業者に失礼ですよ。まあ、とにかくね、そういうことで、私はこういったね、入札方法には反対であるということを明確に申し上げて、この問題は終わりにしたいと思います。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

○9番（海野隆君） やっちゃいましょうよ。

○議長（紙井和美君） 会議の再開は4時15分といたします。

午後 4時03分休憩

午後 4時15分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、10番平岡博君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。

それでは、海野隆君の一般質問を続けます。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それでは、最後の質問に入りたいと思います。

最後はですね、5番目、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領策定について伺います。

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重しながらともに生きる社会を実現することを目的に、いわゆる障害者差別解消法が平成25年6月に成立し、本年4月1日から施行されております。行政機関——国、地方自治ですね、行政機関には、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供を義務化しております。障害者がさまざまな場面で直面する問題を解決していく上で極めて重要なことだと思います。

そこで、3点について伺いをいたします。

- 1、障害を理由とする差別の解消の推進に関する阿見町職員対応要領策定期間について。
- 2、要領に盛り込まれる内容について。
- 3、関係者及び関係団体とのヒアリング等について。

以上3点について質問をいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領策定期間について、1点目の、障害を理由とする差別の解消の推進に関する阿見町職員対応要領策定期間についてであります。

障害者差別解消法は、障害のある人への差別を解消することで、障害のある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指すための法律であります。

地方公共団体の対応要領の策定は、法第10条に定められおり、策定については努力義務とされているところです。障害のある方に職員が適切に対応するための事項を定める職員対応要領については、法の趣旨を町職員に浸透させ、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進するために必要であると考えますので、今年度中に策定し、その結果については広報紙やホームページ等で公表してまいります。

2点目の、要領に盛り込まれる内容についてであります。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に示されている行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項に即して、不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の考え方や相談体制の整備、職員への研修啓発等に関する事項を盛り込み、障害のある方に対して職員が適切に対応できるよう職員対応要領の策定を検討してまいります。

3点目の、関係者及び関係団体とのヒアリング等についてであります。

町には障害者団体として、阿見町障害者福祉協議会や障害者支援団体などの関係者及び関係団体がございます。職員対応要領の策定に当たっては、これらの関係者及び関係団体と話し合いの場を持ち、意見交換を行い、反映させてまいります。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。いろんなね、障害者差別解消法とか、環境の法律でもそうだし、いろんな個別法ができます。そうすると、町の職員はね、その、例えば障害者差別解消法、これは全職員を、多分、対象としてやると思いますが、どうしても、その担当課のほうでね、一生懸命やるんだけど、それが横に、つまり全職員のところまで及ばないというところがありますので、これは窓口対応も含めてですね、非常に重要でございますので、ぜひともね、職員全体で障害者に対する配慮をしっかりとやっていただくということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。いろいろとありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで9番海野隆君の質問を終わります。

次に、18番佐藤幸明君の一般質問を行います。

18番佐藤幸明君の質問を許します。登壇願います。

〔18番佐藤幸明君登壇〕

○18番（佐藤幸明君） お疲れさまの言葉がぴったりの時間となってきましたので、早速、通告に基づき一般質問を行いたいと思います。

まず、災害時の業務継続計画、BCPについて伺います。

この件に関しまして、昨年6月の定例議会におきまして、同様の質問をさせていただきました。そのときの答弁はですね、早期に計画の策定を検討するということでした。そのようなことで、策定できたのかなと思っておりましたところ、窓口でちょっと伺いましたら、まだなようなので、改めてここで問う次第でございます。

4月14日21時、また16日13時、熊本地震が発生。熊本県、大分県に大きな被害が続発しました。いずれも震度7以上の地震であり、震度1以上の余震は、両県で、5月31日までに1,613回起きています。平成19年に築城400年を迎えた熊本城にも大きな被害をもたらしました。しゃちほこは崩れ落ち、屋根瓦は、また石垣ともに、余震を増すたびに亀裂が広がり、崩落を繰り返した。熊本市によると、石垣だけで354億円の修繕費用がかかると試算されております。宇土市庁舎は、5階の床が4階に垂れ下がり、皆さん方もテレビで、また新聞などにも載りました。御存じかと思います。5階の床がね、4階の真ん中だけ残って、下がってしまった、崩れ落ちたと。大きな地震だったですね。そしてまた、益城町なども庁舎が使えなくなり、業務継続計画が未策定で罹災証明書の発行など業務に支障が出ている。

茨城県南地方でも、5月16日、震度5弱の地震を観測した。今後30年間において地震が発生する確率を示す全国地震動予測地図が、10日に政府の地震調査研究推進本部から発表された。阿見町は60.1%。いつ発生しても不思議でない地震災害。

また、アメリカ南部フロリダ州オーランドで、日本時間で6月の12日、午後、過激派I Sの犯行による銃乱射事件。49名が死亡、53名が負傷しました。国内では発生していないテロ事件ですが、今後起きないという保証はありません。地震災害、テロ事件などに備えて、業務継続計画を策定すべきと、6点について伺います。

まあ、先ほど策定してなさそうだという話ししましたが、策定したのか。策定してなければ、早期に策定すべきではないかと伺います。

2点目、首長不在時の職務代行順位は。

3点目、本庁舎被災に備えての代替庁舎のリストは。

4点目、非常用発電機などの燃料や水、食料の確保数は。

5点目、衛星携帯電話などの導入は。

6点目、災害発生後の1週間までの優先業務の整理は。

以上6点をお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ここで、本日の会議時間、阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 災害時の業務継続計画について、1点目の、策定したのか。策定していないとすれば早期に策定すべきではないかについてであります。

平成27年6月11日の第2回定例会における佐藤議員の一般質問でお答えしましたとおり、業務継続計画は、災害時に行政自らも被災し、人・物・情報等の利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務や継続性の高い通常業務など、非常時に優先して行う業務を特定するとともに、業務継続に必要な資源の確保や配分、手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることで、大規模な地震発災時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。その必要性は十分認識しておりますので、早期にこの計画の策定を検討してまいりたいと思います。

2点目の、首長不在の時の職務代行順位についてであります。

地域防災計画の中では、災害対策本部の職務代理者順位により、第2順位が教育長、第3順位が町民生活部長と定めております。

3点目の、本庁舎被災に備えての代替庁舎リストについてであります。

地域防災計画の中では、第2順位が水道事務所、第3順位が中央公民館と定めております。

4点目の、非常用発電機等の燃料や水、食料等の確保数についてであります。

災害時の電源確保としましては、役場本庁舎へ自家用発電機を整備し、48時間の非常用電源を確保しております。このほか、発電機を本庁舎の防災倉庫へ6台、また、町の指定避難所18カ所の防災倉庫へそれぞれ1台ずつ、燃料とともに保管しております。

飲料水につきましては、中央公民館へ設置しております防災倉庫へ、500ミリリットルペットボトル入りの保存水を2,520本備蓄しており、今後3カ年計画で、主要な指定避難所に、同規模の保存水を配備してまいります。また、阿見小学校の校庭へは、100トンの水が入る耐震性貯水槽を設置しております。

食料につきましては、指定避難所の防災倉庫へ、アルファ米やパンの缶詰、ビスケットやレトルトカレーなど2万3,000食を備蓄しております。

5点目の、衛星携帯電話の導入はについてであります。

有事の際の通信手段の補完措置として、その必要性は認識しておりますが、導入には至っておりません。

6点目の、災害発生後の1週間までの優先業務の整理についてであります。

1点目の質問にありました業務継続計画の策定の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 18番佐藤幸明君。

○18番（佐藤幸明君） ありがとうございます。昨年の6月の定例議会でもそうなのですが、早期の計画の策定を検討するという答弁をいただきました。あれから1年、検討なされたのかどうか伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） お答えします。いろいろと検討はしてまいりました。で、策定するに向けて、コンサルタントを活用して策定したいという考え方がありまして、そのためには、諸手続、予算の確保ですとか、そういったことが必要になります。そういう面で、ちょっと、今現在まだできずにいるわけなんですけれども、それを待っていると、いつ災害が起こるかわからないという状況の中で、いつまでもなくていいのかと。そうはいかないということもありますので、きちんとした質の高い計画はコンサルタントを活用してつくっていくという考え方は持ちつつも、それまでの暫定的なところで、職員の力で暫定版的なもので、若干不十分な点は出てきてしまうかもしれませんが、ちょっと取り組んでみようかなというふうに、今考えているところです。そういった状況です。

○議長（紙井和美君） 18番佐藤幸明君。

○18番（佐藤幸明君） コンサルタントに依頼するというような話もありました。暫定的な

ものをつくるというような、今、お話でしたけども、優秀な職員の皆さんなんですから、暫定的なものなんか要らないですよ。きちんとしたものをつくれますよ。そのようにお願いしたい。

町長に伺います。町長は、早期というのはどれくらいの時間を指しているんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 早期といえば、やっぱり早くということではありますから、今言ったとおり、暫定的なものっていうよりも、本当に職員の、その担当、職員の結集をしてですね、いいものをつくり上げていきたいという思いはしております。まあ、足りないところは、本当にコンサルじゃないといけないのかなという気はしますけど、職員の能力を、やっぱり信じて、いいものを、部長、お願いします。

○議長（紙井和美君） 18番佐藤幸明君。

○18番（佐藤幸明君） 早期というとり方も個人差があります。私はもっと短期間に、私は捉えています。これは個人差がありますから、しょうがないということで、そういうことが発生したときに、いち早くそれにのっかって、何の迷うことなく皆さん方が進められるようにですね、きちんまとまとめておくべきですよ、これ。

6年前にもお話ししましたけど、いやいや、1年前にね、質問なんかでも話ししましたけども、やはり建物なんかもそうです。そしてまた、町長不在のときは教育長、町民生活部長というような答弁でした。そういう中で、もし3人いないときはどうなるとか、そういうことまで含めて、もっと幅広く、庁舎の使えないときもそうですね、もっと幅広く捉えていって、事があつたときに、全て迷うことはなくね、どうしたらいいかっぺというようなことをやったんでは、これしょうがないわけですから、スムーズに行えるような計画を策定していただきたいと思えます。

それとですね、これの中で、6点目ですか、災害発生後の1週間までの優先業務の整理についてとありますが、業務継続計画の策定の中で検討してまいりますと。そしてまた、1年前の答弁ではですね、各部門による判断とかですね、そういうところ、いろいろまたほかにもありますけど、というふうに、はっきりしていないんですね。やはりそういうところも、部署部署に任せただけでは、そのとききちんとした判断ができないと思うんですよ。ですから、そういう部分もはっきりと事業計画の中できちんとして決めて、何事があってもスムーズに対応できるように、そのような事業継続計画を策定していただきたい。お願いして、次の質問に入ります。この件は終わります。

○議長（紙井和美君） 18番佐藤幸明君。

○18番（佐藤幸明君） 2点目として、障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の設置について伺います。

障害者差別解消法、4月1日に施行された同法は、差別取り扱いの禁止、社会的障壁を取り除くための合理的配慮をするよう定めている。協議会は、行政や医療、介護、教育などの関係機関が連携し、差別に関する相談への対応などを協議するとともに、対応事例を共有し、相談体制の整備を図るなどとして、差別解消を目的とされております。

障害のある人が、好んで障害を持ち、この世に生を受けたわけではございません。また、家族の人も、それが理由で差別を受けては、悲しみが増すばかりでございます。障害のある人もない人もともに手を携え、安心して暮らせる阿見町にするため、障害者差別解消支援地域協議会を設置していかなければならないと考えます。御所見を伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の設置について、協議会を設置したのか。設置していないとすれば早急にすべきではないかについてであります。

障害者差別解消法は、障害のある人への差別を解消することで、障害のある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指すための法律であります。

障害者差別解消法第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会の設置については、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができることとされており、既存の協議会等の活用・充実を図ることも可能となっております。

障害を理由とする差別を解消するためには、障害者にとって身近な地域において、関係機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークを組織することが重要であります。

町としましても、地域のさまざまな関係機関と連携し、障害者差別に関する情報の共有を通じて、事案解決の取り組みや発生防止等を促進する必要があると考えますので、障害者差別の解消の推進に資する体制整備として、既存の協議会の活用を含め検討し、今年度中に設置をしてまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 18番佐藤幸明君。

○18番（佐藤幸明君） 内閣府によるとですね、全国1,741市区町村の中で、協議会を設置したのは112カ所。市区町村に協議会を設置するよう促す立場の47都道府県も18道府県にとどまっております。茨城県では、昨年4月に、障害のある人もない人もともに歩み幸せに暮らすための県づくり条例を施行。協議会も設置されております。当町もですね、町長の答弁の中で、既存の協議会等の活用、充実を図ることも可能となっておりますという、阿見町施策推進協議会とか、障害者個別支援協会などを指しているのかなと思いますけども、このような団体の、またそういうことにですね、非常に関心をお持ちの方々の声を聞きながらですね、いち早く協

議会を設置していただきたい。そして、障害のある人もない人も、町長のように、阿見町が好きですと言えるような町にしましょうよ。そのようにお願いを申し上げて、この質問を終わります。

○議長（紙井和美君） 18番佐藤幸明君。

○18番（佐藤幸明君） 3点目として、町営住宅解体後の管理規則について伺います。

戦後の住宅不足の時代に建設された町営住宅は、大きな役割を終え、退去後は解体されております。解体後の土地は、近隣住民が駐車場、家庭菜園などに利用し、喜ばれております。借りている住宅の両隣に、中古車や車のタイヤ、部品など山積みしている人もいます。その利用状況に、近隣住民が不安、迷惑、危険を感じたときの対処方法について伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 町営住宅解体後の管理規則についてお答えします。

曙アパート以外の町営住宅は、老朽化が進行していることから、入居している方が転出した後は、随時建物の解体をしていますが、解体した跡地の一部には、町の許可なく車両本体や車の部品等が放置されている状況となっております。

昨年10月に佐藤議員から同様の指摘があった際、住宅管理を委託している茨城県住宅管理センターと連携して、訪問による口頭注意や張り紙による警告等を行いました。その結果、所有者から車両を移動することの回答を得られたため、経過観察をしておりましたが、現在も移動されていない状況です。よって、所有者との話し合いを再度設けて対処してまいります。

今後、同様の案件や住民生活を脅かす状況が発生した場合は、茨城県住宅管理センターと連携して早期の対策を講じるとともに、抑止を目的とした看板を設置する等、事前の対策も検討してまいります。

また、町営住宅解体後の土地に関しては、現段階では、行政財産であるため、目的外使用としての譲渡、貸し出し等は原則できませんが、地域コミュニティ活動の場など、町民生活の向上につながる利用については柔軟な対応が図れるよう、今後、管理規定の制定について検討してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 18番佐藤幸明君。

○18番（佐藤幸明君） 資料としましてですね、ちょっと写真を撮ってございます。それをちょっとね、見ていただきたいと思います。見づらいかと思ひます。

〔「これ回していいですか」と呼ぶ者あり〕

○18番（佐藤幸明君） ああ、どうぞ。ちょっと見づらいかと思ひますけども、町営住宅が、これが借りてる人ですね。道路があります。このように中古車を所狭しと並べております。そして、この辺はですね、周りの人たちが除草剤をかけて、きれいにしています。中までは入っ

てってやれないと。ほかの解体したところはですね、町のほうで依頼し、年二、三回か、きれいにしております。ただ、こういうものは置いてあるから、草刈りにも入れないんですよ。で、周りの人たちも、届くところだけ除草剤をかけてるといようなところですよ。

これが反対側から撮った写真です。ここにタイヤが積まれております。ここにも中古車が。何かこの住宅の屋根より高い。この住宅に沿って生えていっているんですが、こういう大きな木まで生えています。タイヤがあったり、こちらのほうにもありますね。そして、この辺にはですね、4リットルのオイルの缶が幾つも置いてあります。立ってます、ちゃんと。ちゃんと立ってるということは、中に何かが入ってます。空でしたらば、強風で倒れたり何だりします。

そういうことで、周りの人たちが、火災でもあったらどうすんだと。車にはガソリンも入ってるし、また、ある車の中にはいろんな、持ち主に言わせりゃあ、ごみじゃないんでしょうけども、側の人から見ればごみのようなものがいっぱい入っている車もあるんです。そのようなものがみんな燃えたときはどうすんだと、大変だといような心配をしているわけでございます。そういう中でですね、このままでいいって言えば、いいですよ。周りの人が、危ないと、不安だと、危険を感じているんですから、いち早くですね、そのような不安を払拭してあげるのも皆さん方の役目じゃないかなと思うわけです。

そして、もう便宜上車を置いとくとかという次元の話じゃないんですよ。もう事業用に使っていると、そうとられてもしようがないと私は思うんですけどね、こういうふうに使って。で、そういうところにはですね、やはり、賃貸契約なりきちんと結んで、地代をきちんともらうべきだと私は思うんですよ。町長も不動産の仕事もしてますね。やはり、遊休土地を有効に使うということは、そこでね、それなりの対価をもらうということは必要だと思うんですよ。そこで利益を――利益出てるかどうかは別として、それなりのことをすれば、これ当然だと思えますよ。

そういう中で、原則できませんという答えでした。その原則を変えましょうよ、じゃあ。原則できないんだったら、原則を変える。用途の変更、目的の変更ということかと思えます。そのようなことをしてですね、町有財産の有効活用ということも考えて、そして、周りの人たちの不安も取り除くと、払拭するということは必要かなと思えます。そのように、私の思う早期という時間でもって、検討してもらいたいと思えますけど、その辺の答弁をお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。私もここに来て初めて、佐藤議員からの指摘を受けて、こういう課題があるということを確認させていただきまして、現場のほうも行って見てまいりました。非常に問題がある事例だといふふうには認識しております。

まず、行政財産を貸し出しして賃貸をとるというふうな考え方から、まず申し上げますと、行政財産を貸し出す根拠は、地方自治法に基づく根拠と、あと阿見町の行政財産使用料徴収条例に基づく根拠に基づいて貸し出せるものが決まっています。ここの事例については、町営住宅ですので、まだ解体をした後でも、その土地の部分については、まだ行政財産というふうな状況になっておりますので、現段階においては、それを賃貸を、お貸しをして、お金を徴収するというふうな規定までにはなっていないというのが実態でございます。

非常に、この問題については、問題がありまして、早急に原状に復す、させなければならないというふうな認識が第一に来ます。町としましては、行政指導は、本人に、所有者のほうにはしておりますけれども、なかなかのりくりに、前に進まないというようなことでございますので、今後、刑法も含めてですね、どういった手続きがいいかということ、顧問弁護士と、それから牛久警察署のほうに相談に行きまして、対処していかなければならないのかなというふうには考えております。

ただ、佐藤議員が言われるように、町営住宅、曙町営アパート以外は、全て、マスタープランの中では廃止というふうな考え方で進めておりますので、上郷ばかりではなくて吉原も含めて、その跡地、解体した後の管理については、やはり何らかの規定を設けなければならないというふうには考えております。それも早急に取りかかろうというふうには思っておりますので、しばらく御時間をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 18番佐藤幸明君。

○18番（佐藤幸明君） 近隣住民がね、非常に不安を持ってると、危険を感じているということですから、いち早く取り除いてあげる。そして、貸すことが難しいというような、いま、お話でした。であるならば、早急にもとに戻してもらってくださいよ。そうすべきじゃないですか、これ。10月に窓口で、私もお願いして、そして、張り紙をしてもらいました。その内容を、私、写真にでも撮っとけばよかったんですが、撮ってなかったんですけども、周りの人によりますと、その持ち主が、これ誰が張ったんだと聞いて歩いたそうですよ。そういうところもきちんとして、町だったら町で、担当する課までちゃんと書いて、そして、たしか、日にち切って、移動しなければ当方で撤去しますよというような内容だったんですよ。で、その期限が来ても、そのままある。ですから、もう8カ月そのままになっているわけです。で、使ってる人が得になっちゃうわけですよ、これ。そういうことですから、当人に言わせると、その張り紙が——私も、本当に、さっきも言ったように、写真撮ってないから、はっきりしたことは言えないんですけども、これ誰が張ったんだと、盛んに周りの人に聞いてたそうですよ。だから、それを明確にですね、ここは町有地なんだよということで、もう撤去しなさいよと、移動しなさいよということを明確に伝えて、ほかの空き地と同じようにするべきじゃないかと思

ますよ。

また、違うところでは、電気製品が敷地内に、やはり山積みになっています。そして、置ききれなくて、隣まで出ちゃってるところもあります。そういうことが何カ所もあると、あ、これでいいもんだなというふうにとられてもしようがないと思うんですよ。そういうことが広がらないように、適切な指導をして、きちんとした形にしていきたい。

そして、原則できませんという話で、部長の話もありましたけども、有効活用というようなことも広く考えて、周りの人が困ってることだけは、まず取り除いてあげなくちゃいけないと思います。そういうことを強くお願いをして、質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで18番佐藤幸明君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は5時10分といたします。

午後 5時00分休憩

午後 5時10分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま15番久保谷実君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は14名です。

次に、8番永井義一君の一般質問を行います。

8番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番永井義一君登壇〕

○8番（永井義一君） どうも皆さん、こんばんはに近づいた、時間が近づいているんですけども、今日最後の5番目なんで、今しばらくのおつき合いをお願いいたします。ここにいられる方、残業代がつかないということですね、あれなんですけども、で、前置きはともかくですね、時間もないので、早速質問に移りたいと思います。

まず1問目ですね、公会堂へのAEDの設置について御質問いたします。

近年、AEDによる心肺停止状態からの蘇生を耳にします。一般市民のAEDの使用が認められた2004年の設置台数は、全国で約7,000台足らずでしたが、公共施設などで一般市民が利用できるAED、いわゆるPADは、平成26年時点で51万6,000に上っています。

過日、私も町の体育協会主催の救急救命の講習会に参加しました。これは教育次長の大野次長も参加されたんですけども、この中で、胸骨圧迫の仕方ですとか、固定AEDの使い方などを学び、改めて救急車が来るまでの救命措置の必要性、これを実感したわけです。

阿見町でも公共施設や小中学校などでAEDを見かけるようになりましたが、今回はもう一回り枠を増やして、各行政区の公会堂への設置を提案します。

御承知のとおり、公会堂は区の役員などが頻繁に出入りし、地域での一時的な避難所にもなっております。また、地域によっては、近くに街区公園などもあり、町民の憩いの場ともなっています。そのような地域コミュニティーの場となる公会堂にAEDが設置されれば、いざというときにも役に立つものと思われまます。災害から町民を守ると同様に、町民の命を守る立場からも、このAEDの設置を強く要望いたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 公会堂へのAEDの設置についてお答えいたします。

各行政区の公会堂への設置であります。現段階では、町として実施していく考えはございませんが、AEDにより助かる命があり、救命率も高くなることが実証されており、その有用性につきましては十分認識をしております。

また、公会堂への設置につきましては、既に、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行っているコミュニティ助成事業による補助制度を利用して設置している行政区もございます。

今後、行政区からの公会堂への設置要望があった場合は、この補助制度を活用し、設置を支援してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今のね、回答の中で、町としては実施しないということで、まことに残念なことなんですけども、町長ももちろんね、そのAEDの必要性ということは十分理解されているかと思えます。その中で、お聞きしたいんですけども、この回答の中でですね、コミュニティ事業による補助制度の話が出てきますけども、私もちょっと調べたところですね、平成25年度ですか、筑見区でAEDを整備したということが、これは町のホームページの中に出てました。これはあるんですけども、その中で、この阿見町の各行政区でも構わないんですけども、このコミュニティ事業、これをどのぐらい町の、行政区でもいいですし、いろんな団体さん等々あるかと思うんですけども、どのぐらい活用しているのかというのが1つとですね、あと、この筑見区で平成25年度にやられたというのは書いてあるんですけど、この中で、この費用、助成金というんですか、この助成金の費用を、ちょっとお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。これ、自治総合センターのコミュニティ事業ですけれども、いろいろ種類はありまして、よく行政区等で使っている一般コミュニティという助成事業のほか、地域防災組織助成事業というものもありまして、その活用で

今まで自主防災組織のほうでAEDを整備したという経緯です。それで、その地区は、今5カ所あります。申し上げますと、南平台3丁目、西郷、住吉、レイクサイド、それから今お話のあった筑見と。そういう状況です。

○8番（永井義一君） あと金額、助成の。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） 失礼しました。コミュニティ事業の助成の率は100%です。ただ、10万円を超えると端数が切り捨てになるというようなことはありますけれども、考え方としては、一応全額が対象と。

〔「……ないの」と呼ぶ者あり〕

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、30万円から200万ですね。それで、1行政区だけで申請しなくても、町の幾つかの行政区が一緒になって申請することが可能ですので、有効に活用していくと、結構整備につながっていくのかなというふうには考えています。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今、30万から200万というね、かなりな幅があって、使い勝手がいいものなのかなと思うんですけども、これは、阿見町のほうで、各行政区の区長さんは、こういったことがあることを承知なのかどうかと、あと、これ、前回の一般質問の中で、私、自主防災の話、質問させてもらったんですけども、このときちょっと、この話、出てなかったかと思うんですよ。ですから、自主防災組織も、区長さんとか区の役員の人が自主防災の委員なんかやってる方もいるんですけども、そういった方たちへの周知徹底というのはどうなってますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えします。毎年4月に区長会総会のときに、区長会議ですね、を開催してまして、その中で周知をしております。

○議長（紙井和美君） いいですか。8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ある程度、その4月の区長会総会で、これはほとんどの区長、参加されてますよね。という、ある程度、その中で聞き漏らしがなければ、ある程度は認識しているということで、わかりました。

それとあとですね、このコミュニティ助成事業、ぜひともこれは活用したいなというのは、多分、行政区のほうとかいろんな団体さんで思っているかと思うんですけども、これ、平成28年度のコミュニティ事業についてということで、募集終了ということで、阿見町のホームページに出てまして、これ、募集期間がかなり短いと、「募集期間が非常に短い事業となりますので」っていうように書かれているんですけども、28年度はもう終わってしまったということなんですけども、来年度、29年度の募集期間というのは、これは決まっているわけですか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、毎年10月ごろ募集があるんですね。28年度、今回補正予算の中でも2件ほどこの関連の補正予算出てるんですけども、10月ごろ取りまとめをして、決定されるのが3月末になってしまうんですね。そういったこともあって、今回補正ということなんですけど、大体そのころに募集があるので、前もって今年使いたいっていう区の区長さんたちは、それを狙ってるっていうか、待ってるんですね。それでスケジュール合わせて申請するような、そういった状況です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） はい、わかりました。AEDをね、その行政区で設置したいという場合には、こういったことを使うことによって、これは阿見町に一応、応募するわけですよ。町のほうにね。そういった形でいろんな使い方ができるということだとわかりました。

それであと、これはAEDとはちょっと話がかわっちゃう部分があるんですけども、このコミュニティ事業に関してですね、先ほど、私もちょっとこのホームページで申込書というのをプリントアウトしたんですけども、一般コミュニティ助成事業とコミュニティセンター助成事業、青少年健全育成助成事業、地域防災組織育成助成事業と、4つの項目があるわけで、そのうちどれかをということなんですけれども、今、話出たのが、多分、地域防災組織育成事業の部分だとは思うんですけども、これ、行政区にかかわりなく、わかればいいんですけども、行政区にかかわりなく、私なんかで、スポーツ少年団やってるんですけども、そういった中で、青少年健全育成事業という項目で何かを町にこれを出すっていうこともできるわけですかね。もしわかれば。ちょっとね、関係ないんで、わかれば構わないんで、お願いします。

○議長（紙井和美君） いいですか、大丈夫ですか。町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） ちょっと即答できないので、後日改めて御返事させていただくということでもよろしいでしょうか。

○8番（永井義一君） あ、もちろん、はい。

○議長（紙井和美君） 通告にありませんので、後日ということでよろしくお願いします。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そうですね。ちょっとAEDとはかけ離れちゃう部分なんでね。後でわかったら、また教えてください。お願いします。私のほうも、そういった形でね、行政区のほうにも、こういったことがあって、多分、区長も忘れていた部分もあるかとは思うんでね、ちょっとお話をさせていただきます。

以上で1問目を終わります。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君）　じゃあ、2問目のほうに移ります。

町の民間保育所行政についてお伺いします。

今回の質問は、阿見町での子育て支援、こういった、町民にとってですね、よりよいものにするために質問させていただきます。

日本共産党の茨城県議団で保育に関する調査を行ったところですね、27の市町村から回答が寄せられました。阿見町でも回答いただきました。それを見ますと、阿見町の4月1日現在の待機児童、これ回答では16となっているんですけど、前回の中で15って、ちょっと聞いたんで、もしかしたら1人決まったのかなと思うんですけど、前の段階では16と書いてあったんで、今回16と言わさしていただきますけども、16人いるということに驚きました。また、公立保育所の保育士の賃金や時給も低く抑えられています。もちろんこのこと自体にも問題はありますが、今回は、阿見町での民間保育園の賃金や労働条件がどのようになっているかをお伺いします。

国会でも問題になっている「保育園落ちたの私だ」ではないですが、3月の定例議会の一般質問での答弁で、民間保育園であきがあっても保育士が不足して受け入れられない、こういった話がありました。待機児童の解消をしていく中で、民間保育園の保育士の待遇改善は早急に解決しなければならないことだと思います。

そこで質問ですが、町での民間保育園に負担金を支出していますが、現在の民間保育園の賃金をお知らせください。

また、賃金以外の労働条件など、問題箇所があれば、そちらもお願いします。

以上です。

○議長（紙井和美君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　町の民間保育行政について、1点目の、民間保育園の賃金についてであります。

賃金は各法人が個々に決めているところであり、町は直接関与しておりませんが、把握している範囲でお答えをいたします。

町内民間保育園の保育士の給与月額、年齢や勤務年数によって異なりますが、手当を含めると、国が公表している全国平均の約22万円と同程度になるかと思えます。

2点目の、賃金以外の労働条件についてであります。

労働条件につきましては、各法人が独自に就業規則を定め、就業時間や休暇制度などを規定しています。

就業時間においては、公立保育所と比較して延長保育等の時間が長くなっていますが、非常勤職員等を含めシフトを組んで対応していますので、勤務時間自体は変わらないものと思いま

す。休暇制度においても、産休、育休、介護休暇など種別の差異はないようです。

賃金以外の労働条件の問題箇所としては、厚生労働省が保育士を対象に行った意識調査において、保育士の就業を希望しない理由として、「休暇が少ない。制度があっても休暇がとりにくい。」など、職場の環境改善に関することが挙げられています。しかし、最も多いのは、「賃金が希望と合わない」、「他職種への興味」、「責任の重さ・事故への不安」というような、直接的・間接的に賃金条件に関わることが多くなっています。

保育士の人材確保・処遇改善については国においても重要課題と捉えており、本年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、保育人材確保のための総合的な対策として、保育士の処遇改善について盛り込まれたところであります。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） このね、保育士の賃金と……。これ、先ほど申しました共産党の県議団で集約したやつなんですけども、この中でも、水戸市から始まって、ずっといろいろあって、阿見町も入っているわけなんですけども、実際のところ、ほかの市町村から比べても、阿見町の——これは公立保育園の賃金を書いたやつなんですけども、阿見町より上の市町村が14市町村、阿見町より下の市町村が6市町村ということだね、町だからっていうわけじゃないと思うんですけども、平均以下になっているという実態があります。

今回、民間の保育所なんですけども、よく町長は、民間にできるものは民間でっていうことを、よくこういった場でもお話しされるかと思うんですけども、実態を見てもですね、公立保育園が、阿見町のやつで27万9,622円と伺っております。その中で民間が約22万ということでね、阿見町でとってみても、約5万円の差が出ています。ですから、回答の中でもありましたが、厚労省の意識調査の中で、やっぱり賃金が希望に合わないということが言われております。

今年の3月24日にですね、国会の中で、野党5党で、保育士の給与を月額5万円引き上げる保育士処遇改善法案というのを、衆議院に野党5党で提出しました。この中では、保育士の給与は、全産業平均の33万円よりも10万円低いと。人手不足の解消が急務になっているということで、こういった形で5野党での統一で改善法案を出したわけなんですけども、国のほうでもですね、この回答にも書いてあるんですけども、この「ニッポン一億総活躍プラン」、そういった中で、保育士の処遇改善が盛り込まれたと書いてありますけども、阿見町としてもですね、待機児童改善のための、民間保育園の保育士の労働条件の改善、これは賃金も含めてそうなんですけども、それは私は必要ではないかと思うんですよ。そういった形で、やはり阿見町での子育て——子育てにはいろんな支援の方法があると思うんですけども、やはり待機児童をなくすということも含めて、3月の一般質問の中でね、やはり民間保育園の中で保育士が足りなくて子供を受け入れられないって状況が回答でありました。そういった中で、やはり民間よりも

5万、多いところでは10万ぐらい低い賃金、これをやはりですね、町としても改善が必要じゃないかと思うんですけども、その辺をお答えください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。まず、公立と民間で、調査と比べると5万円程度の差があるということで、まず背景には、職員の年齢の構成の問題等があるかと思えます。どちらかという、公立の保育士さんの場合ですと、出産、育児を経ても、長く働いていただいているということで、平均年齢が高いということで、平均の給与が、平均にちょっと高くなっているのではないかなということが推測されます。それから、一方では、私立の保育所の場合ですと、どちらかという、出産、子育てですと、離職される、一般的話ですけどね、そういう離職率が高いということで、職員の平均年齢が若いと、若い方が多いということで、平均の給与で比べると、そういう差が出るのではないかなというふうに推測をしております。

まさに議員おっしゃるように、少子化問題、それから待機児童問題、これは本当に国を挙げての大きな課題でございます。一億総活躍プランにおきまして、国のですね、におきましても、希望出生率1.8の実現ということで、夢を紡ぐ子育て支援、希望どおりの人数を出産、子育てしたいという中で、待機児童の解消という項目がございます。その具体的な対応策といたしまして、保育サービスを支える多様な人材の確保、生産性の向上、多様な保育サービスの充実ということがうたわれております。議員御指摘のとおり、「一億総活躍プラン」の中で、この項目の課題の中でね、人材確保が困難な理由として、国のほうでも、保育士の賃金が低いことが指摘されているということによって言っているわけです。それに対して、こういう総活躍プランの中で、具体的な対応としまして、27年度予算で改善を行っている。また、新たに、質の向上と、一環として2%相当の処遇改善を行う、それから、予算措置がですね、執行面で適正に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築して、保育士としての技能、経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金格差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行うということにしております。

基本的には、そういうことで、これは単独の市町村で考えるというよりは、国全体の問題として取り組むべき課題ではないかなというふうに考えているところでございます。なので、現時点で町で単独でね、民間の保育士さんに対しての給与を助成するという考えはございません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今ね、部長のおっしゃった、この一億総活躍、私もネットでとって見て、夢を紡ぐ子育て支援という項目がね、あるわけなんですけども、やはりその中で、国とし

てもね、そういった形で、待機児童の問題だとか、そういった保育士の賃金が低いという認識はあって、こういった形でね、出しているわけなんですけども、私としては、国のそのやつを待っているのではなく、阿見町としても一歩先んじてそういったことをやるということがね、必要じゃないかと思うんですよ。ですから、もちろん国、待ってれば、国がいずれやってくれる、それはもちろんそうだと思うんですけども、それはもう全国都道府県全て同じになって、やっぱりその中で、阿見町が子育てがしやすいんだっていうところをですね、一歩先んじてやるっていうことも、私は必要じゃないかと思います。

それで、実際、先ほど冒頭に職員の年齢構成の違いって、部長おっしゃいましたけども、実際のところ、私の家内も、土浦ですけども、私立の保育園で、私の家内だから、年齢が五十幾つだ、八か、なんですけども、今は園長になったんであれですけども、園長になる前まではね、手取りで20万行くか行かないかという、五十八歳、あのと七歳か。そういった実態もあるわけなんですよ。で、これは土浦の問題で阿見町とはまた違うんですけども、実際、阿見町でも私立保育園の中でね、かなりやめる人が多くなっているっていうのをよく聞くんですよ。あそここのさくら保育園だったかな、荒川本郷のところ、あそこしょっちゅう保育士さん募集っていう看板が出ているわけないんで、やはりそういったところでね、なかなか今の給料では、やっぱりやってけないっていうのも1つのやめる原因になって、やめて、また新しい子が入ってきてっていうんで、年齢構成が低いのかなと、私はそう感じるんですよ。公立の場合には、そういった関係はないんで、やはり、変な話だけど、だんだん高くなってしまっているのがあるかもしれないんですけども、そういった状況がね、私はあるかと思うんですよ。ですから、一億総活躍社会の中で、国がやってる中でを待っているのではなくね、ぜひとも阿見町としても、一歩足を踏み出してね、そういった助成等々、いろんな形でできるかとは思って、賃金に関してもやっていただきたいと思うんですよ。

それと、あともう1つの問題として、労働条件の中で、保育士の配置基準、これも結構大きな問題じゃないかと思います。これに関しましては、今、平成27年だったかな、子ども・子育ての新……、にもありましたけども、今、ちょっとこの前の学習会で、私も参加して、いろいろ聞いてきたんですけども、日本の配置基準、これは阿見町じゃなくて日本の配置基準になって、ちょっとレベルは大きくなっちゃうんですけどね、この日本の配置基準なんですけども、3歳児で見ますと、日本の基準では、子供20人に対して保育士1人、欧米諸国でいきますと、6人から13人に対して保育士1人という形で、配置基準もそういう形になっているんですよ。先ほど、厚労省の意識調査でしたか、あった中で、賃金が希望と合わないということもありますけども、あと、責任の重さ、事故への不安、こういったのが保育士の方は、やっぱり心配もしてるというか、思ってる。ですから、その配置基準に関してなんですけども、ちなみにこ

れは、阿見町ですね、この保育士の配置基準はどういうふうになってるか、ちょっと教えてください。公立でいいです。わかれば。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。子ども家庭課長青山広美君。

○子ども家庭課長兼児童館長（青山広美君） はい、お答えいたします。阿見町ですね、公立の保育士の配置基準ですけれども、これは国で決められた基準と同様でして、0歳児がですね、3対1、それから1、2歳児が6対1、3歳児が20対1、4歳児、5歳児が30対1の割合での保育士の配置となっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そうですね。もちろん国の基準と同じっていうことでね、やはり0歳児3人に対して1人か。全部国の基準と同じだと思うんですけども、やはり子供の人数に対して保育士が何人いるのかっていうのは、国の基準っていうのは、非常にこれ甘いもんだと、私は思うんですよ。なおかつ、今度、面積基準にしても、これは聞きませんが、それをどんどん緩和しろとかいうふうに、国のほうでやってると思います。ですから、逆にそういった形で、保育士の不安、給料もそうですし、保育をする中での保育士の不安というのをね、やっぱり解消するためにも、この配置基準なんかも、町独自であっても、これ国に怒られるってことはないと思う——怒られるのかどうかはわかりませんが、ないと思うんですよね。やはりそういった形で、町として子育てを支援するんだ。そのために、阿見町で子育てはしやすい阿見町なんだっていうことをね、賃金の部分でもそうですし、配置基準での人数の問題とか、面積基準の問題、そういったところでもですね、ぜひとも考えていただきたいんですけども、その辺のお考えはありますか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。これは基本的に国のほうで決められている基準でございますので、これを町独自に、ちょっと緩和するというのは、できないかなと思っております。

そのほか、働く保育士の皆さんの職場の改善等につきましても、国のほうでも、保育士加速化プランというのもつくっております。その中で、やはり雇用管理改善を図るための取り組みということもうたわれております。具体的には、保育士の管理者、所長さん等を対象としまして、保育士の皆さんの離職防止につながる管理者用の研修を実施したり、あるいは、保育所における雇用管理のいい事例ですね、好事例や、それから保育所に特化した雇用管理マニュアルを作成し、保育所に提供するですとか、あるいは、保育事業者自らが保育所の雇用管理の状況を把握できるチェックリストを作成するとか、こういうふうに、国のほうでも対策を講じてい

るところでございます。

基本的に、面積とか保育士の人数の基準を、これを変えていくというのは、なかなか難しい部分、できないということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） その国の基準を、もっとよく、いい基準でやるっていうのは、なかなかできないっていうか難しいという話もありましたけども、やはりそういったところをですね、一步踏み出して、やはり本当、阿見町は子育てするには阿見町が最高なんだっていうのはね、または働く人たちもそうだから、お母さん方も安心して預けられるというようなね、ぜひともそういった形でつくっていただきたいと思います。

待機児童に関しましてはね、今度、今年の7月ですか、小規模保育所ができる。あと、平成30年には認可保育所、これ民間ですけどね、できるという話は聞いておりますけども、やはり、先ほどの賃金の話じゃないですけども、民間保育所をつくる、これはあくまでも民間にできることは民間でっていうところで発想かもしれませんが、やはり労働条件、賃金も含めてですね、私どもとしても、やはり民間保育所であるかね、やっぱり公立の保育所。ただ、幸いに認可保育所なわけなんでね、その辺はちょっとした救いなのかもしれませんが、そういったのをね、公立の保育所も建てるということも含めて、ぜひともね、検討していただきたいと思います。

以上で2問目を終わります。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 3つ目なんですけども、再度ね、町道の不法占有についてということで質問をしております。

昨年の12月の議会に質問しましたが、その後の状況についてお伺いします。

まず、不法占有の状態について、そのように改善がなされたのか。改善がなされていない場合には、先方との話し合いがどのようになされたのか。また、改善がなされなかった場合の今後の町の対応をお聞かせくださいということなんですけども、これ、今回、昨年の12月はね、いなかった議員もいるんでね、前回は、写真等々で説明をしてやったわけなんですけども、町道のところで不法占有されているという実態があるということで、昨年の12月議会で質問をしました。そのことについて回答をお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 再度、町道の不法占有について、町道第2201号線及び町道第2206号線の不法占有物は、昨年12月議会の時点で、年明けから4月ごろに自主撤去するとの具体的な

回答を得ておりましたので、撤去の進捗を注視しながら、所有者への確認を行ってきました。

本年4月に入り、町道第2201号線において、重機等を用いた本格的な撤去作業を開始し、不法占用している約100メートルの区間のうち約30メートルの区間については、不法占用物が撤去されております。

ところが、それ以降の作業が中断し、不法占用物の撤去が進まない状態となっていることから、所有者への状況確認を行ったところ、撤去作業を継続していくとの回答であったため、これまで経過を観察するとともに、所有者の自宅へ訪問し指導を行ってきました。

しかし、現在に至るまで撤去作業が再開されないことから、昨年12月議会の一般質問で回答したとおり、道路法に基づく監督処分手続を進め、早期の解決へ向けた対策を実施したいと考えております。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 昨年の12月にね、私が質問したやつで、この議事録のほうを、ちょっと持ってきたんですけども、その中でね、年明け4月ごろに自主撤去するとの具体的な回答を得ておりますので、撤去の進捗状況を注視し、引き続き指導を行っていく予定ですという回答がなされているわけなんですけども、今回の回答でもね、年明けから4月ごろに自主撤去するというので、それで、100メートルの区間のうち約30メートルが、不法占有物が撤去されたということは、ここに書かれているんですけども、これ、前回ちょっと写真があつて、今回は地図も写真もないんですけども、この町道2201号、これはちょうど上郷の公会堂から阿見幼稚園のほうに入っていった道を指すんですか。それとも、そこから入って行って、直角に舗装されていない通りを指すんですか。どっちを指すんですかね。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 舗装されていないほうの町道でございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） じゃあ、あの暗いっていうか、あそここのとこですね。あそこは、私自身、はっきり言って、入るのが怖いぐらいの感覚もありますんで、どこに何が置いてあるっていうのは、手前ぐらいしかわかんなかったんですけども、その100メートルの中の30メートルっていうのは、手前、要するに上郷からの公会堂から入っていったところから曲がった舗装がされてない道だと思うんですけども、その手前のほうですか、それとも奥のほうなんですか、どっちでしょうかね、ちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 奥のほうになります。住宅地が左側と右側にあります。そちらのほうになります。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 奥のほうですね。実際、私も昨日か、ちょっと車で、ざあっと走ったときに、やはりいまだタンクローリーの上の部分、見た方は御存じだと思うんですが、去年の写真撮ったんですけども、それですとか、あとは、住宅の2階のテラスみたいなやつがぼんぼんと、まだ置いてある実態があるんですけども、それで、これ、たしか平成21年ぐらいから、こういった問題がずっとつながっているんじゃないかと、前、聞いたんですけども、その中で、私、12月議会でも言ったんですけども、相手がのりくりり、非常に対応が悪いってことは、個別にね、課のほうに行って話聞いたこともありますけども、そういった対応してると。今回も、その30メートルをね、やったけども、現在に至るまで撤去作業が再開されないことから書いてあるんですけども、実際のところ、前回12月議会の中では、議事録の中でですね、たしか、けつを切って話をしましょうということをやって、8月ぐらいまでには最終的に決着をつけるようなことを、ちょっとごめんなさい、今どこだったか見当たらないんですけども、そんな話も私はしたと思うんですよ。結局4月までにやりますよということで、やられてない。今回またこういった感じで質問してる。で、相手がのりくりりに対応していると私は思います。

その中で、やはり、町としては足元を見られてる。これは12月の議会でも私もお話ししたかと思うんですけども、今回の回答の中でね、道路法に基づく監督処分の手続を進め、早期の解決へ向けた対策を実施したいと考えておりますと、今回こういう回答がなされているんですけども、はっきり言って、じゃあ、いつまでやるのかというところがね、やはりこれをはっきりさせないと。で、相手に言うにしても、ただ言うんじゃないくて、もう本当に、これをいついつまでに全部きれいにしなさいという形で、やっぱり言ってかないとしようがないと思うんですよ。この回答だと、いつまでっていうのが全然出てはいないんですけども、その辺ちょっと、町のほうで考えていることをお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 永井議員が言われるとおり、前回12月の議会の中で、4月までには撤去するというふうな話があったために、町としてもその推移を見守ってきて、4月の時点で、こういうふうな30メートル程度ですけれども、ある程度作業に開始したというふうなことで、推移を若干見守ってた経緯はございます。ただ、それ以降、全く作業がとまってしまったというふうなことで、先般ですね、文書による、行政命令ではなく行政指導ですけれども、最後通告ではないけれども、6月中に撤去しなければ監督処分を執行するというふうな文書を提出してまいりました。それに基づいて、6月中に撤去をされない場合には監督処分の手続に入っていくというふうなことになるということですので、そういうふうなことで進めていきたいというふうに思います。ですから、今度は行政命令を出すというふうな手続に入っていくと

いうことになります。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そういうの、ここに回答に書いていただければね、6月なら6月中に撤去しなければ監督処分とするとね、書いていただければ、回答でね、言っていただければいいんですけども。ですから、一応、前回12月の段階では4月ということで、今回3月議会では、一応6月中に撤去しなければ監督処分にすると。あ、今回6月議会ね。ごめんなさい6月議会ね、もとい6月議会の中ではね。6月、今月ですね、考えてみたらね、6月中ですからね。早急にこれはお願いしたいと。ですから、今回ね、再度、町道のつていう項目なんですけどもね、再びつていう、このね、項目もつけられないようなね、一般質問をしたいと思いますのでね、お願いしたいと思うんですけども、それで、あとちょっと1つお伺いしたいんですけども、あそこのところ、さっきの町道2201号線のところ、水路がたしかありましたよね。それで、あの地域、上郷の公会堂の前にも水路があつて、あれは完全に水路、水が今、流れていて、あの水路とつながっているんじゃないかと思うんですけども、この水路に関しては、あれは県のもので、たしか前回そんなことを聞いたと思うんですけども、ちょっとそれ確認なんですけども、今、上郷の公会堂前にある水路も含めて、あの水路自体、全部県のものなんですかね。ちょっとそれ確認したいんですけども。

○議長（紙井和美君） 道路公園課長大塚康夫。

○道路公園課長（大塚康夫君） はい、お答えいたします。水路部分につきましてはですね、今現在は県の所有物ということで、県の管理物ですか、管理している土地になります。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ということは、じゃあ、これも12月議会でもお話ししたかと思うんですけども、その県の管理物の部分にも乗っかっているわけですよ、その不法な石だとか何とか。ですから、県のほうとしてもですね、多分、県のほうと一緒に相談しながら、この対応をやられているんですか、それとも阿見町独自で対応をされているんですか。それちょっと確認したいんですけども。

○議長（紙井和美君） 道路公園課長大塚康夫。

○道路公園課長（大塚康夫君） はい、お答えいたします。今現在はですね、道路のみの指導ということで、一応、町のほうで指導してくよと、道路の部分に、指導していくよということは、県のほうにも報告はしてあります。けども、今現在は町独自にやっております。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ということは、県の管理のある水路——水が通っているかどうかわか

りませんけども、その部分も含めて町のほうとして、一応もちろん県には話は通しているけども、町独自として対応しているという、ことではないのかな。じゃあ、もう一回お願いします、すいません。

○議長（紙井和美君） 道路公園課長大塚康夫。

○道路公園課長（大塚康夫君） はい、お答えいたします。水路の部分については、町としては、相手の方に対して指導というものはやっておりません。話の中ではしておりますけども、指導ができるのは道路敷き部分のみということなものですから、直接の指導は町が行えないということで、しておりません。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ほとんどこれ、町道と県の水路のところ、ほとんどかぶって置いてありますよね。ですから、私はこれは、ここは県の所有だからここは言わないよ、町の道路だけどうにかしなさいよというのはおかしい話だと思うんですよ。実際のところ、所有者も、ここが県の所有かどうか知ってるか知らないかは知りませんが、やはり、町として、県の管轄の部分があるにしても、町道と一緒にくっついちゃってるわけですよね。ですから、私は、そこは、多分これ12月議会でも話したと思うんですけども、そこはやっぱり一緒になってやるべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 永井議員の言われるとおり、当然だと思います。ただ、監督処分については、道路法に基づく監督処分ですので、その効力は道路法に基づく道路しかないんですけども、あくまでもやはり水路を、茨城県の管轄であっても、それはやっぱり一緒になって取り組むべき課題だというふうに思っていますので、それは茨城県のほうにも働きかけておりますし、茨城県のでも動いているというふうな報告は受けております。ただ、なかなか、さっき言ったように、のらりくらりとしている部分がありますのでね、今後はちょっと強力に進めていかなければならないというふうには思っております。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そうですね、ぜひともですね、県と一緒にというのかな、そういったことでしっかりやって、そののらりくらりというのはね、本当は足元見られています、町は。ずっとやらなかった、手をつけなかったということがね、向こうとしては、そういう感覚でいると思うんでね、先ほどの6月中の撤去をしなければ監督処分するということをですね、確実にこれしっかり押さえてもらって、もう本当、それ以降はね、あそこがきれいになってさっぱりして、子供も安心して通れると。特に阿見幼稚園がね、近くに、隣にあるわけですから、ぜひともね、そういったところでね、子供の安全ということも含めて、ぜひともね、やってい

ただきたいと思いますので、その6月の撤去しなければ監督処分ということで、今回聞きましたので、しっかりそれでやるようにお願いします。

以上で終わります。

○議長（紙井和美君） これで8番永井義一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 6時00分散会

第 3 号

[6 月 16 日]

平成28年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成28年6月16日（第3日）

○出席議員

| | |
|-----|--------|
| 1番 | 紙井和美君 |
| 2番 | 石引大介君 |
| 3番 | 井田真一君 |
| 4番 | 高野好央君 |
| 5番 | 樋口達哉君 |
| 6番 | 栗原宜行君 |
| 7番 | 野口雅弘君 |
| 8番 | 永井義一君 |
| 9番 | 海野隆君 |
| 10番 | 平岡博君 |
| 11番 | 久保谷充君 |
| 12番 | 川畑秀慈君 |
| 13番 | 難波千香子君 |
| 14番 | 柴原成一君 |
| 15番 | 久保谷実君 |
| 16番 | 吉田憲市君 |
| 17番 | 倉持松雄君 |
| 18番 | 佐藤幸明君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

| | |
|-------|--------|
| 町長 | 天田富司男君 |
| 教育長 | 菅谷道生君 |
| 町長公室長 | 篠崎慎一君 |
| 総務部長 | 小口勝美君 |

| | |
|-------------------------|-------|
| 町民生活部長 | 篠原尚彦君 |
| 保健福祉部長 | 飯野利明君 |
| 産業建設部長 | 湯原幸徳君 |
| 教育委員会教育次長 | 大野利明君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤吉一君 |
| 政策秘書課長 | 佐藤哲朗君 |
| 総務課長 | 青山公雄君 |
| 財政課長 | 大塚芳夫君 |
| 交通防災課長 | 白石幸也君 |
| 廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長 | 石神和喜君 |
| 社会福祉課長 | 煙川 栄君 |
| 高齢福祉課長兼 福祉センター所長 | 湯原勝行君 |
| 健康づくり課長 | 篠山勝弘君 |
| 都市計画課長 | 林田克己君 |
| 道路公園課長 | 大塚康夫君 |
| 農業振興課長 | 村松利一君 |
| 学校教育課長兼 新小学校準備室長 | 朝日良一君 |
| 生涯学習課長兼 中央公民館長 | 松本道雄君 |
| 指導室長 | 前島 清君 |

○議会事務局出席者

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 吉田 衛 |
| 書記 | 大竹 久 |

平成28年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成28年6月16日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成28年第2回定例会

一般質問2日目（平成28年6月16日）

| 発 言 者 | 質 問 の 趣 旨 | 答 弁 者 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1. 高野 好央 | 1. 電子黒板について 2. 小・中学校プールの補修・改修について | 教 育 長 教 育 長 |
| 2. 柴原 成一 | 1. 幅員4m未満の町道整備について 2. AEDについて | 町 長 町 長 |
| 3. 倉持 松雄 | 1. 町税並びに町有財産を公平に使い町民に納得していただける町にする為に | 町長・教育長 |
| 4. 難波千香子 | 1. 災害時の対策について 総点検・改善を！ 2. 改正・発達障害者支援法の成立に伴う支援体制の強化について 3. 平地林の整備と助成について | 町 長 町長・教育長 町 長 |
| 5. 川畑 秀慈 | 1. 町の環境保全について（ヤード対策） 2. クリーンセンターの管理運営について | 町 長 町 長 |

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（紙井和美君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し、反問する場合は挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、4番高野好央君の一般質問を行います。

4番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔4番高野好央君登壇〕

○4番（高野好央君） 皆さん、おはようございます。今回、初めて一般質問に立たせていただきます。よろしくお願いいたします。通告に従いまして質問させていただきます。

最近の学校教育の現場には、電子黒板、タブレット端末、PCなど導入が進み、ICTを利用した積極的な情報教育が展開されています。最近ではタブレット端末の普及も著しく、子供から大人まで日常的に使用しています。多くの自治体でICTを活用した教育を導入しようと3カ年、4カ年などのスパンで計画を進めていますが、ICT教育環境の整備、機器の導入状況には地域間格差が見られるかと思えます。近隣市町村に比べ、阿見町はおくれているように感じます。このままではその差が今後さらに拡大し、阿見町の子供たちだけ取り残される可能性があるかと私は危惧しています。

それでは、最初の質問に入らせていただきます。

電子黒板について。町内の小中学校11校に、現在何台の電子黒板が設置してありますか。また、文科省では、2020年度までに1クラス1台の電子黒板、1人1台のタブレット端末の導入目標を出しましたが、阿見町はどのような考え、そして計画をお持ちでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君，登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 電子黒板についてお答えします。現在，電子黒板については小中学校に各2台ずつ設置しております。文部科学省では，情報教育のICT環境整備目標を掲げていることについては認識しているところですが，町としては一度に全てを整備していくことは困難であるため，ICT機器の更新の際に電子黒板やタブレット端末の整備を行えるように考えております。

今年度は，小中学校のPC教室や教職員用のPC更新の計画をしており，タブレット端末については，小学校では1クラスの児童数に合わせ，13台から40台の導入を予定し，中学校においては中学校における特色ある授業展開を推し進めるために，11台から51台の導入を予定しております。電子黒板機能を持つプロジェクターについては，クラス数に応じて各学校に2台から6台を導入するよう予定しております。

今後の計画につきましては，今年度導入するICT機器の活用状況のヒアリングを行うとともに，学習指導要領についても今年度改定が予定されておりますので，これらも踏まえてどのような整備が必要か検討してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 4番高野好央君。

○4番（高野好央君） ありがとうございます。各校に設置しているICT機器は町で購入したものでしょうか，それともリースでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） お答え申し上げます。

現在配置している電子黒板につきましては購入したもので，その他のパソコン教室などの教育用あるいは教員が使用する教務用のパソコンについては，5年間のリース契約となっております。今年度新たに導入するパソコンやプロジェクターにつきましても，引き続き5年間のリース契約と考えてございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 4番高野好央君。

○4番（高野好央君） ありがとうございます。購入ではなく，リースにするメリットとは何でしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） お答え申し上げます。

購入ですと初年度のですね，初期費用が多額な予算が必要になってまいります。リースの場合

合ですと、毎月の賃借料は一定ですので費用を平準化できることが考えられます。また、今回のパソコンなどのICT機器の場合、ほかの電子製品と比べても特に進化のスピードが速く、負荷がかかるソフトやサービスがバージョンアップ等により陳腐化してしまうという事情がございます。こうしたことから、ほかの自治体においてもですね、5年間程度のリース契約で導入しているケースが多くなってございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 4番高野好央君。

○4番（高野好央君） 現場の先生方にお話を聞いたところ、「電子黒板は大きいし、PC等付属機器が必要となるので移動が難しい。最低でも校舎内各フロアに1台ずつあると、もっと利用頻度が上がる」とのことでした。先ほど回答いただいた、今年度クラス数に応じて2台から6台導入予定ですが、現場が求めている台数には足りないかと思います。今年度は2台から6台だけでも、今後順次増やしていくということによろしいのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） お答え申し上げます。

確かにですね、2020年までに1クラス1台の電子黒板ということがありますけれども、学校でも最低限求める各フロアに1台は配置できることになってございます。今後導入するのは電子黒板つきのプロジェクターですので、小型軽量で移動やセッティングも容易なものでございます。今後につきましても、先ほど教育長から答弁したとおりですね、今年度導入するICT機器の活用状況を学校とヒアリングしながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 4番高野好央君。

○4番（高野好央君） はい、ありがとうございます。どうしても行政の考えと現場の先生方との考えには若干ずれがあるかと思いますので、どうかその辺の現場のヒアリングを大事にしていきたいと思っております。電子黒板については、以上で終わります。

○議長（紙井和美君） 4番高野好央君。

○4番（高野好央君） 次の質問に入りたいと思っております。小中学校プールの補修・改修について。

まず、町内の小中学校のプールは建設から何年経過し、プールを使用していない学校はあるのでしょうか。また、経過年数から考えても設備等の限界が来ていると思っておりますが、補修・改修についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 小中学校プール補修・改修についてお答えします。

小中学校のプールの建設につきましては、昭和45年に阿見中学校のプールを建設してから、昭和61年の竹来中学校のプール建設で最後になりますので、建設から約30年から46年経過している状況です。また、町内全ての小中学校において、プールを使用した水泳学習を行っているところでは、

補修については、学校からの報告を受けて、優先順位をつけながら実施しております。改修については、阿見中学校のプールを、建設から30年経過した平成13年に改修工事を行っています。今年度については、昭和51年に建設した本郷小学校のプールの改修を予定しております。建設から約30年から45年が経過している学校については、現在町全体の公共施設を対象に、現状や課題を客観的に把握、分析していますので、その結果を踏まえ、改修計画を検討していくように考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 4番高野好央君。

○4番（高野好央君） ありがとうございます。建設から30年から46年ですと、どの学校のプールもかなり不具合があるかと思えます。各学校にお話を聞くと、現状一番最悪の箇所を一時的な補修でしのいでいるとのことでした。プールのトイレなども古いので、衛生的にも問題があるかと思えます。先ほどの回答の補修・改修の優先順位とは、どのようにつけているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） お答え申し上げます。

プール建設から経過していることで老朽化が進み、不具合がある状況は十分認識しております。ただ、補修・改修に要する費用につきましては、国からの補助がないため、全てが町の一般財源により実施しているところでございます。

そのようなことから、プールやトイレも含めた補修・改修の優先順位につきましては、毎年学校から提出いただいている学校施設全体についての補修等の要望をもとに、現状を確認しながら、学校からのヒアリングを踏まえて、優先順位を定めて予算の範囲内で実施しているところでございますが、非常に現在の町の財政状況が厳しいものですから、なかなか予算が確保できないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 4番高野好央君。

○4番（高野好央君） 回答ありがとうございます。どの学校も早急にやってもらいたいというのが本音だと思いますので、計画・実行のスピードアップをお願いしたいと思います。

それでは、最後にですね、町長の考えのほうをお聞きしたいと思います。電子黒板やICT

機器の導入、プールの補修・改修にしても、どこから財源を持ってくるのかということになるかと思えます。ほかの事業を削って捻出するのは非常に厳しいことかなと思うのですが、その辺の町長の考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほどから、教育長、教育次長のほうから答弁がありました。財源がないからやれないという状況には、やはり持っていきたくないなど。いかに教育の充実をさせていくかというのは、この阿見町の魅力度を高めるということだと思います。先ほども高野議員が言われたとおり、現場が一番ですよね。昨日の栗原議員の教育長からの答弁にも、やっぱり現場が一番だと。ほんとに先生がきちんとやれる体制を町はとっていかなければいけないんじゃないかという話もありました。

また、小学校の子供たちの人数、0歳から5歳までで245人という、ちょっとした小学校がなくなってしまうぐらいの、今後6年間でですね、そういう状況ということで、統廃合をきちんと進めて、そしてやはりその統廃合によってなかなか金は生み出せませんが、統廃合という1つの大きな起爆剤を糧にして教育の充実をどう図ったらいいかと。

そのためには、予算もつけていかなければいけないんじゃないかなと。これは教育長ともいろんな話をしながら、今後詰めていきたいなど。電子黒板にしても何にしても、財源がなければできないということではありますが、どこから財源を持ってくるかということを中心に精査して、教育の充実は阿見町にとって非常に大事な視点となりますし、町の魅力度を上げる大きなものになってくるなと思えますので、鋭意努力していきたいなと思います。

○議長（紙井和美君） 4番高野好央君。

○4番（高野好央君） ありがとうございます。ぜひ子供たちの未来に投資していただき、なるべくいい設備、環境を整えていただきたいと思います。

私の質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、4番高野好央君の質問を終わります。

次に、14番柴原成一君の一般質問を行います。

14番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔14番柴原成一君登壇〕

○14番（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。2年ぶりの一般質問で少し緊張しておりますが、よろしく願いいたします。今回の2つの質問のテーマは命であります。

まず、1問目。幅員4メートル未満の町道整備についてであります。私は、町道は4メートル以上が望ましいと思っております。私は稲作農家ですが、10年前の平成18年5月27日、田植え作業中に救急車とレスキューを要請したことがあります。場所は荒川沖小学校の体育館の西

側の田んぼです。田植え機の調子が悪くて、悪いというのは植えつけで欠株が出ていました。欠株が出るというのは、まともに植えられない箇所が何か所も出てきているということですね。いらいらして田植え機を丘に上げ、植えつけ爪を動かして様子を見ていましたが、動いている植えつけ爪のごみをとろうとして手を突っ込んでしまいました。植えつけ爪が手に刺さりました。植えつけ爪というのは先がとがっていて、焼き鳥の串をステンレス製にしたようなものでございます。

手は田植え機の植えつけ部に挟まれ、動きません。家内にすぐ田植え機のエンジンを切らせ、携帯電話で救急車とレスキュー車を要請してもらいました。腕全体がしびれ、救急車が来るのが遅く感じられました。荒川沖管内なので荒川沖消防署からだと思います。遅いなと思いながら、よく挟まっている手を見ましたら、手のひらの下にねじが見えました。家内に工具箱からスパナをとっていただき、ねじを外して刺さった爪ごと手が離れました。

それから救急車に乗って、500メートル先のちょっと大きめの通りまで行きましたら、大通りにとまっているレスキュー車に出会いました。道路が狭くて現場まで行けなかったということです。手のひらの中にあつたねじを見つけなかったら、レスキュー隊員にその挟まっている両脇を切断してもらつつもりでございました。要は、道路が狭いとレスキュー車、場合によっては救急車も消防車も入れないということです。道路は命と密接に関係しているのだと、そのとき思った次第でございます。

また、今年の3月、地元後援会の支持者に議会報告をして回っていたところ、同じ道路のことで2名の方から「4メートルないけど、舗装して」という要望がありました。1人の方は、「病院へ行くのに砂利道で車椅子の方が直接行けない。遠回りしていつている。何とかならないのか」。もう1人の方は、「砂利道で狭いので、銀行から借り入れするのに担保価値が低い。希望のお金が借りられない。何とか舗装してほしい」というものでした。

町では当然、「土地の価値が上がるから、拡幅に同意してください」とは言えないとは思いますが。調べるまでもなく、土地の評価、価格は砂利道よりも舗装道路、ただの舗装道路よりも雨水排水側溝や上下水道が整備してあれば、土地の付加価値や評価が上がります。当然車がすれ違えないようでも困ります。道路の整備については各行政区等からたくさんの要望がありますが、その拡幅整備についてはさまざまな補償があるはずですが、知らない町民もたくさんいるようです。説明、PR不足ではないでしょうか。自分もこのことを一般質問することにより、議会だよりも補償額等をPRしたいと考えています。

そこで、1つ目、拡幅面積、拡幅に同意し、土地を提供した場合についての補償額は幾らか。

2つ目、立木、植え込み、垣根の補償額は幾らか。

3つ目、工作物、擁壁、土留等も補償対象となるか。

4つ目、その際、建築基準法違反の工作物、建物等も補償対象になるか。

以上よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。幅員4メートル未満の町道整備についてであります。柴原議員も私もそういう面では不動産という業をなして、30年、40年前は土地利用は4メートルの道路で、非常に小さい宅地だった。今は違いますよね。最低でも5メートルから6メートル。それは全然違った付加価値になるという土地、そういう時代だということですね。4メートル未満というのは非常に厳しい状況になると。そういうことは前々からお話はしていると思います。

それでは、生活道路の拡幅整備に伴い、立木や工作物等が支障となる場合は、茨城県の基準等を参考に補償を行っております。1点目の拡幅面積についての補償額は幾らかについてであります。生活道路を整備する場合の用地買収単価は不動産鑑定士の意見書により、毎年度算定を行っております。その結果、今年度1平方メートル当たりの用地買収単価は市街化区域の宅地で1万円、宅地以外で9,000円、市街化調整区域の宅地で3,500円、宅地以外で3,000円となっております。

2点目の立木、植え込み、垣根の補償額は、についてであります。立木等の補償額は木の種類や高さ、幹の太さなどの条件によって異なるため、一概に補償額を提示することはできませんが、現地調査に基づき補償を行っております。

3点目の工作物、擁壁、土留等も補償対象となるのかについてであります。道路拡幅の取得対象地に工作物、擁壁、土留等がある場合には、補償の対象となります。ただし、補償額が余りにも高額となる場合は、道路を挟んだ反対側の土地に道路位置を振るなどして、道路用地を工作物等をかけないようにする方法も検討いたしております。

4点目の建築基準法違反の工作物、建物等も補償対象となるのかについてであります。国の見解では、違法な工作物であっても一般的には補償すべきものとなっており、当町においても国の方針に準じて補償対象としております。

以上が基本的な補償の算定方針となります。

生活道路の整備に関する住民へのPRは、現在ホームページ等で掲載しておりますが、詳細な内容がわかりづらいため、ホームページの修正や広報紙への掲載などPR方法を改善し、生活道路の整備促進を図ってまいっているところでございます。

○議長（紙井和美君） 14番柴原成一君。

○14番(柴原成一君) はい、ありがとうございました。ただいま町長が4メートルじゃなくて5メートル、6メートルが必要な時代だとおっしゃいました。確かにそのとおりだと思います。といいますのは、私、40年前、学生のころアルバイトで、越谷市の測量設計の会社へアルバイトに行きました。越谷市では中心から3メートルバック、6メートル道路について、中心から3メートルにない部分については寄附採納という形でやっておりました。

それで今朝、越谷市の開発指導課に電話しまして、越谷市では開発行為と建築確認が同時申請なんです。どんなに小さくても開発行為を出すということで、昔、四十何年前からやっている道路を6メートルにしようということが今どうなっているか。今はほとんど6メートルになってきたと。現在もその6メートルにするというのが言われています。40年たって建築確認が出るたびに、3メートルバックですから6メートルになっている。反対側がやっとなければということで、今はほとんどでこぼこがなくなって6メートルの道路ができつつあるというような回答がありました。

越谷市では寄附採納といいまして、このように補償はなかったと思います。ちょっとそれ、最後確認しなかったんですが。それで阿見町ではその補償を出すということで、2点、3点目の立木、植木、垣根の補償額の提示はできませんという答弁がありました。3点目の同じく工作物、擁壁、土留等にもとありますが、大体で結構なんです、大体の目安、幅をもって構わないですから、どのぐらいまで出しているのか、出せるのかを質問いたします。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路公園課長大塚康夫君。

○道路公園課長(大塚康夫君) はい、お答えさせていただきます。

補償関係につきましてはですね、関東地区の用地対策連絡協議会で取りまとめておりますものですね、町のほうでも採用して、単価のほうは決めて、補償はさせてもらっているところがございます。それによりましてですね、先ほど町長のほうから答弁させていただきましたけれども、一概に補償額を提示することはできない。大きさとかによって異なるものですからですけれども。

例えばですね、その大きさの中でもですね、生け垣ですと、例えばイヌツゲであるならばですね、高さが90センチだったり、1メートル五、六十センチあるものもあるかと思しますので、そういうものに対しては、長さが1メートル当たりですけれども、1万円から2万円ぐらいの補償額が算定上出てくると。

また、コンクリートのブロック塀等もあります。そういうのが道路にかかる場合ですけれども、そちらにつきましてはですね、例えば1.7メートルぐらいの高さですと、大体経過年数とかですね、そういうのも絡んでくるんですけれども、10年ぐらいたってるものだと、1メートル当たりが4万から5万の間ぐらいの補償額が出てまいります。こちらのほうのブロック塀に

つきましてはですね、取り壊してもらってですね、新しく設置していただくというような形での補償でございまして、先ほど申し忘れてしまいましたけれども、生け垣の場合には伐採ということで、新たなものを新たに設置していただくということから、先ほどの単価で補償のほうはさせていただきます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 14番柴原成一君。

○14番（柴原成一君） はい、ありがとうございます。今の道路公園課長の答弁でした補償額とか、この答弁にあります補償額とか、それは例えば各区長さん、区長会さんにですね、各区の要望が出たら、こういうことがありますよ、こういうふうになりますよ、補償がありますよという説明、ちょっと他の部署かと思いますが、そういう説明をしているかどうかを確認したいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路公園課長大塚康夫君。

○道路公園課長（大塚康夫君） はい、お答えいたします。

補償につきましてはですね、補償があるということは、もう皆さん御存じではないかというふうに我々は思っておりますので、特別に個々にですね、そういう説明というのはしてはいない状況です。皆さん、御存じではないかなとは思っております。

○議長（紙井和美君） 14番柴原成一君。

○14番（柴原成一君） はい。実は私の家、おふくろの名義なんですけど、五、六年前に本郷小学校の裏のところに道路が補償になりました。「拡幅いいよ。植木取っ払っていいよ」って言ったら、補償額があったんで、あれ、何だよこれ、道路はきれいになるわ、補償費はもらえるわ、これいいねっていうふうに思った次第なんです。

私でさえ、っていうのはちょっとあれですけども、知らなかった。結局そういうものを全町民に知らせるべく、例えば、小冊子とかパンフレットとかをつくって回覧するとか、回覧はしてるのかな。前に少し見たような気もしますけども、もうちょっと、PR不足、きちっとしたものをつくって、確たるものをつくって、どこかに置いといて、見たい人は誰でもそれを持っていけるというふうなものをつくったらよんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 今課長が答弁したとおり、我々は、大体補償は出るんだろうというふうに住民の方は認識してるんだろうというふうなことでいたもんですから、そこまでPRをしていたというふうなわけではございません。ただ、年度当初に区長さんに、区長さんがある程度取りまとめをしていただいているもんですから、区長会議等もございますので、そ

の中で主立った資料がございます。そういったものを活用した中で、この補償額も出るというふうな案内はさせていただきたいと。あと、この答弁にもありましたとおり、ホームページ、そういった部分についても改めて変えようというふうを考えておりますので、そういった中でも情報提供していくというふうなことも考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（紙井和美君） 14番柴原成一君。

○14番（柴原成一君） はい、ありがとうございます。そういうふうにどんどんPRしていただいて、みんなが「よし、じゃあここも4メートルで要望しよう」とみんなの同意をもらって。

○議長（紙井和美君） 私語は慎んでください。

○14番（柴原成一君） みんなで4メートルにしよう、いい町にしよう。先ほど町長が言ったように、ほんとは4メートルじゃ足りないんですけどね。ですから、町長がさっきおっしゃったように、4メートルじゃなくて5メートル、6メートルという、今急に返事をもらうわけにはいかないでしょうけれども、町長、いかがでしょう。4メートル以上っていう点で。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。今のまちづくりはそういう状況になっている。昔の宅図を見たときに、今何カ所かありますよね、阿見町で。ほんとに狭いですよね、4メートル。ほんとに車がすれ違えないっていう状況が多々見られるという状況なんでね、なるべくなら拡張するときには5メートルぐらい、最低でもあと50センチ多くして4メートル50ぐらいというふうなね、そういうことになるとほんとにいいなと私は思います。

先ほども、昔はですね、青宿あたりでもどこの地区でもね、みんなあれですよ、寄附ですよ、土地は。それでやったんですから。うちもそうですし、ほとんど古い地区はですね、ほとんど寄附、ただで町に寄贈したっていう状況だと思います。青宿もあのようにまだまだ狭いですがけれども、それでもやっぱり舗装4メートル以上ということですね、できてるわけですから、今からのまちづくりを考えたときには、やはり少しでも広い道路を、それはその土地の価値が上がるっていう状況に私はなると思いますんでね。そういう要望が来たときは、ここなら4メートル50も大丈夫じゃないのっていうふうなね、現地を見て職員にもそういう話をしてもらって、少しでも広い道路状況をつくっていききたい、そう思います。

○議長（紙井和美君） 14番柴原成一君。

○14番（柴原成一君） はい、ありがとうございます。基本的なことを確認し忘れたんですが、建築基準法とか都市計画法ってほとんどの方が知りません。私は宅建業取引主任士に、町長も私も吉田議員も佐藤議員も取引主任士を持っておりますので、大体のことはわかります。ただ、基本的なこと、セットバックっていう中心から2メートル、ただ向こう側に水路とか川

とかがある場合には、向こうから4メートルにセットバックしなきゃいけないという、こういうことも一般の人は知らないんじゃないかというふうに思います。

それと、先ほどから言ってます違法建築物については、「自分、違法だから、同意つってもなあ。俺、ちょっとやだなあ」というふうなところもあるかと思うんですね。そういう点でも、PRの中で違反建築物でも各区に同意いただければ、協力いただければそうするんですよということもPRの中に、冊子を作る際にはつけ加えてもよろしいんじゃないかと思うんですが。

ただ、産業建設部長がちょっと笑ってますが、それであれば本来、違反建築物は元に戻すというのが基本、これはわかっております。ただ過去にね、都市計画法、昭和46年でしたかね、できた以前のものについては、建築基準法上も原道のまま建ててるケースは多々あると思いますんで、そういうことを鑑みながらよろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで、もっともっとPRに力を入れていただきたいということを要望いたしました。1問目を終わります。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） 14番柴原成一君。

○14番（柴原成一君） 続きます。2問目のAEDについて質問いたします。

職員の皆さん、議員の皆さん、役場庁舎内のどこにAEDがあるか知っておりますか。100人が知っているというふうに思っておきます。昨年10月26日、元同僚議員の藤平竜也君が心筋梗塞のため亡くなりました。阿見第二小学校の校庭で野球のコーチをしているとき倒れ、そのままになりました。誰もが信じられない出来事でした。そしてまた昨年、10月9日発行の広報あみお知らせ版の表紙に、町内ゴルフ場内でAED活用による人命救助とあり、こう書かれています。

ちょっと読み上げます。「6月22日に同ゴルフ場内において、ゴルフプレー中の60代の利用者が突然心肺停止状態となり、随行していたキャディー及び同クラブ従業員5人が連携し、現場において迅速に胸骨圧迫及び事務所に設置してあったAED、自動体外式除細動器を活用して人命救助を行いました。町では安全・安心のまちづくりとして、町民の生命と財産を守るため、今後も防災訓練や応急手当普及啓発事業を実施し、町全体の意識向上を図っていきます」とあります。

6月22日にイーグルポイントゴルフクラブ場において、60代の利用者が助かったということです。藤平竜也議員が亡くなったのは10月の26日、広報あみの発行が10月9日。ここで言っています「応急手当普及啓発事業を実施し」というのは、間に合わなかったのではないかと思います。啓発事業だけでは物足りません。私もAEDの講習を2度受けていますが、AEDを使う前のことはすぐ忘れてしまいます。去年の12月に紙井議長が同じAEDの質問をしております。紙井議長は5度ほど講習を受けておるそうです。

今回、イーグルポイントの支配人に会いに行きまして、どういうことでしたかと聞いてきました。たまたまプレー中のキャディーさん方にキャディーマスターさんがいて、AEDの講習を数回受けていたということでした。「その方は救急救命士の資格を持っていたんですか」と聞いてみましたら、資格はありませんでした。ということは、きちっとAEDの練習・訓練をすれば、誰でも使える。ただ、やる勇気があるかないかかと思えます。何度も何度も何度も練習・訓練をして、誰でも使えるようになるはずですよ。町民に対して定期的に訓練・練習を義務づけることはできないでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） AEDについて、先ほど柴原議員も2回と言っていました。私も2回やりましたが、2回では全然わかりません。大声を出して周りを読んで、鼻をつまんで口から蘇生して、それからどうのこうのという。1回、2回では無理ですね。継続して5回も6回もやらないと、なかなかそういう場になったときに十分AEDを使えるかという、なかなか難しいなあとそういう思いをしております。

AEDについては、平成16年に医療従事者以外の一般市民にも使用が認められて以降、急速に普及してきており、AED使用による救命活動の一層の推進が期待されています。一般市民を対象とするAEDを含めた心肺蘇生法の教育、講習内容については、厚生労働省の救急蘇生法の指針により行っているところです。阿見町の住民が受講を希望する場合は、稲敷広域消防本部で各種救命講習を実施しておりますので、阿見消防署に申し込むと目的に合った内容の講習を受講することができます。

平成27年度は5種類の救命講習について、86回1,144人が講習を受けています。救急蘇生法は自分の大切な家族や友人、隣人が突然倒れたときに、その命を守るために必要なものです。練習・訓練について義務づけることはできませんが、できるだけ多くの機会を通して町民が救急蘇生法を学ぶことにより、救命率の向上が期待できますので、今後も稲敷広域消防本部と連携して、AEDを含む救急蘇生法について普及してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 14番柴原成一君。

○14番（柴原成一君） はい。それでは、単発的に質問したいと思います。まず、役場職員はAEDの講習を受けているか。またもう1つ、保育所や学校の先生はAEDの講習を受けているか。子供、生徒児童に処置できるか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

役場の職員については講習のほうは受けておまして、今現在、職員、保育士も含み162人、再任用の職員も含めると、率で53.6%の職員が普通救命講習3時間の講習を受けていると。

あと保育所においては、3年に一度全保育士を対象に研修のほうを行っております。教育委員会のほうはわかりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 学校関係職員ですが、前回の調査では町内全小中学校でAED講習を行っております。今ありましたように、当時ですね、阿見町消防本部の講習を受けているので、普通救命講習修了証をほとんどの職員が持っているところです。一度ではなくて忘れてしまうということで、2年から3年の間隔でローテーションを組んで講習を受けて、常にできるような体制をとっております。

また、新採の教員につきましては、茨城県のほうで教員研修センターで、新採を対象とした救命講習を行っております。児童生徒に対する講習も、消防署等の外部講師を招いてですね、町内で4校ほど行っております。PTA関係で保護者を対象とした講習も各学校で、全てではないんですが行っている状況です。

○議長（紙井和美君） 14番柴原成一君。

○14番（柴原成一君） はい、ありがとうございました。今の教育長の答弁に関係しますけれども、一般質問の通告をした次の日の茨城新聞1面「増やせ児童救命士」。ここには「ジュニア救命士を認定する講習を受ける児童生徒」という写真があります。胸骨圧迫を練習している写真がついています。先生方は当然のこと、児童にもそういう訓練を受けさせる。あ、時代の流れなんだなというふうに思いました。阿見町でも児童生徒に対して講習は、小学校で講習があります、水戸市が制度化とあります。教育長、いかがでしょうか。阿見町でも取り入れたらということで、ひとつ御意見を。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） はい、お答えします。常に公の場で申し上げているんですが、学校教育に〇〇教育が入り過ぎてるんです。多分、議員の皆さんが児童生徒のころは、国語・算数・理科・社会・図工・体育・音楽だけだったと思います。

今数え切れないほどの教育が学校現場に入ってきてまして、学校は土曜日曜は基本的に休みですんで、授業時数も減っている中で、学校現場には学力を向上させろ、0コンマ幾つの数値で順位づけをして、どこどこは何番だとかいうマスコミや比較をする人が多い中で、先日も申し上げましたが、教職員、こないだの調査、皆さんも御存じだと思いますが、調査報告の中で一番長時間労働、教職員がですね。

先ほど言いましたAEDの講習も、先日県の医師会から「AED講習やりますよ。先生方参加してください」って通知が来たんですが、そこに個人的に参加する教員もおると思います。夏休み期間中、まあ夏休みでも教員は休みではありませんが、いろんな研修が入ってきます。

そういう中で、取り入れることは大事だと思うんですが、いろんなことを見合わせながら、学校現場に全てのものを入れていくのではなくて、命にかかわることですのでそれは優先していきたいと考えますが、その辺を配慮しながら、そういうものも教育委員会のフィルターを通して学校現場におろしていきたいというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 14番柴原成一君。

○14番（柴原成一君） はい、ありがとうございます。この新聞を読んだとき、あ、流れなのかと思いましたが、大人ができないものを子供にやらせる、子供ができるかっていうと、子供は体重もそんなにないですしね、胸骨を圧迫するにも力が足りないんじゃないかと思って、疑問も若干あったんですが、そんな中で全町民が救急救命、AEDを使えるというふうになったら阿見町はすごいな、全国に先駆けて阿見町の取り組みはすごいんだよってな形で言えるんじゃないかと思った次第です。

これは、とりもなおさず藤平竜也君の死がきっかけとなって、一人でも多くの命が助かる阿見町、社会になることを希望して質問を終わります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、14番柴原成一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番倉持松雄君の一般質問を行います。

17番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

〔17番倉持松雄君登壇〕

○17番（倉持松雄君） 私は、町税並びに町有財産を公平に使い、町民に納得していただける町にするためにと題して質問をいたします。

先の町会議員の選挙において、私は「皆様の手となり足となって頑張ります」とか、「皆様の声を町政に反映させます」など力強くお約束をして、当選させていただきました。最近では相談に来てくれる人がぼつぼつ多うございまして、人気が上がったのかそれとも窮地に陥りつつあるのか定かではございませんが、私の心境をお酌み取りの上、御答弁してくださいませようをお願いいたします。

それではまず初めに、1番目に町民課、税務課あるいはその他町で発行するいろいろな証明の手数料を、役場または出張所から居住地までの距離によって金額に差をつけたほうがよいの

ではないかと思えます。その理由は車のない人、「自転車のほうが運動になっていいんだよ」と言ったら、「自転車もしばらく乗ってねえからなあ」と言う人もいました。余り話をとっくみ過ぎると、自分が送り迎えするような始末になっても困りますし、出張所をつくってくださいなんて言われても困ります。いずれにいたしましても、遠い人は車の燃料代もかかるし、タクシー代も多くかかるのですから、金額に差があれば、遠くに住んでいる方も納得していただけるのではないかと思えます。

以上質問いたします。あとは、自席にて質問いたします。

それでは、議長の指示によりまして続けていたします。

町長答弁と教育長答弁、ちょっと重なってしまうところがございますけれども、まほろばについて質問いたします。まほろばは大変人気があり、連日客人が絶えないようです。余りの人気の多さに、我が家の近くにも無料で入浴できる施設をつくってほしいとの声が聞かれます。近所の人たちだけが有効に使っているのなら、税金は払わねえという声も聞かれました。

猿も木から落ちるという言葉がございますけれども、大分私が一番なれているようなわけでございますが、ちょっとつまずいてしまいまして、御了承願います。

私からの通告が明確でなかったかどうか、ということになるわけでございますけれども、吉原・実穀小学校区に地区公民館がありませんでした。学校再編の話が出ている中ではありますが、今さら地区公民館は無用だというのであれば、それに匹敵する施設をつくるべきではなかったか。各学校区を公平にすることが大切だと思えます。

3番目にまほろばは大変人気があり、連日客人が絶えないようです。余りの人気の多さに、我が家の近くにも無料で入浴できる施設をつくってほしいとの声が聞かれます。近所の人たちだけが有効に使っているのなら、俺は税金は払わねえという声も聞かれました。町民は不公平この上ない施設と思っている人も中にはおります。公平に使用していると理解していただける施設にしてほしいと思えますが、いかがでしょうか。

以上3点を質問いたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 町税並びに町有財産を公平に使い、町民に納得していただける町にするために。私のほうからは2点です。何かこの話を聞くと、あれ、もっともだなあと思えるような思えないような。「遠いところから来るから金を安くしろ」とか、「まほろばから遠くてまほろばを使えない人はどうすんだ。まほろば、ちゃんとお金を取れよ」。何かね、言ってることが順当なのかどうなのか、迷ってしまうような感じであります。

それでは、1点目の町で発行する証明書の手数料を役場、出張所から居住地までの距離によって金額に差をつけたほうがよいのではないかと、3点目のまほろばの無料入浴については、私からお答えいたします。2点目の吉原・実穀小学校地区の地区公民館の建設につきましては、教育長より答弁をさせていただきます。

1点目の町で発行する証明の手数料を役場、出張所から居住地までの距離によって、金額に差をつけたほうがよいのではないかについてであります。町が徴収する手数料は、地方自治法第227条の規定により、普通地方公共団体は当該普通地方公共団体の事務で、特定の者のためにするものにつき手数料を徴収することができるものと定めており、阿見町手数料徴収条例によって徴収しております。その金額は事務処理に要する経費をもとに、近隣自治体との均衡も考慮して決定しており、全国的に統一して定めることが特に必要と認められている戸籍謄本などについては、政令によって金額が統一されております。また、生活保護法の適用を受けている者等の特別の扱いをする必要がある者については、条例で手数料を免除しております。

町では各種手数料の徴収について、サービスを利用する特定の人を受ける利益に対し、受益の範囲内でそのサービスの対価として公平に負担していただくという受益者負担の原則に立っております。居住地等によって金額に差を設けることは、同じサービスを受ける受益者の間に不公平が生じてしまうことから、そのような制度を導入する考えはございません。かえって倉持議員が言っているほうが不公平でありますという話であります。申しわけございませんけど。

3点目のまほろばの無料入浴についてであります。平成27年度の老人福祉センターまほろばの個人の年間利用者数は延べ4万7,883人です。うち町内の利用者が4万5,369人、町外の利用者が2,514人となっております。町内の利用者の地域別の統計はとっておりませんが、施設の使用料につきましては、稲敷郡内及び稲敷市居住の60歳以上の方、並びに心身障害者及び付添人や小学生以下については徴収しておりません。それ以外の方につきましては、区分に応じて210円または420円の使用料をいただき、町内外を問わず差別することなく公平に利用することができる施設となっております。が、居住地からの距離によって利便性の差が出てしまうのは、どうしてもやむを得ないことだと考えております。

○議長（紙井和美君） 次に教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 2点目の吉原・実穀小学校地区の地区公民館の建設についてお答えします。

吉原・実穀小学校地区の公民館につきましては、現在、吉原小学校地区の方が中央公民館を利用し、実穀小学校地区の方が本郷ふれあいセンターを利用しております。それぞれの公民館

は地区の皆様の参加により、活発な生涯学習事業と運営ができております。なお、平成25年度策定の阿見町生涯学習推進計画では、人口増加が緩やかになったことや財政状況の変化などのさまざまな要因から、現状の5館体制で運営推進するとしておりますので、現時点では新たな公民館建設の予定はありません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 再質問させていただきます。順序がちょっと逆になりますけど、教育長のほうから先にお尋ねします。私からの通告が明確でなかったところがありましたけれども、地区公民館については、そのような答え、わかりました。

ところで、学校再編という、これ、つくったときはずっと前のことですから、今になってみれば学校再編という話が出てまいりまして、地区公民館がふさわしくないとするのであれば、吉原小学校、実穀小学校の学区再編というのはどのくらい進んでいるのか、お尋ねをします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

まず、学校再編計画の内容について、とりあえず先に御説明申し上げます。御案内のように、町では平成25年度に地域、保護者、学校関係者や有識者で構成する阿見町立学校再編検討委員会を諮問し、アンケート調査、意見交換会、複式学級視察、中間報告を経て承認をいただき、吉原小学校、実穀小学校、君原小学校、阿見第二小学校の再編計画を策定したものでございます。

阿見小、吉原小学校につきましては、過日、統合再編準備委員会が設置されまして、PTAの皆さんや学校関係者で具体的な統合に向けた準備が始まってございます。実穀小学校につきましても、具体的な準備委員会までは設置されておられませんけれども、新しい体制になりましたので積極的に丁寧に説明をしながら、君原小学校も阿見第二小学校も、平成30年以降の統合を目指して進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 倉持議員に申し上げますが、通告外のことですが関連性がありますでしょうか。

○17番（倉持松雄君） 学校再編の話、書いてありますからここに。大丈夫です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 今のお話ですと、吉原と阿見小学校が一番進んでいるような感じがいたしますけれども、恐らくそれが一番先に実行されると思います。そうしたときには吉原小学校が一番先に空き家になるかと思えます。吉原小学校ね。もし吉原小学校が阿見と統合され

た場合は、吉原の子供たちが阿見に来るんだと思いますから、吉原小学校はあきますけども、その後の建物の利用とか跡地利用は、もう既に考えてあるんですか、ないんですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

町ではですね、少子高齢化や人口減少によりまして、公共施設の利用状況は全体的に変化していくと思われれます。町全体の公共施設を対象に、現状や課題を客観的に把握、分析しつつですね、長期的視点に立って、更新、統廃合、長寿命化、処分等の計画を行っているところでございます。それで、最終的には財政負担の軽減、平準化を図らなければならないというような状況でございますが、教育委員会所管の公共施設も含めてですね、町全体の公共施設を対象に現状や課題を客観的に把握、分析していますので、その結果を待ちたいと思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 今の次長の説明だとあれを処分しちゃうという言葉遣い、今しましたか。した。私は、せっかくあるもんですから、わざわざ処分解体しちゃわないで、まだまだ耐震性もあると思いますから、それはあとを利用したほうがよろしいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） 失礼しました。早合点してしまいました。処分という言い方をですね、言ってしまいましたけれども、例えば再利用するということも含めてのことでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） それで安心しました。再利用して、今まで吉原小学校や向こうのほうには町の施設がなかったもんですから、それを有効に活用して、吉原の人たちにもほかの人たちと同じように、町の施設がここに1つあるんだよというものをひとつ見せていただければ私は幸いです。そのようお願いをして、このことについては質問を終わります。

それからですね、戻りますけれども、先ほどの町長のほうの質問にありますけれども、実は町民のある方が私の家に来て、「まほろばの風呂に行ってきたよ」と。「あれ、ただなんで、自分の家で風呂たかないで、毎日来てる人もいるみたいですね」と。「議員さん、風呂つくってくれねえか」って言うの。いやあ、私もそう言われたって、それは簡単にできませんし。

「我が家にもつくってくれねえなら、俺は税金払わねえんだ」って言うんです。私も返答に困りまして、「そうか。んじゃ、あんたの言うことは正しいから、じゃあ私も協力します」って

言って滞納の旗頭になるわけにはいきませんし、どのように答えたらいいのか、これをお尋ねしたいんですが、このことについては通告してございませんので、後で結構ですから、部長のところ伺いますから、紙に書いて答えられるように教えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、後でじゃあ、紙提出でお答えしたいと思いますけれども、ちなみに原則的にですね、まほろば、老人福祉センターという位置づけになってございます。老人福祉センターは老人福祉法という法律がございまして、この老人福祉法の中で無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とするというふうに定めております。

すなわち老人福祉センターまほろばについては、高齢者の皆さんの福祉の増進が目的であり、主な利用者は高齢者の方でありまして、高齢者といっても60歳以上の方で全利用者の約94%の方が60歳以上の方というふうになってございます。参考までに、入浴施設を備えている近隣の自治体の老人福祉センターにおきましては、市内在住の60歳以上の方は全て無料というふうになってございます。

そういうことから、現在のまほろばの状況、それから利用されている多くの皆様の福祉の向上という観点からはですね、現状におきましては、今後も現状の条例で定めている使用料のとおりさせていただいてですね、より多くの皆様に御利用いただける施設となるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

単にサービスを提供するというだけではなくて、受け入れる町の職員、それから委託しているシルバーの会員の方も含めて、ホスピタリティー精神というのもございます。要はサービスを提供するだけではなく、そこに心がこもることによってホスピタリティー精神、思いやり、おもてなしの気持ちが相手に伝わることによって、お互いにですね、気持ちよくサービスを受けていただく。それによって信頼等も生まれて、さらに使いやすい施設になるのではないかといいこともありますので、そういったことも含めまして、できるだけ多くの町民の皆様に気持ちよく利用していただけるようなまほろばに今後もしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 私は、部長にそんなことを聞いたんじゃないんです。そんなに長々としゃべられたって、私が聞きに来た人にそんなの覚えて答えられないんですから。ですから、後日、文章に書いて人に説明しやすくしてほしいとそうお願いしたんですが、そんな長いこと

聞いたわけじゃございません。それをわかっていただければ、いただけますか。

はい。わかっていただいたので、私の質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、17番倉持松雄君の質問を終わります。

次に、13番難波千香子君の一般質問を行います。

13番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番難波千香子君登壇〕

○13番（難波千香子君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、災害時の対策について、総点検・改善の観点から幾つか御質問させていただきます。

災害は全て様相が異なっております。阪神淡路大震災では直下地震であり、東日本大震災では津波でした。また、常総市では大規模水害でございました。今回の熊本地震は連続大地震、その後の群発地震、一連の熊本地震を引き起こしているのは、住宅街の直近を走る活断層だと言われておりますが、活断層は過去に繰り返しの動きがあり、今後も活動が予想されるもので、震源の浅い内陸型地震を起こし、長いほど大きな地震を起こす可能性があると言われており、国内に2,000あると言われております。熊本地震では、最初の地震でほとんど被害のなかった築7年の建物が、4月16日の2回目の震度7の地震で完全に崩れ、連続大地震の与えるダメージは非常に大きかったことを示しております。

そこで1点目、熊本地震発生後の阿見町の動き、対応についてお伺いいたします。

2点目、今回の熊本大地震を契機に、連続大地震も想定外ではなくなりました。地震による大規模な土砂災害も想定に入れなければならないことも明らかになってきましたが、想定できることは全て想定すべきではないでしょうか。大規模災害を想定した地域防災計画の見直しを進めるべきと考えますが、対応をお伺いいたします。

3点目、車中泊は持病を持つ人や高齢者には疲労がひどく、リスクがつきまとい、長時間の車中泊によって関連死も誘発されていきます。今回、熊本地震では多くの被災者が車で寝泊まりする車中泊を余儀なくされたことも特徴です。震度7の大地震が夜中に連続して起こったことがトラウマとなり、恐怖感で家に帰れなくなって、多くの人が車中泊をせざるを得なくなったと言われております。熊本のイベント施設グランメッセ熊本では、駐車場に車中泊する2,000台以上の車がいって、これほど車中泊の被害をもたらした大地震は過去に例がないと言われております。車中泊に対する対応についてお伺いいたします。

4点目、平成25年に避難行動要支援者名簿が義務づけられましたが、避難所ではなく目の行き届かない場所に避難した場合、行政が対応するのは極めて難しいことが熊本では明らかになりました。この場合、行政だけでなく、看護師や保健師を中心としたボランティアの戸別訪問が有効といたします。要支援者が見つかった場合、福祉避難所が受け入れ先となります。

福祉避難所は高齢者や障害者、妊産婦ら配慮が必要な被災者向けに災害時に開設される避難所ですが、自治体が災害救助法に基づき福祉施設や公共施設などを指定します。国の指針によりますと、紙おむつや衣料品、車椅子などを備蓄し、対応に当たる生活支援員を置くことが望まれるとされております。

震災前、熊本市が協定を結んでいた施設は176カ所で、約1,700人を収容できるはずでしたが、実際には破損により使えなくなったり、職員も被災して手が回らなくなったりして、地震10日後の時点で34施設、想定の1割以下の129人、1カ月後の時点で74施設という現実、要支援者の把握、広域の福祉施設同士の連携が必要とされております。要支援者の把握状況と福祉避難所への誘導、人材確保の取り組みについてお伺いいたします。

5点目、支援物資が避難所や災害地に行き届いていないのは、道路事情の悪さに加え、行政の混乱や人手不足などが要因になっていました。仕分け作業など期待されるボランティアも、余震が続いていたため受け入れできない、ニーズ把握まで手が回らないという現実、阪神大震災の教訓を踏まえて、災害対策基本法に自治体間で相互応援協定を結ぶように努めることが盛り込まれたり、東日本大震災の反省から、深刻な被害に見舞われた地域の外で大量の救援物資を仕分けすることにより、解決の方向も示されました。自治体間、民間相互防災協定の拡充の取り組みについてお伺いいたします。

6点目、防災対策に女性の視点を活かしたきめ細かな取り組みが必要であります。男女共同参画の視点から、防災ガイドブックの作成と活用についてお伺いいたします。

7点目、水、食料、毛布、熊本地震の被災地で物資の不足を訴える声が相次いでおりました。私も福島の友人を介して、熊本の親が入所した介護施設で物資が底をついたとの報に、要望のあった食料や紙おむつ、女性用品等々を送らせていただきましたが、被災地の物資不足はなかなか解消せず、避難所では不便な暮らしが続きました。

避難所の災害用備蓄の分散、女性用・子供用品の備蓄拡散や、全備蓄食料のアレルギー対応、水道などの公共インフラの復旧がおくれると、トイレの回数を増やさずに水を飲むことを控えるようになってしまい、エコノミー症候群で女性が搬送されるのが多くなる要因だとされております。マンホールトイレを各小中学校に配備してございますが、携帯用及び簡易トイレとトイレの設備の重要性が指摘されております。災害備蓄の整備についてお伺いいたします。

8点目、同報系防災行政無線の補完として、防災ラジオの導入計画と今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、災害時の対策について、総点検・改善について。

1点目の熊本地震発生後の阿見町の動きについてであります。昨日、海野議員の質問でお答えしたとおりであります。

2点目の地域防災計画の見直しについてであります。東日本大震災の反省と教訓、そして災害対策基本法の大幅な改正を踏まえ、阿見町地域防災計画を平成26年3月に全面的に改定を行ったところですが、その後も災害対策基本法の改正や国の防災基本計画の修正等に基づきまして、随時見直しを行っております。4月に熊本地震という激甚災害が発生したことにより、今後、国の法令等が再び改正されることが予想されますので、これら国や県の動向を注視し、町の計画についても見直しを図ってまいります。

3点目の車中泊に対する対応についてであります。熊本地震の被災地では、子供やペットがいることで避難所の利用を遠慮したり、プライバシーのない避難所環境のストレスなどから車中泊を続ける避難者が少なくなく、体調を崩してお亡くなりになった方もおり、早急な対策が求められているところです。

現行の町の地域防災計画では、車中泊避難への対応策は明記しておりませんが、被災者の健康管理としてエコノミークラス症候群などの健康障害防止のため、水分補給や健康体操等の保健指導を実施することとしております。町では、今後発生が予想される災害において、車中泊避難が多発する可能性を鑑み、その対応策について地域防災計画や避難所運営マニュアルの見直しを検討してまいります。

4点目の要援護者の把握状況と福祉避難所への誘導、人材確保の取り組みについてであります。避難行動要支援者本人またはその家族などの申請により、避難行動要支援者名簿への登録を随時受け付けており、平成28年5月1日現在では1,273名の方が登録をされております。その情報は、平常時から警察機関、民生委員・児童委員、行政区長、自主防災組織等と共有し、災害発生時には支援プラン個別計画に基づき、あらかじめ定めておいた避難支援者が避難所へ誘導することとしております。

また、人材確保の取り組みとしましては、現在、福祉避難所の設置運営に関するマニュアルの策定に向けて、福祉関係部局と協議を進めているところですので、その中で避難行動要支援者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保について検討してまいりたいと思います。

5点目の自治体間民間相互防災協定の拡充については、昨日、栗原議員及び海野議員への御答弁のとおりであります。

6点目の男女共同参画の視点から、防災ガイドブックの作成と活用についてであります。防災ハンドブックにつきましては、昨年度に作成し、10月に全世帯への配布と町内の公民館等の

各施設へ設置を行ったほか、新規転入者へは町民課の窓口において配布しております。この防災ハンドブックは、地域防災計画をもとに災害への備えや発災時の対処方法等をまとめたもので、外国人への配慮として、英語、中国語、韓国語、タイ語による外国語版のページも掲載しております。防災・減災の要となるのは自助と共助であり、災害発生時に男女が協力して取り組めるよう、日ごろから家族や地域の男女共同参画を進め、いざというときに地域住民で協力し合い、行動できる体制づくりに活用していただきたいと考えております。

7点目の災害用備蓄の分散、女性用・子供用の備蓄の充実、全備蓄食料のアレルギー対応、簡易トイレ、防災エレベーターチェアの設置拡充等についてであります。町では、避難所となる小中学校及び公民館等の18カ所に防災備蓄倉庫を設置し、食料や日用品、資機材等を分散して保管しております。

備蓄品には女性用の生理用品、子供用の紙おむつやお尻拭き、粉ミルクや哺乳瓶のほか、大人用の紙おむつ、トイレトペーパー、ウエットタオルなどの日用品、アルファ米やパンの缶詰、乾パンやビスケット、飲料水などの食料を備えており、全てではありませんがアレルギー対応の食料も備蓄しております。

マンホール対応の組み立てトイレや、既存のトイレにセットして使用する処理セットも備蓄しております。町の施設の防災エレベーターチェアの設置は現在行っておりませんが、非常用の物資収納やトイレなどの防災対策としてだけでなく、ふだんは椅子や荷物置きとしての活用もできますので、住民サービス及びリスクマネジメントの両面から検討してまいりたいと思います。

8点目の防災ラジオの導入計画と今後についてであります。町では、平成27年度からデジタル防災行政無線の運用を開始し、町の主要施設や各行政区の公会堂のほか、土砂災害警戒区域内に居住する住民のうち、希望者を対象に戸別受信機の設置を行いました。議員御指摘の防災ラジオはアナログ波の電波を利用して受信を行うものであり、デジタル波を利用している当町の防災行政無線からは受信することができませんので、導入については考えておりません。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。それでは、まずもって1点ずつお聞きしていきたいと思います。

まず初めに、今回の車中泊の対応策についてでありますけれども、御答弁では検討していくとの御答弁でございましたけれども、訪問巡回、保健指導とあわせて御要望いたしたいと思っております。そしてまた、避難所が満員であったということで、特にエコノミークラス症候群に効果が適とされる、熊本でも使われたという医療用の足の血行をよくする弾性ストッキングなるものを備蓄するように、ぜひ提案申し上げたいと思います。既に御存じかとは思いますが、

答弁の中に入っておりませんでしたので、その辺をお伺いいたします。いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

車中泊につきまして、議員御指摘のほうで、答弁書の中でも御説明申し上げましたけれども、今回の熊本地震におきまして、車中泊の取り扱いについていろいろクローズアップされました。いろんな理由によりまして、避難所に避難している方が避難所の建物の中で生活ができないというところで、いろんな理由があると思います。

小さいお子さんを抱えて建物の中に避難していると、ほかの人の迷惑になってしまう。また、自分の自由な空間を持ちたい。もろもろそういった理由で、車中泊で避難をされている方が多々いらっしゃったと。その中で車中泊を続けているうちに、議員も御指摘の体調を崩したり、ましてやエコノミー症候群というものになってしまいまして、最悪は命を落とした方も何人かいらっしゃるという事態になってございます。

この車中泊につきましては、今申し上げたような理由でなさっている方もいらっしゃいました。その点については、車中泊自体が絶対的にだめだというようなことは、行政のほうでも言えないと思っております。今後ですね、当町におきましてもそういった激甚災害があったとき、避難所において建物の中では生活できないというようなときに、避難所等の駐車場において車中泊をされる方が想定はされます。

その対策としまして、今後ですね、これだけの災害が起きましたので、国のほうでもこういった車中泊に対する対策といったものが、災害対策基本法ですとか、防災基本計画の中で取り扱いについて改正になってくると思いますので、町としてはそういった部分を地域防災計画の中で、また避難所マニュアルの中で車中泊についての取り扱い、こういったものを明記していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議員御指摘のストッキングの備蓄に関しましても、車中泊をしているときに健康を保つために、血行をよくするためにそういったストッキング等あれば防げるんじゃないかということで、そういったこともおいおい備蓄品の中に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。今後はしっかり対策をとっていただけるということで、よろしく願い申し上げます。

そしてまた、何度も私、質問しておりますけれども、車中泊の理由といたしまして、ペット同伴ということで、かなり今は愛好家が多く要望されておりますので、あえてまたここで御答

弁をいただきたいと思います。避難所に入れなかったということで、特に阿見町の担当課ではケージを日ごろから多少用意していただいておりますけれども、ペット用品の備蓄、新たなそういったものが阿見町でも用意されておりますでしょうか。また、避難所の場所の確保、明確にぜひともここで御答弁お聞きしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

避難所におけるペットの対策ということだと思っておりますけれども、平成26年の3月にですね、町の地域防災計画の大幅な改正を行いました。これは東日本大震災発生後のいろいろな教訓をもとにしまして、先ほど申し上げた国の災害対策基本法、国の防災基本計画、またそれに基づいて茨城県の地域防災計画も大幅に見直しをされた中で、その時期に町も地域防災計画の大幅な見直しを行いました。

その中でペットの対策についても盛り込みをいたしまして、その中で申し上げますと、ペット同伴の避難者にはケージ等を持参するよう求めていくと。また、町は避難所の敷地または隣接地等に飼育スペースを指定するとともに、動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは原則禁止とすると。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースの確保に努め、周囲の避難者に理解と協力を呼びかけるという文言で記しております。

それから、避難者が避難所にペットを同伴してくるケースのほかに、避難者がですね、自宅にペットを置きっ放しのままにして避難所に避難する方もいらっしゃると思います。そういったことも考慮しまして、防災計画の中では、動物の対策ということで、買い主の被災等によりペットが放浪した場合は、県の動物指導センターと協力して保護をすると。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、警察等と連携をとって必要な措置を講ずるという文言で記しております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。自分で用意するということですね。今後はマニュアルどおりのほかに、慌てて出てきてしまうとき、また家がつぶれた場合、最悪のことも考えてマニュアルどおりにいかない場合も考えていただきまして、そういう場合には想定できる範囲でやっていただけるのかなと思っておりますけれども。

また、体育館の脇に避難所は、今おっしゃられておりませんでしたけれども、そういったことも今後指定していただいたりとか、ケージの数もとか、そういうことも今後期待しまして、これはこれでおしまいになりたいと思います。

それでは次に、福祉避難所運営マニュアルの策定を進めているという御答弁でございました

けれども、今回の震災では多くの方が福祉避難所を知らなかったということでありました。日ごろからの周知、阿見町でもぜひぜひお願いしたいと思うんですけど、6施設あるということで、どういった形で特にお知らせしていただいておりますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

福祉避難所につきましては、昨日の答弁でも触れましたとおり、公的施設としてはさわやかセンター、それから民間の施設としましては、町内にございます特別養護老人ホーム、それから老健施設、こういったところを指定してございます。その広報につきましては、当然地域防災計画にも載っているんですが、ホームページ等にも町の指定避難所一覧というところで、こういったところが福祉避難所になっているということで記してございます。

はい、以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。ありがとうございます。しっかりとその辺のところも、なかなか皆さんにPR不足という感も否めませんので、そういうところもぜひ今後とも周知の幅をもたせてお願いいたしたいなと思います。

では、次に行かせていただきたいと思います。答弁の中で、防災ハンドブックということで、日ごろから男女共同参画を進めながら活用していただきたいとの御答弁でございましたけれども、まずもって1点目が、防災対策におきまして、特に男女共同参画を進めていることは何なのかということ、まずそれを御答弁お願いいたします。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

申しわけございません。先ほどの御質問の中で福祉避難所の点につきまして、補足して説明させていただきます。昨年度末です、補助事業を使いまして、各町内の指定避難所の主に入り口にですね、ソーラーを利用した指定避難所ということで、各避難所の入りに表示板をつくりました。それがまだ全地区完全に備わっておりませんので、福祉避難所の部分につきましても今後予算措置をしまして、施設の入りのところにそういった表示をしたいというふうに考えております。

今議員から御指摘のありました男女共同参画にかかわる部分でございます。先ほどの御説明でも触れましたとおり、26年の3月に町の地域防災計画の大幅な改正をした中で、男女共同参画にかかわる部分につきましても追記してございます。具体的に申し上げますと、まずもって地域防災計画の大幅な修正をかける過程の中で、女性関係の団体の方等々から御意見を直接

いただきまして、こういったところを触れてほしいというような御意見を賜りました。そういったところを尊重しまして、計画の修正の中で明記してございます。

1つは、自主防災組織の整備という項目の中で、男女共参画の視点からの災害対応が可能となるよう、自主防災組織役員のうち、女性の割合を3割以上にするよう推進すると明記してございます。

また、避難所の運営という項目の中で、女性への配慮という部分で、男女のニーズの違い等に配慮し、以下の対策に努めるということで、（1）災害直後から子育て、介護支援を実施する。（2）男女共有のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保する。（3）授乳室や男女別トイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設ける。（4）避難所の管理責任者は男女両方を配置する。（5）避難所自治組織には男女両方が参画し、役員のうち女性が3割以上参画する。（6）女性や子供に対する暴力等を予防するため、安全・安心の確保に配慮する。こういった部分を明記してございます。

また、避難者への対応ということで、管理をする部分という意味で、入居者が孤立せず、入居者同士の交流等が図られる集会施設への設置、またその運営の支援、またさまざまな不安、悩み、ストレスの相談窓口や女性に対する暴力等の予防策の啓発、こういったところを計画の中で明記してございます。

防災ハンドブックにつきましても御説明申し上げます。この防災ハンドブックにつきましては、議員御承知のように、昨年交通防災課のほうで、ハンドブックというこちらの冊子を作成いたしました。こちらにつきましては、先ほど来申し上げている地域防災計画を大幅に修正しまして、ただ計画書というのは、全て恐らく300ページ、400ページになる分厚いものでございます。それを何とか町民の方向けに、ダイジェスト版につくれないかという考えがその当時からありまして、その考えのもとに昨年ダイジェスト版ということで、この防災ハンドブックを全町民の方に各戸世帯に配布をいたしました。

この中身につきましては、先ほど答弁書の中で御説明したとおりでございますが、いろいろ地震災害、風水害、それから火災、放射能対策、そういったところも災害の種別ごとに簡略して、イラストを交えてわかりやすいように記入してございます。また、最後のページのほうには、日本語の表記ではなくて4カ国語等によります説明書きを加えております。こういったところを、各です、町民の方々には少しでもこういったさわりの部分でも触れていただいて、自助・共助の部分を養っていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。丁寧な御説明でした。大変見やすい部

分も、今後活用することがとても大切かなと思われま。

阿見町には男女共同参画を進めている、活躍されている消防団が、消防団の中でも特に女性消防団が、どこの自治体よりも早く結成されているわけでございますけれども、女性消防団はこうした災害に対しての日ごろの活動はどういったことをやっておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

女性消防団につきましての資料、取りまとめておったんですが、ちょっと資料が見当たらないので概略だけ申し上げます。

現在、阿見町消防団の女性部としまして、10名の団員さんがいらっしゃいます。活動内容としましては、主に防火教室、それから町の消防団の諸事業に関する補助的などところを務めていただいております。10名の方の職種についてもまちまちでございます。今後ですね、男性の通常の消防団のみならず、議員のおっしゃる女性消防団の活躍、こういったものがなければ町の防災も行き届かないところが多々ございますので、今年度も町の総合防災訓練にも、昨年同様、女性消防団の力を借りて、何とか訓練のほうも進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。ぜひ頑張って活躍していただきたいと思います。ただ、啓蒙とかそういった面もぜひ周知されて、進めていかれたらいいんじゃないのかなと。こういった大規模震災に関しては、やはり非常にノウハウのある女性消防団というのはとても必要不可欠だと思いますので、そういったことも力を入れていただけたらと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、次の質問なんですけれども。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

難波千香子君の一般質問を続けます。

13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 午前に引き続き、またよろしく願いいたします。先ほどの再質

問の続きでございますけれども、備蓄のところでは御質問をさせていただきたいと思っております。

災害用備蓄ですけれども、2万1,500食分、18カ所に保管しているという御答弁でございます。これは完全に3日分はあるということでありましたけれども、熊本地震では物資の不足があったということでございますけれども、幼稚園とか保育所、そういったところは避難所にはなっておりませんが、そういった備蓄は大丈夫でしょうか、されているのでしょうか。確認をしたいと思っております。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

幼稚園、保育所等への災害備蓄品の備えということでございますけれども、答弁でも触れましたとおり、各町の指定避難所のほうに防災倉庫を置いておまして、そちらの中に食料、備品を備えております。有事のときに保育所等のお子さんたちに、もしもそういう備えが必要だということになれば、避難所の食料を今あるところから保育所等に持っていくこともできますし、今のところ防災倉庫については、町の指定の避難所ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それでは、先ほどの備蓄の分のことで、アレルギー対応の品目ということでお答えがなかったんですけれども、教えていただけますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

備蓄の食料の中で、アレルギー対応の食品について御説明申し上げます。町のほうでは、主に主食としまして、パンの缶詰ですとかアルファ米、こちらを1万7,700食ほど備えております。そのうちアレルギー対応としましては、約5,300食、30%の割合でアレルギー対応を対応しております。また、副食としましては、ビスケット、クッキー、ようかん等の副食でございまして、これが全部で5,500食ほど、そのうちアレルギー対応としましては960食、割合では17.5%ほどになってございます。

そのほか、汁物としまして、レトルトのカレーですとか、みそ汁、スープ等でございますが、こちらについては全部で約3,000食、そのうちアレルギー対応が600食ということで、割合は20%の割合となっております。合計で主食、副食、汁物を合わせまして、合計2万6,200食ほどございまして、そのうち6,860食、率にして26.2%の対応でアレルギーのほうの食材にしてございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。今たくさんアレルギー対応の品目も増えておりますので、今後そういった方たちにも行き渡りますように御検討をお願いしたいと思います。龍ヶ崎では、こないだ新聞に出ておりましたけれども、全品目を備蓄しているというようなことでございます。よろしくお願い申し上げます。

また、防災エレベーターチェアということで、こちらのほうもふだんから使えるというものでございますので、お気遣いしていただけるように、これもどうぞよろしくお願い申し上げます。

最後ですけれども、防災ラジオということで同じような機能でございますけれども、現在やっております戸別受信機についてお聞きいたしたいと思います。設置対象世帯数、地域、設置数をお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

戸別受信機につきましては、御説明したとおり、同報系の防災行政無線の屋外拡声器の代替え物ということで、屋外拡声器につきましては、主に屋外のほうに拡声する意味で、今議員御指摘の戸別受信機につきましては、建物の中でもその放送が聞けるようにという代物でございます。こちらにつきましては、平成27年度、昨年度ですね、この戸別受信機の整備を町のほうで進めてまいりました。合計で今のところ223基の戸別受信機を配備してございます。

配備の内訳につきましては、まず行政の施設としまして、町の主立った指定避難所のところに30個、それから町内の大型商業施設に3カ所、町内の工業団地、こちらにお声かけをしまして16カ所、病院、介護施設等に17カ所、また各個人宅ということで、阿見町内に急傾斜危険区域に指定されているエリアがございます。そのエリア内に居住している御家庭のほうにお声かけをしまして、同意をいただいたというところで89世帯、こちらのほうに配備をしてございます。そのほか、公共施設としまして、町の主たる公共施設、交番ですとか消防署、私立の保育所、幼稚園、各行政区の地区の公会堂のほうには全て配備のほうをしてございます。

数についての説明は以上でございます。以上、全て223基の配備をしてございますが、各設置させるところに個々に説明をして、設置に関する同意を得て、その上で機器の設置をしているところでございます。

また、戸別受信機なんですけど、今申し上げた223機につきましては、町からの無料貸与ということで貸与してございます。今後ですね、仮に急傾斜のエリアに住んでいない一般の住民の方から、個人の方から、そういったものがあれば、自分でお金を出してでも自分の家につけたいと、そういうお話が出てくることも想定はされます。仮にですね、そういった話が出たときには、戸別受信機を運用してからまだ半年ぐらいしか時間がたっていないところなんですね。

ですので、今後の戸別受信機を含めた防災行政無線の運用状況を総合的にこれから見ていきまして、無線のほかにもいろいろな災害情報の伝達手段というのはあるんですね。御存じのようにメールもありますし、SNS、そういった媒体もございます。無線はその中の1つの部分ということで、そういった災害伝達情報を総合的にこれから考えていって、何が最適なのかというところの中に含めていって、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。他地域自治体も調べてはみたんですけども、全部無料というところもあれば、2分の1助成とか、有料で買っていただくとかさまざまだったので、阿見町におきましても、できるだけ皆さんに補完できますように、そういった意味で助成をしていただけるものだったら、そういうような形も視野に入れて今後検討していただければと思います。よろしく願い申し上げます。

以上で防災のですね……。あ、じゃ、そのことは最後に御答弁していただいてよろしいでしょうか。助成はありなのか、ないのか。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

戸別受信機の設置に対する補助というお話でよろしいかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今後も災害情報の伝達手段が無線以外にもいろいろな手段が考えられますので、その中で無線という捉えで、戸別受信機の配備についてそういった補助が適切なのかどうか、総合的に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、わかりました。総合的に考えていただいて、皆さんがぜひ安心して、震災がいつ来ても安心できるようなそういう体制を、一歩前進の策をよろしく願い申し上げます。

以上で終了させていただきます。

次の質問に入らせていただきます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それでは、改正発達障害者支援法の成立に伴う支援体制の強化についてお伺いいたします。これまで、発達障害のお子様を持つ保護者の方や支援に携わっておられる方から御相談をいただいております。そうした不安の声を踏まえて御提案をさせていただきながら、質問したいと思っております。

国民の10人に1人は発達障害があるとも言われる中、多くの発達障害者は適切な支援の手が

差し伸べられてきませんでした。発達障害者支援法が平成17年4月に施行されて以来、全ての都道府県や政令市に発達障害者支援センターが設置され、発達障害に早く気づいて療育につなげていく仕組みも整いつつあります。

約10年ぶりに5月24日、自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える改正発達障害者支援法が成立し、乳幼児期から高齢者までライフステージにおいた切れ目ない支援を行うことが盛り込まれ、教育、福祉、医療、そしてまた労働など縦割り行政の壁を超え、スムーズに連携することも明記されました。また、障害者そのものを原因とするのではなく、周囲に工夫や配慮がない状況に原因があると捉え、社会の側の責任として問題を解決していくという基本理念が盛り込まれました。国と自治体に、教育現場での細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。

また、発達障害者支援地域協議会を都道府県や政令市に設置し、住民が幅広く相談できるように、支援体制の強化を図ります。そして、教育現場では個別の支援教育や指導計画の作成を推進するとともに、福祉機関と情報を共有できるようになります。一方、発達障害者が刑事事件の取り調べや裁判で不利にならないように、専門家との連携や配慮も求めています。

また、町はライフステージごとに保護者や子供たちにかかわってくださってはおりますが、法改正を機にそのかわりの中で早期に気づき、関係機関につなげ、きめ細かな支援ができれば共生社会の実現ができると思います。具体的に1つ1つ伺っていきたくと思います。

まず初めに、保育、母子保育と連携した早期発見、気づきの段階から、乳幼児期の療育支援の拡大の内容について。また、母子手帳の窓口の一本化についてのお考えをまずお伺いしたいと思います。

2点目、教育支援員等と連携した小学校入学前の支援と、学校等と連携した学齢期の支援の取り組みと課題と、個別の教育支援計画や指導計画の作成と、福祉機関との情報共有の推進について。また、平成26年第4回定例会でも、新潟・三条市を例にとりまして紹介させていただきましたが、文科省の特別支援教育総合推進事業であります、乳幼児から就労期まで一人ひとりの支援計画をつづるサポートファイル「すまいるファイル」の作成を、阿見町でも同じような取り組みを要望させていただきましたが、推進についてお聞かせ願えればと思います。

3点目、放課後等デイサービスの拡充状況をお伺いしたいと思います。

4点目、幼児期から高齢期までライフステージに応じた切れ目ない支援、相談支援体制の強化の取り組みについてお聞かせください。

5点目、民間活力の導入、環境が整ってきたことに準じて、幾つかの施設が選出してきておりますが、その状況、ボランティア支援との連携、居場所の確保はどこが考えられるでしょうか。お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、改正発達障害者支援法の成立に伴う支援体制の強化について、2点目の教育委員会と連携した小学校入学前の支援と、学校等と連携した学齢期の支援の取り組みと課題につきましては教育長ということで、そのほかは私のほうから答弁をさせていただきます。

1点目の保育、母子保育と連携した早期発見、気づきの段階からの乳幼児期の療育支援の拡充についてであります。町では育児支援としてお子さんの成長や発達の状況を確認し、疾病の早期発見、早期治療のために、乳幼児健康診査を実施しています。対象となるのは、成長発達の大切な節目となる4カ月、1歳6カ月、2歳6カ月、3歳6カ月のお子さんとなります。

その中で発達障害が疑われるような様子に気づいた場合は、保護者にその状況についてお伝えし、お子さんにとってよりよい対応の方法について相談を行います。そして、さらに専門的な支援が必要な場合には、医療機関や療育機関等につなぐように対応を行っております。今後も乳幼児健康診査の機会にとどまらず、さまざまな相談の機会において、お子様が早期に支援を受けることができるよう対応してまいります。

母子保健手帳の窓口一本化についてであります。平成21年度までは、健康づくり課とうずら出張所の2カ所で交付を行っていましたが、平成22年度に総合窓口が開設されたことに伴い、町民の利便性の向上という観点から、健康づくり課、町民課、うずら出張所の3カ所で母子健康手帳の交付を行っております。

母子健康手帳の交付は、妊婦の方の支援開始となる大切な機会ですので、妊娠届け出書により、支援が必要な妊婦の方につきましては、保健師による電話での対応や家庭訪問を実施しているところです。今後につきましても、町民の利便性を考慮しながら3カ所での交付を継続していきたいと考えております。

3点目の放課後等デイサービスの拡充についてであります。発達障害の診断がされている方は、身体障害者手帳等を所持していない場合でも、障害者総合支援法及び児童福祉法による福祉サービス等を利用できることとされております。現在の町の状況としては、町が従来から実施している町特別支援学校生児童クラブのほか、平成27年度に民間事業者の参入による放課後等デイサービス事業所が3事業所開設されております。また、近隣市町村においても、民間事業所の開設が進んでおり、対象となる児童及び保護者にとって、その児童の特性に合った事業所を選択できる状況になっており、放課後の居場所についての拡充が図られてきております。

4点目の乳幼児から高齢期まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援、相談支援体制の強化の取り組みについてであります。現在町では、障害者相談支援事業所の相談支援専門員

により、障害のある方等の家族や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のための必要な援助、障害福祉サービス等の活用など、障害の方等が地域社会で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援専門員が利用者のサービス等、利用計画を作成し、ライフステージに応じた切れ目のない支援や相談支援を行っております。

5点目の民間活力、ボランティア支援との連携、居場所の確保についてであります。民間活力については、今後障害のある方等の要望に対応していくためには、民間による事業所の設置やマンパワーが大きな役割を担うものと考えます。また、ボランティア支援との連携については、町民活動センターとの情報の共有を図り、障害のある方等に対する支援体制の充実を図ってまいります。居場所の確保については、福祉サービスである放課後等デイサービスや日中一時支援事業などの活用により、自宅の外での居場所の確保を図ってまいります。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） それでは、2点目の教育支援委員会等と連携した小学校入学前の支援と、学校等と連携した学齢期の支援の取り組みと課題についてお答えします。

小学校入学前の未就学児への対応として、乳幼児健診担当の健康づくり課や町療育つぼみ教室担当の社会福祉課からの情報提供を受け、就学前施設等の訪問や状況把握、保護者との就学相談を行っております。また、就学前施設等の訪問を行い、連携を密にして、就学に不安を感じている保護者が就学相談担当と連絡をとることができるようにしております。学齢時に関しましては、学校と保護者が十分に連絡をとり合い、合意形成を図り、合理的配慮を行うことや専門機関等の検査を受けながら、一人ひとりの発達障害に対応することに努めております。

以上のような対応により、就学前施設、学校、専門機関、保護者から得られた情報を教育支援委員会に諮り、専門家による適切な判断を仰いでおります。課題としましては、発達障害者支援法も含めて、発達障害に関してより多くの方の理解が深まるようにすることが必要と捉えております。

次に、個別の教育支援計画や指導計画の作成と、福祉機関との情報共有の推進についてであります。個別の指導計画は特別支援学級に在籍する全ての児童生徒、個別の指導を必要とする通常学級に在籍する児童生徒に関して作成し、日々の授業に活用しております。この個別指導計画は、小学校から中学校へ引き継がれ、一貫した対応が図れるようにしてあります。

次に、サポートファイル「すまいるファイル」の作成の推進についてであります。より早期からの一貫した特別支援教育を図るため、サポートファイル「すまいるファイル」に当たる、阿見町では「阿見町相談支援ファイル」を作成してあります。ファイルは、阿見町のホームページからダウンロードできるようになっています。現在、広報あみにて情報を提供し、各機関

や保護者の活用を促しているところです。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、保護者支援のためのネットワークづくり、場の提供をお願いしたいということがございます。そしてまた障害者本人を支援することはもちろんでございますけれども、特に重要なのは、子供の発達に不安を感じ始めたり、障害に出合った時期の保護者、特に母親支援を充実させることが大事だと思っております。

また、子育てにふなれな時期にこういった障害と出会い、それまで描いていた子育てへの希望が失われ、心が揺れ動いていく時期でもございますから、特に保護者同士が身近な体験を交流したり、知識・情報を交換し合ったりできる、そういった場が、ネットワークがさらに必要であると思います。希望と自信を持った育児が進められるような取り組みを強く要望しておきたいと思っております。

そしてまた母子手帳でございますけれども、利便性を考慮して3カ所ということでございますけれども、交付するときの取り組みはどのようにされておられるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） すいません。最後の母子手帳の取り組み、ちょっと聞き漏らしてしまったんですけども、もう一度申しわけございません。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 3カ所で交付をしているということですのでけれども、こういった形で交付されているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。どうも申しわけございませんでした。

まず、最初です、子育てで不安がある場合の保護者の方の情報交換の場等でございますが、現在です、町のほうで答弁差し上げましたように、健診、1歳半とか3歳半の健診です、不安があるというようなケース等があった場合に、あとは健診の中でスクリーニングを実施してございますので、そういった中で不安なケース、それから健診の後に、今度は保健師との相談も設けてございます。そういった中で、対応に困ったり、発達が心配で相談を希望するケース等もあろうかと思っております。

そういった場合に、まず町のほうでは、御承知のように、ぺんぎん教室というのを実施して

ございます。このペンギん教室につきましては、乳幼児健診等におきまして、精神、言語等の発達におくれがあると思われるお子様、母子において経過観察が必要な就学前の親子を対象にしまして、集団、個別相談を行い、健全な発達を支援するという教室を実施してございます。この教室は年に12回開催しておりまして、平成27年度でいきますと、実人数で14名、延べ98名の方が利用されている。そういった中で、情報の交換等もできているのではないかなというふうに思われます。

そのほかに、親子の相談ルーム、くれよんという名称を使っているんですけども、これも実施しておりまして、この親子相談ルーム、くれよんですけども、就学前のお子さんを対象にいたしまして、言語、精神等の発達におくれのある幼児、その保護者に対しまして、心理相談員、保健師による個別の発達相談を実施してございます。平成27年度でございますが、17回実施しておりまして、延べ24名の方が御利用されているということで、こういったペンギん教室ですとか親子相談ルーム等を活用して、情報交換の場、相談の場を設けているところでございます。そのほかですね、随時保健師による相談等も実施してございます。

2点目の母子手帳の交付でございますけれども、交付は先ほど申し上げましたように、役場庁舎、健康づくり課、うずら出張所で扱ってございます。妊娠の届け書を提出していただくことによりまして、その場でスムーズに交付をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 私が言っていることなんですけれども、最初のきっかけが大切ということで、今厚労省でもいろんな、何と言うんですかね、最初からずっと続けてやるということで、産前産後ということで、一番最初の登竜門でございますので、そういったこともまだ町単位ではございますけれども、阿見町におきましては保健センター、子育て療育センター、そういったものが市と違って何もまずありませんけれども、そういったところで、こういった形で、市から劣っている、こういったね、体制ですけども、そこら辺を補完していく、そういったことも今は考えて、ぜひ、いく、そういうときに来ているかと私は強く要望しておきます。今日はその辺で終わりにしたいと思います。

それでは次に、就学前のさまざまな相談で機会を持っていただいているということは承知しております。そういった中で早期支援、また関係部局につないでいただければ、これほど幸いなことはございません。療育ということで、大学との関係でつぼみ教室も大変喜ばれているということは承知しております。広報のほうでも、ぜひ周知といったこともしていただければいいのかなと思います。

それで、福祉のほうはあれですけども、そういった中で、もしお話ししていただけること

があればよろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。十分に現在やっている、いろいろな施策行ってございますので、町民の皆様に幅広く周知が行き届かないと、せっかくやっても御利用できないということになりますので、そういったことのないように周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

それから、母子手帳についてはちょっと補足をさせていただきたいんですけども、健康づくり課ですと保健師さんがいて、直接そこで聞き取り等もできると思います。そのほか、役場、うずら出張所ですと、受け付けをした場合はですね、最終的に、妊娠届け書は全て健康づくり課の保健師のところに集まってきます。

そこで、保健師が自ら記入漏れがないかどうか、妊娠届けの中には健康状態ですとか、これまでの妊娠についてですとか、いろいろ体調等にかかわるようなこと、お母さんになれる妊婦の方の今の気持ちですとか、いろいろなことも書くようになってございますので、保健師がチェックした際に気になるケースにつきましては、全て保健師が個別に連絡をとって、必要に応じてですね、アドバイスや訪問相談を実際に行っているということで、補完をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、了解いたしました。丁寧に、そういった面ではやっていただいているのは承知しております。そういったことがつながっていけばいいのかなと、これは今後の課題かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次で、教育長のほうにお話を移したいと思います。特別支援学級の各小中学校の教室、クラス、在宅人数の推移をお聞かせください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。

それではお答えします。特別支援学級の学級数のことで、まずよろしいでしょうか。学級数なんですけれども、ちょっと待ってください、数えますので。小学校のほうでは全部で17、中学校のほうでは現在8となっております。在籍の児童数についてなんですけれども、小学校のほうでは全部で89名、中学校のほうでは全部で43名となっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。いろんな教室があるかと思うんですけ

れども、情緒とか、そういった学校別に教えていただけますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。

小学校のほうでは、知的学級、自閉・情緒学級、言語学級と3つがあります。知的学級が今年度10、言語学級が1、自閉・情緒学級が6となっております。中学校のほうでは、知的学級と自閉・情緒学級の2種類がありまして、知的のほうは5、自閉・情緒のほうは3となっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 学校別にとお聞きしたんですけれども。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい。学校別というのは、阿見小学校がということでしょうか。

それでは、お答えいたします。阿見小学校のほうでは知的が1、言語が1、自閉・情緒が1、実穀小学校のほうでは知的が1、本郷小学校のほうでは知的が3、自閉・情緒が2、君原小学校、知的が1、舟島小学校、情緒が1、阿見第一小学校、知的が3、情緒が1、阿見第二小学校、知的が1、情緒が1。

中学校のほうにいきます。阿見中学校、知的が1、情緒が1、朝日中学校、知的が2、情緒が1、竹来中学校、知的が2、情緒が1となっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。ここには支援員さんがついておられるということになっているかと思えますけれども、その支援員さんは何人ぐらい、それぞれ学校にいらっしゃるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい。今ちょっと手元に、各学校ごとのというのは持ってきてないんですが、全部で23名配置しております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。後で教えてください。よろしくお願いたします。

それでは、現場の先生方も年々増えているということは承知しておりますけれども、理解また啓発、研修というのは、どのように今されているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい。特別支援，発達障害も含めての特別支援関係の教育というのは，これからますます重要になってくると捉えております。県のほうからの職員に対する研修，町内での研修，今難波さんのほうからあった特別支援員に対する研修などなどを計画的に行っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。そうしましたら，今現在は行っていないということなんでしょうか。現在も行っているということでしょうか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい。毎年計画的に行っています。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 保護者に対しては，当然そういった理解を求めていくと思うんですけども，どのようにやっていらっしゃるのか。また，相談会とか，そういったものも今現実には持っていていただいているんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい，お答えします。

個別に困っている保護者の方も当然いますので，そちらに関しては慎重にきちんと実態等を踏まえて，保護者との対話を大切にしながら慎重に進めていきます。個別の支援が必要な場合には，個別の支援の計画をつくったり，教育支援計画をつくったりしながら，先ほど教育長の答弁にありましたように，教育支援会議等に諮りながら，適宜対応しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 職員の研修ですが，今室長から説明があった町での研修以外にですね，県教委のほうからも，特別支援学校がその地域の拠点校になっていますので，そこからの就学相談とかそういう案内が来ますので，各学校を通して保護者の方にも知らせて，必要感を感じてる保護者の方は個別にそちらに行かれて相談をしているという状況もあります。付け加えます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。状況はわかりました。御答弁にもありましたが，より多くの方，そういった方にも理解が深まるようにすることが必要というふうに御答弁にございましたけれども，それが課題ということで，こういう人権に対してのそ

ういった講演は非常に大切かと思えます。そういった講演会をぜひ企画していただきた
いと思えます。

昨日ですね、阿見町の教育委員会のほうから昨日いただいたばかりなんですけど、ぱっと広
げました。そしたら、各小中学校の研究のテーマに、すごいなあと思ったんですけど、ユニバ
ーサルデザインを活かした授業づくりって。ほんとに阿見町はすごいなと。県でもそういうこ
とでね、国でも取り上げていることではありますけれども、そういった中で当事者以外にも周
りが、先ほどもお話ししましたけれども、気遣いをしていくということが勉強であるのかなと
思うんですけども、非常に期待するところではあります。ぜひわかる範囲で御説明いただ
けますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） ユニバーサルデザインということについての説明でよろしいでしょ
うか。はい。

ユニバーサルデザインを取り入れた学校教育というのは、教育のほうではここ何年間か特に
話題になっている教育です。ユニバーサルデザインというのは、もともとは施設だったり製品
だったりについて使われた言葉で、誰でも使える、誰でも使いやすい。例えば、説明でいま
すと、コピー機のところにクリップのマークがついていて、こう斜め線なんか引いてあれば、
あの絵を見て、「あ、これクリップ使っちゃだめなんだな」とわかるように、誰でもが見てわ
かるような、ああいうのをユニバーサルデザインというんですが、そういうものを学校の教育
の中に取り入れられないだろうか。

つまり、いろんな困り感を持っている子供たちが、一斉授業といいますか、クラスの中で授
業をするわけですので、どの子にもわかりやすい授業ということで、ユニバーサルデザインを
取り入れた授業ということ。いろんなところがユニバーサルデザインということ。ただそれを
教師のほうで、このしゃべり方をすればみんなわかるかなとか、こういうことをしたら困っ
ている人もわかるかなと。

一例を挙げますと、例えば今私が説明をして、何か問題を出したとします。問題を聞いただ
けでわかる子もいると思うんですが、問題を解いていくうちに、「あれ、何のこと、何の問題
解いてたんだっけ」なんてということで、先生の言ったことを忘れる。そういうときに思い出
せるように、黒板に問題をきちんと書いておくとか、イメージしやすいように問題に対して写
真を取り入れたりとか、先ほどの電子黒板を使ったりとか、一例を挙げればいろいろあるん
ですけども、とにかくみんながわかりやすいようにというようなことが、ユニバーサルデザ
インを取り入れた授業、それについて各学校で取り組んでいるという次第です。

さらには、発達障害関係の質問ですので、特別に配慮するお子さんに対しては合理的配慮を

行ったりとか、そういうことをやって各学校では教育に当たっていると。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 詳しい御説明、大変にありがとうございました。ほんとに素晴らしい授業をされているんだなと思っております。教育は教育者にとということで、ぜひよろしくお願い申し上げます。

先ほど早速ダウンロードをさせて、相談支援ファイルということで、生まれたときから全部あるということで、進学、就職まであるということで、これがあれば相談するときもほんとにしやすいなと。あとは、御本人、保護者の手元に渡って、活用をいかにしていただけるかなということが非常に周知が大切かなと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

阿見町で特別支援教育に携わっていらっしゃる先生も、こんなことをおっしゃってました。「私はですね、この子供たちの特性を見つけてあげて、引き出してあげたいんだ」っておっしゃってました。「持ち味を發揮させてあげられるように、また将来仕事を持って納税者になれるようにしてあげたいんだ」って。「教育に携わって、そうやって私はしてきたんだ」っていう。私自身、一生懸命なお姿に、ずっとその先生の感銘を受けていた一人でありますので、先生、すごいな、ありがたいなって、そういうふうに思った次第でございます。

家庭教育の充実ということで、今回、新教育長になられました菅谷教育長、ほんとに素早くということでスピード感を持って、柔軟性を持ってということをもットーにしていらっしゃるということで、乳幼児の福祉部門ともやって、資料をただいまやっただいておりますけれども、今後、複雑かつ広く、一人の人権、学校の中でいかにその子が実は素晴らしいということも含めて、御所見がございましたら、教育長、よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） シャベレということなので。

よく学校教育では一人ひとりという言葉を使いますが、これが原点になるかと思います。話が戻ってしまいますが、子供と教員が一人ひとりをよく理解するためには、子供と教員が向き合う時間が大事になってきます。その時間の確保のために、先ほど申し上げましたように、私は教育委員会で絵画の募集、作文、いろんなものが学校現場に寄ってきます。それをフィルターにかけております。つまり先生方に子供と向き合う時間を大切にしてくださいということをお願いしています。

3.11で電気が来なくなったときがありましたね。あのとき私、しばらくこれ続くといいなと思ったんです。何でかっていうと、学校でパソコンに向かう先生が多いんです。パソコンに向かわなくても教育できるよっていう、もう一回原点に戻ってみる必要があるかなと思って、

そんなことを考えたことがありました。

それと、特別支援教育ですが、御紹介しておきますが、2つお話をします。

1つは教員人事に関してなんですが、阿見町では今年度の人事、舟島小学校が公募型人事っていうのに宮本校長が手を挙げました。これはうちの校長がですね、経営ビジョンを示して、プレゼンテーションをして、私は来年度こういう学校経営をしたいというものを述べるんです。そうすると、県南地域あたりから、ああ、その校長のもとで働きたい、その一役を担いたいという職員が手を挙げて応募してくる、そういう制度です。

舟島小学校の宮本校長は、特別支援教育で手を挙げてプレゼンをして、1人の先生がそこに応募してきて、多分ユニバーサルデザインのね、舟島小が多かったと思いますが、そういう経営をしているっていうことを御紹介しておきます。通常の人事異動ではなくてね。そういう前向きな校長がいる。

それからもう1つ、お願いなんですが、皆さん方にも特別支援教育についての御理解を深めたい。それは、例えば入学式、卒業式、皆さん出られております。「何だ、ふらふらしている子だな」。私も校長のときに、中学校の入学式と卒業式に出ました。ある子供が座席で足を組んでですね、動かしてるんですね。発達障害を理解できない人は、「何だ校長、あれ。足ふらふらしてる子供がいるよ。先生ら、誰一人として注意しないじゃないの」。そういうことのないようにしていただきたい。その子は足を動かすことで、自分の気持ちをコントロールしているんです。

皆さん、特別支援学級にトランポリンがあるのをわかりますよね。ごらんになってますよね。あれもそうですよね。NHKの番組で3年ぐらい前ですか、「僕が跳びはねる理由」っていうのをごらんになった方いると思いますが、あの子がちゃんと言ってますよね。「僕は跳びはねることで、自分の心をコントロールしてるんだ」。そういうところまで理解をして、参列していただきたい。それは皆さんだけではなくてね。一般の方にも発達障害について理解していただきたい。

子供ばかりじゃありません。大人にも発達障害いっぱいいます。阿見小勤務のときに、子供たちに夏休みの課題図書をあげるの、先生方にも校長から課題図書を与えます。大人の発達障害の本を与えました。一人ひとりにやるのはポケットマネー大変なんで、学年に1冊です。それは大変なだけじゃなくて、一人ひとりに渡しちゃうと読まないやつも出てくるからです。グループで読んでれば、「読んだ」「読んだよ」って、グループで話し合いになりますね。そういう意図もあったんですが、それを読んでいくと、「あれ私、これ該当する部分あるな」って。私なんかもそうなんですが、「あ、これ俺、ここ該当するな」っていうのがあるんですけども、そういうふういきちとした理解をしていただきたいというふうに思います。

せっかく何かっていうことだったので、機会をいただきましたので、勝手なことを申し上げましたがよろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。しっかりと心得ておきます。

あと1つで終わりますけれども、最後に民間活力ということで御答弁ありました。社協との連携、そして新たな事業展開も必要になってくるのではないのかなと思います。その辺についてお伺いすると、ボランティア支援との連携ということで、町民活動センターと情報の共有を図っていくとの御答弁でございましたけれども、ボランティア支援の場の提供ということで、実はさわやかセンターの祭日の開放はできないものかとの要望を再三いただいております。そういったことも踏まえて、今後の課題、検討をぜひともお願いいたしたいところでございます。もしお答えできるようでありましたら、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 発達障害等につきまして、早いうちからの気づきが非常に大切でございます。そういったことで健診から始まりまして、そういったケースにつきましては、先ほどのぺんぎん教室とかくれよん教室、保健師の巡回相談、それ以外に民間の事業所による放課後デイサービスですとか、町のほうで特別支援学校生の児童クラブ、障害者の相談支援事業所によりまして各種の相談支援、援助等も行っております。社会福祉協議会も相談支援事業所の1つでございます。

ですから、幅広い意味でいきますと、早いうちからのまず気づきが必要であろうと。そこで気づいた、何らかの障害があるのでないかといった場合に、町のほうで実施しているそういったもろもろの教室ですとか、巡回相談プラス民間の活力を活用して民間さんでやられている放課後のデイサービス、各種民間の事業所等の連携を図りながら、当然その中には社会福祉協議会がある程度は民間の相談支援事業所の中では、1つの中心的な役割も今後ですね、検討していただきたいなというふうに思っておりますので、そういったところも含めまして、先ほどの連携も、この分野でも町のほうでは連携を強化してまいりたいと思っております。

それから、支援の場の提供ということで、土日の、先ほどのさわやかセンター、総合保健福祉会館の現時点での開設というのは、いろいろな問題等もございまして、なかなか難しいのではないかなと思っておりますが、あとは町民活動センターと連携して、ボランティアをされる方の場の提供の場所等についてもですね、いろいろ情報等を交換しながらやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変に丁寧な御説明、ありがとうございました。まだまだ今後の課題もごさいます。ほんとにありがとうございます。

次の質問に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい。難波さんのほうに、先ほど支援員の数だけ伝えたんですが、学校ごとというのが手元になかったもんですが、今入りましたのでお答えします。

阿見小学校が4、本郷小学校が6、舟島小学校が2、阿見第一小学校が5、阿見第二小学校が3、阿見中学校が1、朝日中学校が1、竹来中学校が1。支援員を配置している、配置していないというのがありますが、こちらは全体を考えてバランスで23人を、全体の中でバランスを考慮して配置した結果です。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それでは、最後の質問に移らせていただきます。平地林の整備と助成についてお聞きいたしたいと思います。

町内では平地林が広範囲に存在しておりますが、国内産木材価格の低迷によりまして、生産性が悪化しております。そういったことから、伐採しても、木材を売却してもなかなか利益が上がらない。また、高齢化の進行によりまして、森林所有者による管理がされない、放棄され、荒廃した森林が大変に増加しております。景観上、防犯上も大変に問題になっております。

阿見町では、平成24年には阿見町環境保全基本調査報告書もまとめられておりますが、私たちの身近にも多種多様な生物がいることもわかっております。自然と共生・共存し、阿見町の自然環境を次世代に引き継ぐべく、第6次総合計画にも位置づけられておりますけれども、自然緑地の保全と活用の取り組みについてお伺いいたしたいと思います。また、阿見町景観条例を制定し、景観保全を計画的に進めておりますことを評価するものでございます。そこで、景観整備事業の現状と課題、今後の取り組みについてもお伺いいたしたいと思います。

最後に、土地所有者の高齢化等の事情により、市街地からも見通せなくなった荒廃している森林を、近接しております地域住民が植樹、下刈り、伐採、枝切り、散策路の開設などの整備を行い、良好で潤いのある沿道景観の形成や良好な住環境の整備を推進している動きがございましてけれども、今後こういった町民との協働による、里親として景観整備事業が推進されますよう、助成制度の導入はできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、平地林の整備と助成についてお答えいたします。

1点目の自然緑地の保全と活用の取り組みについてお答えいたします。

当町では、身近なみどり推進整備事業を活用し、平地林の保全に取り組んでおります。当該事業は、茨城県森林湖沼環境税を活用した茨城県の補助を受け、荒廃した森林を整備・保全させるための事業です。町では、毎年5ヘクタール程度を目標に森林整備を計画しておりますが、ここ数年は事業の採択を求める森林所有者が増加傾向にあり、事業費の増額補正を行いながら対応している状況です。当町では事業が開始された平成20年度からの8年間で、約52ヘクタールの森林を整備・保全しております。

2点目の景観整備事業の現状と課題、今後の取り組みについてです。質問の趣旨が市街化区域の森林保全に対する取り組みと思われるので、町民の森事業についてお答えをいたします。

現状について、町は景観形成事業において阿見町景観条例を制定し、町民の森事業を実施しております。町民の森は、市街化区域あるいは市街化区域に隣接する樹林地において、一定条件を満たす区域を対象に指定しております。指定状況としては、若栗地区の1万625平方メートル及び中央地区の9,431平方メートルの2カ所の樹林地を指定しており、町の里親制度を活用して、清掃活動等に取り組む団体を支援しております。

課題としては、町民の森は市街化区域及びその隣接地となることから、対象樹林地の減少及び樹林地所有者の同意が難しくなっていることが上げられます。今後の取り組み方針としては、既に指定しております2カ所の町民の森の継続と里親の支援を進めるとともに、市街地の緑の保全を進める取り組みを検討してまいります。

3点目の里親として景観整備事業が推進されるよう、助成制度の導入ができないかについてお答えいたします。

前の質問でもお答えした、町民の森の清掃等に取り組む団体を里親と認定し、その活動を支援する制度がございます。しかし、この制度に該当させるには、候補地の選定調査後、景観審議会において町民の森としての適性判断を仰ぐこととなります。さらに、町民の森は、町が市街化の貴重な保全すべき樹林地として位置づけるため、所有者には長期間町民の森としての利用に承諾をいただく必要があります。このような手続を踏まえるため、町民の森の指定には相当期間が必要です。

市街化区域を中心とした樹林地の保全に取り組む活動組織の支援については、景観形成、町民協働のまちづくりの観点からも必要と感じております。このようなことから、現行の里親制度等の支援制度を参考に、手続の簡素化並びに町の財政状況を考慮しながら、新たな支援制度の創設を検討してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、ありがとうございました。

それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。3点。

まず1点目、身近なみどり推進整備事業の活用についてお伺いいたしたいと思います。森林所有者の事業の採択が増加傾向ということでございますけれども、優先順位や縛りのようなものがありましたらお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

身近なみどりの整備事業ですけれども、平成20年度から県の森林環境湖沼税を活用して取り組んでいるというふうな事業でございます。実際に年度ごとにお話しさせていただきますと、20年度が5.56ヘクタール、599万5,000円、21年度が4.25ヘクタール、598万5,000円、22年度が5.25ヘクタール、596万4,000円、23年度が7.92ヘクタール、719万2,000円、24年度が9.97ヘクタール、1,197万円、25年度が9.58ヘクタール、771万7,500円、26年度が6.16ヘクタール、937万4,000円、27年度が3.55ヘクタールで723万6,000円というふうな経過になっております。

阿見町の調整区域の山林、1,100ヘクタールちょっとあるんですけれども、その中で荒廃した山林を自ら所有している人が、高齢化によって整備ができないということで整備をしてほしいというふうな要望はあります。ただ、必要性があれば、町としてはなるべく身近なみどりの補助金を活用して整備をしていくというふうな考え方ではおります。ですので、当初予算は前年度とか実績に見合った予算を組んでおりますけれども、県の予算が対応できるというふうなことであれば、追加できるものについては追加をして整備しているというふうなことでございます。よろしいでしょうか。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変失礼なんですけど、これは随時ということでしょうか。年々県からの助成の認定が決まっているかと思うんですけれども、そういうのはいないのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 当該年度に次年度の計画、要望があったところを県のほうと調整をしまして、予算を獲得するというふうな考え方でおります。ただ、当該年度でもし県のほうで予算が余って、追加で要望が来て、私の山もぜひ事業に取り組んでもらいたいというふうな要望があったときには、県とまたさらに調整をして、補正等でも対応して、それが県のほうでも受け入れられるというふうなことであれば、随時補正予算等で対応して、事業を執行するというふうなことでございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、ありがとうございました。

それでは、次の質問に行きたいと思います。景観形成事業の里親制度の内容を教えてくださいませんか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 景観形成道路ですか。景観形成事業ですか。わかりました。

阿見町景観条例に基づく里親制度ということによろしいかと思えます。町民の森の指定については、先ほど町長が答弁したとおりでございます。それについては、阿見町公園緑地里親制度要綱というのがございます。その中で、5人以上で構成された地域住民団体であって、かつ当該活動に係る公園緑地が所在する行政区の区長が承認した方に対して一定の助成を行うというものでございます。

内容につきましては、公園緑地の清掃及び環境美化活動、公園緑地の除草、公園緑地内の施設の点検、危険箇所等の情報提供、その他何点かあるんですけども、そういったものに取り組む団体に対して、1平方メートル当たり40円を乗じて得た額以内の金額を補助金として交付しているということで、5万円に満たない場合は5万円、20万円を超えるものについては限度額20万円ということで、里親団体に補助金として交付をしているというふうなものでございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。

それでは、最後の質問なんですけれども、樹林地の保全ですね、そういった取り組む活動組織の支援、そういうのが見られるんですけども、新たな支援制度、そういったことを検討していただけるのかどうかということで質問しているわけですが、言ってることわかりますでしょうか。これから多くのこういった地域のマンパワーですね、町の土地ではない、でも私たちはここをやりたいんだということで、市街化地域の中にそういった森をやりましょうということで、そういう動きが今非常に出ているんですけども、そういったことはこの里親制度にもひっかからないと、そういったことで今日は質問したわけですけども、少しでも早期の創設、そういった方たちにも、みどりの基金の条例を簡素化して、検討していくという御答弁でございますけれども、ぜひぜひ少しでも早く創設をお願いしたいと思ひまして、今回は御質問させていただきました。時期なんですけれども、ぜひこの辺をお伺いさせていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） その前に、公園緑地里親制度、それから道路里親制度っていう制度が町にはあるんですけども、町の公共施設、道路とか公園、緑地、町の管理している施設に対して、地域住民の方がいろいろと清掃活動ですとか、ごみ拾いをやっていただく、里

親としてやっていただけることに対しての支援をしているというものでございます。

今難波議員が言われたのは、あくまでも民間の山林をその地域住民が清掃活動ですとか、きれいにしていくというふうな取り組みに対してというふうな制度については、今の段階では里親制度を使うことがちょっと難しいということなんです。とはいっても、地域の方に美しい里山を保全していただくということは大切なことだと思いますし、その部分については、今後里親制度に準じた中でですね、制度をですね、つくっていくというふうな方向で進めていきたいというふうに思います。

ただ、今年度中には予算は、制度がないのでなかなか難しいと思いますけれども、できれば来年度、そういった予算がとれるような制度ができればということで、担当課のほうも鋭意検討しているところですので、なるべく早い時期に取り組みをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 最後に、町長からまちづくりの一端として御所見をお伺ひしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 前々から、先ほど私の答弁のほうにもありましたけれども、町民が率先してそういうことでね、町の景観、そういうものを守るんだと。これ、幸せリングというのを私言ってますけど、そういう面では幸せに通じるんだ、環境の整備っていうのは幸せに通じるんだって、そういう団体でありました。民間の人がやったにしても、非常に公共的なものになってくると思うんですよね。その地域の人たちがそこをきれいにしていくということは。

そういうものを町がきちんと助成できるような制度設計を、今部長から言ったとおり、今年度は間に合わないって言うけど、それだったら早くしろって言いたいんですけど、俺ばかりが頑張ってもこれはできないんで、来年度には必ずそういう助成制度をつくるっていう形で答弁をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。これで終了いたします。

○議長（紙井和美君） これで、13番難波千香子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は、午後2時20分といたします。

午後 2時10分休憩

午後 2時20分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番川畑秀慈君の一般質問を行います。

12番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔12番川畑秀慈君登壇〕

○12番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。改選後初めての定例会、最後の一般質問になります。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問いたします。

イタリア共和国憲法第9条「共和国は国の自然美、歴史的及び芸術的遺産を保護する」、このような内容がしたためられています。これはイタリア共和国の憲法で、1947年12月27日に公布、1948年1月1日に施行された第9条の内容であります。さて、この規定があるにもかかわらず、戦後の経済成長の過程で、多くの景観が工業開発、観光開発で失われました。

しかし、1980年代になると、イタリア人の生活感に変化が生まれました。余暇のあり方が団体による短期のものから、個人や家族による長期のものへと変わり、そのため観光資本の発達、開発した地域ではなく、日常的に自然と触れ合う、総合的な環境が求められるようになりました。1985年、上院議員で文化財・環境財省の政務次官、ナポリ大学歴史学の教授、J・ガラッソの起草した景観保全法が制定されました。

この法律は、観光開発などによって失われた自然の景観を回復するために、前述の憲法9条の趣旨によって制定されたものであります。イタリアでは景観の美を保存の対象とする考え方は、環境保全政策の基本でありました。ガラッソ法の意義は、自然や文化、歴史といったものを景観という名で保存する。それは国立公園、博物館、観光地といった限られた場所で保存するだけではなく、日常生活の環境として確保することに意義があるとしています。

また、これは適正な計画理念によって土地利用を規制し、美しい状態を後世に伝えることが国家の文化行政であり、国民の文化の育成であるという理念である。それは言うまでもなく、公共の利益たり得、個人の財産権を制限する根拠としています。

さて、阿見町ではどうなっているのか。今年の3月中旬に寺子公会堂近くの雑地の利用について、ある不動産業者とスリランカ人と思われる人、数人がここに来て、自動車のエンジンの解体をすると近隣の人に挨拶をして回ったようであります。現在は鉄製の塀で覆われ、出入口も当初は県道側につくるとしていましたが、町道側の民家の前につくってあります。静かで穏やかな田園風景の中に、突如鉄の塀の大きな囲いをつくられ、景観としても大いに損なわれ、今後の進展によってはさまざまな環境破壊にもつながることが予想されます。

さて、先ほど車のエンジンの解体という話をしましたが、自動車の盗難の実態についてデータをちょっと調べてまいりました。昨年、2015年のデータをランキング、これによりますと、合計発生件数が、2014年に比べると1万6,104件から1万3,821件と大幅に減少してきています。

ただし、1位愛知県2,724件、長年上位3位は愛知、大阪、千葉が毎年入れかわっている。これは激戦区でありましたが、ピーク時の2001年には6,067件もの盗難件数があった千葉県、2014年、一昨年が1,846件で第3位、2015年、昨年は1,277件まで激減いたしました。茨城県は、2014年第4位。これは1,814件あったのが、件数が増えていきまして第2位になり、歴史的な入れかわりである。このように警察のホームページのほうに書いてありました。

さて、平成26年度末の千葉県内のヤード数、これを調べてみますと、全国で最も多い約500カ所、正確に510カ所、これが存在しており、印旛地域が354、千葉・市原で55カ所、非常に多くのヤードが存在しております。

さて、この一部のヤードが国際犯罪組織による盗難自動車の解体、不正輸出のための作業場となっているほか、不法滞在外国人の稼働、居場所や薬物の使用、隠ぺい場所として利用されるなど、犯罪の温床となっている実態が認められ、治安上の脅威となっております。このためヤードの実態解明に努めるとともに、不法ヤードに対しては各種法令を適用した検挙、解体を徹底するほか、県等、関係機関と連携をとり、不法ヤード化の防止に、今千葉県警は取り組んでおります。

さて、平成26年度末の全国のヤード数、これは千葉県警で調べた数であります。千葉県が全体の24%で510カ所、このとき埼玉が230、愛知県が190、茨城県が170カ所でありました。さて、今年、平成28年5月末の茨城県のヤードの数は240カ所に増えております。この実態を踏まえて質問をいたします。

町の環境保全について。千葉県において、環境問題からヤード適正化条例が平成26年12月に制定され、平成27年4月に施行されました。阿見町ではこの条例をどのように評価していますか。

2点目、阿見町において自動車部品のヤードは何カ所ありますか。それに対して、今までどのような対応をしてきましたか。

最後に、町内で自動車部品等のヤードを保管する事業者がいたときは、どのような対応をしていきますか。

以上4点についてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 町の環境保全についてという質問にお答えいたします。

先ほども申しましたが、環境というのは町にとっても、地方創生にとっても非常に大事な視点だという話はいつも耳にしております。

それでは、1点目の千葉県で施行されたヤード適正化条例についてどのような評価をしているかについてであります。千葉県には全国で最も多い、先ほど510カ所というヤードが存在しておるといような川畑議員のお話でありました。その一部のヤードが国際犯罪組織による盗難自動車の解体、不正輸出のための作業場となっているほか、不法滞在外国人の稼働、い集場所や薬物の使用、隠匿場所として利用されるなど、犯罪の温床となっている実態が認められ、治安上の脅威となっています。また、ヤード内の自動車部品から油などが流出したりする事案も発生しており、環境保全上の問題発生も生じております。

このような状況下において、千葉県では、住民の生活環境保全と安心・安全な生活の確保を図るため、平成27年4月1日より、ヤード適正化条例を施行しております。今般、随分新聞にも坂東市のヤード条例ということで出ておりました。現在、町内においてはこのような事案は特に発生しておりませんが、住民の平穏な生活環境を確保することが重要な課題と認識しており、千葉県の今般の条例は全国に先駆けた先進的な取り組みだと考えております。

2点目のヤードの箇所数と3点目のこれまでの対応と、4点目の自動車部品等をヤード保管する事業者がいたときの対応については、関連しておりますのであわせてお答えいたします。

現在当町では、自動車リサイクル法に基づき、県から中古車解体業の許可を得た事業所は町内に4カ所あります。県ではまず、事業者より事業計画書を提出させ、書面確認、現地確認及び市町村より意見を聴取し、特に支障がなければ設置を認め、再び施設検査を実施し、問題がなければ許可申請を受理し、自動車リサイクル法の設置基準に適合しているか否かを判断して許可しております。

また、現在許可を受けている事業所については、2年に1回、県廃棄物対策課とともに事業所の立ち入り検査を行っております。今後も県や警察等の関係機関とより一層の連携を図りながら、適切な対応をとっていきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。まず、自動車部品等ヤードを保管する業者がヤードの設置場所の近隣に与えると考えられる環境への影響、どのようなことがまず考えられますか。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの御質問にお答えいたします。

先ず冒頭ですね、一言申し上げますが、我が国では、今年の2月現在のデータですと、トラック及び特殊車両、二輪車を含めまして、8,100万台以上の車が走っております。それに伴いまして、1年間に約500万台の中古車、いわゆる廃車等が発生する状況であります。関係法令

は古物業法、公安委員会が認可する古物商法並びに都道府県が所管する自動車リサイクル法、これが管理監督する根拠法令となっている状況でございます。

ただいま議員の御質問の件でございますが、環境上の懸念ということで、先ほどもお話がありました。厚い鉄板で囲った中でトラックが頻繁に出入りするとか、当然車を積んだトラックでございますから、大きな大型の車両が出入りするわけでございます。また、車を解体いたしまして、自動車オイル等の油種類が外に漏れ出す懸念がございます。それらの流出によります地下水への汚染の影響、これが一番大きく懸念する状況だと考えております。またですね、自動車の解体に伴いまして、ガラス等の破損も想定されますので、それらのガラスの破片の散乱とか、そういうものも懸念されております。

先ほど議員の御指摘がございましたが、外国人ですね、業種的にですね、後進国、東南アジア、先ほどのスリランカを含め、アフリカ・ナイジェリア等、海外に輸出する事例がございます。いわゆる我が国は世界有数の自動車大国でございますから、我が国で生産した車を新興諸国等に輸出するわけで、当然外国の方々が業務としてかかわっている状況でございます。

その中で、大半の事業者は法律を守りながら、適正に業務を行っているという前提に立ちながらも、一部の国際犯罪者集団等がその中で関与してしますので、さまざまな今申し上げました環境への懸念が発生する状況だと認識しております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。さて、この答弁でありましたが、中古車解体業の許可申請について、事業所より事業計画を提出させ、書面確認、現地確認及び市町村より意見を聴取し、特に支障がなければ設置を認め、再び設置検査を実施、問題がなければ許可申請を受理、自動車リサイクル法設置基準に適合しているか否かを判断して許可すると書いてあります。手続上、市町村の意見の支障とは具体的にどのような内容になりますか。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの御質問にお答えいたします。

当該市町村で関与する意見等についてでございますが、土地利用上の主な視点はですね、土地利用上の計画との整合性に問題がある場合は、施設の設置はできない。また、環境面ですね。先ほど申し上げましたが、油種類等の拡散に伴う地下水の汚染等、そのような環境保全上の問題が想定される場合は、市町村の意見書に記載して提出するというところでございます。

申しおりましたが、先ほども言いましたが、主な所管は茨城県でございまして、我々は、市町村は立ち入り権限を持ってございませんので、あくまでも県にその書類を提出するという

ことでございます。また、関係法案といたしましては、先ほども申し上げましたが、施設周辺の生活環境の保全に努めるとともに、住民等の理解を得るように努めるようにするというところで、また、関係法案では、指導要綱に記載されているものでは、自然環境の保全、災害の防止等を図るため、自然公園法、茨城県自然公園条例、自然環境保全法、都市計画法、文化財保護法、河川法等々の関係法令を立地条件の中であらうたっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。それと、設置検査、設置基準の適合の可否、これは具体的にはどういうことなんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの質問にお答えいたします。

まずですね、先ほども申し上げましたが、県の自動車リサイクル法、正確には使用済み自動車の解体業及び破砕業の施設に関する免許でございますが、事前審査の県の定めた要綱がございます。せっかくの機会でございますから、簡単に御説明申し上げます。

まず事業者がですね、県に事業計画書を提出いたします。受理した県は現地確認を行います。その中で今御質問の、町に意見書の提出を求めるものでございます。先ほども申し上げましたが、町のほうでは環境保全上の問題がないか、また都市計画法等、関係法令に抵触しないか、建築物が建てられる状況に当たるかとの要件を関係各課で意見聴取いたしまして、県に意見書を提出いたします。

その後ですね、特に問題がなければ、県がその結果を認めて事業者に報告いたします。その結果、業者が施設を建築いたします。いわゆる開発行為でございます。施設を設置した後、今度は施設の設置完了届け、これを事業者が県に再び提出いたします。提出を受けた県は現地確認をいたしまして、実地調査を行います。その中で不適合箇所は是正等の箇所がございましたら、業者に是正措置を行うものでございます。問題がなければ、是正の完了届けを県に提出いたしまして、施設が指導基準に適合した場合は、事業者に事前協議の完了通知を発行するとともに、当該市町村に事前審査の完了通知を発行いたします。

この結果、事前の審査完了通知を添付いたしました許可申請が業者から県に出されまして、いわゆる使用済み自動車の解体業の許可が出されまして、事業者に許可証が渡されます。また、許可についての通知が当該市町村に通知されるわけでございます。戻りますが、市町村で懸念がある場合は、環境保全上の理由、また建築物の建築に当たって関係法令に抵触していないか、それが主な要点だと思われまます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。今の状況を聞いても、いろんな検査があり、そこで提出書類があり、現地のいろんな形での立ち入り検査が入ってくるというのがよくわかりました。

さてそれでは、寺子の公会堂に隣接しているヤードらしき場所については、まず県に許可申請を出しているかどうか。もし、無許可のまま自動車の部品、エンジン等の解体を行ったときはどのような対応をされるか。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの御質問にお答えいたします。

現在ですね、議員御質問の例の寺子の現場でございますが、4月の上旬より周りを鉄製の壁やパイプで、仮設のパイプ等をですね、いわゆる仮設材を用いた建築が、一軒家でございまして、日をおきながら、我々の課も警察OBの環境保全監視員をまめに見れるようにということで、写真等を撮影しながら記録をとっております。途中でついたり、中断したりという状況がありましたが、今現在ほぼ囲った状況にあるようでございます。

御質問の件につきまして、先週末ですね、担当の県の県南県民センターの環境保全課さんに問い合わせたところ、現在のところ申請の類は一切ないということでございます。

以上でございます。

あ、もう1点ですね。今後、そういうわけで今現在無届けの状況でございますから、もし仮にあの場所で始まった場合は、直ちに自動車リサイクル法、県の登記では無届けでございますから、違反ということ。もしくはですね、もう1点、古物営業法ですね。これは警察の公安委員会の所管でございますので、その免許も持ってなければ当然警察の捜査の対象ということで、その辺はですね、当課の職員が常に監視いたしますので、そのような動きがあった場合は速やかに関係機関に通報して、早期の対応に当たりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

それでは、再度ちょっとしつこいんですが、今後も県や警察等の関係機関とより一層の連携を図りながら、適切な対応をとっていきたい、このようにありますけれども、今までもあそこがそういう話があって、スタートしてから、廃棄物対策課の皆さんにはいろいろと動いてもらってはいますが、具体的に警察、関係機関、これからも含めてどのような対応をとっていかれ

るのか。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいまの議員御質問の件でございますが、先ほども申し上げましたが、所管は県の県南県民センターの環境保全課並びに、所轄の警察署では牛久警察署の生活安全課さんが担当されております。

また、先ほどの議員の御質問の点でございますが、盗難品、大きく社会問題となっているのはいわゆる盗難車ですよね。盗難車が多いので、国際窃盗集団がその中で盗難車を持ち込んで速やかに解体して、各パーツごとに解体してそのままコンテナ等に入れて素早く海外に輸出する。それが、一番社会的にも懸念されている一連の作業だと思われまして。

それらの中で警察本部でもですね、牛久警察署は当然ながら警察本部の捜査三課、これは窃盗犯専門に担当する課でございますから、捜査三課が対応すると聞いております。また、古物業法ですね、古物営業法の関係でも、牛久署並びに警察本部の生活安全総務課さんが担当しているということでございまして、我々もパトロールしながら、先ほども申し上げましたが、動きがあれば、常に注意しながら、今後も正確な届けが出たかどうかはそれぞれの部署が担当するわけでございますが、情報提供ですね、我々に立ち入り権限が現在ございませんので、速やかに関係機関に連絡して、情報提供に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。今できる範囲内で、いろんな形で不法なものがあれば、きちんと管理監督して取り締まっていていただきたい、このように要望いたします。

さて、現在寺子の公会堂のすぐ隣接しているところの鉄製の塀の建て方なんですけど、ある意味非常に作り方が弱いというか、簡単に建てつけてある。強風が吹いたときにそれが飛ばされることもあるのではないかって懸念される。そういうことも言われております。実際県道のすぐ脇ですし、子供たちの通学路としても使っている、人の通りもある中で、建造物に当たるかどうかはちょっと何とも言えないんですが、仮設の塀、危険が非常にあるということに関して、どこが管理監督していくのかというのが1つ。

もう1つ。通学路の脇にはありますが、高い塀に囲まれ、見知らぬ人が出入りするとなると非常に不安な思い、子供たちもそうですが、保護者の皆さんも近隣の人たちも不安なことが十分あると思います。それに関して、安全確保を含めてそれは大体どこが担当するのか、その辺

をお願いします。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの御質問についてお答えいたします。

その前にですね、先ほども申しあげました県の「使用済自動車の解体業及び破砕業の施設に関する事前審査要領」、この資料を確認させていただきました。それに基づきますと、施設の構造基準がございまして、解体業に係る施設構造基準ということで、「使用済自動車または解体自動車の解体を行う場所以外の場所で、使用済自動車または解体自動車を保管する場合は、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所周囲に設けられ、かつ当該場所の範囲が明確であること」、この規定によりまして、周りを囲っているということが推察されます。

例のよくあるその寺子の現場でもございます鉄製の仮設のパネル板でございしますが、関係課に確認しましたところ、工作物には当たらないということで、町としては厳格な指導は、直接的な指導はできないという状況にあると推察されます。

私からは以上でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 通学路または歩道の安全確保に関してはどうでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） 教育委員会のほうから御答弁申し上げます。

通学路の指定でございしますが、子供たちが安全に登下校できる道路を各学校が指定しているということでございます。議員御指摘のヤードにつきましては、昨日と今朝回ってきました。ちょうど通学途中の子供たちと出会しまして、子供たちは5人列を組んで登校してございました。塀との距離を置きまして左側、というか反対側ですね、登校しておりまして、県道のT字路には男性の方が立哨してございました。60歳以上の方でございました。その近くにもう1人の小学生が待っていたという状況でございます。

ですので、教育委員会としては今朝ですね、実穀小学校と連絡をとりまして、保護者を含めた学校等の見解を、現在待っているところということでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、追加で御説明いたします。

先ほども申しあげましたように、先週末現在、ヤードとしての届け出は出てない状況でございますことを重ねて御報告申し上げます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。まさかあそこにああいうものができるとは想定もしていなかったんですが、鉄製のパネルで囲われたものが実際にでき上がってきた。先ほど町長からも出ました坂東市の件、なぜこんなに一気に増えてしまったのか。また、千葉の件においても、印旛周辺で350カ所近いというのも非常に異常である。これは地域住民の方たちの無関心もあったのかなという気もいたします。

今回はすぐ話があったんで、町長も含めて行政の担当の部または課のほうへ連絡をして、ずっと見守ってきていただいた経過も確かにあります。ですから、これからも私たち議員もそうですが、町民の皆さんにも、そういう何か異常と思われるようなことがあったときには、すぐ窓口をはっきりしていただいて、連絡をしていただく。そのような広報もぜひやっていただきたいと要望いたします。

私たち、この時代に生きていますが、より美しい阿見町を将来にどうこれを伝えていくか、手渡していくかということも大事なこれは責務であると思います。ですから、今できること、今いろんな問題があることを、条例をつくって取り締まらなれないとできないというよりも、つくらなくてもみんながこの町をきれいに維持し、守っていくことが大事になってくるのかなと感じております。ぜひ住民の皆様、そしてまたいろんなところから、こういうものに関しての連絡があったときは速やかに対応していただいて、町の環境保全、ぜひ今できる範囲になります。一生懸命取り組んでいただきたいと要望いたしまして、1点目の質問を終わります。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） それでは、2点目のクリーンセンターの管理運営について、ちょっと質問をさせていただきます。

廃棄物処理は、包装材などの製品の節約、リサイクルによってかなりの改善が図られています。しかし、この問題の公害防止技術には多くの問題があります。まず、日本の廃棄物の処理の特徴である焼却方式。国土が狭い日本では、大陸諸国のように埋め立てを中心にすることが現実難しい。その中で、焼却による廃棄物処理技術は、日本は世界最高峰であると思われます。世界の清掃工場の約70%が日本にあり、廃棄物の輸送を含め、焼却までの公害防止、工場のエネルギー再利用、特に福祉、スポーツ施設などの併設で、周辺住民との協調は徹底してきております。

しかし、焼却に伴う大気汚染や残渣の処理が問題であります。ダイオキシン問題処理のために、1日100トン以上の焼却の大規模清掃施設で解決するという現行の技術に関しても大いに問題があります。これによって、大規模施設の新設、大量のごみの常時収集、投入といった体制が必要となりました。それはごみが排出された地域で自家処理をするという清掃自治主義の

原則を破ってまいりました。また、リサイクルによるごみの減量を進めるという住民参加の環境政策の原則を崩し、大量生産、大量消費、そして大量廃棄というシステムを進めることになりました。このような中、平成9年に霞クリーンセンターが稼働しました。

そこで、質問をさせていただきます。

1点目、このクリーンセンターの稼働はいつまで続くのか。

2点目、その施設の建設費の内訳。

3点目、このクリーンセンターの規模はどのような想定でつくられたのか。

4点目、施設の更新時にはどのような計画を立てているのか。

この4点をお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、クリーンセンターの管理運営について。

1点目のクリーンセンターの稼働はいつまでですか、であります。平成25年度に霞クリーンセンターの余寿命調査を行った結果、耐用年数の目安として、平成39年から平成44年までの間と示されております。その結果を踏まえて、稼働は同時期ころまで想定しておりますが、今年度に公共施設等総合管理計画を策定する予定でありますので、その中でも検討していきたいと考えております。

2点目のその施設の建設費の内訳はであります。霞クリーンセンターの建設費総額59億6,370万円のうち、補助金が国庫補助と県補助を合わせて、7億1,059万5,000円であります。起債が46億7,030万、残り5億8,280万5,000円が一般財源となっております。

3点目のこのクリーンセンターの規模はどのような想定でつくりましたか、についてであります。霞クリーンセンターは、平成6年度に策定したごみ処理施設整備計画に基づき、計画目標年次を平成15年と定めて、計画収集人口を5万6,821人と見込み、計画処理量等から要整備規模を1日当たり84トンと算出し、その規模を想定のもとにしてつくられております。

4点目の施設の更新時にはどのような計画を考えていますか、についてであります。平成28年1月に出された環境省告示の中で、今後の全国的な一般廃棄物の中間処理施設の目標として、中長期的には焼却される全ての一般廃棄物について、熱回収が図られるよう取り組みを推進していくものとするという見解が示されております。

そのような状況に加え、東日本大震災以降において、地域の分散エネルギー供給施設として、ごみ焼却施設の重要性が増していること等を考慮すると、施設を更新するには新たに熱回収施設を建設することが求められております。今後の施設整備に当たっては、多額な財源が必要となるため、将来の計画処理量等を総合的に判断しながら、計画的な準備を進めていきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。クリーンセンターの建設計画の策定期間というのは、どのくらいかけて行ったのかお聞きします。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの御質問についてお答えいたします。

現在の霞クリーンセンターはですね、平成9年3月竣工でございます。計画はですね、古い資料でございますので、さかのぼって調べたところ、平成3年当時から計画した経緯があるようでございます。理由といたしましては、もともとの古い施設では、ごみが社会構造の変化に伴いまして、いわゆるプラスチック類が急増しまして、ごみの量が増えまして、それに伴い施設の処理能力を越える懸念があったので、平成3年当時から計画に着手したようでございます。

雑駁ですが以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、わかりました。計画収集人口5万6,821人と見込み、整備規模を1日84トンと算出したとありますけれども、これを算出した根拠、どのような計算を立てて数字を入れていったのか、それをお願いいたします。そしてまた、1人当たりのごみの排出量、センター1時間当たりの処理量、84トンとは1日何時間の稼働なのか、お願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、現在の計画収集人口1日当たり84トンと算出した根拠について御説明いたします。これにつきましては、数式がございまして、煩雑なので一部省略させていただきますが、計画処理を16時間で焼却するためにはどのぐらいの規模が必要かという推計に基づきまして、主な項目ですと計画収集人口、先ほども数字が出ましたが5万6,821人、1人1日平均排出量919グラム、直接搬入のごみの量1日当たり焼却対象物が8.9トン等々、他の係数も掛けまして算出した経緯がございます。

次の2点目の質問でございます。1人当たりのごみの排出量、1時間当たりの処理量でございます。1人1日平均の排出量の見込みは、先ほども申し上げましたが919グラム、センターの1日時間当たりの処理量につきましては5.25トンでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。そうしますと、現在のクリーンセンターの稼働時間と1日の処理量、これはどうなっていますか。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） 失礼しました。ただいまの御質問についてお答えします。

前年度、27年度の実績で申し上げますと、1日の平均の稼働時間は実績ベースで14.83時間で、1日の平均の処理量、いわゆる焼却量でございますね、こちらにつきましては70.35トンでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 環境政策基本計画を見て、年間のごみが経年ですとトータルで出ています。それをずっと計算で割ってみますと、大体1日365日で割ると46トンくらいですね。そうしますと、クリーンセンターの年間の稼働日数っていうのは何日くらいになりますか。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの質問について御回答いたします。

これも昨年度、27年度の稼働日数でございますが、年間251日でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。それと、1日14.83時間稼働しているんですが、1日のスタートからすぐごみを投入して稼働させてるのか、ある程度温度が上がってから可燃ごみを入れて、それから稼働するのか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの御質問についてお答えいたします。

当施設はですね、通常の業務ですと、おおよそ平均8時20分前後に炉の点火をするという報告が、管理会社から室内放送で報告が入って、その後点火するわけでございます。一般のごみは9時から、一般の御家庭ですね、9時から搬入が始まりますが、その前に事業系の回収のやつが入ってきますので、その後14時間ということで、おおよそ11時近くまで。これはごみの量によりまして、統計をとりますと、意外なことに5月が例年一番投入量が多いので、次は12月ですか、年末の大掃除に伴う、そういう月の変動等ございますが、おおよそ8時20分前後、8時半前後に点火して焼却作業に入る状況でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

それではですね、次に今までの維持管理の経費と平成44年までの霞クリーンセンターの維持管理費、これはどのくらいかかる予定でしょうか。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの御質問についてお答えいたします。

霞クリーンセンターの累計の維持管理費でございます。稼働いたしました平成9年度より、昨年度、平成27年度までの維持管理費の合計は30億4,958万7,224円でございます。これには、さくらクリーンセンターの分も含まれております。平成44年度までの維持管理につきましても、推計ではございますが、平成25年度に実施した余寿命調査において、今後年間平均2億1,000万程度かかると予測されております。

そのようなことから、平成28年度から今後さらにですね、44年度までの予想される金額が35億7,000万となりまして、これまでの維持管理費を加えると、推計でございますが約60億2,000万程度を今後見込まれる状況でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、わかりました。

それでは次に、施設の更新時、当然これは建て替えになっていくかと思えます。全て焼却しないで埋め立てるというわけにはいきませんので。そうしますと、近隣の自治体と今から組合をつくって、計画的に建設計画、そういうものを立てる必要があると私は考えますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの御質問についてお答えいたします。

今後の計画でございます。県内下におきましては、近隣ですね、市町村さんと連携して今後も広域的なごみ処理を行うことは、ごみ処理施設の収益によりまして、より効率的な熱回収や高効率の発電が今後求められておりますので、それらに対応できると考えております。

またですね、先般発生いたしました熊本地震の例によりまして、災害ごみ等ですね、広域的に発生した場合は処理できるということが、社会的にも求められていると推察されます。他の市町村さんとの連携等による広域的な処理につきましても、再生利用が可能な一般廃棄物を

広域的に進めることにより、再生の利用がより容易になる場合があることから、ごみ焼却施設等の集約による全連続炉化や大規模化により、より効率的な熱回収が可能になること等の長所があるということが、本年の28年1月31日付の環境省の告示についても触れられている状況でございます。

そのようなわけで、今後も地域全体ですね、廃棄物処理計画の効率化を図るために、当地域の特性等も踏まえまして、廃棄物処理施設は維持管理や更新に係るコストが、消費税も今後また増税等もございますので、ますます建築費の高騰等もありまして、増大されると予想される状況でございますので、社会の要請に応えるためにも、厳しい財政状況の中でコスト削減を図りながら、今後も必要な廃棄物処理施設を徹底的に効率的に活用していくために、計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進しながら、施設の長寿命化や延命化を図ると考えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） ただいま18番佐藤幸明君が退席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は17名です。

12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、わかりました。将来に向けて、今からしっかりと検討して進めていっていただきたいと思います。

さて、この建設計画の中で、住民に対してどのようなことを訴えていかなければならないと町としては考えていらっしゃるか。その点をお願いします。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） はい、ただいまの質問についてお答えいたします。

今後はですね、社会的使命といたしましていわゆる循環型社会ですね、またCO₂削減社会の実現、いわゆる低炭素社会を推進する社会的使命があると考えております。またですね、住民の方々に対しましてもごみの減量化ですね。これは施設の連続運転、効率等と相反する部分もございますが、一方ではごみの減量化、リサイクルの推進を徹底して、ごみの減量化にも取り組む必要があると考えております。

ちなみにですね、御報告申し上げますが、阿見町は昨年度、これは県の統計資料でございますが、1日1人当たりのごみ排出量が昨年度ですと全体で1,170グラムということで、全県下で38番目、これは多いうことですよね。1人当たりにつきましては、生活系につきましては905グラムで、2番目に県内で多いという、裏返しますと、阿見町の方が豊かでものを豊富に排出するという側面もあろうかと推察される部分もございますが、その面も含めましてごみの

減量化等も訴えながら、より効率的で環境に配慮した取り組みを行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。るる数字をずっと述べていただいて経緯もあるんですが、実は今いろんな経費、建築費含めると、これは非常に莫大なお金がかかってくる。霞クリーンセンターとさくらクリーンセンター、これはある意味セットになってまいります。そうすると、両方で72億4,633万円かかっている、今決算書を見ると、大体年間4億5,000万から5億弱の間を両施設で決算書のほうで出てきている。それを経年でずっと掛けてみますと、やっぱり建築費プラス維持管理費、さくらクリーンセンターに至っては、平成44年でぴったりとまるんじゃなくて、その後も維持管理をずっとしていかななくてはいけないと思いますが、それでも大体220億から240億くらいかかりそうな感じがしてまいります。二百数十日で、なおかつ十三点何時間。

これは効率性が悪いと思うのは、本来であれば、パフォーマンスに対して非常にもったいない施設をつくっちゃったなというのが1点あります。ですから、365日計算でもし回転させて動かしてやると、多分3分の1のくらいの施設規模で、365日昼も夜もぐーんと回転させてやるということはひとつ可能であったのかなと。

よく修理で焼却炉の壁面の改修工事が入ったりしているようですが、あれも実際は熱を加えて冷ましての膨張率の材質の違いによって、それが何度も繰り返しているうちにはがれて劣化して壊れてしまう。

横浜あたりはまた違うんですが、そもそもごみとは何なのかと言ってみると、日本全体で5,000万トン年間出してる。これはかなり前にも私はお話ししたと思うんですが、日本の年間のごみ処理量っていうのは2兆円かかって、1人当たり1万6,000円、阿見町は大体計算してみますと1万5,000円弱くらいになるのかな。若干ほかより安いと思うんですが。東京ドームで136個分、事業系の産業ごみはもっともっと8倍も出てまして、その処理費用っていうのはとんでもない形なんです。

物理学の基礎法則で、物質不滅の法則というのがあるというお話を以前もしました。要は燃やすことで物体はなくなっても、物の質量というのはなくならないで、そのまま形を変えてそこに残る。ということは、いろんなガスやほかのものに切りかわって、その地域に残っていく。水蒸気であったり、二酸化炭素であったり、ダイオキシンと色々なものが出てまいります。空気1立方メートル当たりの重さが1.3キロ、二酸化炭素は20キロって言われてるんですね。ですから、燃やすことによって、目に見えないけど二酸化炭素が周りにずっと沈んできてしま

って、結局それが地球温暖化の1つの原因になってくる。

これからも政治状況、いろんな部分で落ち着いてくると、温暖化の問題がまた大きくクローズアップされてくると思いますが、1つはごみの量、これをいかに減らしていくか。施設規模が、余りにもキャパがあり過ぎるものをつくってしまったことによる財政的負担というのは大きい。これがもし半分で済んだら、100億以上の財調ができたのかなと思いますし、もし3分の1規模で24時間回転させてやれば、1年分の一般会計分くらい浮いたかもしれない。これはわかりませんが、仮定の話なんで。

ただ、今最新の状況を見てますと、横浜市あたりは1日800トン焼却できる炉、最新型をつくって24時間ずっと回してます。スタートするまでに19時間かかりますが、19時間以降は数カ月間ずっと燃やし続ける。集約をして、そこで温度が下がったり上がったりすることによるダイオキシンの発生とか、そういうものを抑えられる。また、それを熱利用化したり、いろんなことをやってます。東京都に至っては、プラスチックも何もぼんぼん燃やして熱を上げて、タービン回して発電して、それを売ってお金にと、横浜もやってますが、そういう熱回収もやっております。

その中で横浜のところをちょっと見てましたら、何がびっくりしたかって言いますと、分別によりここ10年間で市内のごみが何と43%も減ったっていうんです。そうしますと、今から建設計画を立てるときに、人口推計も広域化も大事だと思うんですが、この環境問題、ごみ問題を地域住民の皆様と一緒に考えて減量化をしていけば、その分だけ財政的負担が少なくて済む、そういう施設ができるということが想定されます。

ごみの削減というのは一朝一夕にできることではないので、今から多くの人を巻き込んでいろんな形でのごみの排出をなくしていく、そういう運動をしながら、広域化も含めて建設計画を今からつくっていくことが、その時期になったときに最も適正な焼却場の建設になっていくのではないかと。こういうことを今日は提案しようと思って、この一般質問をさせていただきました。

そして、食べる物に関しても、日本は1人当たり2,600キロカロリー消費をしている。実際に摂取をしているのは1人2,000カロリー。ということは、学校給食1食分を毎年1人が生ごみとして出している。そういうことも考えてみますと、ごみの分別、食物の残渣をなくしていくということも含めて、いろんなことがこれからは考えられていくと思います。ですから、クリーンセンター、将来的にまた焼却場をつくっていくとは思いますが、財政面、環境面全て含めて町民みんなでこれをどう考えるかといったところを、ぜひ運動論として推し進めていただければ、将来このクリーンセンター建設のときに無駄な税金投与、経費をかけることなく、環境負荷の優しい別の形の阿見町になっているんじゃないかと思うんですが、その点、町

長いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） ほんとに御所見はそのとおりだと思います。今の段階だと牛久との広域という形、ほかはもう広域やってますからね。そのときに、じゃあ牛久はどこまでの耐用年数か、阿見町との耐用年数はどこまで、そこをきちんと精査して、それまでに阿見町のいろんな面での減量化というか、そういうことをきちんと、阿見町は阿見町できちんとね、対策をやって、その年度にはこのぐらいになるよって。そうすればすぐね、牛久との広域にしてもすぐ入れるんじゃないかなと思います。

今の場合は雑駁にごみを入れて、それは焼却炉がね、あんだけ大きいもんですから、かえって稼働しないっていう、焼却炉を傷めてしまうっていう、そういう状況も見られると思います。これが365日ずっと24時間動くっていうことになったときに、いろんな問題が解決していくのかなと。そのためにもごみの減量化をしながら、統廃合したときにこのぐらいの量で、人口がこのぐらいでっていうのが出てくると思うんでね、そういう面での焼却炉の大きさとか、そういうものが私は出てくるのかなと。そういう面では今が大事だし、きちんと計画を立てながらやっていきたいなと思います。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 大変にありがとうございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで12番川畑秀慈君の質問を終わります。

休会の件

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月17日から6月27日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時23分散会

第 4 号

[6 月 28 日]

平成28年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成28年6月28日（第4日）

○出席議員

| | |
|-----|--------|
| 1番 | 紙井和美君 |
| 2番 | 石引大介君 |
| 3番 | 井田真一君 |
| 4番 | 高野好央君 |
| 5番 | 樋口達哉君 |
| 6番 | 栗原宜行君 |
| 7番 | 野口雅弘君 |
| 8番 | 永井義一君 |
| 9番 | 海野隆君 |
| 10番 | 平岡博君 |
| 11番 | 久保谷充君 |
| 12番 | 川畑秀慈君 |
| 13番 | 難波千香子君 |
| 14番 | 柴原成一君 |
| 15番 | 久保谷実君 |
| 16番 | 吉田憲市君 |
| 17番 | 倉持松雄君 |
| 18番 | 佐藤幸明君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

| | |
|-------|--------|
| 町長 | 天田富司男君 |
| 教育長 | 菅谷道生君 |
| 町長公室長 | 篠崎慎一君 |
| 総務部長 | 小口勝美君 |

| | |
|---------------------|-------|
| 町民生活部長 | 篠原尚彦君 |
| 保健福祉部長 | 飯野利明君 |
| 産業建設部長 | 湯原幸徳君 |
| 教育委員会教育次長 | 大野利明君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤吉一君 |
| 政策秘書課長 | 佐藤哲朗君 |
| 総務課長 | 青山公雄君 |
| 財政課長 | 大塚芳夫君 |
| 管財課長 | 飯村弘一君 |
| 高齢福祉課長兼 福祉センター所長 | 湯原勝行君 |
| 上下水道課長 | 坪田博君 |
| 生涯学習課長兼 中央公民館長 | 松本道雄君 |

○議会事務局出席者

| | |
|------|-----|
| 事務局長 | 吉田衛 |
| 書記 | 大竹久 |

平成28年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成28年6月28日 午前10時開議

日程第1 行政報告

日程第2 議案第62号 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について

議案第63号 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

議案第64号 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第65号 平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号）

議案第66号 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第67号 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第68号 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第69号 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第70号 平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第72号 町民体育館耐震改修工事請負契約について

日程第5 議案第73号 役場庁舎増築棟給排水設備改修工事請負契約について

日程第6 議案第74号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

議案第75号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について

日程第7 請願第2号 所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書

日程第8 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

行政報告

○議長（紙井和美君） 日程第1，行政報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん，おはようございます。梅雨の真ただ中なんですけど，なかなか，利根川水系等が水不足っていうことで，非常に心配しております。

それでは，行政報告事項を申し上げます。

今定例会開会日に報告いたしました平成26年（ワ）第187号損害賠償等請求事件について，原告藤井孝幸氏からの控訴の提起がありました。一般的に，控訴状の送達には時間を要するものでありますので，控訴理由等がわかりませんが，当該訴訟は東京高等裁判所での控訴審で争われる見込みであります。なお，控訴審についても，一審同様，弁護士に訴訟代理人を委任することとし，その費用等については，今後，必要に応じ補正予算で対応する見込みであります。議員各位の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 以上で行政報告を終わります。

議案第62号 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について

議案第63号 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

議案第64号 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正につ

いて

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2、議案第62号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第63号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第64号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る6月14日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月17日午後1時55分に開会し、午後2時55分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名全員で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員17名、議会事務局より2名の出席をいただきました。

初めに、議案第62号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、主任介護支援専門員の資格については、5年を超えない期間内に主任介護支援専門員更新研修を受講すると書いてあるが、今までは更新のための研修はなかったのかとの質疑に対し、今まではこの更新制度がなく、今回初めて更新制度が設けられましたと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第62号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第63号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、59条の2、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減と書いてあるが、どういう意味なのかとの質疑に対し、通常、家庭において、その利用する本人を家族の方が介護していますが、通所している間、その家族の身体

的、精神的負担を取り除くためのサービスという位置づけですと答弁がありました。

次に、59条の4、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所のほかの職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとあるが、どういうことなのかとの質疑に対して、この通所介護事業の管理者について、例えば、同一敷地内に認知症型のグループホームの地域密着型の施設が置かれている場合、通所介護事業に管理者として支障がない限りは、同じ敷地内または近くにある事業所に行って職務に携わってもよいということだと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第63号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第64号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第62号から議案第64号までの3件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案3件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第64号までの3件は、原案どおり可決することに決しました。

| | |
|--------|--------------------------------|
| 議案第65号 | 平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号） |
| 議案第66号 | 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第67号 | 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第68号 | 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第69号 | 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第70号 | 平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第71号 | 平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号） |

○議長（紙井和美君） 次に、日程第3、議案第65号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第66号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第67号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第68号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第69号、平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第70号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第71号、平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る6月14日の本会議において所管常任委員会に付託されましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして総務常任委員会に付託されました議案について、審査の報告と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成28年6月17日午前10時に開会し、午前10時47分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長初め19名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴された方は7名いらっしゃいました。

それでは、議案第65号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会所管事項について、審査の結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、13ページの町民活動センター事業の減額の原因について質問があり、執行部からは、昨年度まではセンター長が非常勤特別職で報酬として支払っていましたが、今年度からは再任用職員が就任しておりますので、町民活動推進費の職員給与関

係のほうに計上しております。その関係での減額です。勤務関係については変わりありませんという答弁がございました。

さらに、委員からは、23ページの環境保全監視員報酬の減額の理由は何ですかという質問がありました。

執行部からは、監視員については、月額報酬25万円で、警察本部から人材の派遣をお願いしております。本年度当初の4月からの体制が整わず5月からになりましたので、1カ月分を減額するものでありますという答弁がありました。

また、委員から、消防費の全国消防操法大会で51万円が補正されていますが、その理由は何ですかという質問があり、執行部からは、長野県で開催される全国消防操法大会に茨城県代表として阿見町のチームが出席します。その事前訓練が、当初予定していた大会前日だけでなく前々日にもある可能性があるということで、その分の宿泊費を補正したものでありますという答弁がありました。

また、委員から、国民体育大会の特別旅費の関係で補正が組まれていますが、視察だと思えますが、具体的には何カ所ぐらい、どのようなメンバーで、何回ぐらい計画されているのかという質問があり、執行部からは、まず、宮古市で開催される今年の岩手国体に5名、それから新居浜市で行われる愛媛大会リハーサル大会に4名、岩手国体終了後行われる後催の都道府県を対象に行われる説明会に5名、3回の視察を予定しております。岩手国体は、当初3名で視察ということで、商工部門と協働部門の2名を追加して5名で参加する予定でありますという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なく、討論を終結し、採決に入り、議案第65号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 次に、民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） それでは、議案第65号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、うち民生教育常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、地域再生計画策定事業3,050万4,000円マイナスになっている理由は何かとの質疑に対して、平成27年度3月補正予算の、生涯町づくり事業を補正予算で提案しましたが、地域再生計画策定事業については、平成27年度の地域策定事業の延長として地域再生戦略交付金を用いた事業実施計画等の策定費でした。地域再生戦略については2分の1の国からの補助金で進めました。しかし、3月補正予算の段階で、国のほうで新たな政策として地

方創生の加速化交付金10分の10の補助金があり、この事業を生涯活躍の町づくり事業という形で補正予算を計上し、国に申請した結果、地方加速化交付金の決定を受け、その事業費をもって同一事業を行う形になりましたので、当初予算で計上しました地域再生戦略交付金を用いた、この地域再生計画策定事業については、全額減額をしましたと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、社会人T T配置事業、年初予算で673万8,000円でしたが、今回も139万6,000円に補正されている理由はどの質疑に対して、吉原小学校が現在人数が少ないため複式学級という授業形態になっています。阿見町には、本郷小学校のように大きい小学校もあります。そこには県の予算から少人数加配で学級数に応じて決められた職員の数に対して、少し余分にプラスをして、毎年配置をしてもらっています。ただし、児童数に比例するため、複式学級とか小さい学校には配置されません。

阿見町では、小さい学校にも教育が行き届くように、町の非常勤講師を小さい学校にも1名ずつ配置する政策をとっています。しかし、複式学級の吉原小学校では、2つの学年が一緒に授業を行う。例えば、1、2年生では生活科という教科があります。3年生から理科という教科が入ってきます。そうすると、2年生と3年生と一緒にやっているこの時間は、理科の勉強をする3年生と生活科を勉強する2年生と一緒に生活科と理科を学んだりするときのために、町で雇ってくれた先生が片方を見て、複式に対して対応をしています。

また、ほかの実穀小、君原小についても、つけてある非常勤講師は算数が苦手な児童に対して個別に指導ができるような活用をしていますが、吉原小は複式のためになかなかできない。そうすると、高学年の5年生、6年生では手厚い指導ができないため、複式のときには1名多くなります。

各学校に格差がないようにするためには、実態を把握したり、どういう方法がいいかということを検討するのに時間がかかったため、年度初めからの予算どりができなかつたためですと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、各学校に配置している非常勤講師の人数はという質疑に対して、当初予算は4人です。小規模校の実穀小、吉原小、君原小、阿見第二小に1名ずつです。吉原小は複式学級になっているため1名増員しましたと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第65号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第66号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を許しましたところ、国保運営協議会運営費が、なぜ減額になったのかとの質疑に対して、協議会のメンバー14名の中に5名の議員が入っており、5名の議員報酬はないための減額補正

ですと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第66号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第69号、平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第69号、平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第70号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第70号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 次に、産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、命によりまして産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成28年6月20日午前9時59分に開会し、午前10時16分まで慎重審議を行いました。出席議員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め8名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は7名でした。

まず初めに、議案第65号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、新商品開発事業支援補助金は、どこの団体で、何について、幾ら補助する予定なのかとの質疑があり、執行部からは、阿見町産レンコンパウダーを使用したしっとりパウンドケーキの開発と、ヤーコン、レンコンを使用した乾めんの開発の2点で、しっとりパウンドケーキについては、事業者が塚本工業株式会社、JA茨城かすみ、製造業者の3者からの申請となっており、事業費は160万円で、補助額は上限の100万円になる予定です。また、ヤーコン、レンコンを使用した乾めんの開発については、JA茨城かすみ、楽農人といひまして、楽農人というのは、茨大生と医療大学生のサークルでつくった団体で、その団体と、それから青木製麺という3者からの申請となっており、事業費は約30万円ですので、補助額は20万円となっておりますという答弁がありました。

次に、補助金は限度はつけないで、商品が開発されるごとにつけていくのですかとの質疑があり、執行部からは、今年度は80万円という金額になっており、申請があれば、その都度補正によって対応していく予定ですとの答弁がありました。

次に、親水施設工事8,500万は補正としては多いが、急遽何かあったのでしょうかとの質疑があり、執行部からは、国体関連の堤脚水路の工事ということで計上させていただいておりますとの答弁がありました。

次に、住宅維持管理費270万6,000円の経緯と今後の予定はとの質疑があり、執行部からは、曙住宅に関して、用途廃止に向けて地元の区長さんと協議し、今後は、入居者の9名に対し、個別訪問により意向調査の中で承諾を得て、29年度以降に曙アパートのほうに移転していただくことを考えていますとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第65号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第67号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を許しましたところ、使用料徴収事務の内容について説明をお願いしますとの質疑があり、執行部からは、水道で大口事業者の見込みが立って、水道料金の改定をしたいと。それにあわせて下水道料金のほうも見直しを行い、双方とも適正な価格を設定したいということで、どのくらいのお金が適正な価格なのかを探るための業務委託ということになっておりますとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論もなし。討論を終結し、採決に入り、議案第67号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第68号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第71号、平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、福田配水整備工事が急遽入ったのかと、確認をしたいとの質疑があり、執行部からは、大口事業者を取り込むための事業で、大口事業者との協議は断続的に続けておりましたけれども、予算の段階では、どのような施設が必要なのか決定されてなかったため、当初予算には計上できませんでした。今回、その施設が決まりましたので、補正をお願いしておりますとの答弁がございました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第71号、平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第65号から議案第71号までの7件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案7件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第71号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第72号 町民体育館耐震改修工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第4、議案第72号、町民体育館耐震改修工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る6月14日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） それでは、議案第72号、町民体育館耐震改修工事請負契約について申し上げます。

質疑を許しましたところ、一括発注にした理由はどの質疑に対して、体育館の改修工事の整備目的というのは、耐震工事によって利用者に安全を提供したいという点と、早く完成して利用者に開放したいということが前提で、全体内容を検討した結果、この一括発注ということで決めました。体育館のエリアでは、分割発注には適さない。工事経費の点でいえば、それぞれの設計書に仮設材、足場、鉄板、つり上げユニック機械の運搬費を計上し、それぞれの設計書

に金額が入るため、コストが高くなってしまいます。一括発注による工事は、円滑に進められることと、コスト削減ができることの2点あるため、一括発注の判断をさせていただきました。この方法につきましては、冒頭に申し上げました一般競争入札実施要綱の第4条により、資格審査委員会の中での決定事項となりますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第72号、町民体育館耐震改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第72号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第73号 役場庁舎増築棟給排水設備改修工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第5、議案第73号、役場庁舎増築棟給排水設備改修工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る6月14日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第73号、役場庁舎増築棟給排水設備改修工事請負契約について、審査の結果について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、いただいた工事概要書の中で、施工箇所に赤色が塗ってありますが、2階部分と3階部分、この部分に給排水の水回りがあるのかなあと感じる箇所がありますが、その部分はどのような改修工事になりますかという質問がありました。

執行部からは、3階部分については、倉庫と機械室ですが、1階にある貯水槽と屋上にある高架水槽を取り替えるために管路を設けるために、その部分の天井をあけます。また、2階のほうは、3階の水回りを修繕するときに、2階の天井をばらす工事となりますという答弁がありました。

また、委員からは、トイレの改修はどのようになりますかという質問があり、執行部からは、洋式のトイレになりますが、各階1基は和式のトイレを設ける予定ですよという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なく、討論を終結し、採決に入り、議案第73号、役場庁舎増築棟給排水設備改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第73号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第74号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

議案第75号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更に伴う財産処分について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第6、議案第74号、稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について、議案第75号、稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更に伴う財産処分について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る6月14日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） それでは、議案第74号、稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第74号、稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第75号、稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更に伴う財産処分について、質疑を許しましたところ、この施設に阿見町からは何人入所しているのか、また、町から拠出している金額は幾らなのかとの質疑に対して、現在1名の方が入所しています。

拠出金は、入所している方については、入所の措置費を支払っています。平成27年度より、稲敷地方広域市町村圏事務組合の組合構成市町村となったことから、施設の維持管理費の負担ということで、平成27年度については115万2,000円、平成28年度は46万5,000円を負担金として支払っていますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第75号、稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更に伴う財産処分については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第74号から議案第75号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号から議案第75号までの2

件は、原案どおり可決することに決しました。

請願第2号 所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書

○議長（紙井和美君） 次に、日程第7、請願第2号、所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

本案については、去る6月14日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、請願第2号、所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、紹介議員より説明を求めました。その後、質疑を許しましたところ、委員から、請願は阿見町の住民ではない方から上がっているということですかという質問があり、紹介議員からは、請願者の住所は土浦市烏山ですが、茨城県商工団体連合会土浦民主商工会婦人部の部長という立場で請願しております。婦人部部長に阿見の人がなれば、住所は阿見町になりますという説明がございました。

また、委員からは、基本的には土浦市から請願を上げるのが筋ではありませんか、阿見町の住民からこういう請願は上がっていないのですかという質問があり、紹介議員からは、土浦市にも阿見、稲敷、美浦にも同じような形で請願しています。阿見町にも20人ぐらいの会員がいますが、全国的な問題なので、地方議会から意見を出すということでやっておりますという説明がありました。

さらに、委員からは、私は長く公務員をやっていたものですから、自営業者の経費というのがすごくうらやましかったです。サラリーマンの103万円所得税控除や130万円を超えた場合の税金、一緒に上げるのであればよいと思いますが、片方だけなのは片手落ちだと思いますという質問があり、紹介議員からは、今回の請願は、所得税法56条の見直しのもので、自営業者の中での白色申告についてですので、サラリーマンの件については別な領域ということだという説明がありました。

さらに、56条では、対価の支払いは必要経費に算入されないとなっておりますが、それを補完するために57条では、青色申告をして一定の所得を得るということになっております。56条だけ

を変えろということには理解できませんという質問があり、紹介議員からは、56条の特例として、青色申告をすれば必要経費として認められるという57条があります。しかし、2年前から、白色申告も記帳義務化ができてきたということもあります。にもかかわらず、白色は経費として算入できないというのはおかしい。差別ではないかという説明がございました。

さらに、委員からは、事業主が、奥さんなど家族の人に一定の給料を払うことであれば、青色申告をきちんとして、一定の控除を受けるという方法があると思います。それをしないで、56条の見直しだけをというのには理解できませんという質問があり、紹介議員からは、どちらの申告をするかは、あくまでも申告する個人が選ぶ事由であります。簡易記帳とはいえ、記帳義務は生じており、どちらを選択するにしても認められるようにすべきだと思いますという説明がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論では、阿見町の住民から具体的な例が上がっていない。国政に関することでもあります。また、青色申告をすれば済むということである。記帳義務化されたからといって、青色申告と同じように必要経費ということに結びつけるのはちょっと違和感がありますという討論がありました。

賛成討論では、さまざまな意見を聞いてみると、記帳義務化に伴って、権利というものは生じてくると思います。麻生内閣時代から政府内部で検討が進んでいる。地方議会として政府に56条の見直しの意見書を提出すべきだと思います。私もこの問題の中にいます。青色よりは簡易でよいと思うことで記帳しているが、別な問題もあります。例えば離婚するなどという場合、奥さんの収入は86万円しか申告していませんから、女性が圧倒的に不利になるということもあります。奥さんの働きに見合った支払いをするという、できるように見直しをすべきだと思いますという賛成討論がありました。

討論を終結し、採決に入りました。請願第2号、所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書については、賛成少数により、不採択と決しました。

以上、委員長からの報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

討論があるようですので、まずは、原案に反対者から発言を許します。

7番野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） かわいそうだとは思いますが、実際の話、阿見町にある商工会では青色申告会というのがあるんです。ですから、青色申告会を推奨している立場としては、

これは反対するしかありません。すいません。

○議長（紙井和美君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 賛成討論を行います。その前に資料を配っていいですか、資料、すいません、ちょっと。

それではですね、私は総務常任委員会委員長報告の不採択に反対、請願に賛成という立場で討論を行います。

私は、所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書を提出することに賛成をいたします。

税務署の職員が学ぶ税務大学校が発行する「税務大学校論争」という本があります。これは、税務大学校の研究部教授等が執筆した租税、税務会計等に関する研究論文、凡例研究、租税資料紹介等が収録されております。いわば日本における税務関係の問題や課題についての一定の方向性を示したものと言うことができます。

所得税法56条については、「親族が事業から受ける対価の取り扱いについての一考察」という題で、税務大学校教育官である斎藤信雄氏が書いております。その内容を御紹介することによって、賛成討論にかえたいと思います。

斎藤氏は、所得税においては、事業主と生計を一にする親族が事業から対価の支払いを受ける場合には、その対価の額は、原則としてその事業所得の金額の計算上、必要経費に算入しない——所得税法56条——こととしている。この規定は、現行法の基礎となった昭和23年改正法により設けられた規定であり、所得税法の基本となる個人単位課税の特例であると理解されている。

ところで、申告納税制度は、創設以来既に50年余を経過していることから、納税者の間に定着していると言われている。そして、納税者環境についても、戦後生まれの世代が壮年期を迎えた今日において、家族関係も大幅に変化し、納税者意識もまた大幅に変化している。そのような中で、個人事業者の所得計算において、親族が事業から受ける対価の必要経費算入を認めないという所得税法56条の規定の合理性について疑問が投げかけられている。

また、昭和60年から白色申告者に対する記帳義務制度が施行され、一定の要件に該当する白色申告者には記帳義務が課されることとなったが、事業専従者の取り扱いについては、従来どおり一定の事業専従者控除しか認められていないのは、青色申告者の事業専従者給与の取り扱いと比較して不合理ではないかという見解から、青色申告者に認められている特典のうちの幾つかは、記帳義務の課される白色申告者にも認めるべきではないかという意見も出されていると述べております。

斎藤氏は、結論として、親族が事業から受ける対価の取り扱いを規制する所得税法56条の立法趣旨は、我が国における個人事業が家族全体の協力のもとに家族の個人財産を共同で管理、使用して成り立つものが多く、それについて個々の対価を支払う慣例があるとはいえないため、家計と事業から生ずる所得を切り離して考えること自体に無理があり、個人財産の使用に対する対価を一般に必要経費に認めるとすると、家族間の取り決めによる恣意的な所得分割を許すこととなり、税負担の不公正をもたらす結果となること。また、その対価の金額も恣意的に決められることが多く、客観的に合理的な対価の額を算出することが實際上困難であることなどを根拠として設けられた規定である。

しかし、この規定が制定されてから、既に50年余を経過しており、当時の時代背景や個人事業の実態は、その後の社会経済情勢の変化に伴って大幅に変化し、白色申告者に対して記帳義務を課せるほどに記帳環境が定着したと言われている。また、個人の権利意識や家族関係についても、当時とは大幅に異なる状況になっており、さらに、課税当局の課税体制や租税理論の発達も目覚ましい状況にある。そして、申告納税制度が定着し、納税者環境も整ってきた今日においては、所得税法56条を存続させる理由が乏しくなっているものと考えられると述べて、以上のように、所得税法56条の立法趣旨の観点からは、その背景となった社会情勢や税務を取り巻く環境は大きく変化しており、この規定を存続させる積極的な理由が見出し得ない状況にある。したがって、所得税法56条の規定は削除すべき時期に来ていると思われると述べております。

現在、日本での所得税の申告納税制度は、納税者が自ら税法に従って所得金額と税額を正しく計算することで納税するという形をとっています。1年間の所得金額を正確に計算し申告するためには、毎日の収入金額や必要経費に関する取引の状況の記帳と、取引の際に作成したり受け取ったりした書類の保存を行う必要があります。戦後の税制を決めたシャープ勧告は、所得税中心主義と課税の公平を強調しています。所得税は国民を市民的自覚にただしめる税と位置づけられ、その適正な執行には、納税者のコンプライアンスの向上が不可欠であり、それは正確な帳簿、記帳をつける場合のみ可能であることは自明の理と指摘されています。しかし、当時の記帳慣行が乏しい状況では、所得税の適正執行することが難しかったために、記帳を基礎とした申告を普及される必要が認識され、青色申告制度が創設されたと言われています。青色申告制度には正しい記帳による申告を普及する役割が与えられ、記帳環境が備わった暁には、記帳義務へ移行するという過渡的な性格を持つことになったと言われています。そして、青色申告制度にはインセンティブとしての特典が用意されるという制度的特徴を持つことになりました。

今回の請願である白色申告は、平成25年度以前では、不動産所得、事業所得、山林所得の合

計金額が300万円を超える場合には記帳、帳簿や書類などの保存義務が発生していました。それに対して、300万円以下の事業者に対しては、特に記帳義務などはありませんでした。そのため、事業所得などの合計収入は300万円以下で、簡単に確定申告を済ませたい方が白色申告を選択することが多くなっていました。青色申告者の場合には、一定の要件を備えた帳簿書類の備えつけ、記帳、保存が定められていたのに対し、白色申告者の場合は、一定の人、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に対してだけ記帳制度や記録保存制度が設けられていました。

しかし、平成26年1月以降の税制改正の中で、所得税の申告の必要がない方を含み、不動産所得、事業所得、山林所得がある全ての方に、収入の金額にかかわらず、記帳、帳簿や書類の保存が義務化されることになりました。

そうした記帳義務化の流れは、所得税法の特例である白色申告及びその特例である青色申告制度の見直しが政府内部でも進んでいることをうかがうものであります。多くの税理士会や地方議会からも同様な意見が上がっていることも考慮に入れるならば、阿見町議会としても、地域経済を担う中小零細企業事業主の要請に応えるべきものであると考えることができます。

したがって、所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書を採択することに賛成するものです。

以上です。

○議長（紙井和美君） 続きます。反対者の発言を許します。

12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 私は、この所得税法56条の見直しを求める意見書の提出に関して、反対の立場で討論させていただきます。

まず、事業主、これは事業の経営者でございます。経営者であれば、配偶者であろうと親族であろうと、仕事をしているのであれば、給料を支払うのが当たり前であると、私は考えます。そうであれば、必要経費として認められる科目も多く、当然、事業主は配偶者、その親族が働いた分も、その対価に当たる給料とは経費として認められる。控除の科目、金額も多くなる。この申告に変えるように、当然、なっていくと思います。

これは、所得の申告の仕方による、事業主の、私は選択の問題であると、こう考えます。この文面にも、平成26年以降、白色申告も記帳義務化が課せられ、青色と白色の申告の差がなくなっているのでは、なおさらのこと、申告の方法は、私は変更すべきである。人格にかかわる差別とは、事業主の仕事を生懸命手伝い、仕事をしている配偶者、親族に対して対価、報酬を支払わない事業主のほうに、私は問われるべきであると思います。

よって、この請願書、意見書の提出には反対をいたします。

○議長（紙井和美君） 次に、賛成者の発言を許します。

16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 私は、この請願をですね、採択することに賛成をいたします。

この所得税法56条のですね、言われているのはですね、1950年にさかのぼると思います。コロンビア大学のシャウプ先生がですね、GHQの要請に基づいてですね、日本の経済、税制面からですね、見直していこうじゃないかということで、日本にですね、やって調査をしたと。で、意見書を出しております。その意見書の中を読みますと、やはり、所得税法の、今、問われている56条、家族がですね、働いた分をですね、損金算入しないというのはおかしいということを行っています。

それはですね、そもそもはですね、戦前の旧憲法、それから旧民法においてですね、家族制度ということで、1軒の所得は、いかにあろうともですね、その長、家長がですね、申告すればいいということでした。そういう制度がとられていたわけですね。ところが、昭和22年、1947年、憲法が改正され、新しい憲法になり、民法も当然に新民法がされております。その中で、やはり、その制度がですね、その時点、要するにシャウプ勧告が出た時点で、シャウプ先生が意見書の中ではですね、もう当然にこの問題は解決をしているわけです。要するに、これはおかしいということですね。ですから、それがですね、もう65年もたってね、このシャウプ勧告が出てから65年もたって、まだこういう問題を問いてるということ自身が、私は非常におかしいというふうに思いますので、この請願第2号についてはですね、採択をするほうに賛成をいたします。

○議長（紙井和美君） ほかに、反対者の発言を許します。

14番柴原成一君。

○14番（柴原成一君） この請願に反対いたします。

この趣旨の中の、人格にかかわる差別はやめるべきというのは同意できますが、青色、白色、今……。

○議長（紙井和美君） すいません、私語を慎んでください。

○14番（柴原成一君） 今は、法人にするのが簡単になっています。ですから、その家族関係に給与をきちんと支払いたいというのであれば、難しいことはわかりませんが、法人に——ほとんど金かからないと聞いています。法人にすれば済む問題ではないかと思えます。

以上によって、この請願に反対いたします。

○議長（紙井和美君） 続いて、賛成者の発言を許します。

15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 私は、この所得税法第56条の見直しを求める意見書に賛成をいたし

ます。

これ総務委員会でも言いましたけども、1つは、家族の者にとって86万円しか、いわゆる収入がないと同じ形になるわけですよ、この形では。私もこれあったんですけども、離婚のときに奥さんの収入というのがなかなか認められなかったと、そういうことなんですよ。

それから、もう1つ、青色、白色の問題が出ていますけども、白色でも、傭人いわゆる人を雇ったお金というのは認められるわけなんです。それを家族だけに認めないというのは、非常に不合理ではないかと。他人に対しては認めて、家族には認めない。やはり、家族にもきちんと払ったものは払ったもので認めると。青色にすればいいんじゃないかという話が随分出てますけども、まだまだ阿見町では中小企業や、農家など特にそうですけども、白色使用が多いと思うんですね。そういう人たちに青色申告がいいですよという指導をしながら、一方では、きちんと今のことを保護していくと。きちんと今の状態を傭人費として認めると。それが非常に大切であると思いますので、私はこの意見書に賛成をいたします。

○議長（紙井和美君） ほかに、反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第2号についての委員長報告は、不採択であります。

本案を原案のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立少数であります。よって、請願第2号は、不採択とすることに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第8、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

閉会の宣告

○議長（紙井和美君） これで本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

議員各位におかれましては終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上ともに御自愛、御健勝を御祈念いたします。

これをもちまして、平成28年第2回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 紙 井 和 美

署 名 員 平 岡 博

署 名 員 久保谷 充

参 考 资 料

平成28年第2回定例会 議案付託表

| | | |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>総務常任委員会</p> | <p>議案第65号 議案第73号 請願第2号</p> | <p>平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 総務常任委員会所管事項 役場庁舎増築棟給排水設備改修工事請負契約について 所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書</p> |
| <p>民生教育 常任委員会</p> | <p>議案第62号 議案第63号 議案第64号 議案第65号 議案第66号 議案第69号 議案第70号 議案第72号 議案第74号 議案第75号</p> | <p>阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について 平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） 平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 町民体育館耐震改修工事請負契約について 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について</p> |
| <p>産業建設 常任委員会</p> | <p>議案第65号 議案第67号</p> | <p>平成28年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第</p> |

| | | |
|-----------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| <p>産業建設 常任委員会</p> | <p>議案第68号 議案第71号</p> | <p>1号) 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1号) 平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号)</p> |
|-----------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成28年3月～平成28年6月

1. 委員会（協議会）の活動

| 委員会名 | 月 日 | 場 所 | 事 件 |
|------------|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議会運営委員会 | 5月10日 | 第2委員会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・阿見町議会基本条例に係る反問権等の運用について ・その他 |
| | 6月6日 | 第2委員会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の定例会の日程について ・その他 |
| | 6月7日 | 第2委員会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回定例会会期日程等について ・その他 |
| 議会だより編集委員会 | 3月29日 | 第2委員会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第148号の発行について ・その他 |
| | 4月19日 | 第2委員会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第148号の発行について ・その他 |
| 全員協議会 | 4月6日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・臨時会（初議会）の日程について ・仮議席，議席の指定方法について ・議長及び副議長選挙の方法について ・会議録署名議員等の指名方法について ・議会選出の町監査委員の選出方法について ・常任委員会委員の選出方法について ・議会運営委員会委員の選出方法について ・一部事務組合議会議員の選出方法につ |

| | | | |
|-----------|-------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全 員 協 議 会 | 4月6日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> いて ・ 全員協議会の議員席の指定方法について ・ 費用弁償の支給について ・ その他 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所整備計画について ・ 町営曙住宅の用途廃止について ・ 町民体育館耐震補強工事に伴う休館について ・ あて職について ・ 議会だより編集委員会委員の選出について ・ その他 |
| | 5月10日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 阿見町議会基本条例の施行に伴う研修会 ・ その他 |
| | 6月6日 | 全員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第74回国民体育大会セーリング競技会の進捗状況について ・ 道の駅整備に関する進捗状況について ・ 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任について ・ 役場庁舎増築棟給排水設備改修工事請負契約について ・ 阿見町国民保護計画の一部変更について ・ 第2次阿見町地域福祉計画について ・ 地域再生計画について ・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の |

| | | | |
|-----------|---------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全 員 協 議 会 | 6 月 6 日 | 全員協議会室 | 変更及び財産処分について ・阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ・阿見町立学校再編事業及び本郷地区新小学校建設事業の進捗状況について ・町民体育館耐震改修工事請負契約について ・その他 |
|-----------|---------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2. 一部事務組合議員活動状況

| 組 合 名 | 月 日 | 事 件 | 議決結果等 | 出 席 者 |
|--------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------|
| 牛久市・阿見町 斎場組合 | 5月29日 | 第1回臨時会 ・副議長選挙 ・専決処分の承認を求めること について ・専決処分の承認を求めること について ・専決処分の承認を求めること について ・専決処分の承認を求めること について ・工事請負契約の締結について | 難波千香子氏 (阿見町) 原案承認 原案承認 原案承認 原案承認 原案可決 | 難波千香子 海野 隆 野口雅弘 |
| 稲敷地方広域市 町村圏事務組合 | 5月25日 | 全員協議会 ・養護老人ホーム松風園民営化 に伴う規約改正等について | | 佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博 |
| | 5月25日 | 第1回臨時会 ・稲敷地方広域市町村圏事務組 合職員の退職管理に関する条 例について ・稲敷地方広域市町村圏事務組 合行政手続条例について ・稲敷地方広域市町村圏事務組 合行政不服審査に関する条例 について ・稲敷地方広域市町村圏事務組 合情報公開条例の一部を改正 | 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 | 佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博 |

| | | | | |
|----------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| <p>稲敷地方広域市 町村圏事務組合</p> | <p>5月25日</p> | <p>する条例について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について ・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について ・ 消防ポンプ自動車の取得について ・ 水槽付消防ポンプ自動車の取得について ・ 専決処分の承認を求めることについて | <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案承認</p> | <p>佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博</p> |
|----------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------|

請 願 文 書 表

平成28年第2回定例会

| 整理番号 | 受年月理日 | 件名および要旨 | 住所氏名 提出者 | 氏名 紹介議員名 | 議決結果 |
|------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------|------|
| 2 | 平成28年6月7日 | <p>1. 件名 所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書</p> <p>2. 主旨 私たち零細中小企業者（自営業者）は地域の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。 家族従業者の働き分（自家労賃）を「所得税法56条」は「事業主の配偶者とその親族が従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）として必要経費として認めていません。 家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者は86万円、家族は50万円控除されるのみで最低賃金にも達していません。交通事故で入院しても保障日額が専業主婦の5,700円より低い2,300円しか認められない人もいました。 「青色申告」にすれば済むのではと思われませんが、現在では（平成26年以降）すべての白色申告者も「記帳義務化」が課され、青色と白色の差はなくなっています。 「国連女性差別撤廃委員会」は「人格にかかわる差別はやめるべき」と日本政府に勧告をしており、財務大臣は「56条の見直しについて研究する」と国会で表明しています。 全国でも416自治体で「所得税法56条」の見直しや廃止を求める意見書が採択されています。 阿見町議会におかれましても、皆様のご理解とご協力をいただき「所得税法56条」を見直し、家族従業者への働き分を認め、その支払い給与を必要経費に算入できるよう、国に「意見書」を上げていただきますようお願いいたします。</p> <p>（請願事項）</p> <p>1. 所得税法56条の見直しを求める意見書を国に提出していただくこと。</p> | 茨城県商工団体連合会 茨城県つくば市上ノ室2-118-6 土浦民主商工会婦人部 部長 坂上ひとみ | 永井 義一 | |